

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

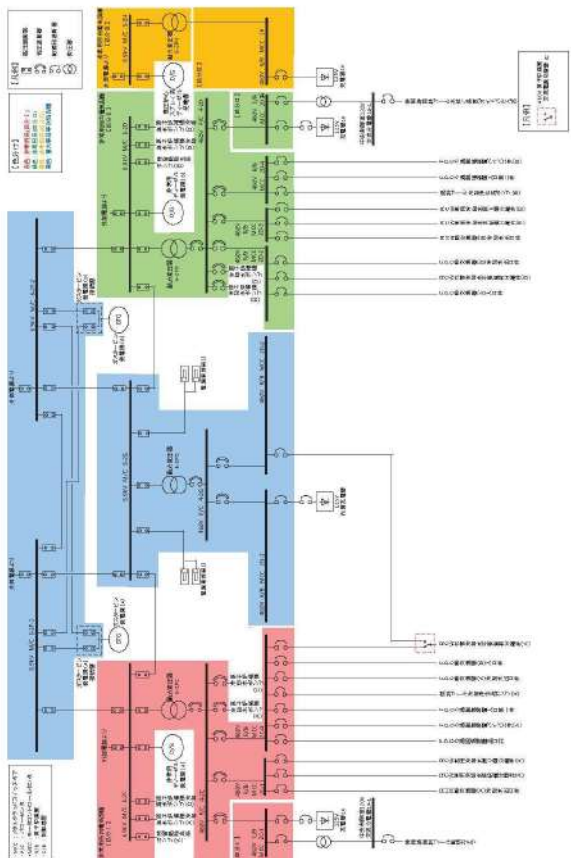
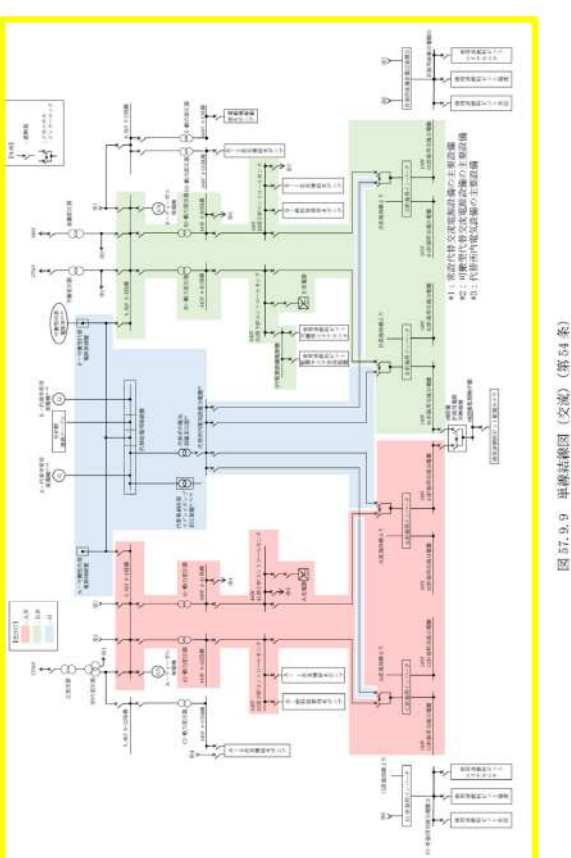
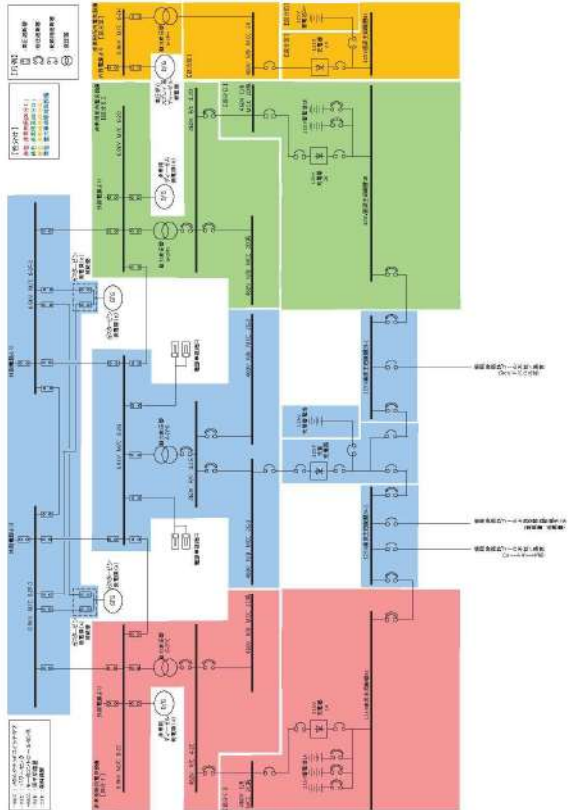
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(54-1) 単線結線図(交流)(第54条)</p>		<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

図 57.9.9 単線結線図(交流)(第54条)

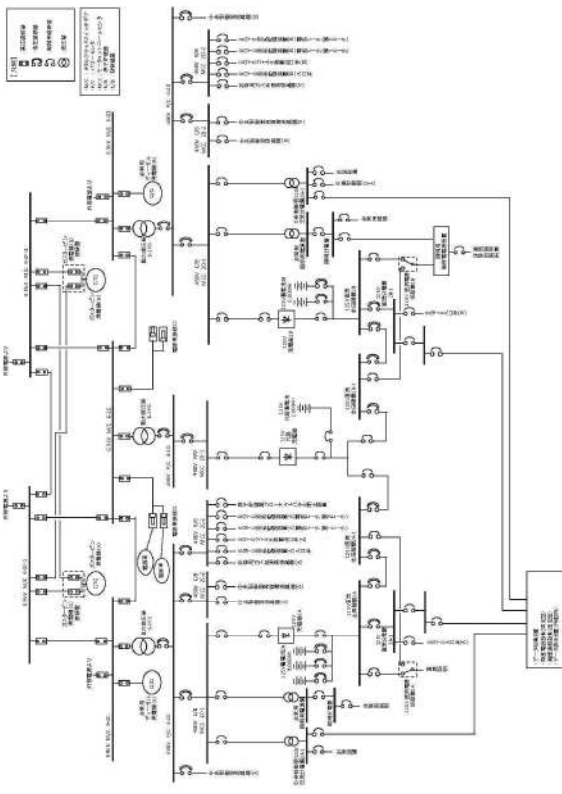
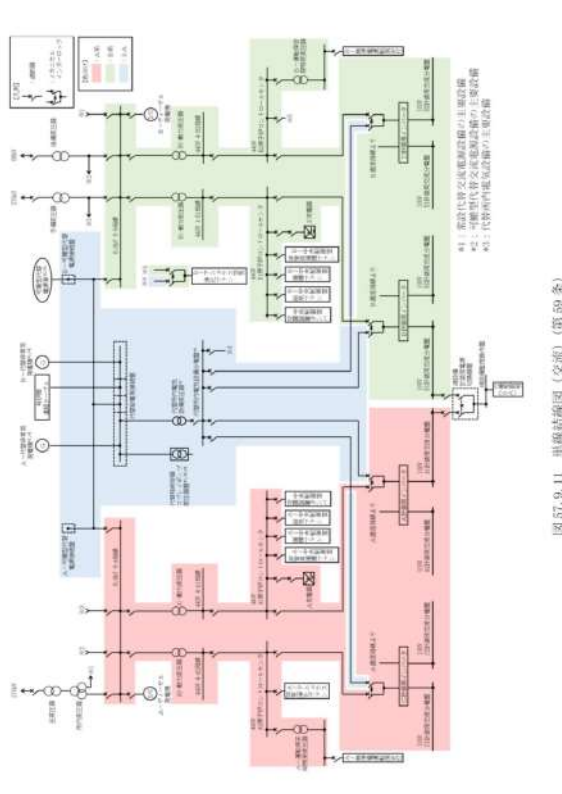
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(54-2) 単線結線図(直流) (第54条)</p>	 <p>図 57.9.10 単線結線図(直流) (第54条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

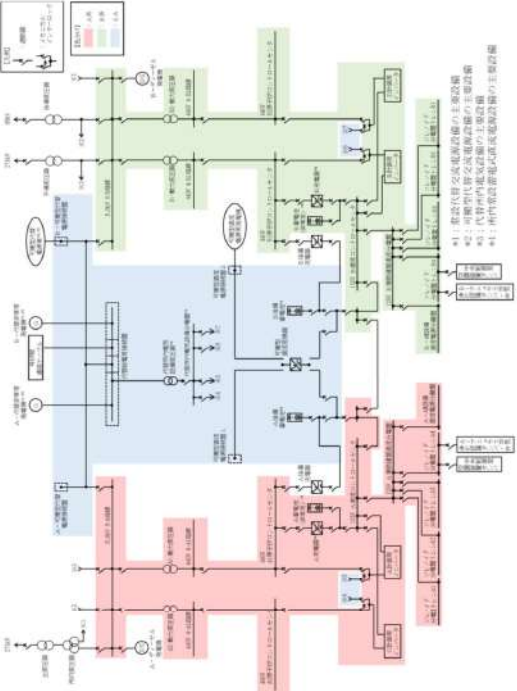
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 57-9-(59) 単線結線図 (第59条)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.9.11 単線結線図 (交流) (第59条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

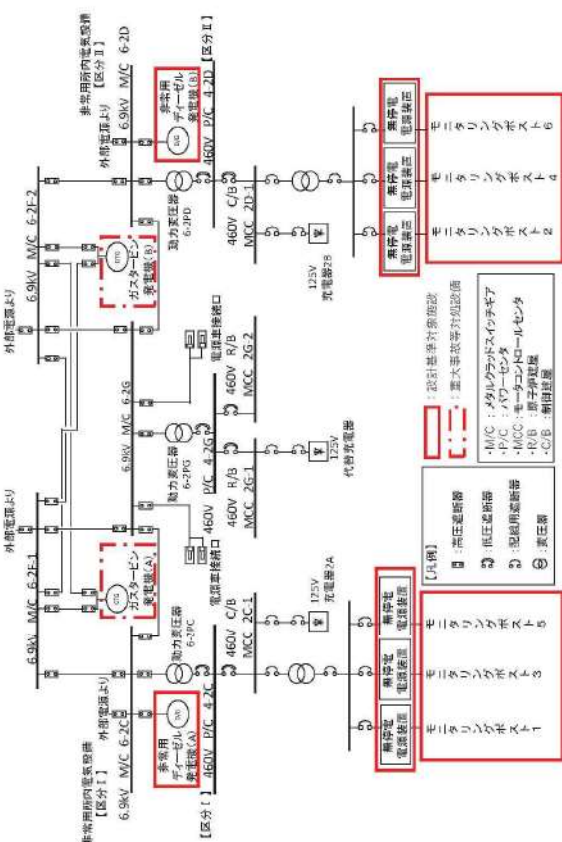
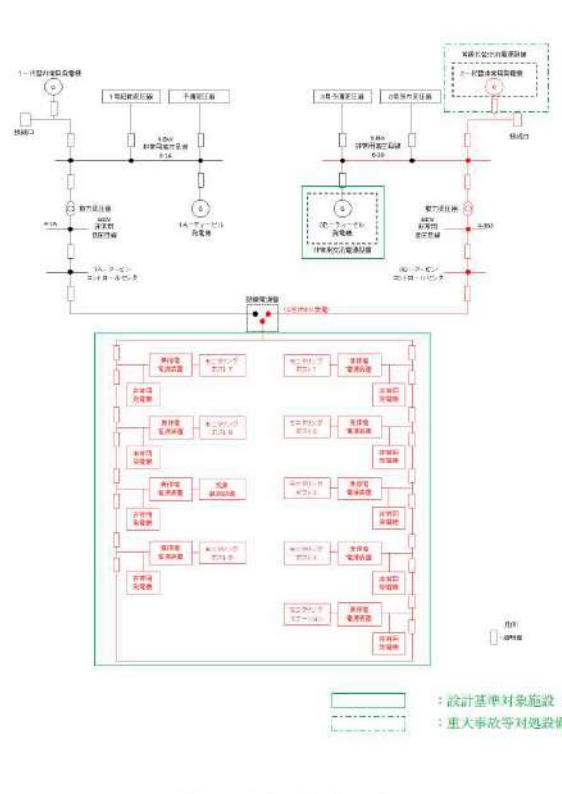
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.9.12 中継結線図 (直流) (第59条)</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(60) 単線結線図(交流)(第60条)</p>	 <p>図 57.9.13 単線結線図 (第60条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対応設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

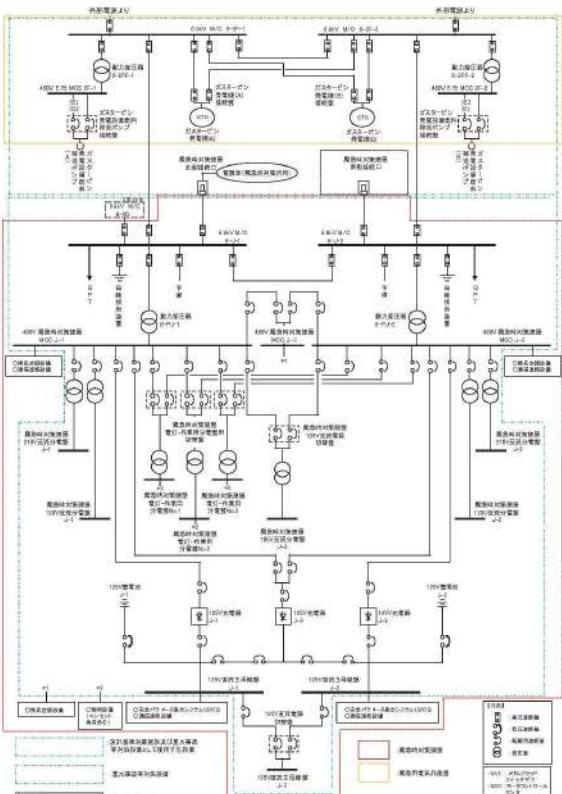
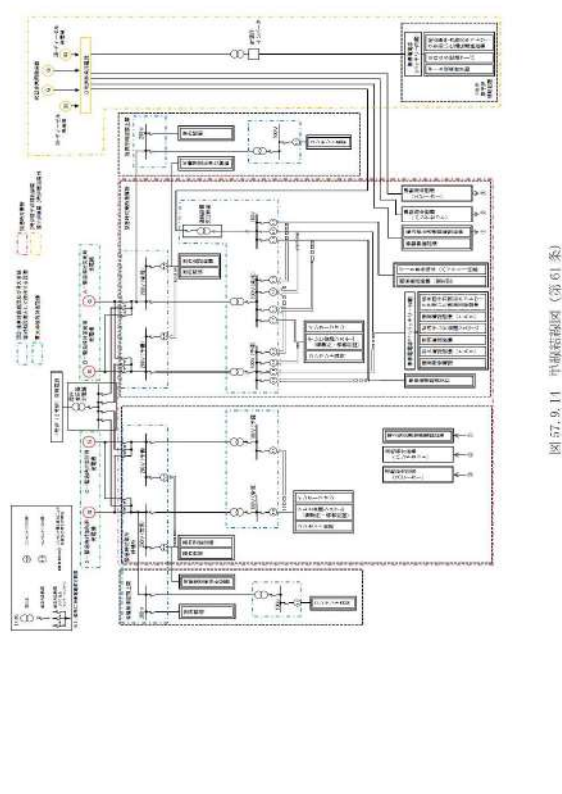
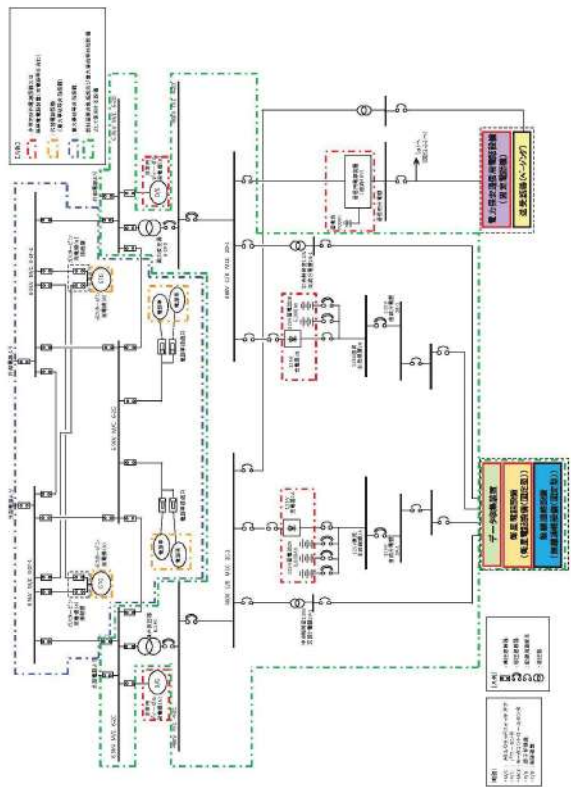
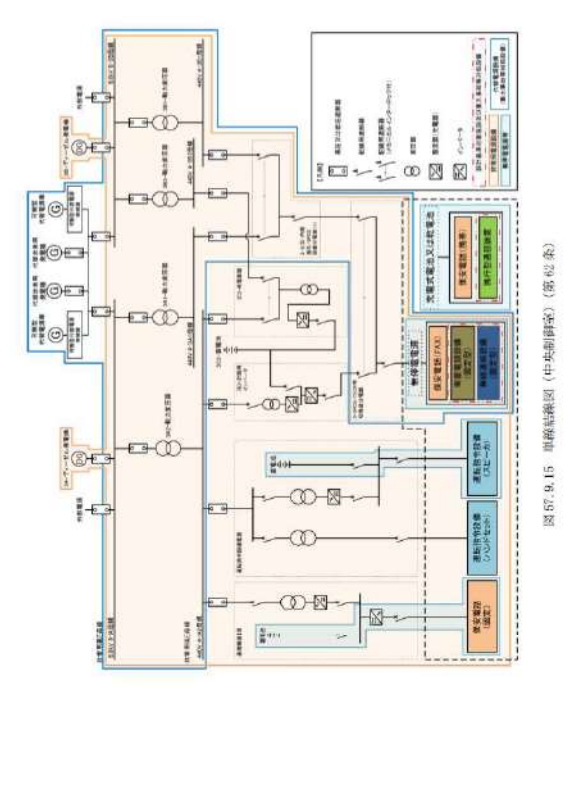
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(61) 単線結線図(第61条)</p>		<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

図 57-9-11 単線結線図 (第61条)

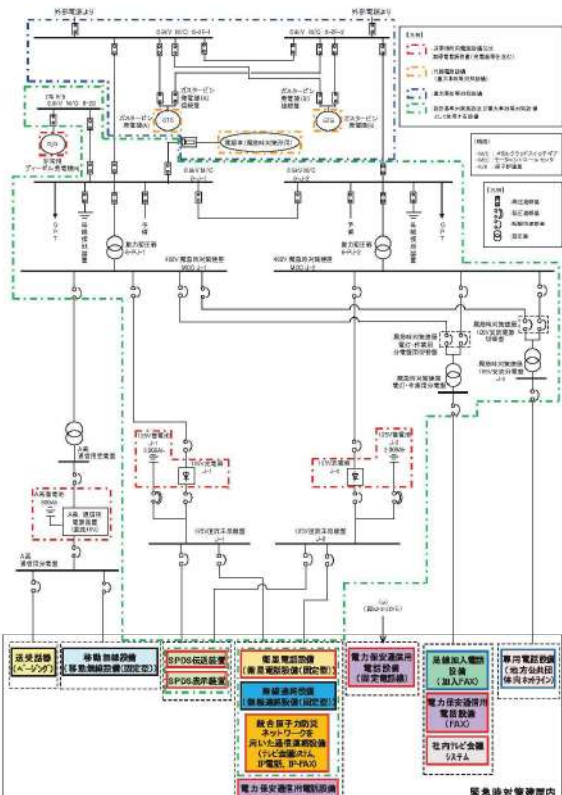
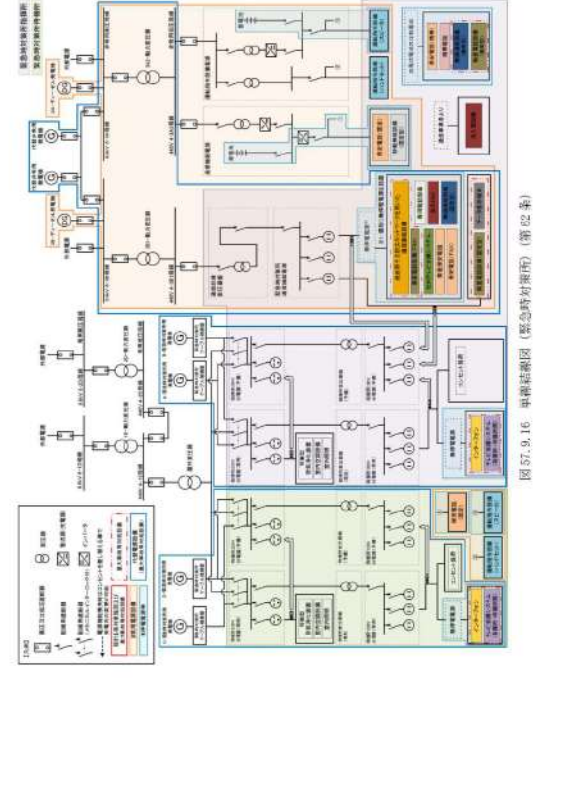
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(62-1) 単線結線図(中央制御室)(第62条)</p>	 <p>図 57.9.15 単線結線図 (中央制御室) (第62条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-1 (62-2) 単線結線図 (緊急時対策所) (第 62 条)</p>	 <p>図 57.9.16 単線結線図 (緊急時対策所) (第 62 条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

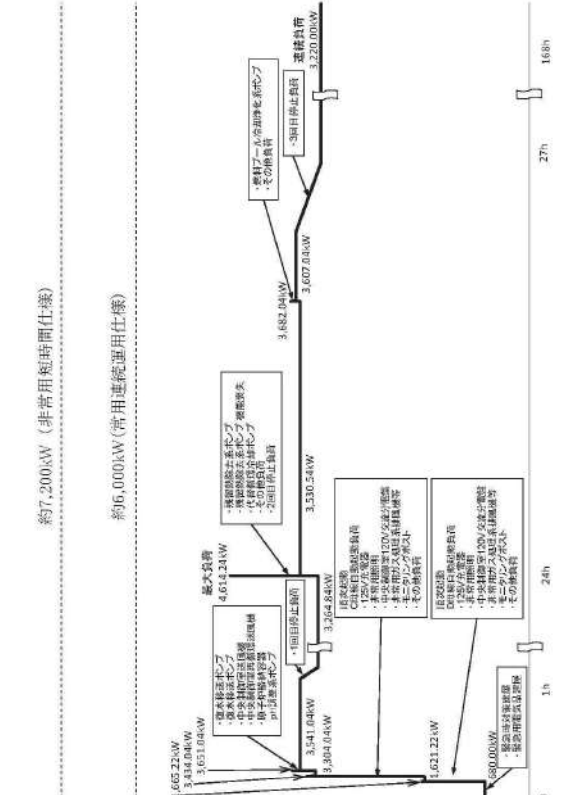
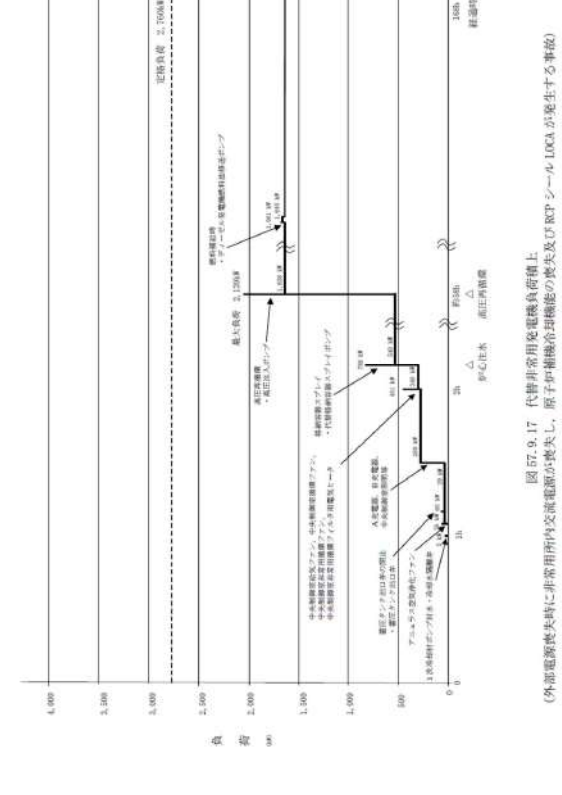
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																					
<p>1.1 重大事故等対処設備による代替電源(交流)の供給</p> <p>1.1.1 ガスタービン発電機</p> <p>交流動力電源を供給する設計基準事故対処設備として、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を設置しており、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機が故障した場合の常設代替交流電源設備として、ガスタービン発電機を設置する。</p> <p>ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機と異なり、冷却海水を必要とせずに装置単独で起動可能とし、燃料系統は非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクとは独立したガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリー及び軽油タンクから補給可能とすることから、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機と多様性を有した設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機は1台あたり非常用短時間仕様3,600kW(常用連続運用仕様:約3,033kW)の発電装置を2台(7,200kW)設置し、表57-9-2のとおり有効性評価において最大負荷となる「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却系を使用する場合」を想定するシナリオにおいて必要とされる電源容量(最大負荷約4,615kW、連続負荷約3,220kW)に対し、十分な容量を確保する。</p> <p>表57-9-2 ガスタービン発電機の負荷 (雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却系を使用する場合) 代替循環冷却系を使用する場合) (その他負荷を含む負荷の内訳は添付資料57-9-1参照)</p> <table border="1" data-bbox="761 861 1131 1380"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>容量(kW) (停止負荷容量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>緊急時対策建屋</td><td>305.00</td></tr> <tr><td>緊急用電気設備</td><td>275.00</td></tr> <tr><td>D母線自動起動負荷</td><td></td></tr> <tr><td>・125V充電器</td><td>118.00</td></tr> <tr><td>・非常用照明</td><td>180.00</td></tr> <tr><td>・中央制御室120V交流分電盤</td><td>52.50</td></tr> <tr><td>・非常用ガス処理系排風機等^{*1}</td><td>35.00</td></tr> <tr><td>・モニタリングポスト</td><td>10.00</td></tr> <tr><td>・その他負荷</td><td>545.72</td></tr> <tr><td>・1回目停止負荷</td><td>(49.70)</td></tr> <tr><td>・3回目停止負荷</td><td>(104.02)</td></tr> <tr><td>C母線自動起動負荷</td><td></td></tr> <tr><td>・125V充電器</td><td>118.00</td></tr> <tr><td>・非常用照明</td><td>180.00</td></tr> <tr><td>・中央制御室120V交流分電盤</td><td>52.50</td></tr> <tr><td>・非常用ガス処理系排風機等^{*1}</td><td>35.00</td></tr> <tr><td>・モニタリングポスト</td><td>10.00</td></tr> <tr><td>・その他負荷</td><td>1,287.32</td></tr> <tr><td>・1回目停止負荷</td><td>(226.50)</td></tr> <tr><td>・3回目停止負荷</td><td>(283.02)</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00</td></tr> <tr><td>中央制御室送風機</td><td>110.00</td></tr> <tr><td>中央制御室再循環送風機</td><td>15.00</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器¹調整系ポンプ</td><td>22.00</td></tr> <tr><td>残留熱除去系ポンプ²</td><td>811.60</td></tr> <tr><td>代替循環冷却ポンプ</td><td>30.00</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>179.40</td></tr> <tr><td>2回目停止負荷</td><td>(3.70)</td></tr> <tr><td>燃料プールの冷却浄化系ポンプ</td><td>75.00</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>1.50</td></tr> <tr><td>合計:連続負荷</td><td>3,220.00</td></tr> <tr><td>最大負荷(図57-9-1参照)</td><td>4,614.24</td></tr> </tbody> </table> <p>^{*1}:非常用ガス処理系空気乾燥装置を含む ^{*2}:起動時負荷1,080.0kW</p>	負荷名称	容量(kW) (停止負荷容量)	緊急時対策建屋	305.00	緊急用電気設備	275.00	D母線自動起動負荷		・125V充電器	118.00	・非常用照明	180.00	・中央制御室120V交流分電盤	52.50	・非常用ガス処理系排風機等 ^{*1}	35.00	・モニタリングポスト	10.00	・その他負荷	545.72	・1回目停止負荷	(49.70)	・3回目停止負荷	(104.02)	C母線自動起動負荷		・125V充電器	118.00	・非常用照明	180.00	・中央制御室120V交流分電盤	52.50	・非常用ガス処理系排風機等 ^{*1}	35.00	・モニタリングポスト	10.00	・その他負荷	1,287.32	・1回目停止負荷	(226.50)	・3回目停止負荷	(283.02)	復水移送ポンプ	45.00	復水移送ポンプ	45.00	中央制御室送風機	110.00	中央制御室再循環送風機	15.00	原子炉格納容器 ¹ 調整系ポンプ	22.00	残留熱除去系ポンプ ²	811.60	代替循環冷却ポンプ	30.00	その他負荷	179.40	2回目停止負荷	(3.70)	燃料プールの冷却浄化系ポンプ	75.00	その他負荷	1.50	合計:連続負荷	3,220.00	最大負荷(図57-9-1参照)	4,614.24	<p>1.1 重大事故等対処設備による代替電源(交流)の供給</p> <p>1.1.1 代替非常用発電機</p> <p>交流動力電源を供給する設計基準事故対処設備として、ディーゼル発電機を設置しており、ディーゼル発電機が故障した場合の常設代替交流電源設備として、代替非常用発電機を設置する。</p> <p>代替非常用発電機は、ディーゼル発電機と異なり、冷却海水を必要とせずに装置単独で起動可能とし、燃料油設備はディーゼル発電機燃料油サービスタンクとは独立した可搬型タンクローリー、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)から補給可能とすることから、ディーゼル発電機と多様性を有した設計とする。</p> <p>代替非常用発電機は1台あたり約1,380kWの発電装置を2台(2,760kW)設置し、表57.9.2のとおり有効性評価において最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」を想定するシナリオにおいて必要とされる電源容量(最大負荷約2,139kW、連続負荷約1,645kW)に対し、十分な容量を確保する。</p> <p>表57.9.2 代替非常用発電機の負荷 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故)</p> <table border="1" data-bbox="1254 861 1814 1332"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高圧注入ポンプ</td><td>1,098kW</td></tr> <tr><td>充電器(A, B)</td><td>113kW</td></tr> <tr><td></td><td>113kW</td></tr> <tr><td>計装用電源(安全系) (A, B, C, D)</td><td>22kW(A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW(B充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW(A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW(B充電器を含む)</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレィポンプ</td><td>200kW</td></tr> <tr><td>アニユラス空気浄化ファン</td><td>39kW</td></tr> <tr><td>中央制御室給気ファン</td><td>21kW</td></tr> <tr><td>中央制御室循環ファン</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>5kW</td></tr> <tr><td>中央制御室照明等</td><td>23kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ^{*1}</td><td>7kW</td></tr> <tr><td>合計(連続負荷) (最大負荷)(図57.9.17)</td><td>1,645kW 2,139kW</td></tr> </tbody> </table> <p>^{*1}:事故シーケンス上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p>	負荷名称	負荷容量	高圧注入ポンプ	1,098kW	充電器(A, B)	113kW		113kW	計装用電源(安全系) (A, B, C, D)	22kW(A充電器を含む)		22kW(B充電器を含む)		22kW(A充電器を含む)		22kW(B充電器を含む)	代替格納容器スプレィポンプ	200kW	アニユラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{*1}	7kW	合計(連続負荷) (最大負荷)(図57.9.17)	1,645kW 2,139kW	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違(代替非常用発電機)</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違(D/G)</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>・女川:燃料系統→泊:燃料油設備</p> <p>【女川】 設備名称の相違(タンクローリー)</p> <p>設備名称の相違(燃料油貯油槽)</p> <p>設備名称の相違(D/G燃料油移送設備)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)</p> <p>【女川】 設備仕様の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な容量を確保しているという点において同等である。</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <p>・女川は負荷容量が最大となる「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却系を使用する場合」について記載している。</p> <p>・泊は大飯及び他PWR電力と同様に負荷が最大となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」について記載している。</p> <p>給電対象の相違</p> <p>・給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。</p>
負荷名称	容量(kW) (停止負荷容量)																																																																																																							
緊急時対策建屋	305.00																																																																																																							
緊急用電気設備	275.00																																																																																																							
D母線自動起動負荷																																																																																																								
・125V充電器	118.00																																																																																																							
・非常用照明	180.00																																																																																																							
・中央制御室120V交流分電盤	52.50																																																																																																							
・非常用ガス処理系排風機等 ^{*1}	35.00																																																																																																							
・モニタリングポスト	10.00																																																																																																							
・その他負荷	545.72																																																																																																							
・1回目停止負荷	(49.70)																																																																																																							
・3回目停止負荷	(104.02)																																																																																																							
C母線自動起動負荷																																																																																																								
・125V充電器	118.00																																																																																																							
・非常用照明	180.00																																																																																																							
・中央制御室120V交流分電盤	52.50																																																																																																							
・非常用ガス処理系排風機等 ^{*1}	35.00																																																																																																							
・モニタリングポスト	10.00																																																																																																							
・その他負荷	1,287.32																																																																																																							
・1回目停止負荷	(226.50)																																																																																																							
・3回目停止負荷	(283.02)																																																																																																							
復水移送ポンプ	45.00																																																																																																							
復水移送ポンプ	45.00																																																																																																							
中央制御室送風機	110.00																																																																																																							
中央制御室再循環送風機	15.00																																																																																																							
原子炉格納容器 ¹ 調整系ポンプ	22.00																																																																																																							
残留熱除去系ポンプ ²	811.60																																																																																																							
代替循環冷却ポンプ	30.00																																																																																																							
その他負荷	179.40																																																																																																							
2回目停止負荷	(3.70)																																																																																																							
燃料プールの冷却浄化系ポンプ	75.00																																																																																																							
その他負荷	1.50																																																																																																							
合計:連続負荷	3,220.00																																																																																																							
最大負荷(図57-9-1参照)	4,614.24																																																																																																							
負荷名称	負荷容量																																																																																																							
高圧注入ポンプ	1,098kW																																																																																																							
充電器(A, B)	113kW																																																																																																							
	113kW																																																																																																							
計装用電源(安全系) (A, B, C, D)	22kW(A充電器を含む)																																																																																																							
	22kW(B充電器を含む)																																																																																																							
	22kW(A充電器を含む)																																																																																																							
	22kW(B充電器を含む)																																																																																																							
代替格納容器スプレィポンプ	200kW																																																																																																							
アニユラス空気浄化ファン	39kW																																																																																																							
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																																							
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																																							
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																																							
中央制御室照明等	23kW																																																																																																							
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																																							
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{*1}	7kW																																																																																																							
合計(連続負荷) (最大負荷)(図57.9.17)	1,645kW 2,139kW																																																																																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ及び軽油タンクにより、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて自動で燃料補給が可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の回路構成については、57-3 系統図(図57-3-7及び図57-3-8)参照のこと。</p>  <p>図57-9-4 ガスタービン発電機負荷積上 (雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) 代替循環冷却系を使用する場合)</p>	<p>また、ディーゼル発電機燃料油貯槽又は燃料タンク (SA)により、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて燃料補給が可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の回路構成については、57-4 系統図(図57.4.6) 参照のこと。</p>  <p>図57.9.17 代替非常用発電機負荷積上 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補給冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備) 設備名称の相違 (燃料油貯槽) 設備・運用の相違 (代替非常用発電機の燃料補給)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
	<p>1.1.2 電源車</p> <p>重大事故等対処設備として設置するガスタービン発電機との多様化を図り、機動的な事故対応を行うための可搬型代替交流電源設備として電源車を配備する。電源車は以下の2つのケースについて必要な負荷へ給電可能な電源とする。</p> <p>(1) ガスタービン発電機が使用不能の場合のバックアップ給電</p> <p>(2) 代替所内電気設備から125V代替充電器及び250V充電器を経由し、直流負荷への給電</p> <p>具体的な負荷は以下のとおりである。</p> <p>(1) ガスタービン発電機が使用不能の場合、復水移送ポンプを使用した低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ) にて炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は表57-9-3のとおり、最大負荷約671kW及び連続負荷約670kWである。したがって、電源車2台分を必要容量 (680kW=400kVA×力率0.85×2台) とする。</p> <p>なお、ガスタービン発電機が使用不能の場合、ガスタービン発電機の代替として電源車を使用するが、有効性評価のシナリオにおいて短時間に電源車を使用開始しなければならないため、電源車での対応が困難なケースもある。(添付資料57-9-2参照)</p> <p style="text-align: center;">表 57-9-3 電源車の負荷</p> <table border="1" data-bbox="678 831 1229 1390"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>125V 充電器</td><td>118.00</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>34.00</td></tr> <tr><td>中央制御室 120V 交流分電盤</td><td>52.50</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>7.20</td></tr> <tr><td>125V 充電器</td><td>118.00</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>22.00</td></tr> <tr><td>中央制御室 120V 交流分電盤</td><td>52.50</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>7.10</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00</td></tr> <tr><td>燃料プール冷却浄化系ポンプ</td><td>75.00</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>1.50</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>90.00</td></tr> <tr><td>その他負荷*</td><td>1.50</td></tr> <tr><td>合計：連続負荷</td><td>669.30</td></tr> <tr><td>最大負荷 (図57-9-5参照)</td><td>670.05</td></tr> </tbody> </table> <p>*：起動時負荷 1.5kW</p>	負荷名称	容量(kW)	125V 充電器	118.00	非常用照明	34.00	中央制御室 120V 交流分電盤	52.50	その他負荷	7.20	125V 充電器	118.00	非常用照明	22.00	中央制御室 120V 交流分電盤	52.50	その他負荷	7.10	復水移送ポンプ	45.00	復水移送ポンプ	45.00	燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00	その他負荷	1.50	その他負荷	90.00	その他負荷*	1.50	合計：連続負荷	669.30	最大負荷 (図57-9-5参照)	670.05	<p>1.1.2 可搬型代替電源車</p> <p>重大事故等対処設備として設置する代替非常用発電機との多様化を図り、機動的な事故対応を行うための可搬型代替交流電源設備として可搬型代替電源車を配備する。可搬型代替電源車は以下のケースについて必要な負荷へ給電可能な電源とする。</p> <p>(1) 代替非常用発電機が使用不能の場合のバックアップ給電</p> <p>具体的な負荷は以下のとおりである。</p> <p>(1) 代替非常用発電機が使用不能の場合、代替格納容器スプレイポンプを使用した原子炉格納容器冷却等を実施するために必要となる負荷は表57.9.3のとおり、最大負荷約788kW及び連続負荷約553kWである。したがって、可搬型代替電源車1台分を必要容量 (1,760kW=2,200kVA×力率0.8) とする。</p> <p style="text-align: center;">表 57.9.3 可搬型代替電源車の負荷</p> <table border="1" data-bbox="1256 831 1823 1315"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>充電器 (A, B)</td><td>113kW</td></tr> <tr><td></td><td>113kW</td></tr> <tr><td>計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)</td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレイポンプ</td><td>200kW</td></tr> <tr><td>アニュラス空気浄化ファン</td><td>39kW</td></tr> <tr><td>中央制御室給気ファン</td><td>21kW</td></tr> <tr><td>中央制御室循環ファン</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>5kW</td></tr> <tr><td>中央制御室照明等</td><td>23kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td><td>7kW</td></tr> <tr><td>CV水素濃度計電源盤</td><td>6kW</td></tr> <tr><td>合計 (連続負荷)</td><td>553kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷) (図57.9.18)</td><td>788kW</td></tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量	充電器 (A, B)	113kW		113kW	計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A充電器を含む)		22kW (B充電器を含む)		22kW (A充電器を含む)		22kW (B充電器を含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW	CV水素濃度計電源盤	6kW	合計 (連続負荷)	553kW	(最大負荷) (図57.9.18)	788kW	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (可搬型代替電源車) 設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p>【女川】 炉型による給電対象設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：低圧代替注水系 ・泊：原子炉格納容器冷却等 <p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといいう点において同等である。
負荷名称	容量(kW)																																																																								
125V 充電器	118.00																																																																								
非常用照明	34.00																																																																								
中央制御室 120V 交流分電盤	52.50																																																																								
その他負荷	7.20																																																																								
125V 充電器	118.00																																																																								
非常用照明	22.00																																																																								
中央制御室 120V 交流分電盤	52.50																																																																								
その他負荷	7.10																																																																								
復水移送ポンプ	45.00																																																																								
復水移送ポンプ	45.00																																																																								
燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00																																																																								
その他負荷	1.50																																																																								
その他負荷	90.00																																																																								
その他負荷*	1.50																																																																								
合計：連続負荷	669.30																																																																								
最大負荷 (図57-9-5参照)	670.05																																																																								
負荷名称	負荷容量																																																																								
充電器 (A, B)	113kW																																																																								
	113kW																																																																								
計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A充電器を含む)																																																																								
	22kW (B充電器を含む)																																																																								
	22kW (A充電器を含む)																																																																								
	22kW (B充電器を含む)																																																																								
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																								
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																								
中央制御室給気ファン	21kW																																																																								
中央制御室循環ファン	13kW																																																																								
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																								
中央制御室照明等	23kW																																																																								
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																								
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW																																																																								
CV水素濃度計電源盤	6kW																																																																								
合計 (連続負荷)	553kW																																																																								
(最大負荷) (図57.9.18)	788kW																																																																								

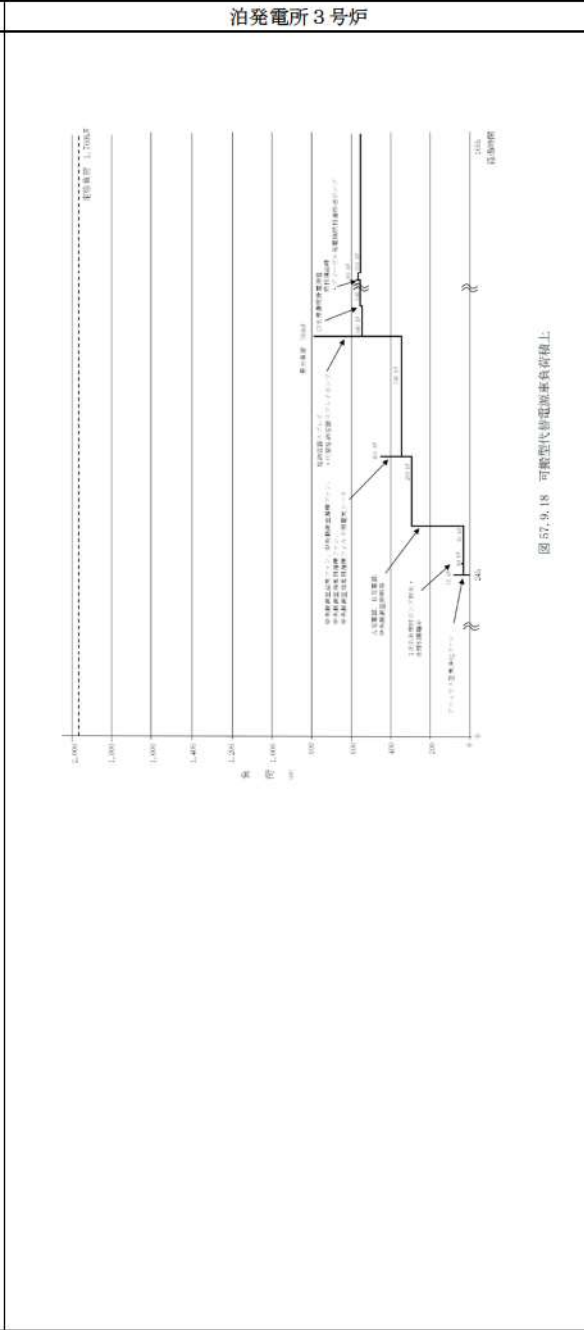
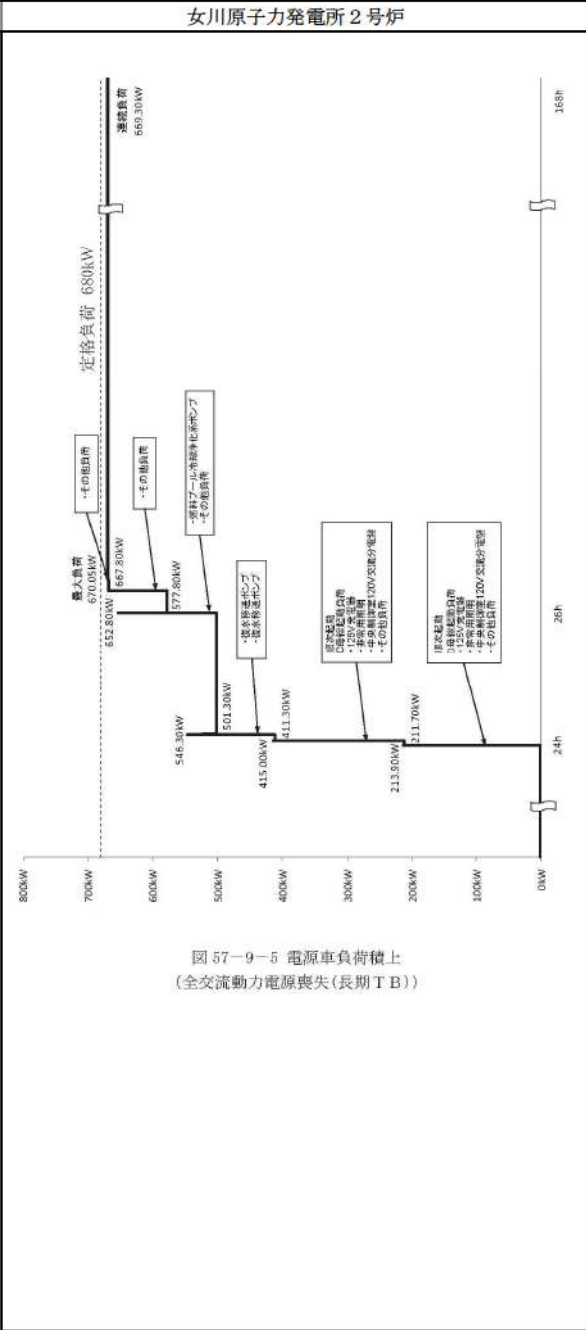
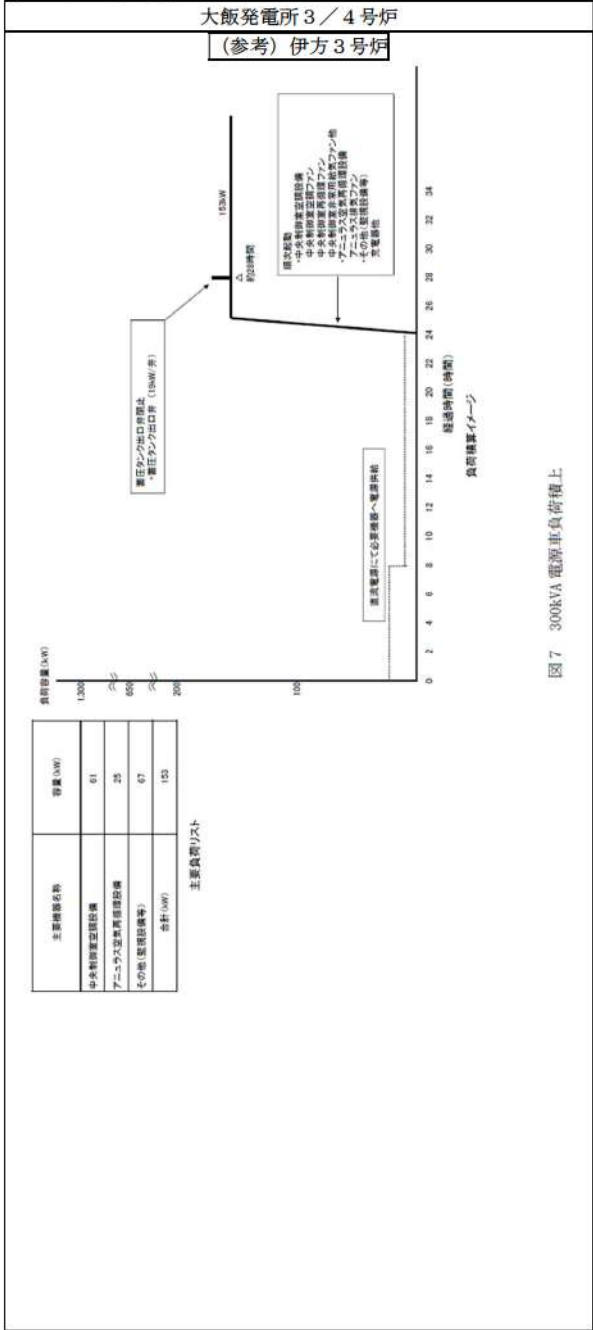
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 125V 充電器が使用不能の場合、代替所内電気設備から125V 代替充電器を経由し高圧代替注水系に給電し、低圧注水系が使用不能の場合、代替所内電気設備から250V 充電器を経由し直流駆動低圧注水系に給電する。高圧代替注水系による炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は125V 代替充電器の容量となり、連続負荷118kWである。また、直流駆動低圧注水系による炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は250V 充電器の容量となり、連続負荷130kWであるため、合計で248kWとなる。したがって、電源車1台分を必要容量(340kW=400kVA×力率0.85×1台)とする。</p> <p>(1)及び(2)において、常設代替交流電源設備が使用できない場合には、接続に時間を要するものの、保管場所を分散しており、2箇所の接続口から機動的に給電可能な電源車による受電を行う。(57-8 電源車接続に関する説明書)</p> <p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクにより、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、タンクローリを用いて燃料補給が可能な手順を整備する。(57-5 容量設定根拠参照)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の回路構成については、57-3 系統図(図57-3-1~4)参照のこと。</p>	<p>常設代替交流電源設備が使用できない場合には、接続に時間を要するものの、保管場所を分散しており、2箇所の接続口から機動的に給電可能な可搬型代替電源車による受電を行う。</p> <p>(57-8 可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器接続に関する説明書)</p> <p>可搬型代替電源車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)により、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、可搬型タンクローリー(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて燃料補給が可能な手順を整備する。(57-5 容量設定根拠参照)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の回路構成については、57-4 系統図(図57.4.1~2)参照のこと。</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(可搬型直流電源用発電機)</p> <p>【女川】 設備名称の相違(可搬型代替電源車)</p> <p>【女川】 設備名称の相違(燃料油貯油槽)</p> <p>【女川】 設備名称の相違(タンクローリー)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)</p> <p>【女川】 記載の充実(美浜審査実績を参照)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



相違理由

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等
 対処設備として必要な容量を確保して
 いる点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.2 重大事故等対処設備による直流電源の供給</p> <p>1.2.1 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>全交流動力電源喪失時に直流電源を供給する設計基準事故対処設備として、非常用の常設蓄電池を設置している。非常用の常設蓄電池は、3系統3組のそれぞれ独立した蓄電池である、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hとして構成する。非常用の常設蓄電池のうち、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bは、重大事故等対処設備である所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねた設備であり、全交流動力電源喪失直後に設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>これは、有効性評価における全交流動力電源喪失を想定するシナリオのうち「全交流動力電源喪失(長期TB)」、「全交流動力電源喪失(TBU)」及び「全交流動力電源喪失(TBP)」における評価条件(24時間にわたり交流電源が回復しない)も満足するものである。</p> <p>各蓄電池の容量については、57-5容量設定根拠参照のこと。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の回路構成については、57-3系統図(図57-3-12~14)参照のこと。</p>	<p>1.2 重大事故等対処設備による直流電源の供給</p> <p>1.2.1 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>全交流動力電源喪失時に直流電源を供給する設計基準事故対処設備として、非常用の常設蓄電池を設置している。非常用の常設蓄電池は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池である、蓄電池(非常用)で構成する。非常用の常設蓄電池である蓄電池(非常用)は、重大事故等対処設備である所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねた設備であり、全交流動力電源喪失直後に設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において不要な負荷の切離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、蓄電池(非常用)及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>これは、有効性評価における全交流動力電源喪失を想定するシナリオのうち「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」における評価条件(24時間にわたり交流電源が回復しない)も満足するものである。</p> <p>各蓄電池の容量については、57-5容量設定根拠参照のこと。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の回路構成については、57-4系統図(図57.4.10~14)参照のこと。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違 (設計基準拡張)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (蓄電池(非常用))</p> <p>【女川】 設備・対応手段の相違 (負荷切り離し) 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p>【女川】 想定事故シーケンスの相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.2.2 常設代替直流電源設備</p> <p>重大事故等対処設備として設置する常設蓄電池(設計基準事故対処設備を兼ねる125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B)との多様化を図り、常設代替直流電源設備として125V代替蓄電池及び250V蓄電池を設置する。</p> <p>常設代替直流電源設備は、交流電源及び直流電源の喪失直後に125V代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、交流電源及び直流電源の喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、交流電源及び直流電源の喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。また、全交流動力電源喪失直後又は交流電源及び直流電源の喪失直後に250V蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>125V代替蓄電池の容量は、24時間にわたり、高圧代替注水系等が必要とする負荷容量(1,908.3Ah)を上回る容量(2,000Ah)を確保し、250V蓄電池の容量は、24時間にわたり、直流駆動低圧注水系等が必要とする負荷容量(4,599.9Ah)を上回る容量(6,000Ah)を確保する設計とする。</p> <p>これは、有効性評価における全交流動力電源喪失を想定するシナリオのうち「全交流動力電源喪失(TBD)」及び所内常設蓄電池式直流電源設備と組み合わせた「全交流動力電源喪失(TBP)」における評価条件も満足するものである。各蓄電池の容量については、57-5容量設定根拠参照のこと。</p> <p>常設代替直流電源設備の回路構成については、57-3系統図(図57-3-15-18)参照のこと。</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.2.3 可搬型代替直流電源設備</p> <p>重大事故等対処設備として設置する常設蓄電池(設計基準事故対処設備を兼ねる 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B)との多様化を図り、可搬型代替直流電源設備として可搬型代替交流電源設備である電源車並びに 125V 代替充電器及び 250V 充電器並びに常設代替直流電源設備である 125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池を設置する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失時に常設蓄電池が故障又は枯渇した場合に、常設蓄電池に代わり、必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>125V 代替蓄電池の容量は、24 時間にわたり、高圧代替注水系等が必要とする負荷容量(1,908.3Ah)を上回る容量(2,000Ah)を確保し、250V 蓄電池の容量は、24 時間にわたり、直流駆動低圧注水系等が必要とする負荷容量(4,599.9Ah)を上回る容量(6,000Ah)を確保する設計とする。なお、125V 代替充電器の容量は、高圧代替注水系等の必要な負荷容量(155.3A)を上回る容量(700A)を確保し、250V 充電器の容量は、直流駆動低圧注水系等の必要な負荷容量(356.0A)を上回る容量(400A)を確保し、また、電源車へ継続的に燃料補給を行うことで、必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクにより、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、タンクローリを用いて燃料補給が可能な手順を整備する。</p> <p>125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、125V 代替充電器及び 250V 充電器の容量については、57-5 容量設定根拠参照のこと。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の回路構成については、57-3 系統図(図 57-3-19~26)参照のこと。</p>	<p>1.2.2 可搬型代替直流電源設備</p> <p>重大事故等対処設備として設置する常設蓄電池(設計基準事故対処設備を兼ねる蓄電池(非常用)及び所内常設蓄電池式直流電源設備の後備蓄電池)との多様化を図り、可搬型代替直流電源設備として可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を設置する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失時に常設蓄電池が故障又は枯渇した場合に、常設蓄電池に代わり、必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の容量は、24 時間にわたり、直流電源を必要とする負荷容量(約 158.5A)を上回る容量(200A/個)を確保する設計とする。また、可搬型直流電源用発電機へ継続的に燃料補給を行うことで、必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)により、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、可搬型タンクローリを用いて燃料補給が可能な手順を整備する。</p> <p>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の容量については、57-5 容量設定根拠参照のこと。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の回路構成については、57-4 系統図(図 57.4.15~18)参照のこと。</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備) 設備・運用の相違(可搬型代替直流電源設備の構成) 【女川】 設備名称の相違(可搬型直流変換器)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(可搬型代替直流電源設備の構成) 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(可搬型代替直流電源設備の構成) 【女川】 設備名称の相違(燃料油貯油槽) 設備名称の相違(タンクローリ) 【女川】 設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>57-9 代替所内電気設備の設備構成について</p> <p>1. 構成概要 通常運転状態において非常用所内電気設備の2系統が喪失した場合においても、原子炉を安定状態に収束するために必要な機器 (監視計器、代替低圧注水ポンプ、蓄圧タンク出口弁等) へ電力供給を継続させるため、代替所内電気設備 (代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤等) を新たに整備することとした。</p>  <p>代替所内電気設備の想定負荷</p> <table border="1" data-bbox="123 630 593 981"> <thead> <tr> <th></th> <th>重大事故時 想定負荷</th> <th>大規模損壊時 想定負荷</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川内1, 2号炉 (仮設)</td> <td>① 電動注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁</td> <td>④ アニオラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計</td> </tr> <tr> <td>高浜3, 4号炉 (仮設)</td> <td>① 代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニオラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 *</td> <td>④ アニオラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計</td> </tr> <tr> <td>大飯3, 4号炉 (仮設)</td> <td>① 仮設代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニオラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 *</td> <td>④ アニオラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計 ⑧ イタナイタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>57-9-1</p>		重大事故時 想定負荷	大規模損壊時 想定負荷	川内1, 2号炉 (仮設)	① 電動注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁	④ アニオラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計	高浜3, 4号炉 (仮設)	① 代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニオラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 *	④ アニオラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計	大飯3, 4号炉 (仮設)	① 仮設代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニオラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 *	④ アニオラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計 ⑧ イタナイタ	<p>1.3 代替所内電気設備による給電 設置許可基準規則の第47条、第48条及び第49条の重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備に対して、多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることを要求されている。 このため、第47条の低圧代替注水系、第48条の原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系、第49条の原子炉格納容器代替スプレイ冷却系への電源供給については、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備3系統が機能喪失した場合にも、必要な重大事故等対処設備へ電力を供給するため、非常用所内電気設備と独立性を有し、位置的分散を図る代替所内電気設備を設ける設計とする。</p> <p>なお、設置許可基準規則第51条の原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系についても、非常用所内電気設備と独立性を有し、位置的分散を図る代替所内電気設備を経由し、代替交流電源設備から受電可能な設計とする。</p> <p>【機能喪失を想定する所内電気設備】 原子炉建屋地下1階に設置する非常用電気品室及び原子炉建屋地上1階に設置する非常用D/C制御盤室の3系統の非常用所内電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高圧母線 2C系、2D系及び2H系(交流 6.9kV) ・非常用低圧母線(パワーセンタ)4-2C及び4-2D(交流 460V) ・非常用低圧母線(モータコントロールセンタ)2C-1~5, 2D-1~5及び2H(交流 460V) <p>この場合、非常用所内電気設備の3系統(非常用高圧母線、非常用低圧母線(パワーセンタ)及び非常用低圧母線(モータコントロールセンタ))が機能を喪失しても、代替所内電気設備を使用することにより、原子炉又は原子炉格納容器を安定状態に収束させることが可能である。</p> <p>代替所内電気設備による給電に使用する設備は以下のとおりである。(図57-9-7及び図57-9-8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F系 ・緊急用高圧母線 2G系 ・緊急用動力変圧器 2G系 ・緊急用低圧母線 2G系 ・緊急用交流電源切替盤 2G系 ・緊急用交流電源切替盤 2C系 	<p>1.3 代替所内電気設備による給電 設置許可基準規則の第47条、第48条及び第49条の重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備に対して、多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることを要求されている。 このため、第47条の代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ)、第49条の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却への電源供給については、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備2系統が機能喪失した場合にも、必要な重大事故等対処設備へ電力を供給するため、非常用所内電気設備と独立性を有し、位置的分散を図る代替所内電気設備を設ける設計とする。</p> <p>また、第48条の格納容器内自然対流冷却、蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ)及び代替補機冷却については、電源供給が不要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>なお、設置許可基準規則第51条の原子炉格納容器下部注水設備についても、非常用所内電気設備と独立性を有し、位置的分散を図る代替所内電気設備を経由し、代替交流電源設備から受電可能な設計とする。</p> <p>【機能喪失を想定する所内電気設備】 原子炉補助建屋 T.P. 10.3m に設置する2系統の非常用所内電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高圧母線 A系、B系 <p>この場合、非常用所内電気設備の2系統(非常用高圧母線 A系、B系)が機能を喪失しても、代替所内電気設備を使用することにより、原子炉又は原子炉格納容器を安定状態に収束させることが可能である。</p> <p>代替所内電気設備による給電に使用する設備は以下のとおりである。(図57.9.19及び図57.9.20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機 ・可搬型代替電源車 ・代替所内電気設備変圧器 ・代替所内電気設備分電盤 ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 	<p>相違理由</p> <p>【女川】 炉型による給電対象設備の相違 ・女川は設置許可基準規則48条においても代替所内電気設備を使用するが、泊は電源供給が不要な設備を設ける設計とする。</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：原子炉格納容器下部注水系→泊：原子炉格納容器下部注水設備</p>
	重大事故時 想定負荷	大規模損壊時 想定負荷													
川内1, 2号炉 (仮設)	① 電動注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁	④ アニオラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計													
高浜3, 4号炉 (仮設)	① 代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニオラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 *	④ アニオラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計													
大飯3, 4号炉 (仮設)	① 仮設代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニオラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 *	④ アニオラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計 ⑧ イタナイタ													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>＜女川、泊の記載箇所と比較(補足-9-1)＞</p> <p>2. 非常用内電気設備と代替内電気設備の位置的分散 万一、非常用内電気設備が2系統同時機能喪失しても、これらと位置的分散(設置棟数および設置高さ)を異なった配電設備(代替内電気設備)を確保している。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>特記の箇所は精密に係る事柄ですので公開することはできません。</p> <p>3. 供給容量について 空冷式非常用発電装置の給電容量は、1,480kW(1,825kVA)/台 代替内電気設備変圧器の給電容量は、約400kW(500kVA) であり、非常用内電気設備の2系が喪失した時の供給負荷の220kWを上回る容量としている。</p> <table border="1" data-bbox="125 981 604 1332"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>A蓄圧タンク出口弁</td> <td>(19)^{※1}</td> </tr> <tr> <td>B蓄圧タンク出口弁</td> <td>(19)^{※1}</td> </tr> <tr> <td>C蓄圧タンク出口弁</td> <td>(19)^{※1}</td> </tr> <tr> <td>D蓄圧タンク出口弁</td> <td>(19)^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10)^{※2}</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A、B、C、D)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10)^{※2}</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>可搬式空気圧縮機(A,B) (加圧器送し弁用)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>可搬式整流器</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。 ※2 代替内電気設備の電源裕度に応じ給電する。 大規模機組時 (イグナイタ約10kW、CV可搬式水素濃度計関係約3kW) 負荷は電源裕度に応じて給電する。</p>	負荷名称	負荷容量 (kW)	恒設代替低圧注水ポンプ	145	A蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}	B蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}	C蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}	D蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}		(10) ^{※2}	計装用電源 (A、B、C、D)	10		10		(10) ^{※2}	アニュラス空気浄化ファン	19	可搬式空気圧縮機(A,B) (加圧器送し弁用)	3		3	可搬式整流器	30	合計 (kW)	220	<p>・緊急用交流電源切替盤2D系 ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリ ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p>	<p>・燃料タンク (SA)</p> <p>(1) 供給容量について ・代替非常用発電機の給電容量は、1,380kW/台 ・代替内電気設備変圧器の給電容量は、約300kVAであり、全交流動力電源喪失(RCPシールLOCAなし)時の供給負荷の約167kVA(約140kW)を上回る容量としている。(表57.9.4) ・代替格納容器スプレイポンプ用変圧器の容量は約1,000kVAであり、代替格納容器スプレイポンプの209kVA(200kW)を上回る容量としている。(表57.9.5)</p> <table border="1" data-bbox="1258 981 1814 1228"> <caption>表 57.9.4 代替内電気設備変圧器負荷容量</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kVA/kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A蓄圧タンク出口弁</td> <td>(30/26)^{※1}</td> </tr> <tr> <td>B蓄圧タンク出口弁</td> <td>(30/26)^{※1}</td> </tr> <tr> <td>C蓄圧タンク出口弁</td> <td>(30/26)^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21/22</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (安全系) (A、B、C、D)</td> <td>21/22</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21/22</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21/22</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>45/39</td> </tr> <tr> <td>CV水素濃度計電源盤</td> <td>6/6</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>8/7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約167/約140</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。</p> <table border="1" data-bbox="1258 1276 1814 1356"> <caption>表 57.9.5 代替格納容器スプレイポンプ用変圧器負荷容量</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kVA/kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>209/200</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>209/200</td> </tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量 (kVA/kW)	A蓄圧タンク出口弁	(30/26) ^{※1}	B蓄圧タンク出口弁	(30/26) ^{※1}	C蓄圧タンク出口弁	(30/26) ^{※1}		21/22	計装用電源 (安全系) (A、B、C、D)	21/22		21/22		21/22	アニュラス空気浄化ファン	45/39	CV水素濃度計電源盤	6/6	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	8/7	合計	約167/約140	負荷名称	負荷容量 (kVA/kW)	代替格納容器スプレイポンプ	209/200	合計	209/200	<p>【女川】 設備・運用の相違 (代替内電気設備の構成等) 【大飯】 記載箇所の相違 (57-9-36 へ)</p> <p>【女川】 記載の充実 (大飯審査実績を参照)</p>
負荷名称	負荷容量 (kW)																																																														
恒設代替低圧注水ポンプ	145																																																														
A蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}																																																														
B蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}																																																														
C蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}																																																														
D蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}																																																														
	(10) ^{※2}																																																														
計装用電源 (A、B、C、D)	10																																																														
	10																																																														
	(10) ^{※2}																																																														
アニュラス空気浄化ファン	19																																																														
可搬式空気圧縮機(A,B) (加圧器送し弁用)	3																																																														
	3																																																														
可搬式整流器	30																																																														
合計 (kW)	220																																																														
負荷名称	負荷容量 (kVA/kW)																																																														
A蓄圧タンク出口弁	(30/26) ^{※1}																																																														
B蓄圧タンク出口弁	(30/26) ^{※1}																																																														
C蓄圧タンク出口弁	(30/26) ^{※1}																																																														
	21/22																																																														
計装用電源 (安全系) (A、B、C、D)	21/22																																																														
	21/22																																																														
	21/22																																																														
アニュラス空気浄化ファン	45/39																																																														
CV水素濃度計電源盤	6/6																																																														
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	8/7																																																														
合計	約167/約140																																																														
負荷名称	負荷容量 (kVA/kW)																																																														
代替格納容器スプレイポンプ	209/200																																																														
合計	209/200																																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p>(1) 多重性及び多様性</p> <p>常設代替交流電源設備及び代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機、高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備と同時にその機能が損なわれないように、表 57-9-4 及び表 57-9-5 で示すとおり多重性及び多様性を図った設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の多様性については、非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機のディーゼルエンジン駆動並びに水冷式に対して、ガスタービン発電機はガスタービン駆動並びに空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の多重性については、非常用所内電気設備から各負荷までの電路を構成する設備に対して、代替所内電気設備から各負荷までの電路を構成する設備は同容量の電源供給を可能とすることで、多重性を確保する設計とする。</p> <p>表 57-9-4 常設代替交流電源設備の多様性</p> <table border="1" data-bbox="680 628 1216 884"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・非常用ディーゼル発電機 ・高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機</td> <td>・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)</td> </tr> <tr> <td>駆動方式</td> <td>ディーゼル</td> <td>ガスタービン</td> </tr> <tr> <td>冷却方式</td> <td>水冷式 (原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系) (高压炉心スプレイ系補機冷却水系及び高压炉心スプレイ系補機冷却海水系)</td> <td>空冷式</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 57-9-5 代替所内電気設備の多重性</p> <table border="1" data-bbox="680 927 1216 1078"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>非常用所内電気設備</td> <td>代替所内電気設備</td> </tr> <tr> <td>設備構成</td> <td>非常用高压母線～非常用動力変圧器～非常用低圧母線 (パワーセンタ)～非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)</td> <td>緊急用高压母線～緊急用動力変圧器～緊急用低圧母線 (パワーセンタ)～緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)～緊急用交流電源切替盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 独立性</p> <p>常設代替交流電源設備及び代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機、高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備と表 57-9-6 で示す共通要因故障に対して機能を損なわない設計とする。</p>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		・非常用ディーゼル発電機 ・高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機	・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	駆動方式	ディーゼル	ガスタービン	冷却方式	水冷式 (原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系) (高压炉心スプレイ系補機冷却水系及び高压炉心スプレイ系補機冷却海水系)	空冷式	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用所内電気設備	代替所内電気設備	設備構成	非常用高压母線～非常用動力変圧器～非常用低圧母線 (パワーセンタ)～非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	緊急用高压母線～緊急用動力変圧器～緊急用低圧母線 (パワーセンタ)～緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)～緊急用交流電源切替盤	<p>(2) 多様性</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機及び非常用所内電気設備と同時にその機能が損なわれないように、表 57.9.6 及び表 57.9.7 で示すとおり多様性を図った設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の多様性については、ディーゼル発電機は水冷式に対して、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車は空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>表 57.9.6 代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の多様性</p> <table border="1" data-bbox="1263 635 1812 751"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>代替非常用発電機 可搬型代替電源車</td> </tr> <tr> <td>駆動方式</td> <td>ディーゼル</td> <td>ディーゼル</td> </tr> <tr> <td>冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 57.9.7 代替所内電気設備の多様性</p> <table border="1" data-bbox="1263 927 1812 1078"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>代替所内電気設備</td> </tr> <tr> <td>設備構成</td> <td>非常用高压母線～動力変圧器～非常用低圧母線 (パワーコントロールセンタ) 非常用低圧母線 (コントロールセンタ)</td> <td>・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤 ・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 独立性</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機設備及び非常用所内電気設備と表 57.9.8 で示す共通要因故障に対して機能を損なわない設計とする。</p>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	ディーゼル発電機	代替非常用発電機 可搬型代替電源車	駆動方式	ディーゼル	ディーゼル	冷却方式	水冷式	空冷式	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	設備構成	非常用高压母線～動力変圧器～非常用低圧母線 (パワーコントロールセンタ) 非常用低圧母線 (コントロールセンタ)	・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤 ・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の代替所内電気設備は非常用所内電気設備と同等の設備構成であるが、泊は非常用所内電気設備と異なる設備構成であるが重大事故等にて必要な設備に電源供給する点については同等である。(泊は大飯と同等である。) <p>設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等) 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (D/G)</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (D/G)</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																									
	・非常用ディーゼル発電機 ・高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機	・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)																																									
駆動方式	ディーゼル	ガスタービン																																									
冷却方式	水冷式 (原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系) (高压炉心スプレイ系補機冷却水系及び高压炉心スプレイ系補機冷却海水系)	空冷式																																									
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																									
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																									
設備構成	非常用高压母線～非常用動力変圧器～非常用低圧母線 (パワーセンタ)～非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	緊急用高压母線～緊急用動力変圧器～緊急用低圧母線 (パワーセンタ)～緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)～緊急用交流電源切替盤																																									
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																									
	ディーゼル発電機	代替非常用発電機 可搬型代替電源車																																									
駆動方式	ディーゼル	ディーゼル																																									
冷却方式	水冷式	空冷式																																									
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																									
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																									
設備構成	非常用高压母線～動力変圧器～非常用低圧母線 (パワーコントロールセンタ) 非常用低圧母線 (コントロールセンタ)	・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤 ・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p>表 57-9-6 常設代替交流電源設備及び代替所内電気設備の独立性</p> <table border="1" data-bbox="672 199 1232 654"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレッドディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備</td> <td>・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) ・代替所内電気設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、基準地震動S₀で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S₀が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</p> <p>設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋内へ設置し、重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋及び原子炉建屋内へ設置すること、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</p> <p>設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(3)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。</p> <p>【発生防止】 難燃ケーブルの使用及び過電流による過熱防止対策を講じる。 【感知・消火】 (屋内の電路) 感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所には固定式消火設備を設置する。 (屋外の電路) 火災の発生するおそれがないよう電路を埋設し、その電路にケーブルを布設する。(ガスタービン発電機から非常用高圧母線20系、非常用高圧母線20系及び緊急用高圧母線20系までの電路の一部)</p> <p>【第43条第2項三への適合】 設計基準事故対応設備の電路と重大事故等対応設備の電路の分離については、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離を確保する。</p> <p>設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。(「共-8 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</p>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレッドディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備	・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) ・代替所内電気設備	<p>表 57.9.8 代替所内電気設備の独立性</p> <table border="1" data-bbox="1254 199 1814 710"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備</td> <td>・代替所内電気設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</p> <p>設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋内及び原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋及び屋外へ設置すること、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</p> <p>設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(4)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。</p> <p>【発生防止】 難燃ケーブルの使用及び過電流による過熱防止対策を講じる。 【感知・消火】 (屋内の電路) 感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所には自動消火設備を設置する。 (屋外の電路) 火災の発生するおそれがないよう不燃性材料又は難燃性材料の電線管、ケーブルトレイにケーブルを敷設する。</p> <p>【第43条第2項三への適合】 設計基準事故対応設備の電路と重大事故等対応設備の電路の分離については、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離を確保する。</p> <p>設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。(「共-9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</p>	項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	・ディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備	・代替所内電気設備	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>
項目	設計基準事故対応設備		重大事故等対応設備										
	・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレッドディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備	・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) ・代替所内電気設備											
項目	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備											
	・ディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備	・代替所内電気設備											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、常設代替交流電源設備は火災防護対策を講じるため、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機が設置される緊急用電気品建屋については、附属設備を含めて火災区域を設定する。ガスタービン発電機は「危険物の規制に関する政令」において空地が要求されない設備であるが、「危険物の規制に関する政令」の「屋外タンク貯蔵所」とみなし、同令第十一条第二項で要求される空地の幅を参考として建屋外壁から3m以上の幅の保有空地を確保する。(図57-9-6)</p> <p>ガスタービン発電機間及びガスタービン発電設備軽油タンクは以下のとおり離隔を設ける。</p> <p>○ガスタービン発電機間 ガスタービン発電機間は同令において空地が要求されない設備であるが、設備としての発電機間の火災影響及び消火活動への影響を考慮し、適切に空地を設ける設計とする。 ガスタービン発電機は、通常は待機状態であり、ガスタービン発電設備軽油タンクから燃料を補給されないため、ガスタービン発電機間においてはガスタービン発電機制御車の燃料積載量である約500Lに基づいて危険物の規制に関する政令第十一条第二項で要求される空地の幅を参考にして3m以上の離隔を設ける設計とする。 ガスタービン発電機は、試験及び検査時に運転状態となり、ガスタービン発電設備軽油タンクから燃料を補給するが、試験及び検査中は作業員が現場に常駐している。よって、ガスタービン発電機は火災が発生しても煙が充満しない建屋内に設置していることから、現場に常駐する作業員による早期の火災感知及び消火活動が可能な設計とする。</p> <p>○ガスタービン発電設備軽油タンク 附属設備であるガスタービン発電設備軽油タンクは、「危険物の規制に関する政令」において空地が要求されない設備であるが、同令の「屋外タンク貯蔵所」とみなし、同令第十一条第二項で要求される空地の幅を参考にして附属設備を含め3m以上の幅を確保した範囲とする。</p>	<p>なお、代替非常用発電機は火災防護対策を講じるため、代替非常用発電機設置エリアについては、附属設備を含めて火災区域を設定する。代替非常用発電機は「危険物の規制に関する政令」において空地が要求される設備であり、「危険物の規制に関する政令」の「一般取扱所」として、同令第十九条第一項(同令九条第二項で詳細要求が示されている。)で要求される3m以上の幅の保有空地を確保する。(図57.9.21)</p> <p>○代替非常用発電機間 代替非常用発電機間は同令において空地が要求される設備であり、代替非常用発電機間の火災影響及び消火活動への影響を考慮し、適切に空地を設ける設計とする。 代替非常用発電機は、通常は待機状態であり、代替非常用発電機間においては代替非常用発電機の燃料積載量は約2,000Lであり24時間運転の燃料消費量に基づいて危険物の規制に関する政令第十九条第一項(同令九条第二項で詳細要求が示されている。)で要求される保有空地を幅3m以上の離隔を設ける設計とする。 代替非常用発電機は、試験及び検査時に運転状態となり、試験及び検査中は作業員が現場に常駐している。よって、代替非常用発電機は火災が発生しても、現場に常駐する作業員による早期の火災感知及び消火活動が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】 設備名称の相違(代替非常用発電機)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・女川は「屋外タンク貯蔵庫」であるが、泊は「一般取扱所」である。</p> <p>設備・運用の相違(代替非常用発電機の燃料補給)</p> <p>【女川】 設備名称の相違(代替非常用発電機)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・女川は「屋外タンク貯蔵庫」であり、泊は「一般取扱所」であることから政令条文が異なる。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(代替非常用発電機の燃料補給) 設備の相違 ・女川は常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機を建屋内に設置している。 ・泊は常設代替交流電源設備である代替非常用発電機を屋外に設置している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p data-bbox="772 167 1108 367"> </p> <p data-bbox="772 375 1108 399">図 57-9-6 常設代替交流電源設備の火災区域設定</p> <p data-bbox="672 518 1232 574">上記に示す危険物の規制に関する施行令の該当条文を以下に示す。</p> <div data-bbox="683 598 1220 821" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="694 606 896 630">危険物の規制に関する政令</p> <p data-bbox="683 646 1220 734"> 第十一条第二項 屋外貯蔵タンク(危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。)の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、二以上の屋外タンク貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。 </p> <table border="1" data-bbox="728 742 1198 790"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>空地の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定数量の倍数が五百以下の屋外タンク貯蔵所</td> <td>三メートル以上</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区分	空地の幅	指定数量の倍数が五百以下の屋外タンク貯蔵所	三メートル以上	<p data-bbox="1321 167 1747 486"> </p> <p data-bbox="1388 486 1680 510">図 57.9.21 常設代替交流電源設備の火災区域設定</p> <p data-bbox="1254 518 1814 574">上記に示す危険物の規制に関する施行令の該当条文を以下に示す。</p> <div data-bbox="1265 598 1803 901" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1276 606 1456 630">危険物の規制に関する政令</p> <p data-bbox="1276 638 1366 662">(製造所の基準)</p> <p data-bbox="1265 662 1803 710"> 第九条 法第十条第四項の製造所の位置、構造及び設備(消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第一節から第三節までにおいて同じ。)の技術上の基準は、次のとおりとする。 </p> <p data-bbox="1276 710 1803 774"> 二 危険物を取り扱う建築物その他の工作物(危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。)の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、総務省令で定めるところにより、防火上有効な隔壁を設けたときは、この限りでない。 </p> <table border="1" data-bbox="1332 774 1691 821"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>空地の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定数量の倍数が十以下の製造所</td> <td>三メートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1276 829 1411 853">(一般取扱所の基準)</p> <p data-bbox="1265 853 1803 893"> 第十九条 第九条第一項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。 </p> </div>	区分	空地の幅	指定数量の倍数が十以下の製造所	三メートル以上	<p data-bbox="1848 143 1915 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 2116 199">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 199 1915 223">【女川】</p> <p data-bbox="1848 223 1937 247">設備の相違</p> <p data-bbox="1848 255 2150 375"> ・保有空地に相違はあるが、危険物の規制に関する要求事項に基づき適切な火災区域を設定している点において同等である。 </p>
区分	空地の幅										
指定数量の倍数が五百以下の屋外タンク貯蔵所	三メートル以上										
区分	空地の幅										
指定数量の倍数が十以下の製造所	三メートル以上										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																									
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"><内容比較のため再掲(補足-9-1)></p> <p>2. 非常用所内電気設備と代替所内電気設備の位置的分散 万一、非常用所内電気設備が2系統同時機能喪失しても、これらと位置的分散(設置建屋および設置高さ)を採った配電設備(代替所内電気設備)を確保している。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>(3) 位置的分散</p> <p>常設代替交流電源設備及び代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備と表57-9-7及び表57-9-8で示すとおり、位置的分散を図る。具体的な電源設備の単線結線図を図57-9-7及び図57-9-8、ケーブルルート図を57-9-(57-1)~57-9-(57-11)に示す。(なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。)</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">表57-9-7 常設代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 35%;">設計基準事故対処設備</th> <th style="width: 50%;">重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機</td> <td>・常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>屋外(緊急用電気品建屋地上1階)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">表57-9-8 代替所内電気設備の位置的分散</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 35%;">設計基準事故対処設備</th> <th style="width: 50%;">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用所内電気設備</th> <th>代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・非常用高圧母線</td> <td>・原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・緊急用高圧母線</td> <td>・—</td> <td>・緊急用電気品建屋地下1階及び原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> </tr> <tr> <td>・非常用動力変圧器</td> <td>・原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・緊急用動力変圧器</td> <td>・—</td> <td>・原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> </tr> <tr> <td>・非常用低圧母線(パワーセンタ)</td> <td>・原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・緊急用低圧母線(パワーセンタ)</td> <td>・—</td> <td>・原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> </tr> <tr> <td>・非常用低圧母線(モータコントロールセンタ)</td> <td>・原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・緊急用低圧母線(モータコントロールセンタ)</td> <td>・—</td> <td>・原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機	・常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)	設置場所	原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)	屋外(緊急用電気品建屋地上1階)	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	・非常用高圧母線	・原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—	・緊急用高圧母線	・—	・緊急用電気品建屋地下1階及び原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)	・非常用動力変圧器	・原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—	・緊急用動力変圧器	・—	・原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)	・非常用低圧母線(パワーセンタ)	・原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—	・緊急用低圧母線(パワーセンタ)	・—	・原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)	・非常用低圧母線(モータコントロールセンタ)	・原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—	・緊急用低圧母線(モータコントロールセンタ)	・—	・原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)	<p>(4) 位置的分散</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機及び非常用所内電気設備と表57.9.9及び表57.9.10で示すとおり、位置的分散を図る。具体的な電源設備の単線結線図を図57.9.19及び図57.9.20、ケーブルルート図を図57.1~図57.6(57-9-82~57-9-87)に示す。(なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。)</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">表57.9.9 代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の位置的分散</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 35%;">設計基準事故対処設備</th> <th style="width: 50%;">重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>重大事故等対処設備 代替所内電気設備(代替非常用発電機、可搬型代替電源車)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>ディーゼル発電機(ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m)</td> <td>・代替非常用発電機 屋外(3号炉東側32mエリア) ・可搬型代替電源車 屋外(3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">表57.9.10 代替所内電源設備の位置的分散</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 35%;">設計基準事故対処設備</th> <th style="width: 50%;">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用所内電気設備</th> <th>代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・非常用高圧母線</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車~代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレィポンプ変圧器盤</td> <td>・—</td> <td>・屋外~原子炉補助建屋 T.P.17.3m及び原子炉補助建屋 T.P.24.8m</td> </tr> <tr> <td>・動力変圧器</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・代替所内電気設備変圧器</td> <td>・—</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.17.3m</td> </tr> <tr> <td>・代替格納容器スプレィポンプ変圧器盤</td> <td>・—</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.24.8m</td> </tr> <tr> <td>・非常用低圧母線(パワーコントロールセンタ、コントロールセンタ)</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・代替所内電気設備分電盤</td> <td>・—</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.17.3m</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		ディーゼル発電機	重大事故等対処設備 代替所内電気設備(代替非常用発電機、可搬型代替電源車)	設置場所	ディーゼル発電機(ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m)	・代替非常用発電機 屋外(3号炉東側32mエリア) ・可搬型代替電源車 屋外(3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア)	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	・非常用高圧母線	・原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・—	・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車~代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレィポンプ変圧器盤	・—	・屋外~原子炉補助建屋 T.P.17.3m及び原子炉補助建屋 T.P.24.8m	・動力変圧器	・原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・—	・代替所内電気設備変圧器	・—	・原子炉補助建屋 T.P.17.3m	・代替格納容器スプレィポンプ変圧器盤	・—	・原子炉補助建屋 T.P.24.8m	・非常用低圧母線(パワーコントロールセンタ、コントロールセンタ)	・原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・—	・代替所内電気設備分電盤	・—	・原子炉補助建屋 T.P.17.3m	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】 設備名称の相違(D/G)</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																										
	・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機	・常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)																																																																										
設置場所	原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)	屋外(緊急用電気品建屋地上1階)																																																																										
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																										
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																																																										
・非常用高圧母線	・原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—																																																																										
・緊急用高圧母線	・—	・緊急用電気品建屋地下1階及び原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)																																																																										
・非常用動力変圧器	・原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—																																																																										
・緊急用動力変圧器	・—	・原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)																																																																										
・非常用低圧母線(パワーセンタ)	・原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—																																																																										
・緊急用低圧母線(パワーセンタ)	・—	・原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)																																																																										
・非常用低圧母線(モータコントロールセンタ)	・原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—																																																																										
・緊急用低圧母線(モータコントロールセンタ)	・—	・原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)																																																																										
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																										
	ディーゼル発電機	重大事故等対処設備 代替所内電気設備(代替非常用発電機、可搬型代替電源車)																																																																										
設置場所	ディーゼル発電機(ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m)	・代替非常用発電機 屋外(3号炉東側32mエリア) ・可搬型代替電源車 屋外(3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア)																																																																										
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																										
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																																																										
・非常用高圧母線	・原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・—																																																																										
・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車~代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレィポンプ変圧器盤	・—	・屋外~原子炉補助建屋 T.P.17.3m及び原子炉補助建屋 T.P.24.8m																																																																										
・動力変圧器	・原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・—																																																																										
・代替所内電気設備変圧器	・—	・原子炉補助建屋 T.P.17.3m																																																																										
・代替格納容器スプレィポンプ変圧器盤	・—	・原子炉補助建屋 T.P.24.8m																																																																										
・非常用低圧母線(パワーコントロールセンタ、コントロールセンタ)	・原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・—																																																																										
・代替所内電気設備分電盤	・—	・原子炉補助建屋 T.P.17.3m																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 接近性の確保</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの電力を確保するために、以下のとおり、原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)に設置する非常用所内電気設備へアクセス可能な設計とし、接近性を確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事象について評価した結果、問題はない(詳細は、「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照)。</p> <p>a. 地震時の影響 プラントウォークダウンにて確認した結果、問題なし。</p> <p>b. 地震随伴火災の影響 アクセスルート近傍に地震随伴火災の火災源となる機器が設置されていないことから問題なし。</p> <p>c. 地震による内部溢水の影響 原子炉建屋内の原子炉棟外に溢水源となる耐震 B, Cクラスの機器のうち、基準地震動で破損が生じる機器を考慮しても溢水による影響がないことから問題なし。</p> <p>万一、非常用所内電気設備の設置場所である原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)への接近性が失われることを考慮して、代替所内電気設備を原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)に設置することにより、接近性を確保する設計とする。</p> <p>なお、重大事故等時において、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>(5) 電動弁への電源供給</p> <p>低圧代替注水系、原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系、原子炉格納容器下部注水系及び代替循環冷却系の電動弁は、常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)から代替所内電気設備を経由して電源供給が可能な設計とする。</p>	<p>(5) 接近性の確保</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車からの電力を確保するために、以下のとおり、原子炉補助建屋 T.P. 10.3m に設置する非常用所内電気設備へアクセス可能な設計とし、接近性を確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事象について評価した結果、問題はない(詳細は、「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照)。</p> <p>a. 地震時の影響 プラントウォークダウンにて確認した結果、問題なし。</p> <p>b. 地震随伴火災の影響 アクセスルート近傍に地震随伴火災の火災源となる機器が設置されていないことから問題なし。</p> <p>c. 地震による内部溢水の影響 原子炉補助建屋内に溢水源となる耐震 B, Cクラスの機器のうち、基準地震動で破損が生じる機器を考慮しても溢水による影響がないことから問題なし。</p> <p>万一、非常用所内電気設備の設置場所である原子炉補助建屋 T.P. 10.3m への接近性が失われることを考慮して、代替所内電気設備を原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 及び原子炉補助建屋 T.P. 24.8m に設置することにより、接近性を確保する設計とする。</p> <p>なお、重大事故等時において、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、中央制御室又は設置場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(6) 電動弁への電源供給</p> <p>設置許可基準規則第46条で使用する電動弁は、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤を経由して電源供給が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <p>【女川】 操作場所の相違 ・女川：中央制御室 ・泊：中央制御室又は設置場所</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p>

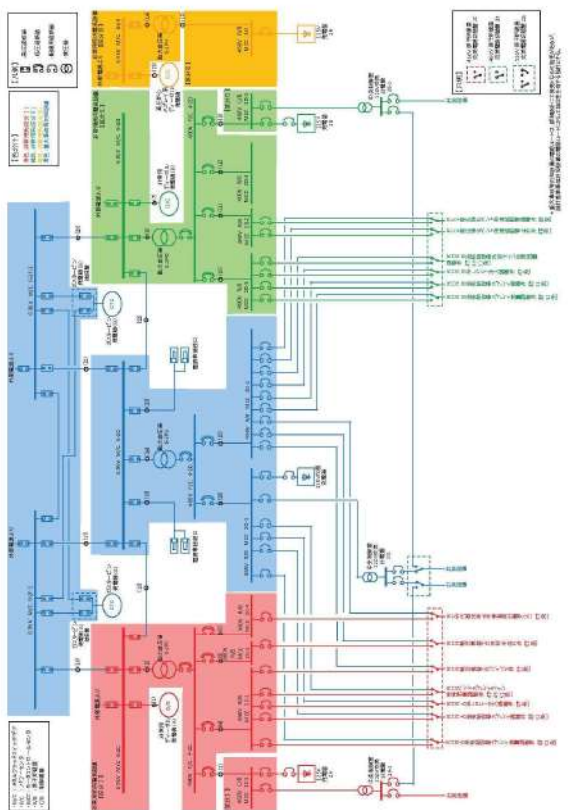
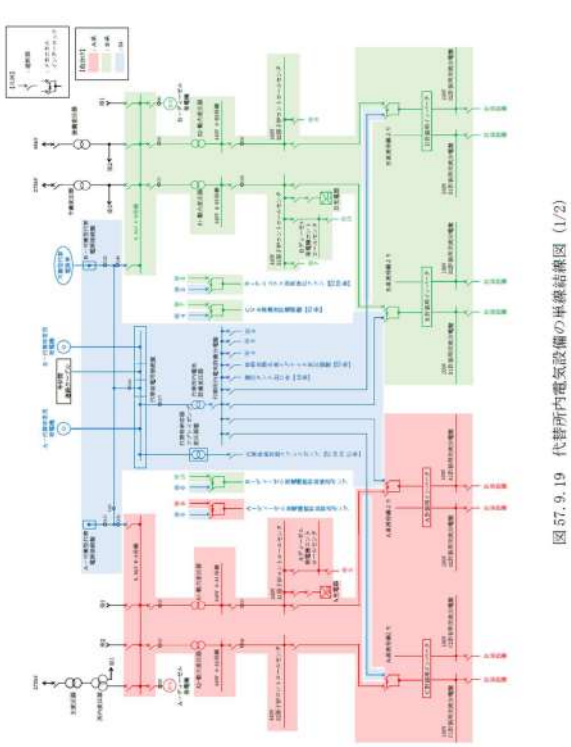
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 計装設備への電源供給 計装設備は、常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)から代替所内電気設備を経由して電源供給が可能な設計とする。</p> <p>(7) 自主対策設備 第47条、48条、49条及び51条に対応する設備に加え、信頼性向上の観点から、第46条に対応する代替高圧窒素ガス供給系、第53条に対応する原子炉建屋水素爆発防止対策設備及び第58条に対応する原子炉圧力容器周り及び原子炉格納容器周りの監視計器についても、代替所内電気設備から電源供給が可能な設計とする。</p>	<p>(7) 計装設備への電源供給 計装設備は、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤を経由して電源供給が可能な設計とする。</p> <p>(8) その他設備 第47条、48条、49条及び51条に対応する設備に加え、第46条に対応する蓄圧タンク出口弁、第52条に対応するCV水素濃度計及び格納容器水素イグナイタ、第53条及び59条に対応するアニュラス空気浄化ファンについても、代替所内電気設備から電源供給が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】 炉型による給電対象設備の相違 ・女川は代替所内電気設備から自主対策設備にも給電を行うが、泊は代替所内電気設備から重大事故等対処設備に給電する。</p> <p>設備・運用の相違 ・PWRとBWRによる相違であって、泊は大飯と同様である。</p>

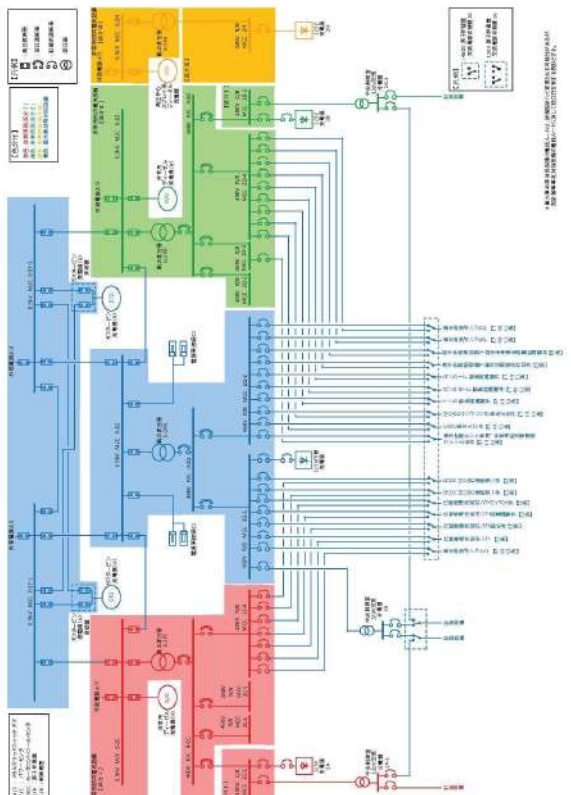
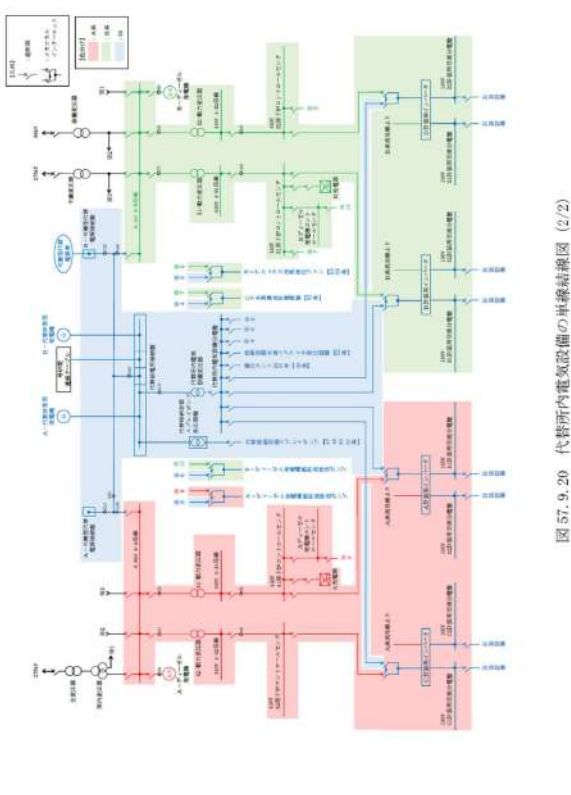
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-7 代替所内電気設備の単線結線図 (1/2)</p>	 <p>図 57.9.19 代替所内電気設備の単線結線図 (1/2)</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9-8 代替所内電気設備の単線結線図(2/2)</p>	 <p>図57.9.20 代替所内電気設備の単線結線図(2/2)</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>1.3.1 低圧代替注水系 [47条]</p> <p>低圧代替注水系は、重大事故等時に炉心に低圧注水するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系」である。(図57-9-9~13)</p> <p>低圧代替注水系の主要設備を表57-9-9に示す。</p> <p>表57-9-9 低圧代替注水系の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="683 363 1229 1002"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>・低圧代替注水系(常設) ・低圧代替注水系(可搬型)</td> <td>・残留熱除去系(低圧注水モード) ・低圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>・復水移送ポンプ(A) ・復水移送ポンプ(B) ・復水移送ポンプ(C) ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・大容量復水ポンプ(タイプ1)</td> <td>・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B) ・残留熱除去系ポンプ(C) ・低圧炉心スプレイ系ポンプ</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>・RBR A系LFC注入隔離弁 ・RBR B系LFC注入隔離弁 ・RBRヘッドスプレイライン 洗淨流量調整弁 ・RBR B系格納容器冷却ライン 洗淨流量調整弁 ・CRD復水入口弁 ・MRCシンプリング取出止め弁 ・T/B 緊急時隔離弁 ・R/B B/E緊急時隔離弁 ・R/B 1P緊急時隔離弁 ・復水貯蔵タンク常用、非常用 給水電線ライン止め弁 ・PRDポンプ駆込弁 ・DCLポンプ駆込弁 ・DCL注入流量調整弁</td> <td>・RBR A系LFC注入隔離弁 ・RBR B系LFC注入隔離弁 ・RBR C系LFC注入隔離弁 ・LFC注入隔離弁</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>・残留熱除去系洗淨ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン 洗淨流量) ・残留熱除去系洗淨ライン流量 (残留熱除去系格納容器冷却ライン 洗淨流量) ・復水貯蔵タンク水位 ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ・原子炉水位 (広帯域) ・原子炉水位 (感測域) ・原子炉水位 (SAG帯域) ・原子炉水位 (SAR帯域)</td> <td>・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口流量 ・残留熱除去系熱交換器出口流量</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	・低圧代替注水系(常設) ・低圧代替注水系(可搬型)	・残留熱除去系(低圧注水モード) ・低圧炉心スプレイ系	ポンプ	・復水移送ポンプ(A) ・復水移送ポンプ(B) ・復水移送ポンプ(C) ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・大容量復水ポンプ(タイプ1)	・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B) ・残留熱除去系ポンプ(C) ・低圧炉心スプレイ系ポンプ	電動弁 (状態表示を含む)	・RBR A系LFC注入隔離弁 ・RBR B系LFC注入隔離弁 ・RBRヘッドスプレイライン 洗淨流量調整弁 ・RBR B系格納容器冷却ライン 洗淨流量調整弁 ・CRD復水入口弁 ・MRCシンプリング取出止め弁 ・T/B 緊急時隔離弁 ・R/B B/E緊急時隔離弁 ・R/B 1P緊急時隔離弁 ・復水貯蔵タンク常用、非常用 給水電線ライン止め弁 ・PRDポンプ駆込弁 ・DCLポンプ駆込弁 ・DCL注入流量調整弁	・RBR A系LFC注入隔離弁 ・RBR B系LFC注入隔離弁 ・RBR C系LFC注入隔離弁 ・LFC注入隔離弁	計装設備	・残留熱除去系洗淨ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン 洗淨流量) ・残留熱除去系洗淨ライン流量 (残留熱除去系格納容器冷却ライン 洗淨流量) ・復水貯蔵タンク水位 ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ・原子炉水位 (広帯域) ・原子炉水位 (感測域) ・原子炉水位 (SAG帯域) ・原子炉水位 (SAR帯域)	・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口流量 ・残留熱除去系熱交換器出口流量	<p>1.3.1 代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) [47条]</p> <p>代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) は、重大事故等時に炉心に低圧注水するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「低圧注入系、余熱除去設備、高圧注入系」である。(図57.9.22~23)</p> <p>代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) の主要設備を表57.9.11に示す。</p> <p>表57.9.11 代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="1256 411 1821 790"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>・代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ)</td> <td>・低圧注入系 ・余熱除去設備 ・高圧注入系</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>・代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>・A-高圧注入ポンプ ・B-高圧注入ポンプ ・A-余熱除去ポンプ ・B-余熱除去ポンプ</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	・代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ)	・低圧注入系 ・余熱除去設備 ・高圧注入系	ポンプ	・代替格納容器スプレイポンプ	・A-高圧注入ポンプ ・B-高圧注入ポンプ ・A-余熱除去ポンプ ・B-余熱除去ポンプ	電動弁 (状態表示を含む)	—	—	計装設備	—	—	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・47条対応の運用に伴う相違 ・女川：低圧代替注水系→泊：代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) ・女川：残留熱除去系(低圧注水モード)、低圧炉心スプレイ系→泊：低圧注入系、余熱除去設備、高圧注入系
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																															
—	・低圧代替注水系(常設) ・低圧代替注水系(可搬型)	・残留熱除去系(低圧注水モード) ・低圧炉心スプレイ系																															
ポンプ	・復水移送ポンプ(A) ・復水移送ポンプ(B) ・復水移送ポンプ(C) ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・大容量復水ポンプ(タイプ1)	・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B) ・残留熱除去系ポンプ(C) ・低圧炉心スプレイ系ポンプ																															
電動弁 (状態表示を含む)	・RBR A系LFC注入隔離弁 ・RBR B系LFC注入隔離弁 ・RBRヘッドスプレイライン 洗淨流量調整弁 ・RBR B系格納容器冷却ライン 洗淨流量調整弁 ・CRD復水入口弁 ・MRCシンプリング取出止め弁 ・T/B 緊急時隔離弁 ・R/B B/E緊急時隔離弁 ・R/B 1P緊急時隔離弁 ・復水貯蔵タンク常用、非常用 給水電線ライン止め弁 ・PRDポンプ駆込弁 ・DCLポンプ駆込弁 ・DCL注入流量調整弁	・RBR A系LFC注入隔離弁 ・RBR B系LFC注入隔離弁 ・RBR C系LFC注入隔離弁 ・LFC注入隔離弁																															
計装設備	・残留熱除去系洗淨ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン 洗淨流量) ・残留熱除去系洗淨ライン流量 (残留熱除去系格納容器冷却ライン 洗淨流量) ・復水貯蔵タンク水位 ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ・原子炉水位 (広帯域) ・原子炉水位 (感測域) ・原子炉水位 (SAG帯域) ・原子炉水位 (SAR帯域)	・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口流量 ・残留熱除去系熱交換器出口流量																															
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																															
—	・代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ)	・低圧注入系 ・余熱除去設備 ・高圧注入系																															
ポンプ	・代替格納容器スプレイポンプ	・A-高圧注入ポンプ ・B-高圧注入ポンプ ・A-余熱除去ポンプ ・B-余熱除去ポンプ																															
電動弁 (状態表示を含む)	—	—																															
計装設備	—	—																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>低圧代替注水系(常設)の復水移送ポンプは原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、直流駆動低圧注水系ポンプは原子炉建屋地下3階(原子炉建屋付属棟内)に設置し、低圧代替注水系(可搬型)の大容量送水ポンプ(タイプ1)は屋外に配備し、残留熱除去系(低圧注水モード)のポンプ(残留熱除去系ポンプ)及び低圧炉心スプレイ系のポンプ(低圧炉心スプレイ系ポンプ)は原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置しており、位置的分散を図る。(図57-9-14~16)</p> <p>低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び低圧代替注水系(可搬型)は、図57-9-17及び図57-9-18のとおり、屋外(緊急用電気品建屋地上1階)に設置するガスタービン発電機から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、</p> <p>低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、図57-9-19のとおり、制御建屋地下2階に設置する250V蓄電池から250V直流主母線盤を経由して電源を受電する設計とし、</p> <p>残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系は、図57-9-17及び図57-9-18のとおり、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)に設置する非常用ディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、ガスタービン発電機及び250V蓄電池並びに非常用ディーゼル発電機は位置的分散を図り、代替所内電気設備及び250V直流主母線盤並びに非常用所内電気設備は位置的分散を図る。</p> <p>また、低圧代替注水系(常設)及び低圧代替注水系(可搬型)使用時の機器への電路と、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57-9-10に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <table border="1" data-bbox="678 1085 1218 1260"> <caption>表57-9-10 電路ルート図 低圧代替注水系 [47条]</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図57-9-17~19)</td> <td>図47-1~13</td> <td>57-9-(47-1~13)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(表57-9-10-1)</td> <td>図47-14~27</td> <td>57-9-(47-14~27)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(表57-9-10-2)</td> <td>図47-28~43</td> <td>57-9-(47-28~43)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> <p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図57-9-20及び図57-9-21)</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2号炉動力用(図57-9-17~19)	図47-1~13	57-9-(47-1~13)	2号炉計装設備用(表57-9-10-1)	図47-14~27	57-9-(47-14~27)	2号炉制御用(表57-9-10-2)	図47-28~43	57-9-(47-28~43)	<p>代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)の代替格納容器スプレイポンプは周辺補機棟T.P.10.3mに設置し、低圧注入系、余熱除去設備及び高圧注入系の余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプは原子炉補助建屋T.P.-1.7mに設置しており、位置的分散を図る。(図57.9.24~25)</p> <p>代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)の代替格納容器スプレイポンプは、屋外に設置する代替非常用発電機及び可搬型代替電源車から代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を経由して電源を受電する設計とし、</p> <p>余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプは、ディーゼル発電機建屋T.P.10.3mに設置するディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車並びにディーゼル発電機は位置的分散を図り、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は位置的分散を図る。(図57.9.26)</p> <p>また、代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)の代替格納容器スプレイポンプ使用時の機器への電路と、低圧注入系、余熱除去設備及び高圧注入系使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57.9.12に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <table border="1" data-bbox="1261 1085 1816 1173"> <caption>表57.9.12 電路ルート図 代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ) [47条]</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉動力用(図57.9.26)</td> <td>図47.1~9</td> <td>57-9-57~65</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	3号炉動力用(図57.9.26)	図47.1~9	57-9-57~65	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・47条対応の設備・運用に伴う相違 ・女川：低圧代替注水系(常設)、低圧代替注水系(可搬型)→泊：代替炉心注水(格納容器スプレイポンプ) ・女川：残留熱除去系(低圧注水モード)、低圧炉心スプレイ系→泊：低圧注入系、余熱除去設備、高圧注入系 ・女川：復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水系ポンプ、大容量送水ポンプ(タイプ1)→泊：代替格納容器スプレイポンプ ・設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成等) <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)、屋外(緊急用電気品建屋地上1階)、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)→泊：原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋 ・設備名称の相違(D/G)
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
2号炉動力用(図57-9-17~19)	図47-1~13	57-9-(47-1~13)																							
2号炉計装設備用(表57-9-10-1)	図47-14~27	57-9-(47-14~27)																							
2号炉制御用(表57-9-10-2)	図47-28~43	57-9-(47-28~43)																							
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
3号炉動力用(図57.9.26)	図47.1~9	57-9-57~65																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-10-2 副停用箇所 低圧代替注水系1(7条)(L/S)						
重大事故防止設備 設計基準事故対応設備						
S1	所内循環ポンプ	400V R/B MCC 2P-4	D1	原子炉冷却剂循環機 ESS-I, III	6.9kV M/C 6-2C	
S2	代替注水ポンプ	PPC・FRWR・SLC・原電・MWP 制御盤	D2	原子炉冷却剂循環機 ESS-III	6.9kV M/E 6-2D	
S3	代替注水ポンプ	400V R/B MCC 2P-1	D3	原子炉冷却剂循環機 ESS-III	6.9kV M/C 6-2D	
S4	所内循環ポンプ	400V R/B MCC 2D-4	D4	原子炉冷却剂循環機 ESS-I, III	6.9kV M/C 6-2C	
S5	代替注水ポンプ	400V R/B MCC 2P-2	D5	原子炉冷却剂循環機 ESS-I, III	400V R/B MCC 2C-1	
S6	所内循環ポンプ	400V R/B MCC 2D-4	D6	緊急用交代電源部冷却機(1)	RBR A 系 LPC1 注入用ポンプ	
S7	代替注水ポンプ	緊急用給水系 (A)・担任中心スライク 制御盤 ESS-I	D7	原子炉冷却剂循環機 ESS-III	400V R/B MCC 2D-1	
S8	代替注水ポンプ	400V R/B MCC 2P-2	D8	緊急用交代電源部冷却機(1)	RBR B 系 LPC1 注入用ポンプ	
S9	代替注水ポンプ	緊急用給水系 (B)・CI 盤 ESS-II	D9	原子炉冷却剂循環機 ESS-III	400V R/B MCC 2D-1	
S10	代替注水ポンプ	400V R/B MCC 2P-1	D10	400V R/B MCC 2D-1	RBR C 系 LPC1 注入用ポンプ	
S11	代替注水ポンプ	400V R/B MCC 2P-2	D11	原子炉冷却剂循環機 ESS-I, III	400V R/B MCC 2C-1	
S12	代替注水ポンプ	AM 制御盤	D12	400V R/B MCC 2C-1	LPCS 注入用ポンプ	
						<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-10-2 南藤川線路 低圧代替注水系(貯水1/2/5) 重大事故防止系 設計基準事故対処設備			
S13 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-1 013 AM 制御盤		400V R/B MCT 20-1 000 ヘッドストップライン低圧水制御盤
S14 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-2 014 AM 制御盤		400V R/B MCT 20-1 000 AM 制御盤
S15 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-2 015 AM 制御盤		400V R/B MCT 20-1 000 AM 制御盤
S16 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-4 016 AM 制御盤		400V R/B MCT 20-1 000 AM 制御盤
S17 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-2 017 AM 制御盤		400V R/B MCT 20-1 000 AM 制御盤
S18 緊急用交流電源切替操作盤(1)	400V R/B MCT 20-2 018 AM 制御盤		400V R/B MCT 20-1 000 AM 制御盤
S19 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-4 019 AM 制御盤		400V R/B MCT 20-1 000 AM 制御盤
S20 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-2 020 AM 制御盤		400V R/B MCT 20-1 000 AM 制御盤
S21 緊急用交流電源切替操作盤(1)	400V R/B MCT 20-4 021 AM 制御盤		400V R/B MCT 20-1 000 AM 制御盤
S22 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-4 022 AM 制御盤		400V R/B MCT 20-1 000 AM 制御盤
S23 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-2 023 AM 制御盤		400V R/B MCT 20-1 000 AM 制御盤
S24 緊急用交流電源切替操作盤(1)	400V R/B MCT 20-4 024 AM 制御盤		400V R/B MCT 20-1 000 AM 制御盤

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-10-2 消食用電路 高圧代替注水系(4行条)(S/S)			
重大事故防止設備 設備基準事案対応設備			
S25 代替注水制御盤	460V 三相 MCC 2D-4 125V 直流分電盤 2D-1	125V 直流分電盤 2D-1	125V 直流分電盤 2D-1
S26 代替注水制御盤	460V 三相 MCC 2D-2 125V 直流分電盤 2A	125V 直流分電盤 2A-1	125V 直流分電盤 2A
S27 緊急用交圧電源切替操作盤(1)	R/B B/F 緊急時制御弁 125V 直流分電盤 2D-1	125V 直流分電盤 2D-1	125V 直流分電盤 2D
S28 代替注水制御盤	460V 三相 MCC 2D-4		
S29 代替注水制御盤	460V 三相 MCC 2D-2		
S30 緊急用交圧電源切替操作盤(1)	R/B 1/F 緊急時制御弁		
S31 代替注水制御盤	460V 三相 MCC 2D-2		
S32 代替注水制御盤	460V 三相 MCC 2D-2		
S33 緊急用交圧電源切替操作盤(1)	緊急時制御弁の使用、非常用給水管理制御システム止み弁		
S34 代替注水制御盤	緊急用交圧電源切替操作盤(1)	緊急用交圧電源切替操作盤(1)	
S35 緊急用交圧電源切替操作盤(1)	460V 原子炉緊急交圧電源切替盤 2D		
S36 緊急用交圧電源切替操作盤(1)	460V 原子炉緊急交圧電源切替盤 2D		

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-10-2 備用基路 低圧代替注水系(47系)(4/5)			
重大事故防止設備		設計基準事象対応設備	
S37	代替注水制御盤	125V 直流主母線盤 2B-1	
S38	125V 直流主母線盤 2B-1	F190W ボンブア器3号	
S39	緊急用交流電源切替制御盤(1)	450V 原子炉側交流電源切替器 2C	
S40	緊急用交流電源切替制御盤(1)	450V 原子炉側交流電源切替器 2D	
S41	重大事故時監視盤(1)	125V 直流主母線盤 2A-1	
S42	重大事故時監視盤(2)	125V 直流主母線盤 2B-1	
S43	ACLI制御盤	125V 直流主母線盤 2A-1	
S44	DCLIボンブア器3号	125V 直流主母線盤 2A-1	
S45	DCLI制御盤	125V 直流主母線盤 2A-1	
S46	DCLI注入流量調整弁	125V 直流主母線盤 2A-1	
S47	ACLI制御盤	250V 直流主母線盤	
S48	ACLI制御盤	125V 直流主母線盤 2A-1	
			<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

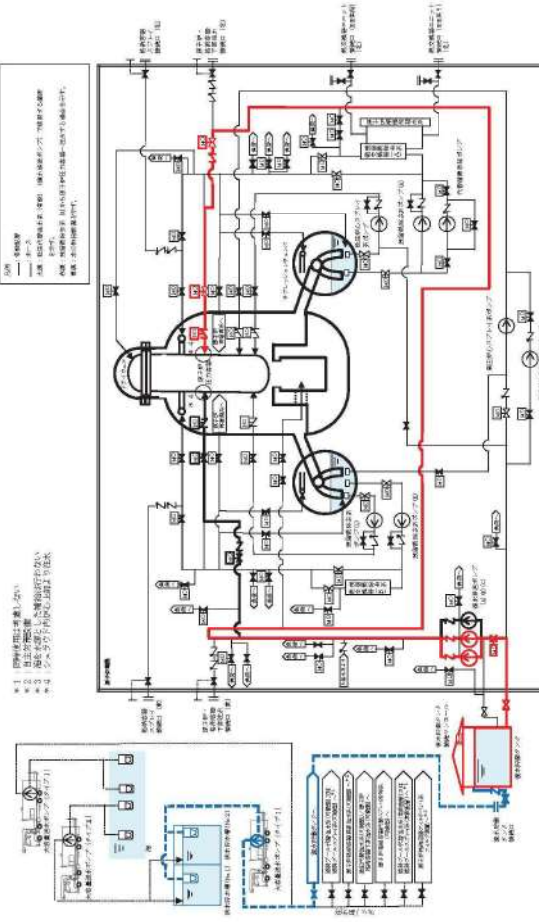
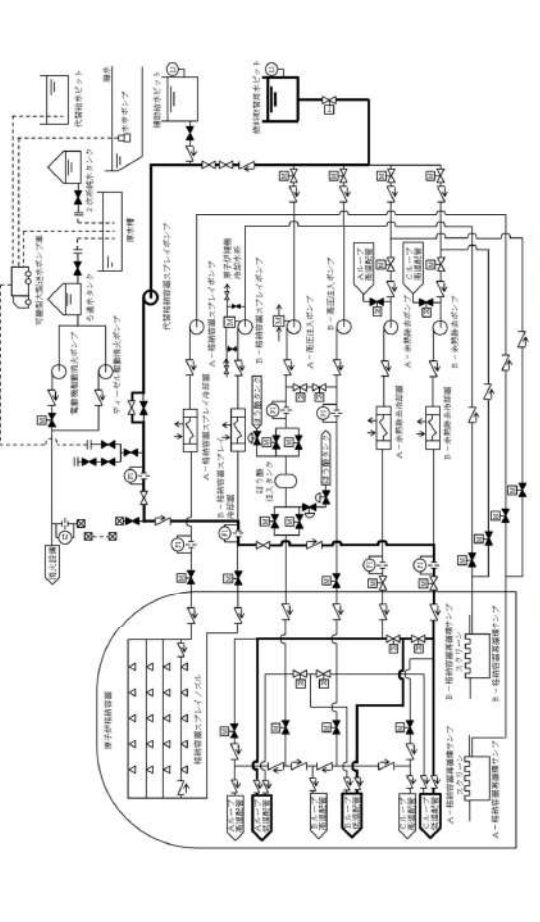
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
表57-9-10-2 制御用配線 低圧代替注水系(5/5) 表57-9-10-2 制御用配線 低圧代替注水系(5/5) 重大事象停止配線 120V 直流電源装置 2A-1 120V 直流電源装置 2A 120V 直流電源装置 2B-1 120V 直流電源装置 2B 120V 直流電源装置 2A-1 120V 直流電源装置 2A 120V 直流電源装置 2B-1 120V 直流電源装置 2B (以下略)				<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

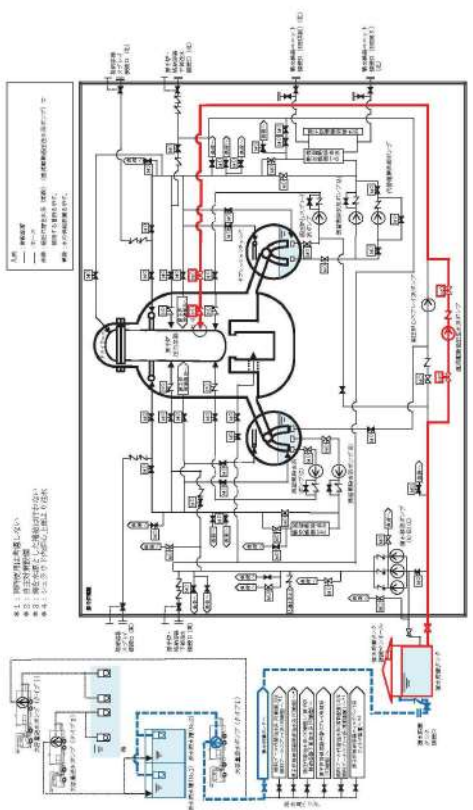
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-9 低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ) の系統概要図</p>	 <p>図 57.9.22 代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

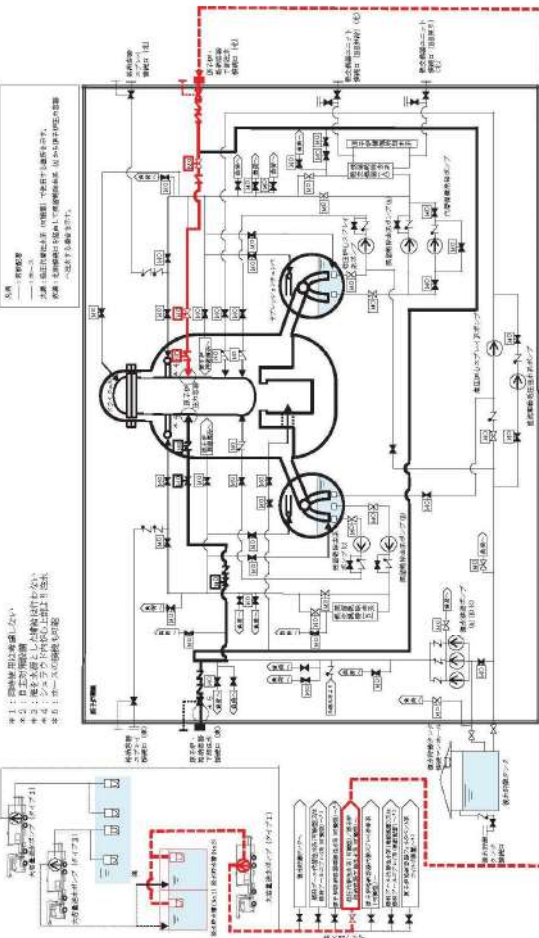
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 1005 1232 1029">図 57-9-10 低圧代替注水系 (常設) (直流駆動低圧注水系ポンプ) の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 319" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

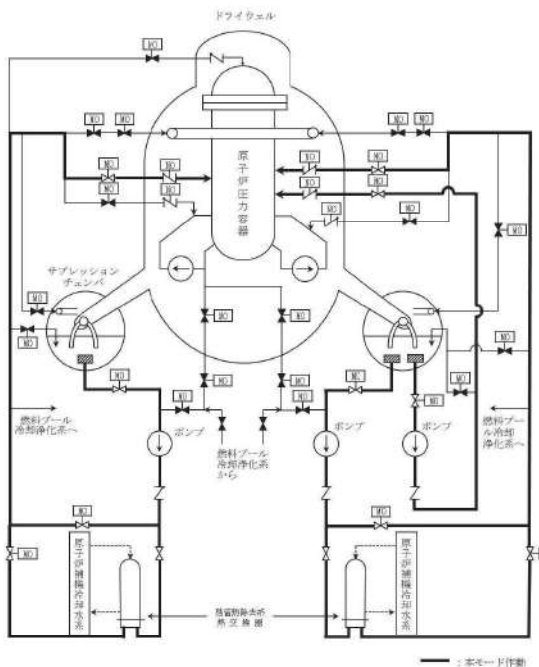
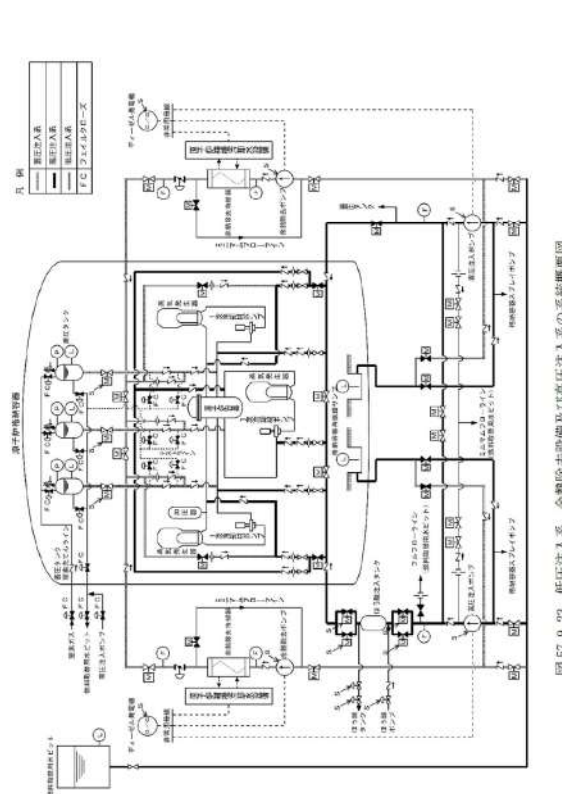
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-11 低圧代替注水系 (可搬型) の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

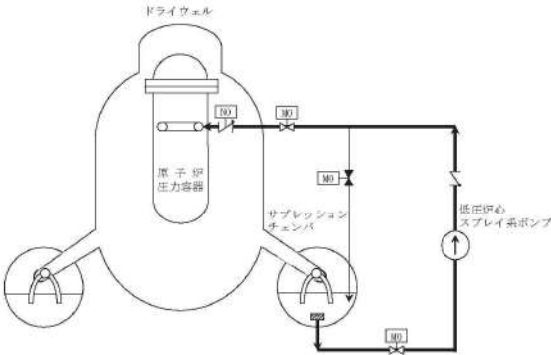
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-12 残熱除去系 (低圧注水モード) の系統概要図</p>	 <p>図 57.9.23 低圧注入系、余熱除去設備及び高圧注入系の系統概要図</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

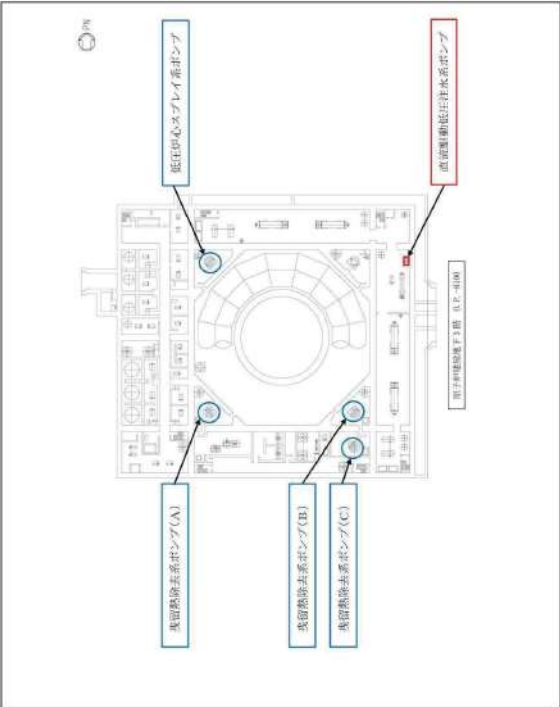
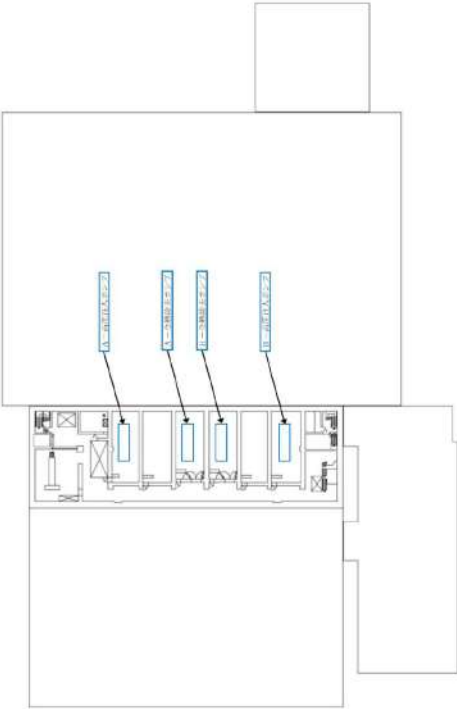
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 582 1137 603">図 57-9-13 低圧炉心スプレイ系の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

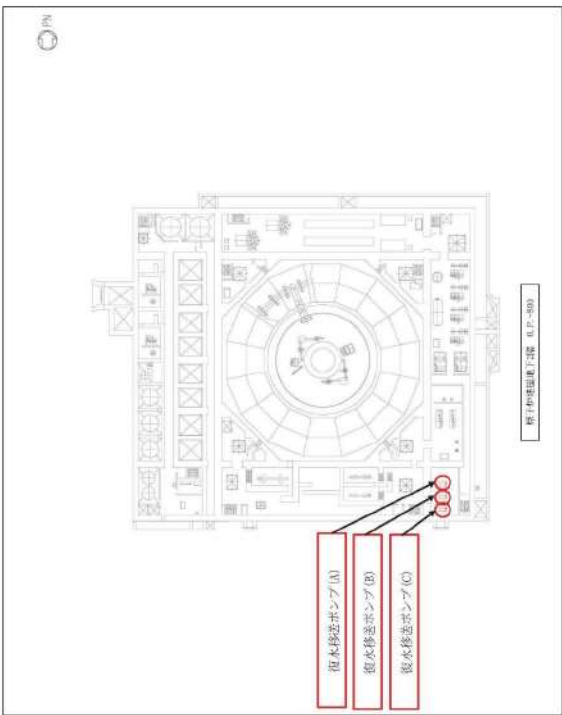
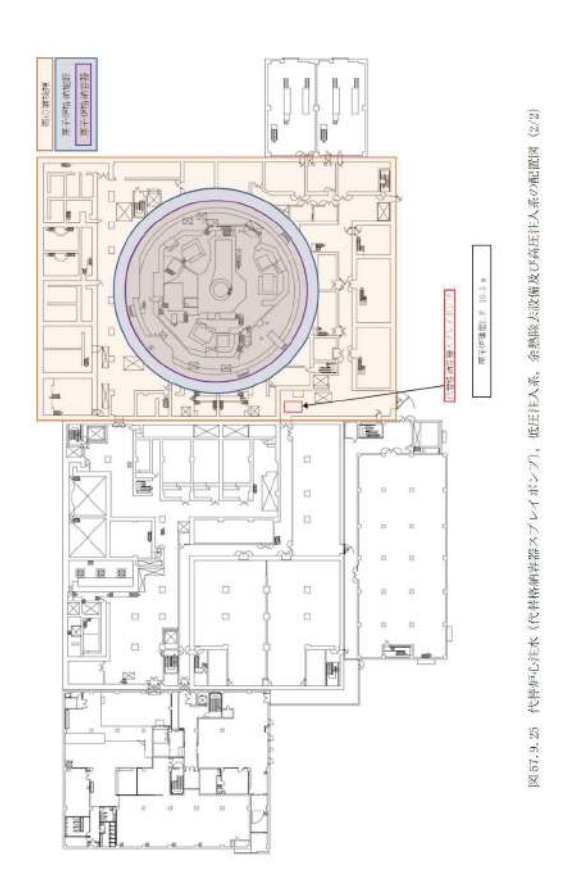
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="730 879 1171 919">図 57-9-14 低圧代替注水系、 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の配置図(1/3)</p>	 <p data-bbox="1794 177 1816 962">図 57.9.24 代替炉心注水 (代替格納容器スプレイ系ポンプ)、低圧注水系、余熱除去設備及び高圧注水系の配置図 (1/2)</p>	<p data-bbox="1845 145 2107 193">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 201 1906 248">【女川】 設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 256 2157 483" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

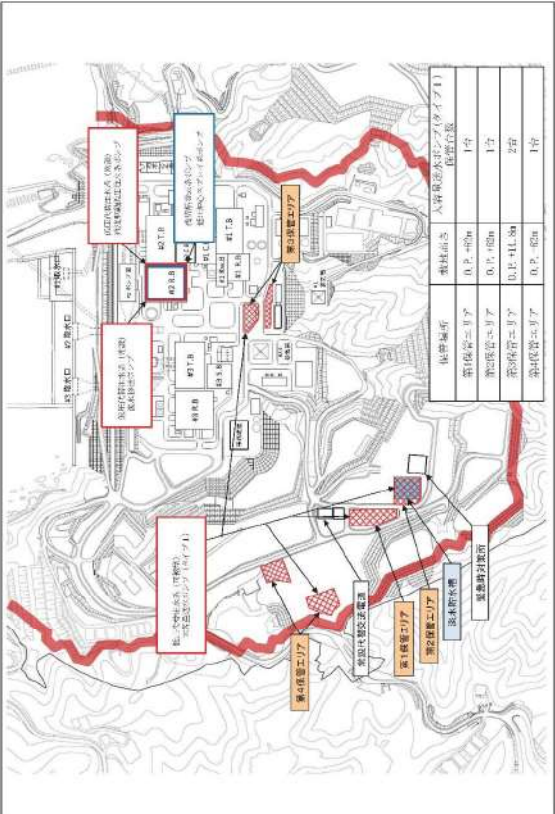
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9-15 低圧代替注水系。 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の配置図(2/3)</p>	 <p>図57.9.25 代替炉心注水(代替格納箱スプレイポンプ)、低圧注水系、余熱除去設備及び高圧注水系の配置図(2/2)</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

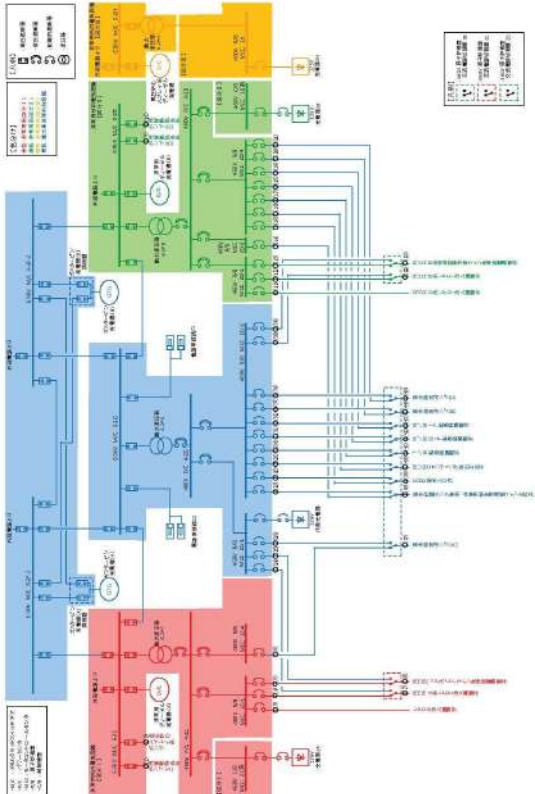
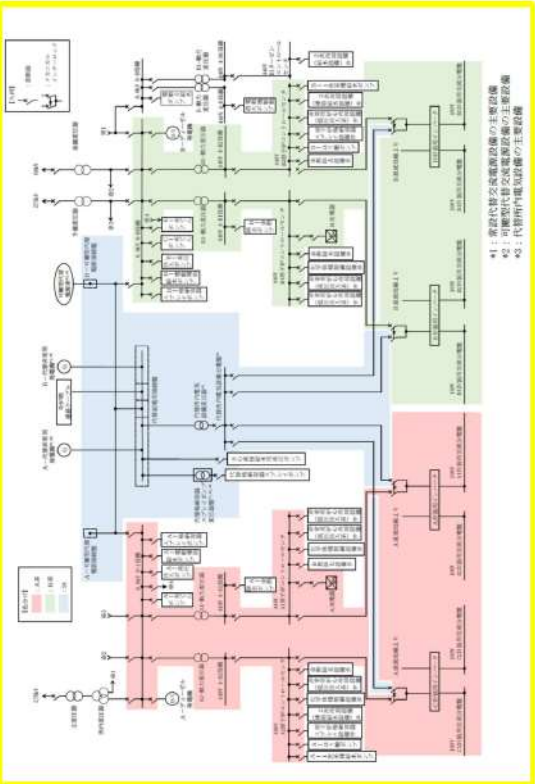
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="712 997 1220 1045">図57-9-16 低圧代替注水系、 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の配置図(3/3)</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 202 2157 427" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

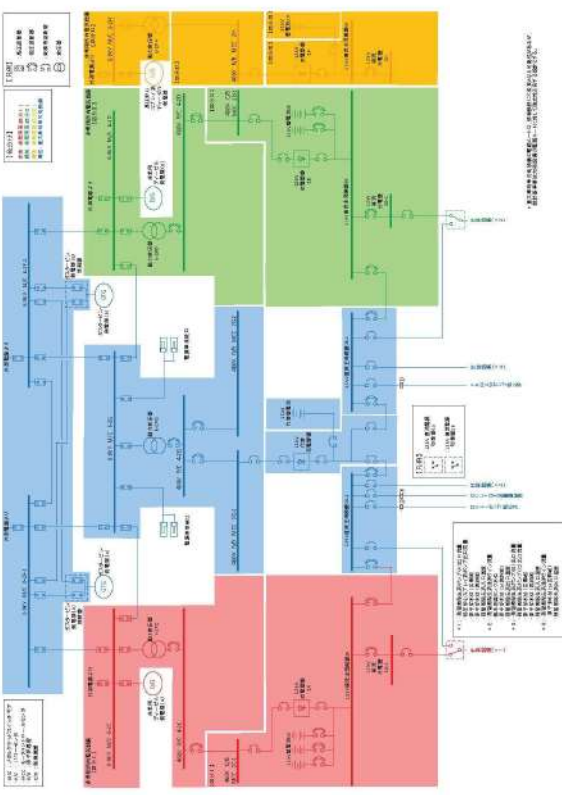
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 975 1064 1018">図 57-9-17 単線結線図 (交流) 低圧代替注水系 [47条]</p>	 <p data-bbox="1794 201 1816 999">図 57.9.26 単線結線図 (交流) 代替炉心注水 (代替格納容器スプレィポンプ)、紙圧注入系、紙圧注入系 [47条]</p>	<p data-bbox="1845 145 2107 193">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 201 1924 248">【女川】 設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 256 2157 368" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

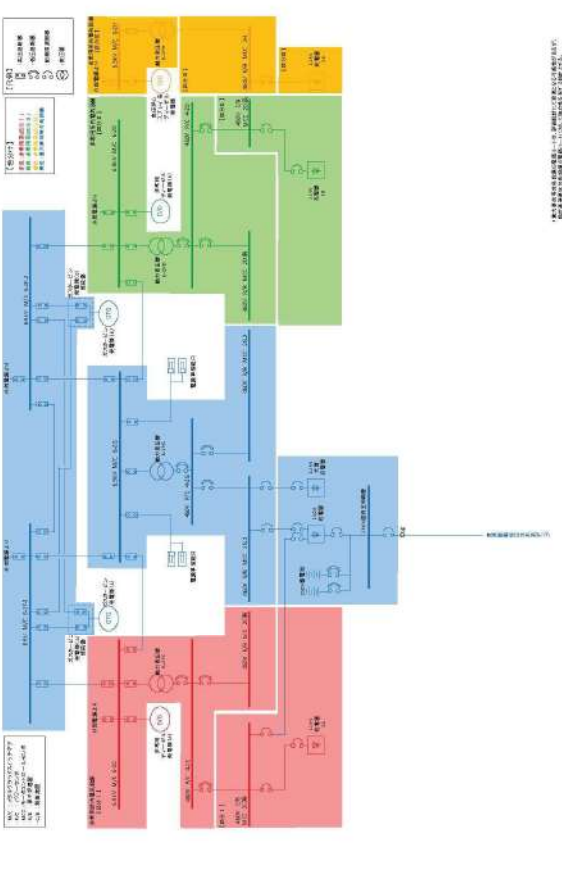
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="806 965 1097 1013">図 57-9-18 単線結線図(直流) (1/2) 低圧代替注水系 [47条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 319" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="784 1053 1097 1117">図 57-9-19 単線結線図(直流)(2/2) 低圧代替注水系 [47条]</p>		<p data-bbox="1836 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1836 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 207 2150 319" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

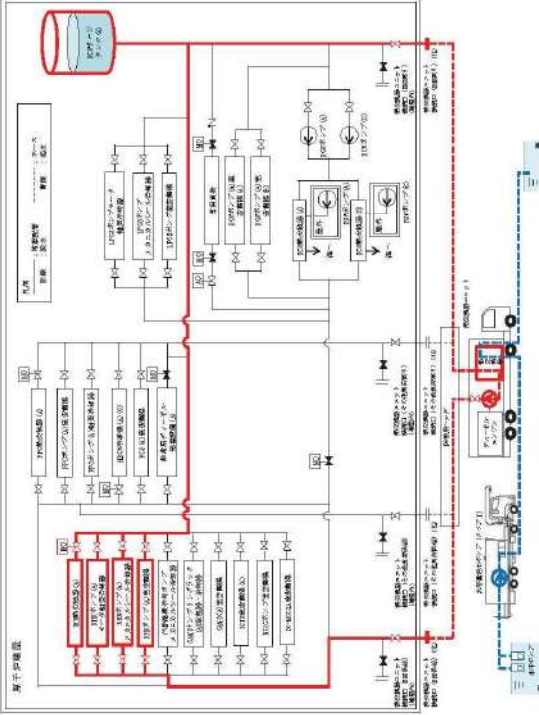
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-9-20 交流電源切替系統図 (非常用所内電気設備からの受電時)</p>	<p>図57-9-21 交流電源切替系統図 (代替所内電気設備からの受電時)</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違 ・女川は電動弁操作について非常用所内電気設備からの受電ができない場合には代替所内電気設備からの受電により電動弁の操作を行うが、泊は現場で人力による操作としている。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>1.3.2 原子炉補機代替冷却水系[48条]</p> <p>原子炉補機代替冷却水系は、重大事故等時に最終ヒートシンクへ熱を輸送するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)」である。(図57-9-22及び図57-9-23)</p> <p>原子炉補機代替冷却水系の主要設備を表57-9-11に示す。</p> <table border="1" data-bbox="683 406 1220 742"> <caption>表57-9-11 原子炉補機代替冷却水系の主要設備</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>・原子炉補機代替冷却水系</td> <td>・原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>・熱交換器ユニット(淡水ポンプ) ・大容量送水ポンプ(タイプI)</td> <td>・原子炉補機冷却水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却水ポンプ(D) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(D)</td> </tr> <tr> <td>熱交換器</td> <td>・熱交換器ユニット(熱交換器)</td> <td>・原子炉補機冷却水系熱交換器(A) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(B) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(C) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(D)</td> </tr> </tbody> </table> <p>原子炉補機代替冷却水系は、熱交換器と淡水ポンプを搭載する可搬型の熱交換器ユニット及び熱交換器ユニットの熱交換器に海水を送水する可搬型の大容量送水ポンプ(タイプI)で構成しており、屋外の保管エリアに保管し、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)は原子炉建屋(原子炉建屋付属棟)及び屋外に設置しており、位置的分散を図る。(図57-9-24～26)</p> <p>原子炉補機代替冷却水系のポンプ(熱交換器ユニット(淡水ポンプ)及び大容量送水ポンプ(タイプI))は、駆動電源を必要としない方式(付属空冷式ディーゼルエンジン)による設計とし、原子炉補機冷却水系のポンプ(原子炉補機冷却水ポンプ)及び原子炉補機冷却海水系のポンプ(原子炉補機冷却海水ポンプ)は、駆動電源(非常用ディーゼル発電機)から電源を受電する設計とし、駆動電源の多様性を図る。</p>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	・原子炉補機代替冷却水系	・原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)	ポンプ	・熱交換器ユニット(淡水ポンプ) ・大容量送水ポンプ(タイプI)	・原子炉補機冷却水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却水ポンプ(D) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(D)	熱交換器	・熱交換器ユニット(熱交換器)	・原子炉補機冷却水系熱交換器(A) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(B) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(C) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(D)	<p>1.3.2 格納容器内自然対流冷却、蒸気発生器2次側からの除熱及び代替補機冷却[48条]</p> <p>第48条の格納容器内自然対流冷却、蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ)及び代替補機冷却については、電源供給が不要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。(表57.9.13)</p> <p>表57.9.13 格納容器内自然対流冷却、蒸気発生器2次側からの除熱及び代替補機冷却</p> <table border="1" data-bbox="1265 406 1803 981"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>・格納容器内自然対流冷却 ・蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ) ・代替補機冷却</td> <td>・原子炉補機冷却設備 ・2次冷却設備</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	・格納容器内自然対流冷却 ・蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ) ・代替補機冷却	・原子炉補機冷却設備 ・2次冷却設備	ポンプ	—	—	電動弁 (状態表示を含む)	—	—	計装設備	—	—	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違 ・女川：原子炉補機代替冷却水系→泊：格納容器内自然対流冷却、蒸気発生器2次側からの除熱及び代替補機冷却
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																												
—	・原子炉補機代替冷却水系	・原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)																												
ポンプ	・熱交換器ユニット(淡水ポンプ) ・大容量送水ポンプ(タイプI)	・原子炉補機冷却水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却水ポンプ(D) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(D)																												
熱交換器	・熱交換器ユニット(熱交換器)	・原子炉補機冷却水系熱交換器(A) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(B) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(C) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(D)																												
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																												
—	・格納容器内自然対流冷却 ・蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ) ・代替補機冷却	・原子炉補機冷却設備 ・2次冷却設備																												
ポンプ	—	—																												
電動弁 (状態表示を含む)	—	—																												
計装設備	—	—																												

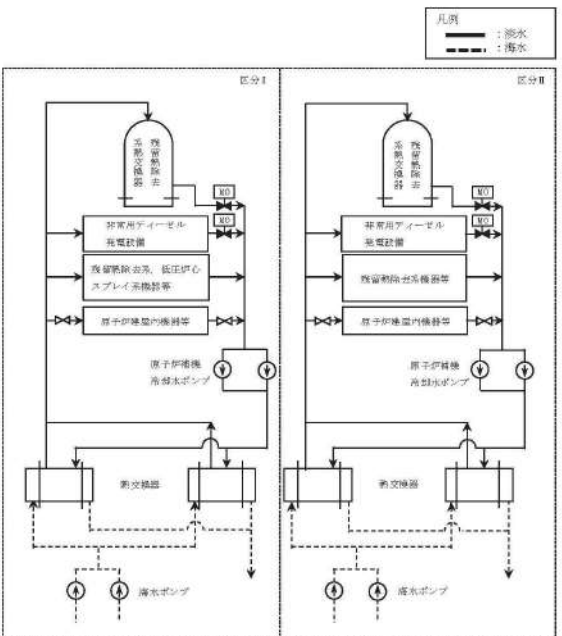
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-22 原子炉建屋に設置した冷却水の系統図 (A系の例)</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48 条対応の設備・運用に伴う相違</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 57-9-23 原子炉補機冷却水系の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

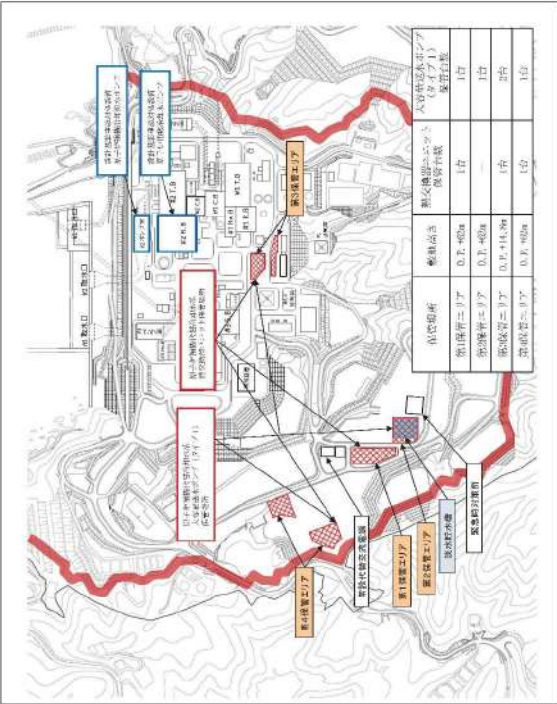
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 858 1146 895">図 57-9-25 原子炉補機代替冷却水系及び原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む)の配線図 (2/3)</p> <div data-bbox="896 906 1229 938" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="920 911 1196 927">挿入みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	 <table border="1" data-bbox="1081 188 1205 539"> <tr> <td>新設凝縮器</td> <td>凝縮器</td> <td>新設凝縮器</td> <td>新設凝縮器</td> </tr> <tr> <td>新設凝縮器</td> <td>凝縮器</td> <td>新設凝縮器</td> <td>新設凝縮器</td> </tr> <tr> <td>新設凝縮器</td> <td>凝縮器</td> <td>新設凝縮器</td> <td>新設凝縮器</td> </tr> <tr> <td>新設凝縮器</td> <td>凝縮器</td> <td>新設凝縮器</td> <td>新設凝縮器</td> </tr> <tr> <td>新設凝縮器</td> <td>凝縮器</td> <td>新設凝縮器</td> <td>新設凝縮器</td> </tr> </table> <p data-bbox="757 890 1146 932">図 57-9-26 原子炉補機代替冷却水系及び原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む) の配置図 (3/3)</p>	新設凝縮器	凝縮器	新設凝縮器	新設凝縮器	新設凝縮器	凝縮器	新設凝縮器	新設凝縮器	新設凝縮器	凝縮器	新設凝縮器	新設凝縮器	新設凝縮器	凝縮器	新設凝縮器	新設凝縮器	新設凝縮器	凝縮器	新設凝縮器	新設凝縮器		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違
新設凝縮器	凝縮器	新設凝縮器	新設凝縮器																				
新設凝縮器	凝縮器	新設凝縮器	新設凝縮器																				
新設凝縮器	凝縮器	新設凝縮器	新設凝縮器																				
新設凝縮器	凝縮器	新設凝縮器	新設凝縮器																				
新設凝縮器	凝縮器	新設凝縮器	新設凝縮器																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>1.3.3 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48条]</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系は、重大事故等時に原子炉格納容器内を冷却するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)」である。(図57-9-27~29)</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系の主要設備を表57-9-12に示す。</p> <p>表57-9-12 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="680 456 1229 1031"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>・原子炉格納容器フィルタベント系 ・耐圧強化ベント系</td> <td>・残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>—</td> <td>・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B)</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>・B/Wベント用出口隔離弁 ・S/Cベント用出口隔離弁 ・PCVベントライン隔離弁(A) ・PCVSベントライン隔離弁(B) ・PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁 ・PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁</td> <td>・BWR A系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR B系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR A系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR B系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR A系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR B系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR熱交換器(A)バイパス弁 ・BWR熱交換器(B)バイパス弁</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・フィルタ装置入口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置水位(広帯域) ・フィルタ装置本温度 ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・フィルタ装置出口水素濃度 ・ドライウェル圧力 ・圧力調整室圧力 ・ドライウェル温度 ・圧力調整室内空気温度 ・サブプレッションプール水温度</td> <td>・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	・原子炉格納容器フィルタベント系 ・耐圧強化ベント系	・残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)	ポンプ	—	・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B)	電動弁 (状態表示を含む)	・B/Wベント用出口隔離弁 ・S/Cベント用出口隔離弁 ・PCVベントライン隔離弁(A) ・PCVSベントライン隔離弁(B) ・PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁 ・PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁	・BWR A系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR B系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR A系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR B系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR A系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR B系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR熱交換器(A)バイパス弁 ・BWR熱交換器(B)バイパス弁	計装設備	・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・フィルタ装置入口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置水位(広帯域) ・フィルタ装置本温度 ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・フィルタ装置出口水素濃度 ・ドライウェル圧力 ・圧力調整室圧力 ・ドライウェル温度 ・圧力調整室内空気温度 ・サブプレッションプール水温度	・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																
—	・原子炉格納容器フィルタベント系 ・耐圧強化ベント系	・残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)																
ポンプ	—	・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B)																
電動弁 (状態表示を含む)	・B/Wベント用出口隔離弁 ・S/Cベント用出口隔離弁 ・PCVベントライン隔離弁(A) ・PCVSベントライン隔離弁(B) ・PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁 ・PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁	・BWR A系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR B系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR A系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR B系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR A系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR B系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR熱交換器(A)バイパス弁 ・BWR熱交換器(B)バイパス弁																
計装設備	・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・フィルタ装置入口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置水位(広帯域) ・フィルタ装置本温度 ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・フィルタ装置出口水素濃度 ・ドライウェル圧力 ・圧力調整室圧力 ・ドライウェル温度 ・圧力調整室内空気温度 ・サブプレッションプール水温度	・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度																

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由														
	<p>原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置は原子炉建屋地上 1 階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置及び耐圧強化ベント系を構成する機器は原子炉建屋(原子炉建屋原子炉棟内)及び屋外に設置し、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)のポンプ(残留熱除去系ポンプ)は原子炉建屋地下 3 階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置しており、位置的分散を図る。(図 57-9-30~34)</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の電動弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、非常用ディーゼル発電機から電源を受電する設計とすることで駆動電源の多様性を図る。(図 57-9-35 及び図 57-9-36)なお、原子炉格納容器フィルタベント系は、電源が喪失した場合を想定し、動作原理の異なる多様性を有した駆動方式である、遠隔手動弁操作設備による人力操作が可能な設計とする。</p> <p>耐圧強化ベント系の電動弁のうち、D/W ベント用出口隔離弁及び S/C ベント用出口隔離弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、非常用ディーゼル発電機から電源を受電する設計とすることで駆動電源の多様性を図る。(図 57-9-35 及び図 57-9-36)</p> <p>耐圧強化ベント系の電動弁のうち、PCV 耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁及び PCV 耐圧強化ベント用連絡配管止め弁は、ガスタービン発電機又は電源車から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、非常用ディーゼル発電機から電源を受電する設計とすることで駆動電源の多様性を図る。(図 57-9-35)</p> <p>また、原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系使用時の機器への電路と、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384(1992 年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57-9-13 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57-9-13 電路ルート図 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48 条]</p> <table border="1" data-bbox="689 1203 1234 1366"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 号炉動力用(図 57-9-35 及び図 57-9-36)</td> <td>図 48-1~14</td> <td>57-9-(48-1~14)</td> </tr> <tr> <td>2 号炉計装設備用(表 57-9-13-1)</td> <td>図 48-15~29</td> <td>57-9-(48-15~29)</td> </tr> <tr> <td>2 号炉制御用(表 57-9-13-2)</td> <td>図 48-30~41</td> <td>57-9-(48-30~41)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2 号炉動力用(図 57-9-35 及び図 57-9-36)	図 48-1~14	57-9-(48-1~14)	2 号炉計装設備用(表 57-9-13-1)	図 48-15~29	57-9-(48-15~29)	2 号炉制御用(表 57-9-13-2)	図 48-30~41	57-9-(48-30~41)		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48 条対応の設備・運用に伴う相違</p>
単線結線図	ルート図																
	図番号	頁															
2 号炉動力用(図 57-9-35 及び図 57-9-36)	図 48-1~14	57-9-(48-1~14)															
2 号炉計装設備用(表 57-9-13-1)	図 48-15~29	57-9-(48-15~29)															
2 号炉制御用(表 57-9-13-2)	図 48-30~41	57-9-(48-30~41)															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図57-9-20及び図57-9-21)</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-13-1 計装設備用装置 フィルタベント系及び耐圧強化ベント系(48条)(1/5)						
重大事象発生装置		原子炉格納容器		原子炉格納容器		
中央制御室		中央制御室		中央制御室		
S1	フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	監視計器 原子炉建屋地上1階	D1	熱源側排気ポンプ①出口流量	監視計器 原子炉建屋地下2階	
S2	フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	監視計器 原子炉建屋地上1階	D2	熱源側排気ポンプ②出口流量	監視計器 原子炉建屋地下2階	
S3	フィルタ装置(A)水位 (広帯域)	監視計器 原子炉建屋地下1階	D3	RR 熱交換器①入口流量	監視計器 原子炉建屋地上1階	
S4	フィルタ装置(B)水位 (広帯域)	監視計器 原子炉建屋地下1階	D4	RR 熱交換器②入口流量	監視計器 原子炉建屋地上1階	
S5	フィルタ装置(C)水位 (広帯域)	監視計器 原子炉建屋地下1階				
S6	フィルタ装置(A)水温	監視計器 原子炉建屋地上1階				
S7	フィルタ装置(B)水温	監視計器 原子炉建屋地上1階				
S8	フィルタ装置(C)水温	監視計器 原子炉建屋地上1階				
S9	フィルタ装置出口水温	監視計器 原子炉建屋地上2階				
S10	フィルタ装置出口流量モニタ (A)	監視計器 原子炉建屋地上2階				
S11	フィルタ装置出口流量モニタ (B)	監視計器 原子炉建屋地上2階				
S12	ドライウェル圧力	監視計器 原子炉建屋地上2階				
<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表57-9-13-1 計装設備用装置 原子炉格納容器フイルタベント系及び補圧補化ベント系(48系)(位/5)</p>			
<p>重大事象発生装置</p>		<p>原子炉格納容器用装置</p>	
<p>S13 圧力制御能力</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	
<p>S14 トライウムル流量 (100% 流量)</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	
<p>S15 トライウムル流量 (100% 流量)</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	
<p>S16 トライウムル流量 (SRV 給出入口上部流量)</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	
<p>S17 トライウムル流量 (所食用エアロシタ上部流量)</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	
<p>S18 補風機への空気が流量 (100% 流量)</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	
<p>S19 トライウムル流量 (電気炉への冷却剤流量) (100% 流量)</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	
<p>S20 トライウムル流量 (機器搬出入用ハッチ下部) (100% 流量)</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	
<p>S21 トライウムル流量 (機器搬出入用ハッチ下部) (100% 流量)</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	
<p>S22 トライウムル流量 (制御室移動機搬送出入口下部) (100% 流量)</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	
<p>S23 トライウムル流量 (心スチルタン00%) (100% 流量)</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	
<p>S24 トライウムル流量 (心スチルタン00%) (100% 流量)</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	<p>緊急計画 原子炉格納容器内</p>	

【女川】
 設備・運用の相違
 ・48 条対応の設備・運用に伴う相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-13-2 制御用電路 原子炉格納容器フィードバック系(1)(4)						
重大事故防止設備		設計標準事故防止設備				
S1	AM制御盤	格納容器第二隔離弁用 KSSS-II	原子炉格納容器用 4ES-I, III	6.0kV MCC 6-2C		
S2	AM制御盤	480V R/B MCC 2S-2	原子炉格納容器用 4ES-II	6.0kV MCC 6-2B		
S3	緊急用交流電源用電源操作盤(1)	480V 原子炉格納容器隔離弁用制御盤 2B	原子炉格納容器用 4ES-I, III	480V R/B MCC 2C-1		
S4	AM制御盤	480V R/B MCC 2S-2	原子炉格納容器用 4ES-II	480V R/B MCC 2B-1		
S5	フィードバック系制御盤	125V 直流主母線用 2A-1	原子炉格納容器用 4ES-I, III	480V R/B MCC 2C-1		
S6	フィードバック系制御盤	125V 直流主母線用 2A-1	緊急用交流電源用電源操作盤(1)	880V A 蒸気発生器スプレッドレイ 駆動弁		
S7	代替圧力制御盤	480V R/B MCC 2S-1	原子炉格納容器用 4ES-II	480V R/B MCC 2B-1		
S8	代替圧力制御盤	480V R/B MCC 2S-2	緊急用交流電源用電源操作盤(1)	880V B 蒸気発生器スプレッドレイ 駆動弁		
S9	125V 直流主母線用 2A-1	PCVS-ベントライン隔離弁 (A)	原子炉格納容器用 4ES-I, III	480V R/B MCC 2C-1		
S10	125V 直流主母線用 2A-1	PCVS-ベントライン隔離弁 (B)	原子炉格納容器用 4ES-II	480V R/B MCC 2B-1		
S11	緊急用交流電源用電源操作盤(2)	480V 原子炉格納容器隔離弁用制御盤 2B	緊急用交流電源用電源操作盤(1)	480V 原子炉格納容器隔離弁用制御盤 2C		
S12	緊急用交流電源用電源操作盤(1)	480V 原子炉格納容器隔離弁用制御盤 2C	緊急用交流電源用電源操作盤(1)	480V 原子炉格納容器隔離弁用制御盤 2D		
<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-13-2 制御用電源 原子炉格納容器フィルタシステム系及び新圧縮化システム系(48条)位(4)						
重大事故防止設備		格納容器系内の設備				
S13	緊急用交流電源回線操作盤(1)	400V 原子炉降量交流電源回線操作盤 2D	緊急用交流電源回線操作盤(1)	緊急用交流電源回線操作盤(1)	緊急用交流電源回線操作盤(1)	緊急用交流電源回線操作盤(1)は重電機系 RWR A 系統制御用スプレッドレイアウト重電機系 RWR B 系統制御用スプレッドレイアウト重電機系
S14	フィルタシステム系制御盤	125V 直流主母線盤 2A-1	D04	緊急用交流電源回線操作盤(1)	D04	RWR A 系統制御用スプレッドレイアウト重電機系 RWR B 系統制御用スプレッドレイアウト重電機系
S15	重大事故発生盤(1)	125V 直流主母線盤 2A-1	D05	400V R/B MCC 2C-1	D05	400V R/B MCC 2C-1
S16	重大事故発生盤(2)	125V 直流主母線盤 2B-1	D06	400V R/B MCC 2D-1	D06	400V R/B MCC 2D-1
S17	重大事故発生ユニット監視盤(1)	125V 直流主母線盤 2A-1	D07	格納容器第二降量母線 KSSSS-II	D07	400V R/B MCC 2D-2
S18	重大事故発生ユニット監視盤(2)	125V 直流主母線盤 2B-1	D08	緊急用交流電源回線操作盤(2)	D08	FCV 新圧縮化システム圧縮器監視用降量母線
S19	内製圧水制御盤	格納容器系 (A)・新圧縮化 スプレッドレイアウト系 E5S-1	D09	AM 制御盤	D09	400V R/B MCC 2D-2
S20	内製圧水制御盤	格納容器系 (B・C)系 E5S-II	D20	緊急用交流電源回線操作盤(3)	D20	FCV 新圧縮化システム圧縮器監視用降量母線
S21	フィルタシステム系制御盤	125V 直流主母線盤 2A-1	D21	緊急用交流電源回線操作盤(2)	D21	400V 原子炉降量交流電源回線操作盤 2D
S22	フィルタシステム系制御盤	125V 直流主母線盤 2A-1	D22	トリップチャッキング4巻 E5S-1	D22	125V 直流電源回線操作盤 2A
S23	緊急用直流電源回線操作盤	125V 直流電源回線操作盤 2A	D23	トリップチャッキング1巻 E5S-II	D23	125V 直流電源回線操作盤 2B
S24	緊急用直流電源回線操作盤	125V 直流電源回線操作盤 2A	D24	原子炉格納容器操作盤 E5S-1, III	D24	125V 直流主母線盤 2A
<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-13-2 制御用回路 原子炉格納容器フィラタベント系及び副圧強化ベント系(3/4)						
重大事故防止設備			設計用標準的な設備			
S25	フィラタベント系制御盤	原子炉格納容器 400V 冷却機 ESS-1, II	E25	緊急用副圧電源の制御作盤	S/C ベント用出口隔離弁	
S26	フィラタベント系制御盤	原子炉格納容器 ESS-1, III	E26	原子炉格納容器 ESS-1, III	120V 直流電源制御盤 2A	
S27	代管圧水和装置	400V 冷却機 MCC 2B-2	E27	緊急用副圧電源原印制御作盤	B/W ベント用出口隔離弁	
S28	緊急用交圧電源原印制御作盤(2)	400V 原子炉格納容器交圧電源原印制御 2C	E28	緊急用副圧電源原印制御作盤	120V 直流電源原印制御盤 2A	
S29	代管圧水和装置	機器格納去水 (A) ・ 格納圧心スプレイ系統 ESS-1	E29	緊急用副圧電源原印制御作盤	120V 直流電源原印制御盤 2A	
S30	代管圧水和装置	400V 冷却機 MCC 2B-1	E30	原子炉格納容器 ESS-1, III	400V R/B MCC 2D-1	
S31	代管圧水和装置	機器格納去水 (A) ・ 格納圧心スプレイ系統 ESS-1	E31	緊急用交圧電源原印制御作盤(2)	緊急用交圧電源原印制御盤(2)	
S32	緊急用交圧電源原印制御作盤(1)	400V 原子炉格納容器交圧電源原印制御 2C	E32	緊急用交圧電源原印制御作盤(2)	400V 原子炉格納容器交圧電源原印制御盤 2C	
S33	代管圧水和装置	400V 冷却機 MCC 2B-2	E33	原子炉格納容器 ESS-1, II	400V R/B MCC 2D-1	
S34	代管圧水和装置	機器格納去水 (B, C) 系統 ESS-II	E34	400V R/B MCC 2D-1	緊急用交圧電源原印制御盤(2)	
S35	120V 直流電源制御盤 2A-1	120V 直流電源原印制御盤 2A	E35	緊急用交圧電源原印制御作盤(1)	400V 原子炉格納容器交圧電源原印制御盤 2C	
S36	120V 直流電源制御盤 2B-1	120V 直流電源原印制御盤 2B	E36	緊急用交圧電源原印制御作盤(1)	400V 原子炉格納容器交圧電源原印制御盤 2C	
<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48 条対応の設備・運用に伴う相違</p>						

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

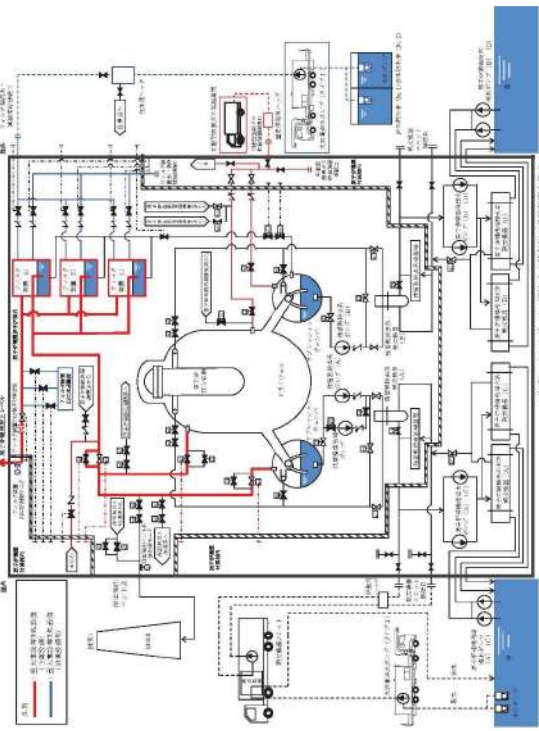
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
表 57-9-13-2 前掲用電路 原子炉格納容器フィルタダベント系及び阻圧強化ベント系 (48 条) (4/4)			
重大事故防止設備			
S57	125V 直流主母線盤 2A-1	125V 直流分電盤 2A	設計基準事故対応設備
S58	125V 直流主母線盤 2B-1	125V 直流分電盤 2B	設計基準事故対応設備
		125V 直流分電盤 2A-1	125V 直流電路切替盤 2A
		125V 直流分電盤 2B-1	125V 直流電路切替盤 2B
		原子炉格納容器 A(ESS-1)	125V 直流電路切替盤 2A
		原子炉格納容器 B(ESS-2)	原子炉格納容器 B(ESS-2)
		原子炉格納容器 A(ESS-1)	125V 直流電路切替盤 2B
		原子炉格納容器 B(ESS-2)	125V 直流電路切替盤 2A
		125V 直流分電盤 2A-1	125V 直流電路切替盤 2A
		125V 直流分電盤 2B-1	125V 直流電路切替盤 2B

【女川】
 設備・運用の相違
 ・48 条対応の設備・運用に伴う相違

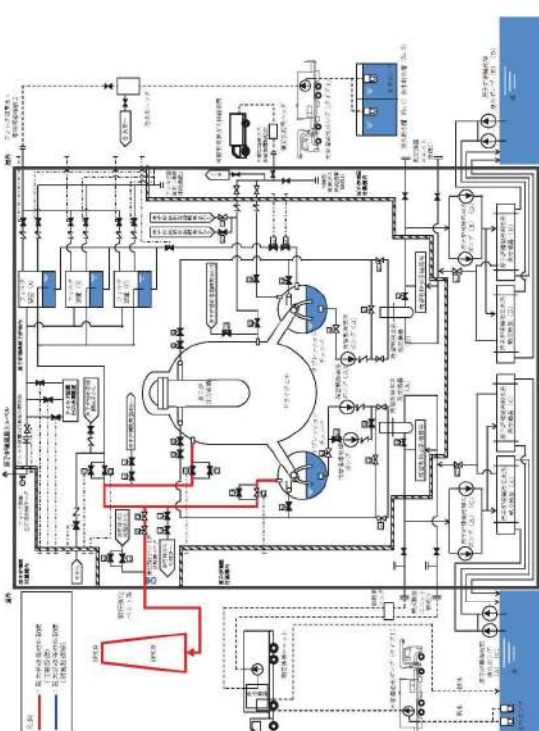
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-27 原子炉格納容器フィルタベント系の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="784 909 1097 941">図 57-9-28 耐圧強化ベント系の系統概要図</p>		<p data-bbox="1836 140 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1836 172 1971 199">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1836 204 2128 231" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

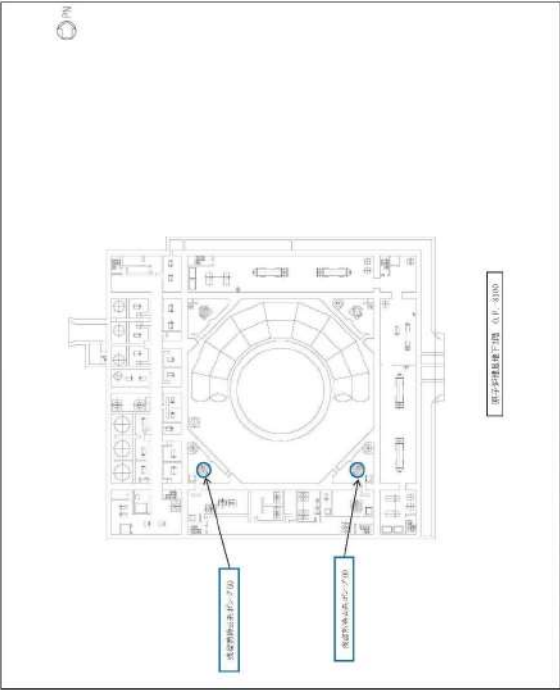
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-29 残留熱除去系 (格納容器スプレー冷却モード) の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

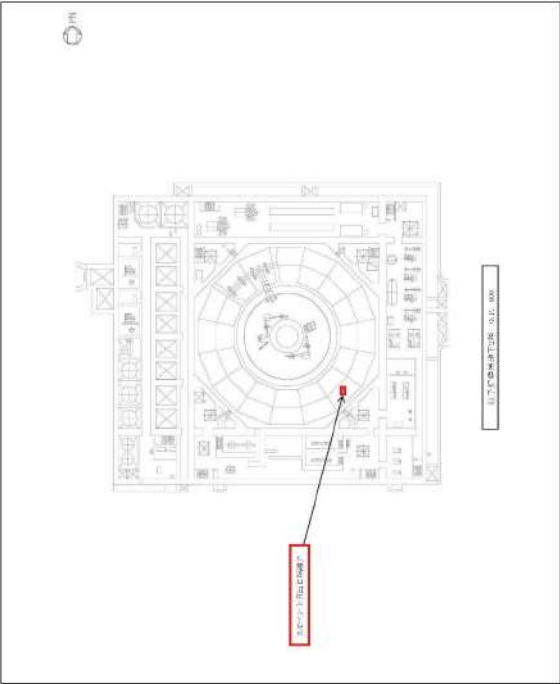
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="734 858 1167 900">図 57-9-30 原子炉格納容器フィルタベント系、高圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレィ冷却モード)の配置図(L/F)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 194">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

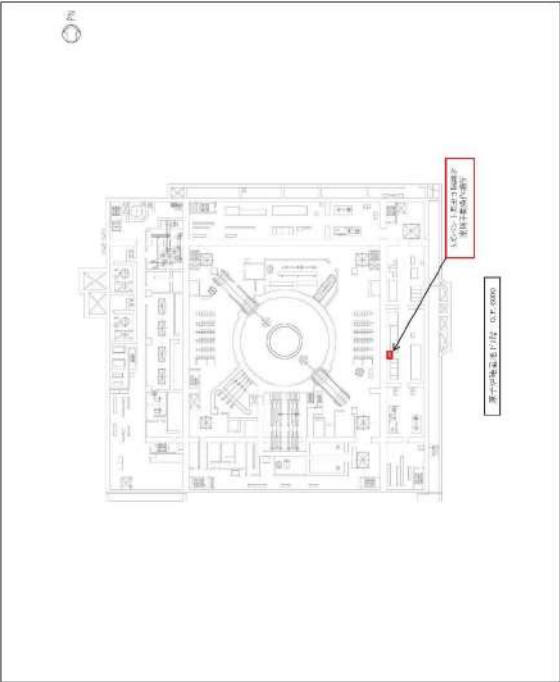
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 863 1167 900">図 57-9-31 原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(2/5)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 194">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

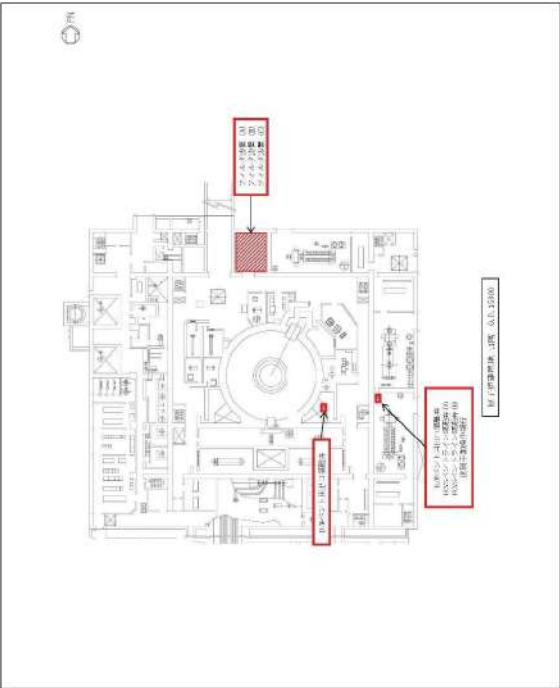
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 858 1167 898">図 57-9-32 原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(3/5)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 194">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2121 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

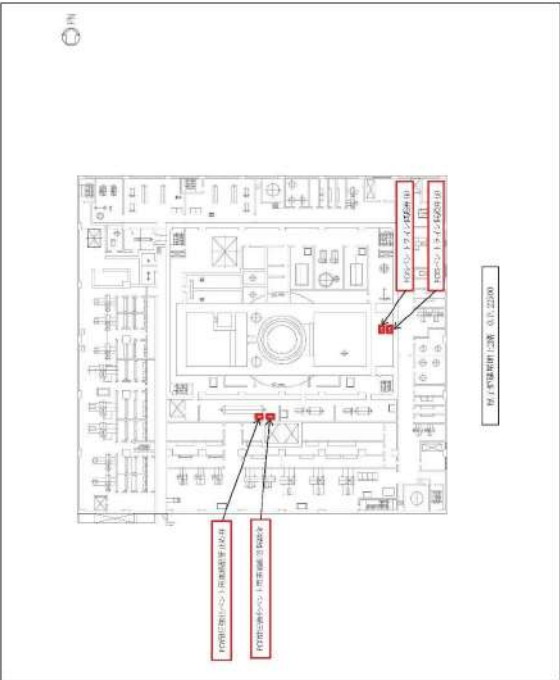
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 860 1167 898">図 57-9-33 原子格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(1/5)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 221" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

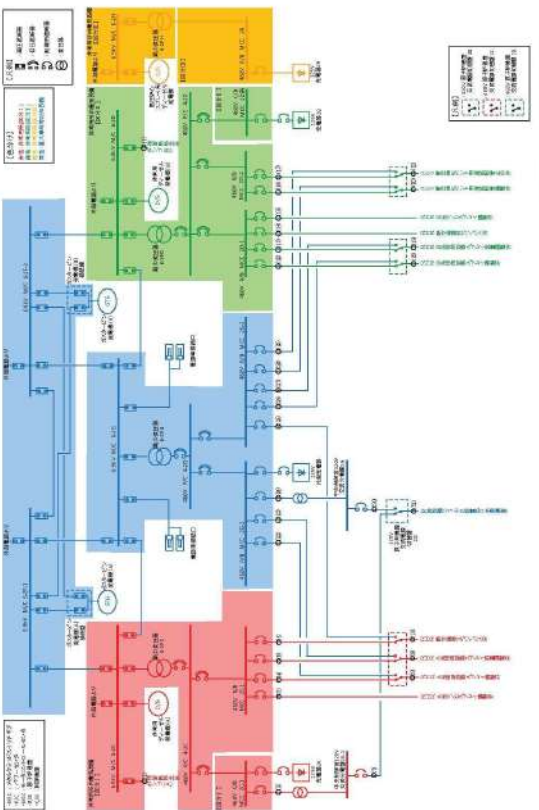
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 863 1167 898">図 57-9-34 原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(5/5)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 221" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

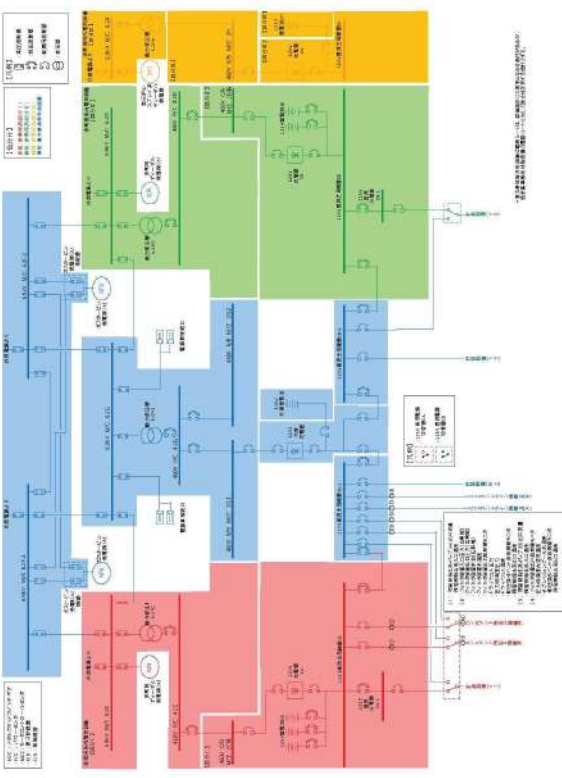
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9-35 単線結線図(交流) 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48条]</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="705 1013 1187 1061">図 57-9-36 単線結線図(直流) 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48 条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> ・48 条対応の設備・運用に伴う相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>1.3.4 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系は、重大事故等時に原子炉格納容器内を冷却するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)」である。(図57-9-37~39)</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の主要設備を表57-9-14に示す。</p> <p>表57-9-14 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="678 454 1232 1061"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) </td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 大容量送水ポンプ(タイプ1) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ(A) 残留熱除去系ポンプ(B) </td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 CRD復水入口弁 R/RCシリンダ取出し止め弁 T/B 緊急時隔離弁 R/B B1F緊急時隔離弁 R/B 1F緊急時隔離弁 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 FPM/RPシリンダ戻込弁 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHR A系S/Cスプレイ隔離弁 RHR E系S/Cスプレイ隔離弁 RHR熱交換器(A)バイパス弁 RHR熱交換器(B)バイパス弁 </td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ドライウェル温度 ドライウェル圧力 圧力抑制風圧力 復水貯蔵タンク水位 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ出口流量 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 </td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) 	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 大容量送水ポンプ(タイプ1) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ(A) 残留熱除去系ポンプ(B) 	電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 CRD復水入口弁 R/RCシリンダ取出し止め弁 T/B 緊急時隔離弁 R/B B1F緊急時隔離弁 R/B 1F緊急時隔離弁 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 FPM/RPシリンダ戻込弁 	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHR A系S/Cスプレイ隔離弁 RHR E系S/Cスプレイ隔離弁 RHR熱交換器(A)バイパス弁 RHR熱交換器(B)バイパス弁 	計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ドライウェル温度 ドライウェル圧力 圧力抑制風圧力 復水貯蔵タンク水位 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ出口流量 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 	<p>1.3.3 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 [49条]</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却は、重大事故等時に原子炉格納容器内を冷却するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「原子炉格納容器スプレイ設備」である。(図57.9.27~28)</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の主要設備を表57.9.14に示す。</p> <p>表57.9.14 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="1261 454 1814 766"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却</td> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> A-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイポンプ </td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却	原子炉格納容器スプレイ設備	ポンプ	代替格納容器スプレイポンプ	<ul style="list-style-type: none"> A-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイポンプ 	電動弁 (状態表示を含む)	—	—	計装設備	—	—	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 49条対応の運用に伴う相違 女川：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系→泊：代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																															
—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) 																															
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 大容量送水ポンプ(タイプ1) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ(A) 残留熱除去系ポンプ(B) 																															
電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 CRD復水入口弁 R/RCシリンダ取出し止め弁 T/B 緊急時隔離弁 R/B B1F緊急時隔離弁 R/B 1F緊急時隔離弁 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 FPM/RPシリンダ戻込弁 	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHR A系S/Cスプレイ隔離弁 RHR E系S/Cスプレイ隔離弁 RHR熱交換器(A)バイパス弁 RHR熱交換器(B)バイパス弁 																															
計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ドライウェル温度 ドライウェル圧力 圧力抑制風圧力 復水貯蔵タンク水位 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ出口流量 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 																															
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																															
—	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却	原子炉格納容器スプレイ設備																															
ポンプ	代替格納容器スプレイポンプ	<ul style="list-style-type: none"> A-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイポンプ 																															
電動弁 (状態表示を含む)	—	—																															
計装設備	—	—																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の復水移送ポンプは原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置し、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の大容量送水ポンプ(タイプI)は屋外に配備し、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)のポンプ(残留熱除去系ポンプ)は原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置しており、位置的分散を図る。(図57-9-40~42)</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、図57-9-43及び図57-9-44のとおり、屋外(緊急用電気品建屋地上1階)に設置するガスタービン発電機から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、図57-9-43のとおり、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)に設置する非常用ディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、ガスタービン発電機と非常用ディーゼル発電機及び代替所内電気設備と非常用所内電気設備とは、それぞれ位置的分散を図る。</p> <p>また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)使用時の機器への電路と、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57-9-15に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p>	<p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の代替格納容器スプレイポンプは周辺補機棟 T.P.10.3m に設置し、原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイポンプは原子炉補助建屋 T.P.-1.7m に設置しており、位置的分散を図る。(図57.9.29~30)</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却は、屋外に設置する代替非常用発電機及び可搬型代替電源車から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、原子炉格納容器スプレイ設備は、ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m に設置するディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車とディーゼル発電機及び代替所内電気設備と非常用所内電気設備とは、それぞれ位置的分散を図る。(図57.9.31)</p> <p>また、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却使用時の機器への電路と、原子炉格納容器スプレイ設備使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57.9.15に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・49条対応の設備・運用に伴う相違 ・女川：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)→泊：代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 ・女川：復水移送ポンプ→泊：代替格納容器スプレイポンプ ・女川：残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)→泊：原子炉格納容器スプレイ設備 ・泊は代替格納容器スプレイポンプへの給電は、代替非常用発電機の他に可搬型代替電源車からの給電も行える。 <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)→泊：原子炉建屋 T.P.10.3m、原子炉補助建屋 T.P.-1.7m、ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m <p>設置名称の相違 (代替非常用発電機)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>表57-9-15 電路ルート図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p> <table border="1" data-bbox="676 193 1218 355"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)</td> <td>図49-1~12</td> <td>57-9-(49-1~12)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(表57-9-15-1)</td> <td>図49-13~25</td> <td>57-9-(49-13~25)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(表57-9-15-2)</td> <td>図49-26~40</td> <td>57-9-(49-26~40)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> <p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図57-9-20及び図57-9-21)</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)	図49-1~12	57-9-(49-1~12)	2号炉計装設備用(表57-9-15-1)	図49-13~25	57-9-(49-13~25)	2号炉制御用(表57-9-15-2)	図49-26~40	57-9-(49-26~40)	<p>表57.9.15 電路ルート図 代替格納容器スプレイ及び格納容器内自然対流冷却[49条]</p> <table border="1" data-bbox="1263 193 1814 272"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉動力用(図57.9.31)</td> <td>図49.1~9</td> <td>57-9-66~74</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	3号炉動力用(図57.9.31)	図49.1~9	57-9-66~74	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成)</p>
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)	図49-1~12	57-9-(49-1~12)																							
2号炉計装設備用(表57-9-15-1)	図49-13~25	57-9-(49-13~25)																							
2号炉制御用(表57-9-15-2)	図49-26~40	57-9-(49-26~40)																							
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
3号炉動力用(図57.9.31)	図49.1~9	57-9-66~74																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
表57-9-9-15-1 計装設備用電路 原子炉格納容器代替スプレイレイ回路(1/2)						
重大事故防止設備						
設計基準運転時及び設備						
S1 原子炉格納容器代替スプレイレイ電線	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階	D1 機器架設床高ポンプ(A)出入口電線	現業社 原子炉建屋地上1階	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階
S2 原子炉格納容器代替スプレイレイ電線	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階	D2 機器架設床高ポンプ(B)出入口電線	現業社 原子炉建屋地上1階	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階
S3 原子炉格納容器代替スプレイレイ電線 (フライウエルの電線) (フライウエルのポンプ用) (OP) (黒字)	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階	D3 機器架設床高ポンプ(C)出入口電線	現業社 原子炉建屋地上1階	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階
S4 原子炉格納容器代替スプレイレイ電線 (フライウエルの電線) (フライウエルのポンプ用) (OP) (黒字)	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階	D4 機器架設床高ポンプ(D)出入口電線	現業社 原子炉建屋地上1階	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階
S5 原子炉格納容器代替スプレイレイ電線 (フライウエルの電線) (フライウエルのポンプ用) (OP) (黒字)	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階				
S6 原子炉格納容器代替スプレイレイ電線 (フライウエルの電線) (フライウエルのポンプ用) (OP) (黒字)	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階				
S7 原子炉格納容器代替スプレイレイ電線 (フライウエルの電線) (フライウエルのポンプ用) (OP) (黒字)	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階				
S8 原子炉格納容器代替スプレイレイ電線 (フライウエルの電線) (フライウエルのポンプ用) (OP) (黒字)	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階				
S9 原子炉格納容器代替スプレイレイ電線 (フライウエルの電線) (フライウエルのポンプ用) (OP) (黒字)	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階				
S10 原子炉格納容器代替スプレイレイ電線 (フライウエルの電線) (フライウエルのポンプ用) (OP) (黒字)	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階				
S11 原子炉格納容器代替スプレイレイ電線 (フライウエルの電線) (フライウエルのポンプ用) (OP) (黒字)	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階				
S12 原子炉格納容器代替スプレイレイ電線 (フライウエルの電線) (フライウエルのポンプ用) (OP) (黒字)	中央制御室	現業社 原子炉建屋地上1階				
<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-15-1 社表設備用電路 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(49室)(2/2) 機組標準安全設備			
S13	ドライウェル風量 (バypassタリヤ付(20%)風量風車))	中央制御室	
S14	ドライウェル圧力	乾燥計器 原子炉格納容器上1層	
S15	圧力調整能力	乾燥計器 原子炉格納容器上1層	
S16	機組格納容器乾燥ライン液量 (機組格納容器へストレスプレイラインの貯留容量)	乾燥計器 原子炉格納容器下1層	
S17	機組格納容器乾燥ライン液量 (機組格納容器、格納容器貯留容量ラインの貯留容量)	乾燥計器 原子炉格納容器上1層	
S18	循環冷却タンク水位	乾燥計器 機外 (CST直設トロンチウム)	
S19	機組 熱交換機(3)出口流量	乾燥計器 原子炉格納容器上1層	
S20	機組 熱交換機(4)出口流量	乾燥計器 原子炉格納容器上1層	
S21	機組 熱交換機(5)入口流量	乾燥計器 原子炉格納容器上1層	
S22	機組 熱交換機(6)入口流量	乾燥計器 原子炉格納容器上1層	

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-15-2 補助用回路 原子炉格納容器代替スプレッドシート(1/5)						
重大事故防止設備			設計基準事故対応設備			
S1	代替注水ポンプ駆動	460V R/B MCC 2P-1	D1	原子炉格納容器冷却機 ESS-1, III	4.9kV M/C 6-DC	
S2	代替注水ポンプ駆動	460V R/B MCC 2P-2	D2	原子炉格納容器冷却機 ESS-II	4.9kV M/C 6-2P	
S3	緊急用交流電源用切替操作盤(1)	460V 原子炉建屋交流電源用切替盤 2C	D3	原子炉格納容器冷却機 ESS-1, III	460V R/B MCC 2P-1	
S4	緊急用交流電源用切替操作盤(1)	460V 原子炉建屋交流電源用切替盤 2D	D4	緊急用交流電源用切替操作盤(1)	BBR A 系統格納容器スプレッドシート	
S5	重大事故対応盤(1)	125V 直流主母線盤 2A-1	D5	原子炉格納容器冷却機 ESS-II	460V R/B MCC 2P-1	
S6	重大事故対応盤(2)	125V 直流主母線盤 2B-1	D6	緊急用交流電源用切替操作盤(1)	BBR B 系統格納容器スプレッドシート	
S7	代替注水ポンプ駆動	460V R/B MCC 2P-2	D7	原子炉格納容器冷却機 ESS-1, III	460V R/B MCC 2P-1	
S8	緊急用交流電源用切替操作盤(2)	460V 原子炉建屋交流電源用切替盤 2C	D8	緊急用交流電源用切替操作盤(1)	BBR A 系統格納容器スプレッドシート	
S9	原子炉建屋ポンプ駆動	460V R/B MCC 2P-4	D9	原子炉格納容器冷却機 ESS-II	460V R/B MCC 2P-1	
S10	代替注水ポンプ駆動	FFS・FMFW・SLS・MWR・MWP 用回路	D10	緊急用交流電源用切替操作盤(1)	BBR B 系統格納容器スプレッドシート	
S11	代替注水ポンプ駆動	460V R/B MCC 2P-1	D11	原子炉格納容器冷却機 ESS-1, III	460V R/B MCC 2P-1	
S12	原子炉建屋ポンプ駆動	460V R/B MCC 2P-4	D12	460V R/B MCC 2P-1	BBR A 系統スプレッドシート	
						<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対応設備及び重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-15-2 副用電源 原子炉格納容器代替スプレッドシステム(49条)(2/5)						
重大事故対応設備		設計基準事故対応設備				
S13	代替圧水炉停置	400F R/B MCC 20-2	D13	原子炉停置時停置 ESS-II	400F R/B MCC 20-1	
S14	原子炉機械停置	400F R/B MCC 20-4	D14	400F R/B MCC 20-1	400F R/B MCC 20-1	
S15	代替圧水炉停置	400F R/B MCC 20-2	D15	緊急用交流電源用停置作動機(1)	400F 原子炉機械交流電源用停置 2C	
S16	代替圧水炉停置	400F R/B MCC 20-1	D16	緊急用交流電源用停置作動機(1)	400F 原子炉機械交流電源用停置 2D	
S17	代替圧水炉停置	機器系統去系(A)・低圧炉心スプレッド系統 ESS-I	D17	トリップチャナントネン管 ESS-I	125V 直流電源用停置 2A	
S18	緊急用交流電源用停置作動機(1)	400F 原子炉機械交流電源用停置 2C	D18	トリップチャナントネン管 ESS-II	125V 直流電源用停置 2B	
S19	代替圧水炉停置	機器系統去系(A)・低圧炉心スプレッド系統 ESS-I	D19	原子炉停置時停置 ESS-I, II	400F R/B MCC 20-1	
S20	代替圧水炉停置	機器系統去系 (B・C) 系統 ESS-II	D20	緊急用交流電源用停置作動機(2)	400F 緊急用機器(A)ハイパス弁	
S21	緊急用交流電源用停置作動機(1)	400F 原子炉機械交流電源用停置 20	D21	原子炉停置時停置 ESS-II	400F R/B MCC 20-1	
S22	緊急用交流電源用停置作動機(1)	400F 原子炉機械交流電源用停置 20	D22	400F R/B MCC 20-1	400F 緊急用機器(B)ハイパス弁	
S23	代替圧水炉停置	機器系統去系 (B・C) 系統 ESS-II	D23	緊急用交流電源用停置作動機(2)	400F 原子炉機械交流電源用停置 2C	
S24	緊急用交流電源用停置作動機(1)	400F 原子炉機械交流電源用停置 2D	D24	緊急用交流電源用停置作動機(1)	400F 原子炉機械交流電源用停置 2D	
<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-15-2 制御用電源 原子炉格納容器代替スプレッド系(19条)(3/5)			
重大事故防止設備			
設計基準事故対応設備			
S25 代用圧水冷却器	460V R/B MCT 20-2 AM 制御盤	D25 緊急用交流電源制御用装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源制御装置 2C
S26 代用圧水冷却器	AM 制御盤	D26 460V R/B MCT 20-1	AM 制御盤
S27 代用圧水冷却器	460V R/B MCT 20-1	D27 緊急用交流電源制御用装置(1)	008C ヘッドスペースレイアウト内冷却水循環ポンプ
S28 代用圧水冷却器	AM 制御盤	D28 460V R/B MCT 20-1	AM 制御盤
S29 代用圧水冷却器	460V R/B MCT 20-2	D29 緊急用交流電源制御用装置(1)	008B B系統格納容器冷却システム内冷却水循環ポンプ
S30 緊急用交流電源制御用装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源制御装置 2C	D30 緊急用交流電源制御用装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源制御装置 2C
S31 緊急用交流電源制御用装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源制御装置 2D	D31 緊急用交流電源制御用装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源制御装置 2D
S32 代用圧水冷却器	460V R/B MCT 20-4	D32 120V 直流分電盤 2A-1	120V 直流電源制御装置 2A
S33 代用圧水冷却器	460V R/B MCT 20-2	D33 120V 直流分電盤 2B-1	120V 直流電源制御装置 2B
S34 緊急用交流電源制御用装置(1)	030 圧入口弁	D34 原子炉系プロセス制御盤(A) ESS-I	120V 直流電源制御装置 2A
S35 代用圧水冷却器	460V R/B MCT 20-4	D35 原子炉系プロセス制御盤(B) ESS-II	原子炉格納容器代替 ESS-II
S36 代用圧水冷却器	460V R/B MCT 20-2	D36 原子炉格納容器代替 ESS-II	120V 直流電源制御装置 2B

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-15-2 削製用電源 原子炉格納容器代替スプレッドシステム(4/5)			
重大事象防止設備			
設計基準事象防止設備			
S37	緊急用交流電源の警備作機(U) MOC/サブプリアンプ取出し用弁	E07	120W 直流分電盤20-1
S38	代替注水用調整盤	E08	120W 直流分電盤20-1
S39	代替注水用調整盤		120W 直流分電盤20-1
S40	緊急用交流電源の警備作機(U)	T.B 緊急時降圧弁	
S41	代替注水用調整盤	460W R/B MOC 20-4	
S42	代替注水用調整盤	460W R/B MOC 20-2	
S43	緊急用交流電源の警備作機(U)	R/B B1P 緊急時降圧弁	
S44	代替注水用調整盤	460W R/B MOC 20-4	
S45	代替注水用調整盤	460W R/B MOC 20-2	
S46	緊急用交流電源の警備作機(U)	R/B 1P 緊急時降圧弁	
S47	代替注水用調整盤	460W R/B MOC 20-2	
S48	代替注水用調整盤	460W R/B MOC 20-2	

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

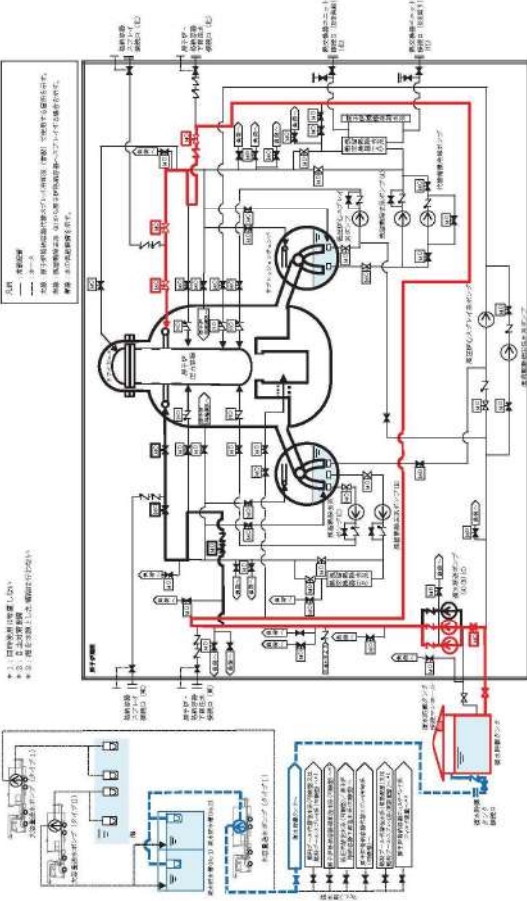
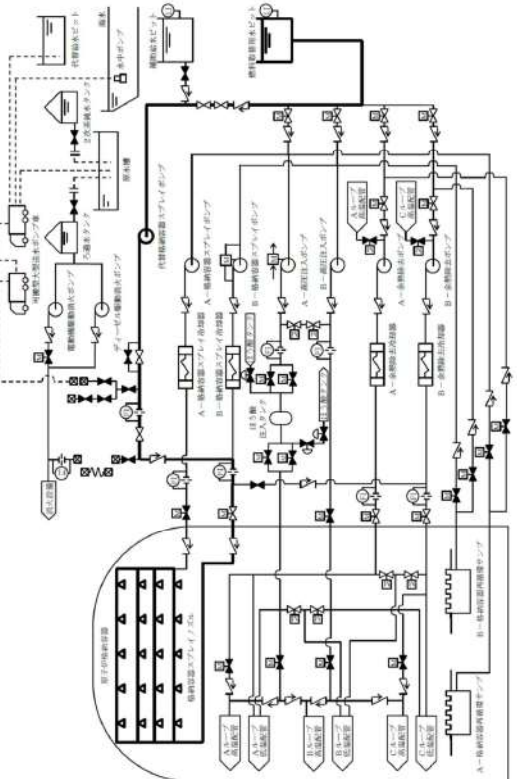
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-15-3 制御用電源 原子炉格納容器代替システム用電源(19系)(G/G)			
重大事故防止設備			
原子炉冷却システムの共用、非常用冷却装置 運転ラインとの弁			
549	熊島原子力発電所印刷機用電源(1)	熊島原子力発電所印刷機用電源(1)	
550	代替圧入機用電源	熊島原子力発電所印刷機用電源(1)	
551	代替圧入機用電源	E5V 直流圧入機用電源 2B-1	
552	125V 直流圧入機用電源 2B-1	PPM用ポンプ駆込弁	
553	125V 直流圧入機用電源 2A-1	E5V 直流電圧印管線 2A	
554	125V 直流圧入機用電源 2B-1	E5V 直流電圧印管線 2B	
555	代替圧入機用電源	環形制御系系 (A)・修正中心スプレッド系 KS-1	
556	125V 直流圧入機用電源 2A-1	E5V 直流電圧印管線 2A	
557	125V 直流圧入機用電源 2B-1	E5V 直流電圧印管線 2B	

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

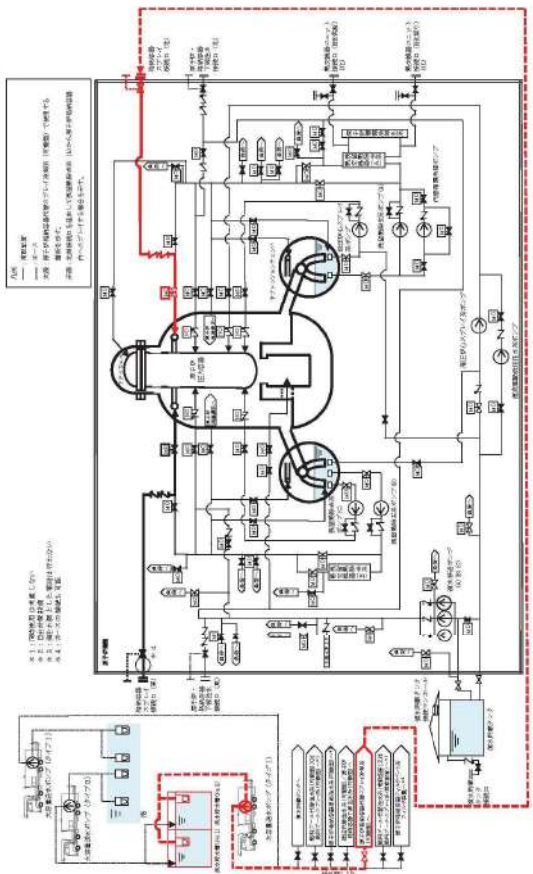
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-37 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) の系統概要図</p>	 <p>図 57-9-27 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

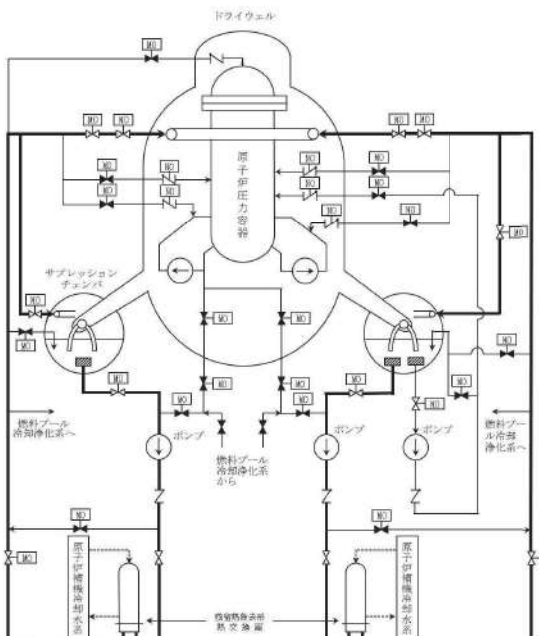
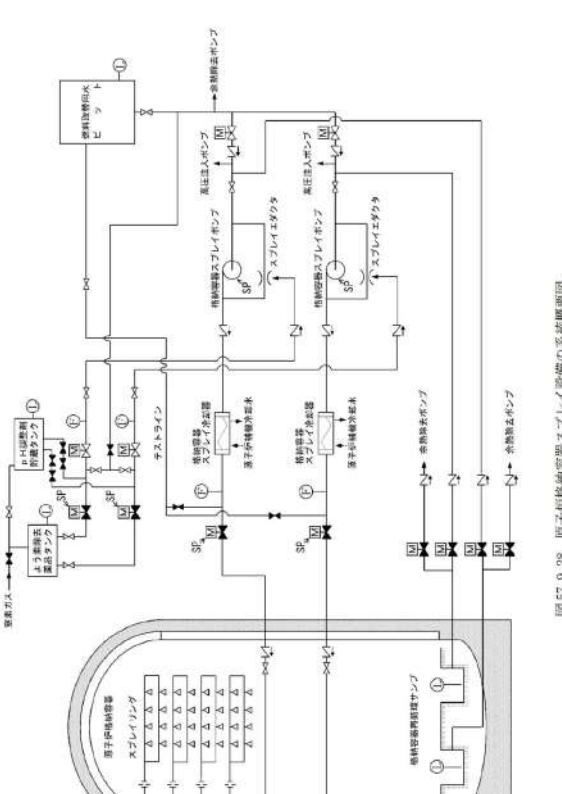
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 1069 1232 1093">図 57-9-38 原子炉格納容器代替スプレー冷却系 (可搬型) の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

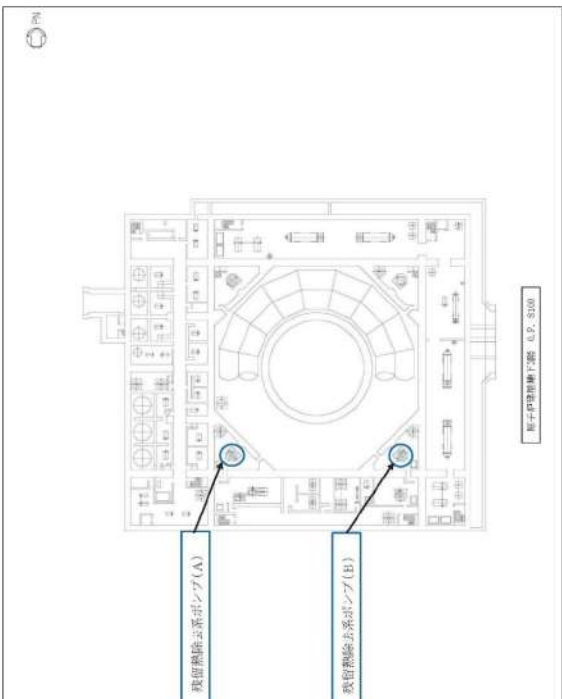
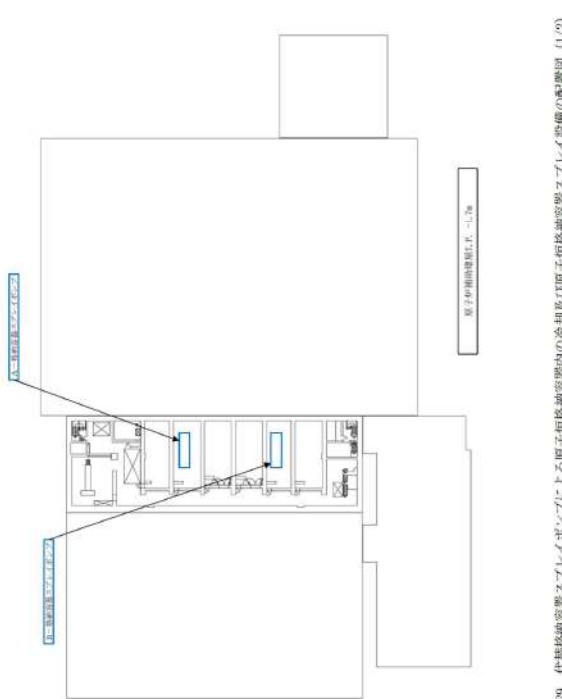
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9-39 残留熱除去系 (格納容器スプレー冷却モード) の系統概要図</p>	 <p>図57-9-28 原子炉格納容器スプレー設備の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

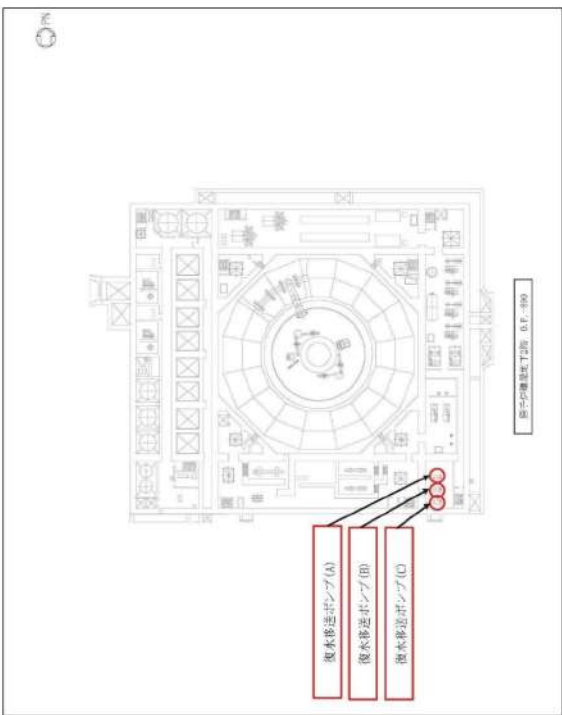
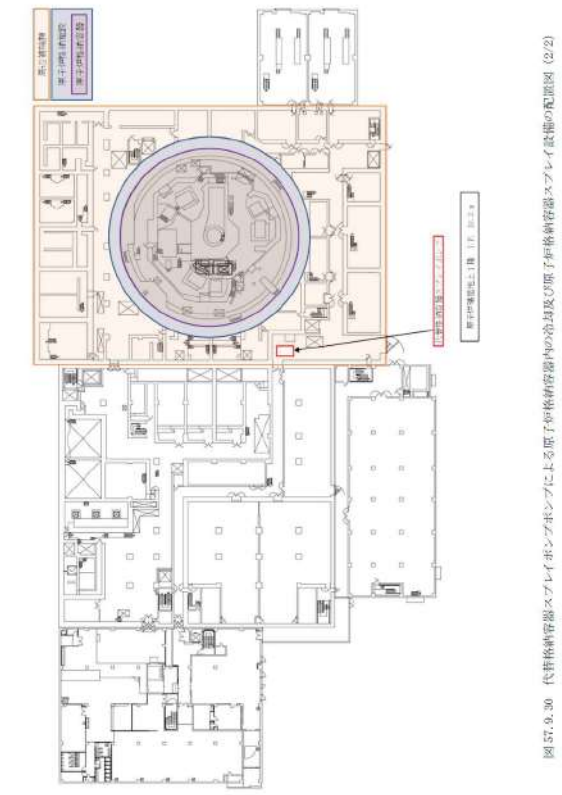
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-40 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(1/3)</p>	 <p>図 57.9.29 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器スプレイ設備の配置図(1/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

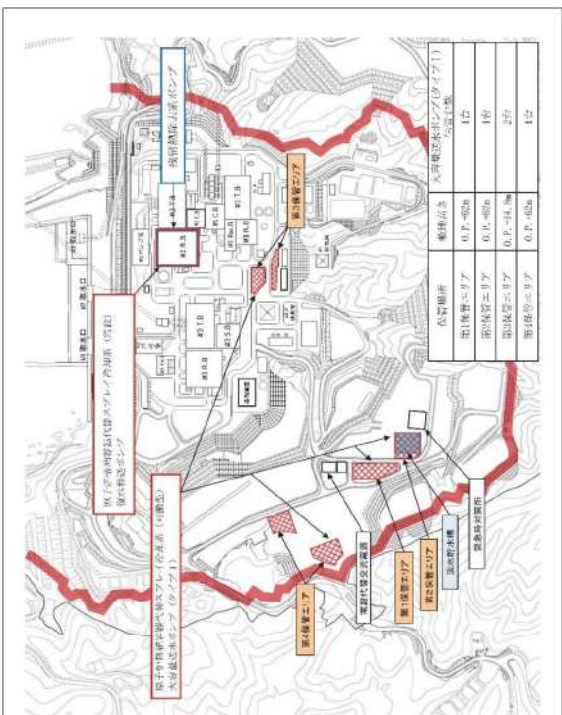
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-41 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(2/3)</p>	 <p>図 57.9.30 代替格納容器スプレイポンプシステムによる原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器スプレイ設備の配置図 (2/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

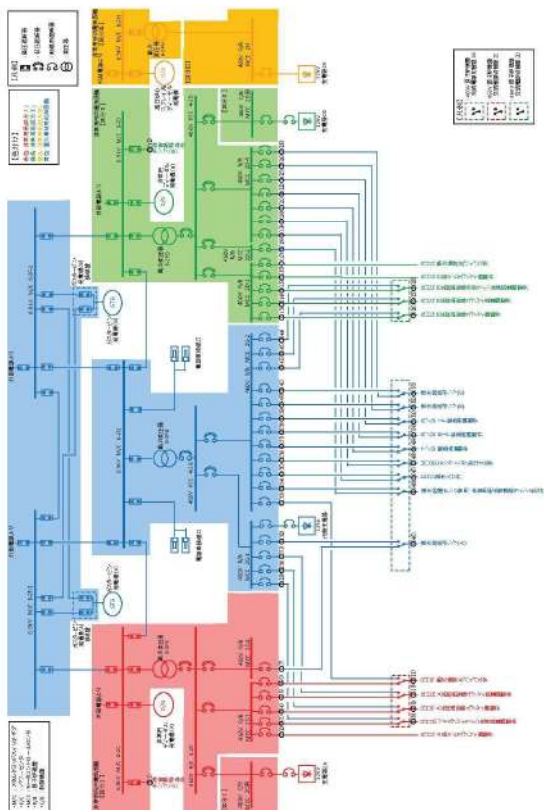
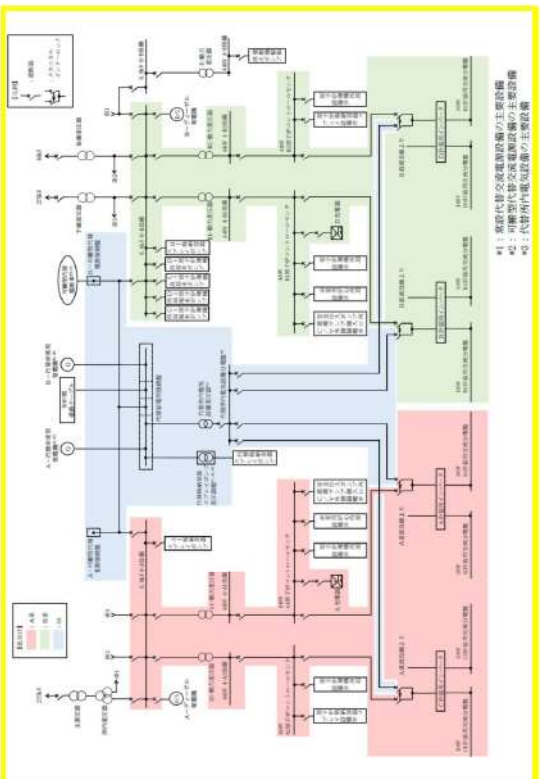
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	 <table border="1" data-bbox="1075 191 1209 526"> <thead> <tr> <th>条件地点</th> <th>設備名</th> <th>設備位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01.P-002a</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1号炉</td> </tr> <tr> <td>01.P-002b</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>2号炉</td> </tr> <tr> <td>01.P-002c</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>01.P-002d</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>4号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 57-9-42 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系及び残留熱除去系 (格納容器スプレィ冷却モード) の配置図 (3/3)</p>	条件地点	設備名	設備位置	01.P-002a	原子炉格納容器	1号炉	01.P-002b	原子炉格納容器	2号炉	01.P-002c	原子炉格納容器	3号炉	01.P-002d	原子炉格納容器	4号炉		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。
条件地点	設備名	設備位置																
01.P-002a	原子炉格納容器	1号炉																
01.P-002b	原子炉格納容器	2号炉																
01.P-002c	原子炉格納容器	3号炉																
01.P-002d	原子炉格納容器	4号炉																

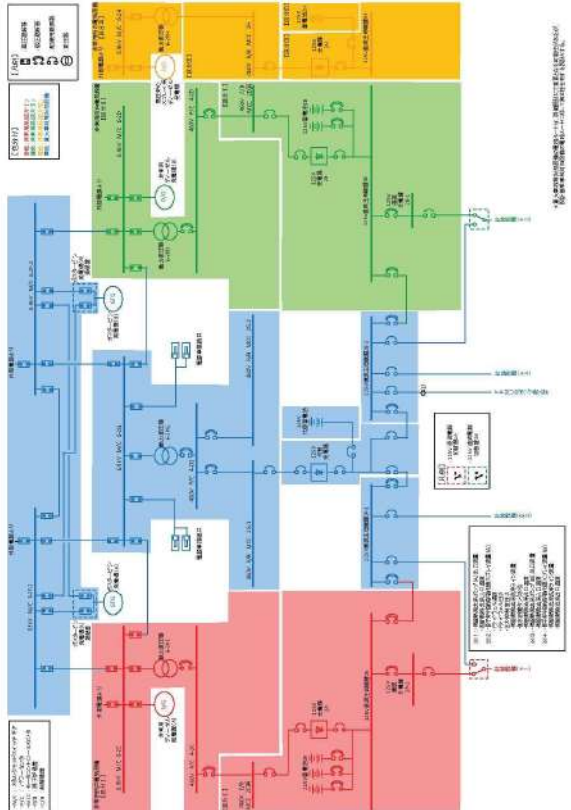
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9-43 単線結線図(交流) 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 [49条]</p>	 <p>図57.9.31 単線結線図(交流) 代替格納容器スプレィポンプによる原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器スプレィ設備 [49条]</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="772 1005 1120 1053">図 57-9-44 単線結線図(直流) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>1.3.4 原子炉格納容器下部注水設備 [51条]</p> <p>原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するための重大事故等対処設備である。(図57-9-45~50)</p> <p>原子炉格納容器下部注水設備の主要設備を表57-9-16に示す。</p> <p>表57-9-16 原子炉格納容器下部注水設備の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="683 414 1220 1037"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水系(常設) (復水移送ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(可搬型) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 代替循環冷却系 </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 代替循環冷却ポンプ* 蓄熱器ユニット (放水ポンプ) 大容量放水ポンプ(クイック) </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>熱交換器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 積蓄熱除去系熱交換器 蓄熱器ユニット (熱交換器) </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 復水貯蔵タンク常用、非常用排水 管通路ライン止めの弁 000遮断弁 000C中圧リング取出止め弁 T/B 緊急停炉機* R/B 1F緊急停炉機* R/B 2F緊急停炉機* R/B 3F緊急停炉機* 停炉ポンプ戻込弁 原子炉格納容器下部注水用復水 非常用機* 原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁* 代替循環冷却ポンプ戻込弁* 代替循環冷却ポンプ流量調整弁* 代替循環冷却ポンプバイパス弁* 000熱交換器 (A) バイパス弁 000代替冷却水不要弁分機弁 (A) 000熱交換器 (A) 冷却水出口弁 000 000C連絡管一弁* 000 000C連絡管二弁* 000 A系格納容器スプレイ流量調整弁 000 B系格納容器スプレイ流量調整弁 000 A系格納容器スプレイ隔離弁 000 B系格納容器スプレイ隔離弁 000ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 000 B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水流量* 原子炉格納容器下部水位* ドライウェル水位* ドライウェル温度* 復水貯蔵タンク水位 000蓄熱除去系冷却ライン流量 (積蓄熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 積蓄熱除去系冷却ライン流量 (積蓄熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 000蓄熱除去系冷却ライン流量調整弁 (積蓄熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 正圧制御器水位* </td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：原子炉格納容器下部注水設備のうち、原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) で使用する設備を示す。</p>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水系(常設) (復水移送ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(可搬型) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 代替循環冷却系 	—	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 代替循環冷却ポンプ* 蓄熱器ユニット (放水ポンプ) 大容量放水ポンプ(クイック) 	—	熱交換器	<ul style="list-style-type: none"> 積蓄熱除去系熱交換器 蓄熱器ユニット (熱交換器) 	—	電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 復水貯蔵タンク常用、非常用排水 管通路ライン止めの弁 000遮断弁 000C中圧リング取出止め弁 T/B 緊急停炉機* R/B 1F緊急停炉機* R/B 2F緊急停炉機* R/B 3F緊急停炉機* 停炉ポンプ戻込弁 原子炉格納容器下部注水用復水 非常用機* 原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁* 代替循環冷却ポンプ戻込弁* 代替循環冷却ポンプ流量調整弁* 代替循環冷却ポンプバイパス弁* 000熱交換器 (A) バイパス弁 000代替冷却水不要弁分機弁 (A) 000熱交換器 (A) 冷却水出口弁 000 000C連絡管一弁* 000 000C連絡管二弁* 000 A系格納容器スプレイ流量調整弁 000 B系格納容器スプレイ流量調整弁 000 A系格納容器スプレイ隔離弁 000 B系格納容器スプレイ隔離弁 000ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 000 B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 	—	計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水流量* 原子炉格納容器下部水位* ドライウェル水位* ドライウェル温度* 復水貯蔵タンク水位 000蓄熱除去系冷却ライン流量 (積蓄熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 積蓄熱除去系冷却ライン流量 (積蓄熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 000蓄熱除去系冷却ライン流量調整弁 (積蓄熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 正圧制御器水位* 	—	<p>1.3.4 原子炉格納容器下部注水設備[51条]</p> <p>原子炉格納容器下部注水設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するための重大事故等対処設備である。(図57.9.32~33)</p> <p>原子炉格納容器下部注水設備の主要設備を表57.9.16に示す。</p> <p>表57.9.16 原子炉格納容器下部注水設備の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="1265 414 1803 718"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水設備 </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイポンプ </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水設備 	—	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイポンプ 	—	電動弁 (状態表示を含む)	—	—	計装設備	—	—	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 51条対応の設備・運用に伴う相違 女川：原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系→泊：格納容器スプレイポンプ及び代替格納容器スプレイポンプ
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																																		
—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水系(常設) (復水移送ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(可搬型) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 代替循環冷却系 	—																																		
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 代替循環冷却ポンプ* 蓄熱器ユニット (放水ポンプ) 大容量放水ポンプ(クイック) 	—																																		
熱交換器	<ul style="list-style-type: none"> 積蓄熱除去系熱交換器 蓄熱器ユニット (熱交換器) 	—																																		
電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 復水貯蔵タンク常用、非常用排水 管通路ライン止めの弁 000遮断弁 000C中圧リング取出止め弁 T/B 緊急停炉機* R/B 1F緊急停炉機* R/B 2F緊急停炉機* R/B 3F緊急停炉機* 停炉ポンプ戻込弁 原子炉格納容器下部注水用復水 非常用機* 原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁* 代替循環冷却ポンプ戻込弁* 代替循環冷却ポンプ流量調整弁* 代替循環冷却ポンプバイパス弁* 000熱交換器 (A) バイパス弁 000代替冷却水不要弁分機弁 (A) 000熱交換器 (A) 冷却水出口弁 000 000C連絡管一弁* 000 000C連絡管二弁* 000 A系格納容器スプレイ流量調整弁 000 B系格納容器スプレイ流量調整弁 000 A系格納容器スプレイ隔離弁 000 B系格納容器スプレイ隔離弁 000ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 000 B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 	—																																		
計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水流量* 原子炉格納容器下部水位* ドライウェル水位* ドライウェル温度* 復水貯蔵タンク水位 000蓄熱除去系冷却ライン流量 (積蓄熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 積蓄熱除去系冷却ライン流量 (積蓄熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 000蓄熱除去系冷却ライン流量調整弁 (積蓄熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 正圧制御器水位* 	—																																		
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																																		
—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水設備 	—																																		
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイポンプ 	—																																		
電動弁 (状態表示を含む)	—	—																																		
計装設備	—	—																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の各設備は、以下のとおり多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(1) ポンプ</p> <p>原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)のポンプ(復水移送ポンプ)は原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系のポンプ(代替循環冷却ポンプ)は原子炉建屋地下3階(原子炉建屋付風棟内)に設置し、</p> <p>原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)のポンプ(大容量送水ポンプ(タイプI))は屋外に配備し、位置的分散を図る。(図57-9-51~54)</p> <p>原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)のポンプ(復水移送ポンプ)は、図57-9-55~57のとおり、ガスタービン発電機又は電源車から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系のポンプ(代替循環冷却ポンプ)は、図57-9-55~57のとおり、ガスタービン発電機から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、</p> <p>原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)のポンプ(大容量送水ポンプ(タイプI))は、駆動電源を必要としない方式(付属空冷式ディーゼルエンジン)による設計とし、多様性を図る。</p> <p>(2) 電動弁</p> <p>復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁、CRD復水入口弁、MUWC サンプリング取止め弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B BIF 緊急時隔離弁、R/B 1F 緊急時隔離弁、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁、原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁、RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁、RHR A系格納容器スプレイ隔離弁、RHR B系格納容器スプレイ隔離弁、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁及びRHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁は、ガスタービン発電機又は電源車から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、代替循環冷却ポンプ吸込弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、代替循環冷却ポンプバイパス弁、RHR 熱交換器(A)バイパス弁、RCW 代替冷却水不要負荷分離弁(A)、RHR 熱交換器(A)冷却水出口弁、RHR MUWC 連絡第一弁及びRHR MUWC 連絡第二弁は、ガスタービン発電機から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、多様性を図る。</p>	<p>なお、原子炉格納容器下部注水設備の各設備は、以下のとおり多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(1) ポンプ</p> <p>格納容器スプレイポンプは原子炉補助建屋T.P. -1.7m、代替格納容器スプレイポンプは周辺補機棟T.P. 10.3mに設置し、位置的分散を図る。(図57.9.34~35)</p> <p>格納容器スプレイポンプは、ディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、代替格納容器スプレイポンプは、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、多様性を図る。(図57.9.36)</p> <p>(2) 電動弁</p> <p>原子炉格納容器下部への注水の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を図る。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・51条対応の設備・運用に伴う相違 ・女川：原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系→泊：格納容器スプレイポンプ及び代替格納容器スプレイポンプ ・女川：復水移送ポンプ、代替循環冷却ポンプ→泊：格納容器スプレイポンプ、代替格納容器スプレイポンプ <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)→泊：原子炉補助建屋、原子炉建屋 <p>設置名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は電動弁操作について非常用所内電気設備からの受電ができない場合には代替所内電気設備からの受電により電動弁の操作を行うが、泊は現場で人力による操作としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>FPMUW ポンプ吸込弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、多様性を図る。</p> <p>(3) 計装設備 計装設備は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、また可搬型計測器による計測が可能な設計とし、多様性を図る。 なお、計装設備は複数のパラメータとすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>(1)～(3)の多様性を有する設備の回路は、米国電気電子工学会(IEEE)規格 384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な回路については、表 57-9-17 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p>表 57-9-17 回路ルート図 原子伊格納容器下部注水設備 [51条]</p> <table border="1" data-bbox="674 711 1216 890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図 57-9-55~57)</td> <td>図 51-1~12</td> <td>57-9-(51-1~12)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(表 57-9-17-1)</td> <td>図 51-13~26</td> <td>57-9-(51-13~26)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(表 57-9-17-2)</td> <td>図 51-27~43</td> <td>57-9-(51-27~43)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> <p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図 57-9-20 及び図 57-9-21)</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2号炉動力用(図 57-9-55~57)	図 51-1~12	57-9-(51-1~12)	2号炉計装設備用(表 57-9-17-1)	図 51-13~26	57-9-(51-13~26)	2号炉制御用(表 57-9-17-2)	図 51-27~43	57-9-(51-27~43)	<p>(3) 計装設備 計装設備は、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、また可搬型計測器による計測が可能な設計とし、多様性を図る。 なお、計装設備は複数のパラメータとすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>(1)の多様性を有する設備の回路は、米国電気電子工学会(IEEE)規格 384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な回路については、表 57.9.17 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p>表 57.9.17 電源ルート図 原子伊格納容器下部注水設備[51条]</p> <table border="1" data-bbox="1261 711 1816 783"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号伊動力用(図 57.9.36)</td> <td>図 51.1~7</td> <td>57-9-75~81</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	3号伊動力用(図 57.9.36)	図 51.1~7	57-9-75~81	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成)</p>
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
2号炉動力用(図 57-9-55~57)	図 51-1~12	57-9-(51-1~12)																							
2号炉計装設備用(表 57-9-17-1)	図 51-13~26	57-9-(51-13~26)																							
2号炉制御用(表 57-9-17-2)	図 51-27~43	57-9-(51-27~43)																							
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
3号伊動力用(図 57.9.36)	図 51.1~7	57-9-75~81																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
表57-9-17-1 計装設備用配線 原子炉格納容器下部注水設備 5.1条.1(1/3) 重大事故対応設備																																																							
	<table border="1" data-bbox="701 193 1225 1042"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>中央制御室</th> <th>格納容器下部注水設備</th> <th>格納容器下部注水設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S1</td> <td>中央制御室</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S2</td> <td>中央制御室</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S3</td> <td>中央制御室</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S4</td> <td>中央制御室</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S5</td> <td>中央制御室</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S6</td> <td>中央制御室</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S7</td> <td>中央制御室</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S8</td> <td>中央制御室</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S9</td> <td>中央制御室</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S10</td> <td>中央制御室</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S11</td> <td>中央制御室</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S12</td> <td>中央制御室</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> </tbody> </table>	品名	中央制御室	格納容器下部注水設備	格納容器下部注水設備	S1	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S2	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S3	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S4	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S5	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S6	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S7	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S8	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S9	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S10	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S11	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S12	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
品名	中央制御室	格納容器下部注水設備	格納容器下部注水設備																																																				
S1	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																																				
S2	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																																				
S3	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																																				
S4	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																																				
S5	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																																				
S6	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																																				
S7	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																																				
S8	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																																				
S9	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																																				
S10	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																																				
S11	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																																				
S12	中央制御室	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<p>表57-9-17-1-1 計装設備用回路 原子炉格納容器下部注水設備(5条)(2/3) 重大事故防止設備 燃料冷却システム監視</p>																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回路記号</th> <th>回路名</th> <th>設置場所</th> <th>監視対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S13</td> <td>ドライウェル配電 (燃料冷却システム下部注水設備) ドライウェル配電 (105%負荷監視)</td> <td>中央制御室</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S14</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電 (105%負荷監視)</td> <td>中央制御室</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S15</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電 (105%負荷監視)</td> <td>中央制御室</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S16</td> <td>ドライウェル配電 (105%負荷監視)</td> <td>中央制御室</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S17</td> <td>ドライウェル配電 (105%負荷監視)</td> <td>中央制御室</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S34</td> <td>ドライウェル配電</td> <td>中央制御室</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S35</td> <td>圧力制御配電</td> <td>中央制御室</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S36</td> <td>圧力制御配電</td> <td>中央制御室</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S37</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電 (105%負荷監視)</td> <td>中央制御室</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S38</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電</td> <td>中央制御室</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S39</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電</td> <td>中央制御室</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S40</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>燃料冷却システム下部注水設備</td> </tr> </tbody> </table>	回路記号	回路名	設置場所	監視対象	S13	ドライウェル配電 (燃料冷却システム下部注水設備) ドライウェル配電 (105%負荷監視)	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備	S14	燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電 (105%負荷監視)	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備	S15	燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電 (105%負荷監視)	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備	S16	ドライウェル配電 (105%負荷監視)	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備	S17	ドライウェル配電 (105%負荷監視)	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備	S34	ドライウェル配電	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備	S35	圧力制御配電	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備	S36	圧力制御配電	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備	S37	燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電 (105%負荷監視)	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備	S38	燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備	S39	燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備	S40	燃料冷却システム下部注水設備	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
回路記号	回路名	設置場所	監視対象																																																				
S13	ドライウェル配電 (燃料冷却システム下部注水設備) ドライウェル配電 (105%負荷監視)	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備																																																				
S14	燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電 (105%負荷監視)	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備																																																				
S15	燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電 (105%負荷監視)	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備																																																				
S16	ドライウェル配電 (105%負荷監視)	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備																																																				
S17	ドライウェル配電 (105%負荷監視)	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備																																																				
S34	ドライウェル配電	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備																																																				
S35	圧力制御配電	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備																																																				
S36	圧力制御配電	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備																																																				
S37	燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電 (105%負荷監視)	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備																																																				
S38	燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備																																																				
S39	燃料冷却システム下部注水設備 ドライウェル配電	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備																																																				
S40	燃料冷却システム下部注水設備	中央制御室	燃料冷却システム下部注水設備																																																				

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																											
<div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">表 57-9-112-1 計装設備出番路 原子炉格納容器下部注水設備 5 条 (S73)</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">重大事故防止設備</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">表 57-9-112-1 計装設備出番路 原子炉格納容器下部注水設備 5 条 (S73) 重大事故防止設備</div>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="701 963 730 1008">S41</th> <th data-bbox="730 963 761 1008">既設設備名（運転中）</th> <th data-bbox="761 963 792 1008">設置場所</th> <th data-bbox="792 963 824 1008">設置位置</th> <th data-bbox="824 963 855 1008">規格</th> <th data-bbox="855 963 887 1008">材質</th> <th data-bbox="887 963 918 1008">電圧</th> <th data-bbox="918 963 949 1008">電流</th> <th data-bbox="949 963 981 1008">容量</th> <th data-bbox="981 963 1012 1008">消費電力</th> <th data-bbox="1012 963 1043 1008">質量</th> <th data-bbox="1043 963 1075 1008">高さ</th> <th data-bbox="1075 963 1106 1008">幅</th> <th data-bbox="1106 963 1137 1008">奥行</th> <th data-bbox="1137 963 1169 1008">重量</th> <th data-bbox="1169 963 1200 1008">設置時期</th> <th data-bbox="1200 963 1232 1008">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>既設設備名（運転中）</td> <td>設置場所</td> <td>設置位置</td> <td>規格</td> <td>材質</td> <td>電圧</td> <td>電流</td> <td>容量</td> <td>消費電力</td> <td>質量</td> <td>高さ</td> <td>幅</td> <td>奥行</td> <td>重量</td> <td>設置時期</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既設設備名（運転中）</td> <td>設置場所</td> <td>設置位置</td> <td>規格</td> <td>材質</td> <td>電圧</td> <td>電流</td> <td>容量</td> <td>消費電力</td> <td>質量</td> <td>高さ</td> <td>幅</td> <td>奥行</td> <td>重量</td> <td>設置時期</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既設設備名（運転中）</td> <td>設置場所</td> <td>設置位置</td> <td>規格</td> <td>材質</td> <td>電圧</td> <td>電流</td> <td>容量</td> <td>消費電力</td> <td>質量</td> <td>高さ</td> <td>幅</td> <td>奥行</td> <td>重量</td> <td>設置時期</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既設設備名（運転中）</td> <td>設置場所</td> <td>設置位置</td> <td>規格</td> <td>材質</td> <td>電圧</td> <td>電流</td> <td>容量</td> <td>消費電力</td> <td>質量</td> <td>高さ</td> <td>幅</td> <td>奥行</td> <td>重量</td> <td>設置時期</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既設設備名（運転中）</td> <td>設置場所</td> <td>設置位置</td> <td>規格</td> <td>材質</td> <td>電圧</td> <td>電流</td> <td>容量</td> <td>消費電力</td> <td>質量</td> <td>高さ</td> <td>幅</td> <td>奥行</td> <td>重量</td> <td>設置時期</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既設設備名（運転中）</td> <td>設置場所</td> <td>設置位置</td> <td>規格</td> <td>材質</td> <td>電圧</td> <td>電流</td> <td>容量</td> <td>消費電力</td> <td>質量</td> <td>高さ</td> <td>幅</td> <td>奥行</td> <td>重量</td> <td>設置時期</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既設設備名（運転中）</td> <td>設置場所</td> <td>設置位置</td> <td>規格</td> <td>材質</td> <td>電圧</td> <td>電流</td> <td>容量</td> <td>消費電力</td> <td>質量</td> <td>高さ</td> <td>幅</td> <td>奥行</td> <td>重量</td> <td>設置時期</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既設設備名（運転中）</td> <td>設置場所</td> <td>設置位置</td> <td>規格</td> <td>材質</td> <td>電圧</td> <td>電流</td> <td>容量</td> <td>消費電力</td> <td>質量</td> <td>高さ</td> <td>幅</td> <td>奥行</td> <td>重量</td> <td>設置時期</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既設設備名（運転中）</td> <td>設置場所</td> <td>設置位置</td> <td>規格</td> <td>材質</td> <td>電圧</td> <td>電流</td> <td>容量</td> <td>消費電力</td> <td>質量</td> <td>高さ</td> <td>幅</td> <td>奥行</td> <td>重量</td> <td>設置時期</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既設設備名（運転中）</td> <td>設置場所</td> <td>設置位置</td> <td>規格</td> <td>材質</td> <td>電圧</td> <td>電流</td> <td>容量</td> <td>消費電力</td> <td>質量</td> <td>高さ</td> <td>幅</td> <td>奥行</td> <td>重量</td> <td>設置時期</td> <td>備考</td> </tr> </tbody> </table>	S41	既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考		既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考		既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考		既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考		既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考		既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考		既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考		既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考		既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考		既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考		既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
	S41	既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考																																																																																																																																																																													
	既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考																																																																																																																																																																														
	既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考																																																																																																																																																																														
	既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考																																																																																																																																																																														
	既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考																																																																																																																																																																														
	既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考																																																																																																																																																																														
	既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考																																																																																																																																																																														
	既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考																																																																																																																																																																														
	既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考																																																																																																																																																																														
	既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考																																																																																																																																																																														
	既設設備名（運転中）	設置場所	設置位置	規格	材質	電圧	電流	容量	消費電力	質量	高さ	幅	奥行	重量	設置時期	備考																																																																																																																																																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-17-2 副船用管路 原子炉格納容器下部注水設備 (5) (7) 重大事故防止設備 燃料冷却系設備			
51 代動圧水炉設備	400W R/B M/C 25-1	D1 原子炉格納容器 ESS-1, III	400W R/B M/C 20-1
52 代動圧水炉設備	400W R/B M/C 25-2	D2 緊急用交直流電源制御設備 (1)	800W A 系統制御用システムレイアウト
53 代動圧水炉設備	400W R/B M/C 25-2	D3 原子炉格納容器設備 ESS-II	400W R/B M/C 20-1
54 緊急用交直流電源制御設備 (1)	400W 原子炉格納容器電源設備 25	D4 緊急用交直流電源制御設備 (1)	800W B 系統制御用システムレイアウト
55 代動圧水炉設備	400W R/B M/C 25-2	D5 原子炉格納容器 ESS-1, III	400W R/B M/C 20-1
56 緊急用交直流電源制御設備 (2)	緊急用交直流電源制御設備 (2) 炉格納容器電源設備システム上を介	D6 緊急用交直流電源制御設備 (2)	800W 緊急電源 (A) バックアップ
57 代動圧水炉設備	400W R/B M/C 25-2	D7 原子炉格納容器 ESS-1, III	400W R/B M/C 20-1
58 緊急用交直流電源制御設備 (2)	CRP 電源投入用弁	D8 緊急用交直流電源制御設備 (1)	800W A 系統制御用システムレイアウト
59 代動圧水炉設備	400W R/B M/C 25-2	D9 原子炉格納容器 ESS-II	400W R/B M/C 20-1
510 緊急用交直流電源制御設備 (2)	M/C (1) / (2) / (3) 車出し弁	D10 緊急用交直流電源制御設備 (1)	800W B 系統制御用システムレイアウト
511 代動圧水炉設備	400W R/B M/C 25-2	D11 M/C 制御弁	400W R/B M/C 20-1
512 緊急用交直流電源制御設備 (2)	V/B 緊急時制御弁	D12 緊急用交直流電源制御設備 (1)	800W A 系統制御用システムレイアウト

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-17-2 前炉用電源 原子炉格納容器下部注水設備(5条)(2/7) 設計基準事件対応機 重大事故防止設備			
S13 代替注水制御盤	460W R/B MCC 2P-2	D13	M 制御盤
S14 緊急用交流電源制御盤(2)	R/B B1F 緊急用制御盤	D14	緊急用交流電源制御盤(1)
S15 代替注水制御盤	460W R/B MCC 2P-2	D19	原子炉格納容器 ESF-1、III
S16 緊急用交流電源制御盤(2)	R/B 1F 緊急用制御盤	D20	緊急用交流電源制御盤(1) 所出出口弁
S17 代替注水制御盤	460W R/B MCC 2P-2	D21	緊急用交流電源制御盤(1)
S18 緊急用交流電源制御盤(2)	原子炉格納容器下部注水用直水循環装置	D22	緊急用交流電源制御盤(1)
S19 代替注水制御盤	460W R/B MCC 2P-2	D23	緊急用交流電源制御盤(2)
S20 緊急用交流電源制御盤(2)	原子炉格納容器下部注水用直水仕切弁	D24	緊急用交流電源制御盤(1)
S21 緊急用交流電源制御盤(2)	代替注水制御盤	D25	緊急用交流電源制御盤(1)
S22 重大事故中絶装置(1)	133V 直流主母線盤 2B-1	D26	緊急用交流電源制御盤(1)
S23 重大事故中絶装置(2)	133V 直流主母線盤 2B-1	D27	緊急用交流電源制御盤(1)
S24 前炉制御盤	460W R/B MCC 2C-4	D30	緊急用交流電源制御盤(2)
460W R/B MCC 2P-1 300kV 系統用高圧変圧器 460W R/B MCC 2C-3 88kV 変圧器(1) 所出出口弁 460W 原子炉格納容器電源制御盤 2C 460W 原子炉格納容器電源制御盤 2D 460W 原子炉格納容器電源制御盤 2C 460W 原子炉格納容器電源制御盤 2C 460W 原子炉格納容器電源制御盤 2D 460W 原子炉格納容器電源制御盤 2C 460W 原子炉格納容器電源制御盤 2D 460W 原子炉格納容器電源制御盤 2C 460W 原子炉格納容器電源制御盤 2D			

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
	<p>表訂-9-17-2 制御用電源 原子炉格納容器下部注水設備 [5/7]</p> <p>重大事故対応設備 設計基準事故対応設備</p> <table border="1" data-bbox="701 164 1225 1010"> <tr> <td>S26</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td>D27</td> <td>原子炉格納容器注水設備 (SS-1, 4)</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> </tr> <tr> <td>S26</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td>D28</td> <td>緊急時注水設備 (SS-1, 4)</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> </tr> <tr> <td>S27</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td>D29</td> <td>緊急時注水設備 (SS-1, 4)</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> </tr> <tr> <td>S28</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td>D30</td> <td>緊急時注水設備 (SS-1, 4)</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> </tr> <tr> <td>S29</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S30</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S31</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S32</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S33</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S34</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S35</td> <td>緊急時注水設備 (1)</td> <td>460V 原子炉格納容器注水設備 (SS-1, 4)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S36</td> <td>代替注水設備</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	S26	原子炉格納容器注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D27	原子炉格納容器注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4	S26	原子炉格納容器注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D28	緊急時注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4	S27	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D29	緊急時注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4	S28	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D30	緊急時注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4	S29	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4				S30	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4				S31	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4				S32	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-2				S33	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4				S34	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4				S35	緊急時注水設備 (1)	460V 原子炉格納容器注水設備 (SS-1, 4)				S36	代替注水設備	原子炉格納容器注水設備					<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対応設備及び重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
S26	原子炉格納容器注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D27	原子炉格納容器注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4																																																																						
S26	原子炉格納容器注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D28	緊急時注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4																																																																						
S27	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D29	緊急時注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4																																																																						
S28	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D30	緊急時注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4																																																																						
S29	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4																																																																									
S30	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4																																																																									
S31	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4																																																																									
S32	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-2																																																																									
S33	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4																																																																									
S34	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4																																																																									
S35	緊急時注水設備 (1)	460V 原子炉格納容器注水設備 (SS-1, 4)																																																																									
S36	代替注水設備	原子炉格納容器注水設備																																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-2 副溶出装置 原子炉格納容器下部注水設備 [5] 条 [4/7] <small>重大事故防止設備 設計基準適合性設備</small></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">537</td> <td style="width: 35%;">代替注水用調整</td> <td style="width: 35%;">1250 蒸気止戻調整 20-1</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>538</td> <td>1250 蒸気止戻調整 20-1</td> <td>PEMP7 ポンプ/調整弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>539</td> <td>代替注水用調整</td> <td>4600 R/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>540</td> <td>代替注水用調整</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>541</td> <td>代替注水用調整</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>542</td> <td>代替注水用調整</td> <td>4600 R/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>543</td> <td>代替注水用調整</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>544</td> <td>代替注水用調整</td> <td>4600 R/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>545</td> <td>代替注水用調整</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>548</td> <td>原子炉格納調整機 KSZ-1, III</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>549</td> <td>原子炉格納調整機 KSZ-1, III</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>550</td> <td>緊急停止電源系統作動(1)</td> <td>4600 原子炉格納調整機調整機 20</td> <td></td> </tr> </table>	537	代替注水用調整	1250 蒸気止戻調整 20-1		538	1250 蒸気止戻調整 20-1	PEMP7 ポンプ/調整弁		539	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-1		540	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2		541	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2		542	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-1		543	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2		544	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-1		545	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2		548	原子炉格納調整機 KSZ-1, III	4600 R/B MCC 20-2		549	原子炉格納調整機 KSZ-1, III	4600 R/B MCC 20-2		550	緊急停止電源系統作動(1)	4600 原子炉格納調整機調整機 20			<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
537	代替注水用調整	1250 蒸気止戻調整 20-1																																																	
538	1250 蒸気止戻調整 20-1	PEMP7 ポンプ/調整弁																																																	
539	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-1																																																	
540	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2																																																	
541	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2																																																	
542	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-1																																																	
543	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2																																																	
544	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-1																																																	
545	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2																																																	
548	原子炉格納調整機 KSZ-1, III	4600 R/B MCC 20-2																																																	
549	原子炉格納調整機 KSZ-1, III	4600 R/B MCC 20-2																																																	
550	緊急停止電源系統作動(1)	4600 原子炉格納調整機調整機 20																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-117-2 副師用電路 原子炉格納容器下排水冷却器(5/7) 資料集編纂時の取組 重大事故防止設備			
S51	緊急用交流電源用制御弁駆動機(1) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	緊急用交流電源用制御弁駆動機(1) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	
S52	緊急用交流電源用制御弁駆動機(2) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	緊急用交流電源用制御弁駆動機(2) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	
S53	緊急用交流電源用制御弁駆動機(1) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	緊急用交流電源用制御弁駆動機(1) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	
S54	緊急用交流電源用制御弁駆動機(1) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	緊急用交流電源用制御弁駆動機(1) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	
S55	緊急用交流電源用制御弁駆動機(1) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	緊急用交流電源用制御弁駆動機(1) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	
S56	緊急用交流電源用制御弁駆動機(1) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	緊急用交流電源用制御弁駆動機(1) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	
S59	緊急用交流電源用制御弁駆動機(2) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	緊急用交流電源用制御弁駆動機(2) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	
S60	緊急用交流電源用制御弁駆動機(2) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	緊急用交流電源用制御弁駆動機(2) 460V 原子炉建屋交流電源用制御弁	
S81	代替圧水ポンプ駆動機	機器駆動装置 (A) ・ 目正中心 スアレイ装置 (B57-1)	
S82	代替圧水ポンプ駆動機	機器駆動装置 (B) ・ 目正中心 スアレイ装置 (B57-1)	
S83	代替圧水ポンプ駆動機	機器駆動装置 (A) ・ 目正中心 スアレイ装置 (B57-1)	
S84	代替圧水ポンプ駆動機	機器駆動装置 (A) ・ 目正中心 スアレイ装置 (B57-1)	【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
	<p>表57-9-17-2 副田発電所 原子炉格納容器下部注水設備(5)条(6)7</p> <p>重大事故防止設備</p> <table border="1" data-bbox="698 164 1223 1010"> <thead> <tr> <th>設備番号</th> <th>代替注水設備</th> <th>設備名称</th> <th>設備仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S95</td> <td>代替注水設備</td> <td>緊急注水設備</td> <td>(B+C)型 RCS-11</td> </tr> <tr> <td>S96</td> <td>代替注水設備</td> <td>AM 制御盤</td> <td>AM 制御盤</td> </tr> <tr> <td>S97</td> <td>代替注水設備</td> <td>AM 制御盤</td> <td>AM 制御盤</td> </tr> <tr> <td>S70</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V R/B MCC 2C-4</td> <td>460V R/B MCC 2C-4</td> </tr> <tr> <td>S71</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V R/B MCC 2C-4</td> <td>460V R/B MCC 2C-4</td> </tr> <tr> <td>S72</td> <td>緊急時交流電源切替機(2)</td> <td>代替注水設備</td> <td>代替注水設備</td> </tr> <tr> <td>S73</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V R/B MCC 2C-4</td> <td>460V R/B MCC 2C-4</td> </tr> <tr> <td>S74</td> <td>緊急時交流電源切替機(2)</td> <td>代替注水設備</td> <td>代替注水設備</td> </tr> <tr> <td>S75</td> <td>代替注水設備</td> <td>600V R/B MCC 2C-1</td> <td>600V R/B MCC 2C-1</td> </tr> <tr> <td>S76</td> <td>緊急時交流電源切替機(2)</td> <td>400V MCC 制御盤一帯</td> <td>400V MCC 制御盤一帯</td> </tr> <tr> <td>S77</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V R/B MCC 2C-1</td> <td>460V R/B MCC 2C-1</td> </tr> <tr> <td>S78</td> <td>緊急時交流電源切替機(2)</td> <td>400V MCC 制御盤二帯</td> <td>400V MCC 制御盤二帯</td> </tr> </tbody> </table>	設備番号	代替注水設備	設備名称	設備仕様	S95	代替注水設備	緊急注水設備	(B+C)型 RCS-11	S96	代替注水設備	AM 制御盤	AM 制御盤	S97	代替注水設備	AM 制御盤	AM 制御盤	S70	代替注水設備	460V R/B MCC 2C-4	460V R/B MCC 2C-4	S71	代替注水設備	460V R/B MCC 2C-4	460V R/B MCC 2C-4	S72	緊急時交流電源切替機(2)	代替注水設備	代替注水設備	S73	代替注水設備	460V R/B MCC 2C-4	460V R/B MCC 2C-4	S74	緊急時交流電源切替機(2)	代替注水設備	代替注水設備	S75	代替注水設備	600V R/B MCC 2C-1	600V R/B MCC 2C-1	S76	緊急時交流電源切替機(2)	400V MCC 制御盤一帯	400V MCC 制御盤一帯	S77	代替注水設備	460V R/B MCC 2C-1	460V R/B MCC 2C-1	S78	緊急時交流電源切替機(2)	400V MCC 制御盤二帯	400V MCC 制御盤二帯		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
設備番号	代替注水設備	設備名称	設備仕様																																																				
S95	代替注水設備	緊急注水設備	(B+C)型 RCS-11																																																				
S96	代替注水設備	AM 制御盤	AM 制御盤																																																				
S97	代替注水設備	AM 制御盤	AM 制御盤																																																				
S70	代替注水設備	460V R/B MCC 2C-4	460V R/B MCC 2C-4																																																				
S71	代替注水設備	460V R/B MCC 2C-4	460V R/B MCC 2C-4																																																				
S72	緊急時交流電源切替機(2)	代替注水設備	代替注水設備																																																				
S73	代替注水設備	460V R/B MCC 2C-4	460V R/B MCC 2C-4																																																				
S74	緊急時交流電源切替機(2)	代替注水設備	代替注水設備																																																				
S75	代替注水設備	600V R/B MCC 2C-1	600V R/B MCC 2C-1																																																				
S76	緊急時交流電源切替機(2)	400V MCC 制御盤一帯	400V MCC 制御盤一帯																																																				
S77	代替注水設備	460V R/B MCC 2C-1	460V R/B MCC 2C-1																																																				
S78	緊急時交流電源切替機(2)	400V MCC 制御盤二帯	400V MCC 制御盤二帯																																																				

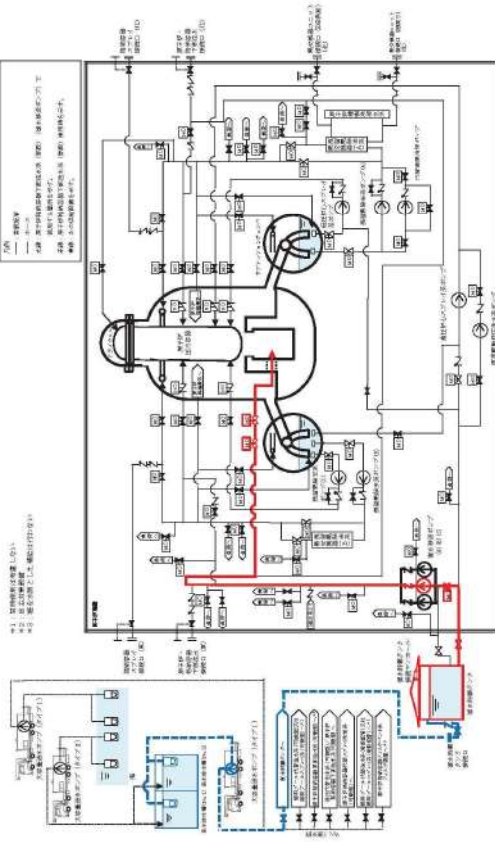
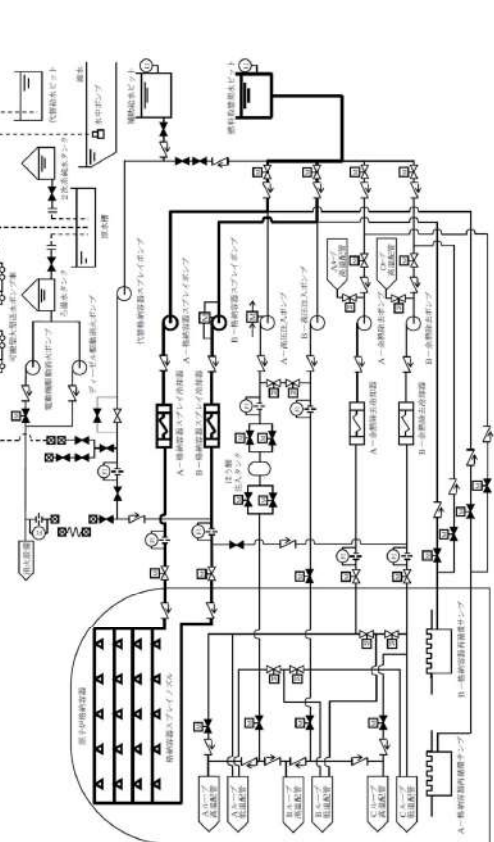
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																														
<p>表57-9-17-3 閉鎖用電路 原子炉格納容器下部注水設備(5)(7/7)</p> <p>重大事故防止設備</p>			<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>																																																																																																														
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="689 100 719 1441">S79</td> <td data-bbox="719 100 792 1441">代給注水制御盤</td> <td data-bbox="792 100 844 1441">400V 2/B MCC 20-1</td> <td data-bbox="844 100 896 1441"></td> <td data-bbox="896 100 947 1441"></td> <td data-bbox="947 100 999 1441"></td> <td data-bbox="999 100 1050 1441"></td> <td data-bbox="1050 100 1102 1441"></td> <td data-bbox="1102 100 1153 1441"></td> <td data-bbox="1153 100 1205 1441"></td> <td data-bbox="1205 100 1247 1441"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 1441 719 1536">S80</td> <td data-bbox="719 1441 792 1536">代給注水制御盤</td> <td data-bbox="792 1441 844 1536">400V 2/B MCC 20-1</td> <td data-bbox="844 1441 896 1536"></td> <td data-bbox="896 1441 947 1536"></td> <td data-bbox="947 1441 999 1536"></td> <td data-bbox="999 1441 1050 1536"></td> <td data-bbox="1050 1441 1102 1536"></td> <td data-bbox="1102 1441 1153 1536"></td> <td data-bbox="1153 1441 1205 1536"></td> <td data-bbox="1205 1441 1247 1536"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 1536 719 1596">S81</td> <td data-bbox="719 1536 792 1596">代給注水制御盤</td> <td data-bbox="792 1536 844 1596">400V 2/B MCC 20-1</td> <td data-bbox="844 1536 896 1596"></td> <td data-bbox="896 1536 947 1596"></td> <td data-bbox="947 1536 999 1596"></td> <td data-bbox="999 1536 1050 1596"></td> <td data-bbox="1050 1536 1102 1596"></td> <td data-bbox="1102 1536 1153 1596"></td> <td data-bbox="1153 1536 1205 1596"></td> <td data-bbox="1205 1536 1247 1596"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 1632 719 1596">S82</td> <td data-bbox="719 1632 792 1596">代給注水制御盤</td> <td data-bbox="792 1632 844 1596">400V 2/B MCC 20-1</td> <td data-bbox="844 1632 896 1596"></td> <td data-bbox="896 1632 947 1596"></td> <td data-bbox="947 1632 999 1596"></td> <td data-bbox="999 1632 1050 1596"></td> <td data-bbox="1050 1632 1102 1596"></td> <td data-bbox="1102 1632 1153 1596"></td> <td data-bbox="1153 1632 1205 1596"></td> <td data-bbox="1205 1632 1247 1596"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 1728 719 1596">S83</td> <td data-bbox="719 1728 792 1596">代給注水制御盤</td> <td data-bbox="792 1728 844 1596">400V 2/B MCC 20-1</td> <td data-bbox="844 1728 896 1596"></td> <td data-bbox="896 1728 947 1596"></td> <td data-bbox="947 1728 999 1596"></td> <td data-bbox="999 1728 1050 1596"></td> <td data-bbox="1050 1728 1102 1596"></td> <td data-bbox="1102 1728 1153 1596"></td> <td data-bbox="1153 1728 1205 1596"></td> <td data-bbox="1205 1728 1247 1596"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 1824 719 1596">S89</td> <td data-bbox="719 1824 792 1596">緊急用交直変換器制御盤(2)</td> <td data-bbox="792 1824 844 1596">(代給注水用高圧ポンプハイパス用)</td> <td data-bbox="844 1824 896 1596"></td> <td data-bbox="896 1824 947 1596"></td> <td data-bbox="947 1824 999 1596"></td> <td data-bbox="999 1824 1050 1596"></td> <td data-bbox="1050 1824 1102 1596"></td> <td data-bbox="1102 1824 1153 1596"></td> <td data-bbox="1153 1824 1205 1596"></td> <td data-bbox="1205 1824 1247 1596"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 1919 719 1596">S100</td> <td data-bbox="719 1919 792 1596">代給注水制御盤</td> <td data-bbox="792 1919 844 1596">400V 2/B MCC 20-4</td> <td data-bbox="844 1919 896 1596"></td> <td data-bbox="896 1919 947 1596"></td> <td data-bbox="947 1919 999 1596"></td> <td data-bbox="999 1919 1050 1596"></td> <td data-bbox="1050 1919 1102 1596"></td> <td data-bbox="1102 1919 1153 1596"></td> <td data-bbox="1153 1919 1205 1596"></td> <td data-bbox="1205 1919 1247 1596"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 2015 719 1596">S101</td> <td data-bbox="719 2015 792 1596">代給注水制御盤</td> <td data-bbox="792 2015 844 1596">400V 2/B MCC 20-1</td> <td data-bbox="844 2015 896 1596"></td> <td data-bbox="896 2015 947 1596"></td> <td data-bbox="947 2015 999 1596"></td> <td data-bbox="999 2015 1050 1596"></td> <td data-bbox="1050 2015 1102 1596"></td> <td data-bbox="1102 2015 1153 1596"></td> <td data-bbox="1153 2015 1205 1596"></td> <td data-bbox="1205 2015 1247 1596"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 2111 719 1596"></td> <td data-bbox="719 2111 792 1596"></td> <td data-bbox="792 2111 844 1596"></td> <td data-bbox="844 2111 896 1596"></td> <td data-bbox="896 2111 947 1596"></td> <td data-bbox="947 2111 999 1596"></td> <td data-bbox="999 2111 1050 1596"></td> <td data-bbox="1050 2111 1102 1596"></td> <td data-bbox="1102 2111 1153 1596"></td> <td data-bbox="1153 2111 1205 1596"></td> <td data-bbox="1205 2111 1247 1596"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 2207 719 1596"></td> <td data-bbox="719 2207 792 1596"></td> <td data-bbox="792 2207 844 1596"></td> <td data-bbox="844 2207 896 1596"></td> <td data-bbox="896 2207 947 1596"></td> <td data-bbox="947 2207 999 1596"></td> <td data-bbox="999 2207 1050 1596"></td> <td data-bbox="1050 2207 1102 1596"></td> <td data-bbox="1102 2207 1153 1596"></td> <td data-bbox="1153 2207 1205 1596"></td> <td data-bbox="1205 2207 1247 1596"></td> </tr> </table>		S79	代給注水制御盤	400V 2/B MCC 20-1									S80	代給注水制御盤	400V 2/B MCC 20-1									S81	代給注水制御盤	400V 2/B MCC 20-1									S82	代給注水制御盤	400V 2/B MCC 20-1									S83	代給注水制御盤	400V 2/B MCC 20-1									S89	緊急用交直変換器制御盤(2)	(代給注水用高圧ポンプハイパス用)									S100	代給注水制御盤	400V 2/B MCC 20-4									S101	代給注水制御盤	400V 2/B MCC 20-1																														
		S79		代給注水制御盤	400V 2/B MCC 20-1																																																																																																												
		S80		代給注水制御盤	400V 2/B MCC 20-1																																																																																																												
		S81		代給注水制御盤	400V 2/B MCC 20-1																																																																																																												
		S82		代給注水制御盤	400V 2/B MCC 20-1																																																																																																												
		S83		代給注水制御盤	400V 2/B MCC 20-1																																																																																																												
		S89		緊急用交直変換器制御盤(2)	(代給注水用高圧ポンプハイパス用)																																																																																																												
		S100		代給注水制御盤	400V 2/B MCC 20-4																																																																																																												
		S101		代給注水制御盤	400V 2/B MCC 20-1																																																																																																												

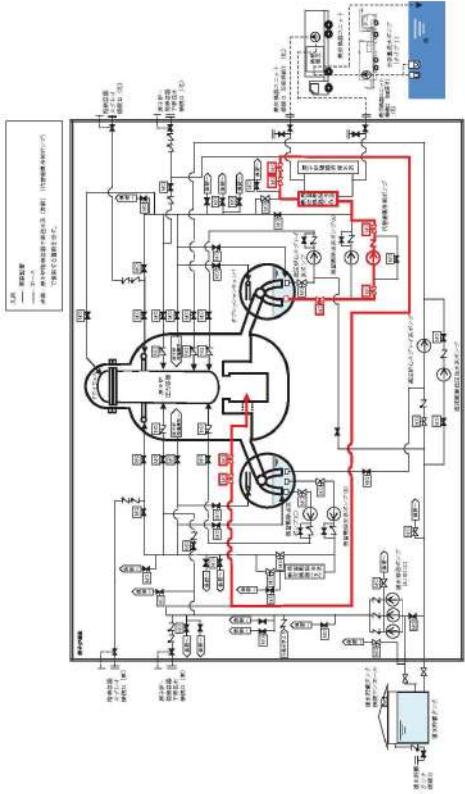
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-45 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)の系統概要図</p>	 <p>図 57.9.32 原子炉格納容器下部注水設備(格納容器スプレイポンプ)の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="674 994 1227 1011">図 57-9-46 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) の系統概要図</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 177 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2157 309" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

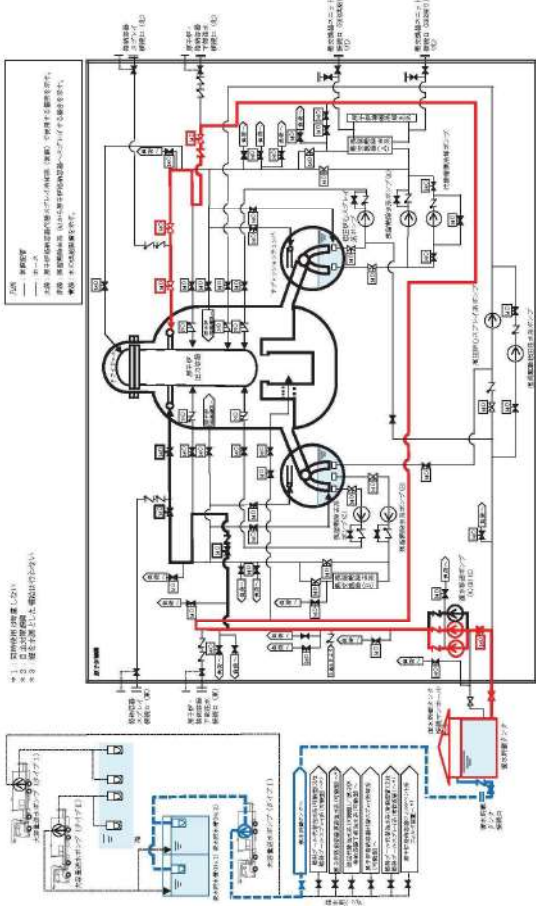
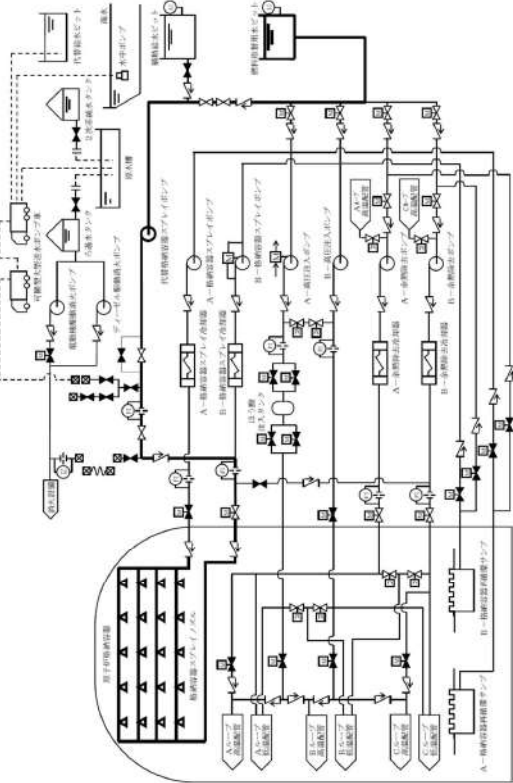
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-47 原子炉格納容器下部注水系 (可機型) の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

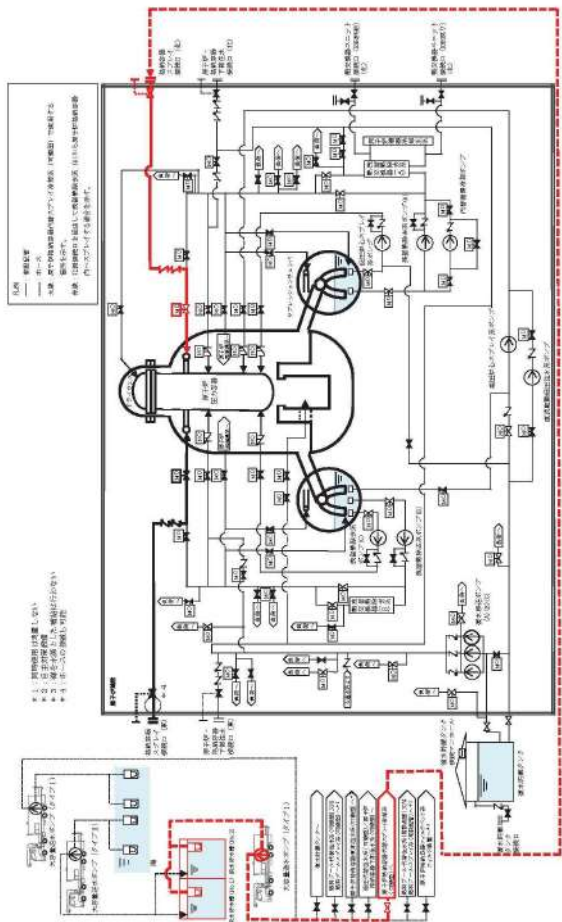
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-48 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の系統概要図</p>	 <p>図 57.9.33 原子炉格納容器下部注水設備 (代替格納容器スプレイポンプ) の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

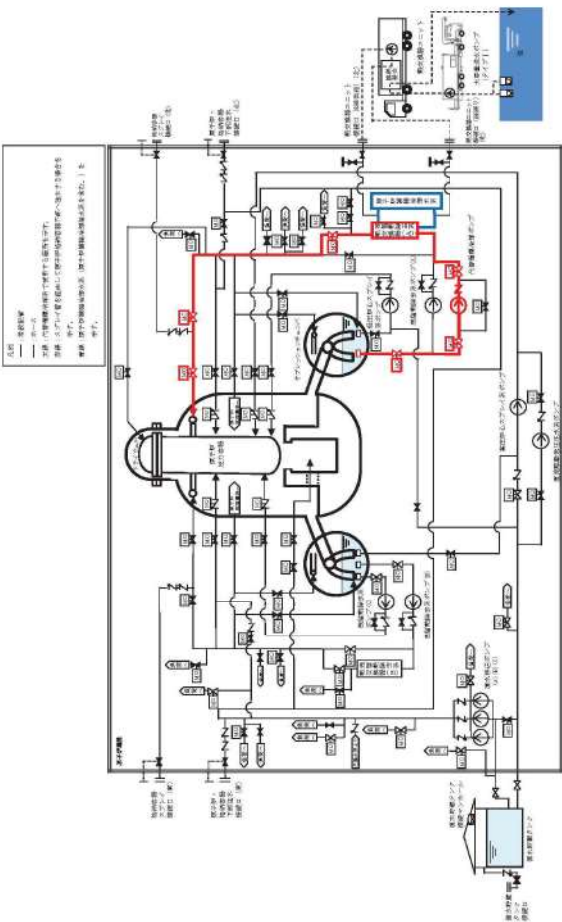
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 1117 1232 1149">図 57-9-49 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の系統概要図</p>		<p data-bbox="1836 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1836 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 207 2150 319" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

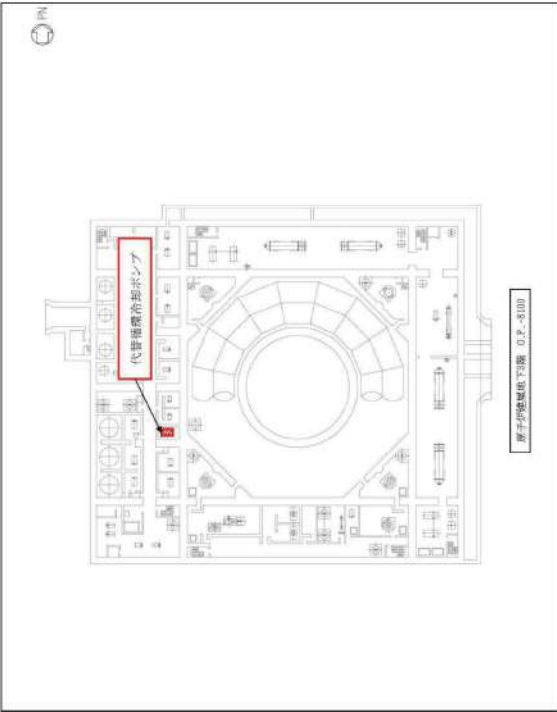
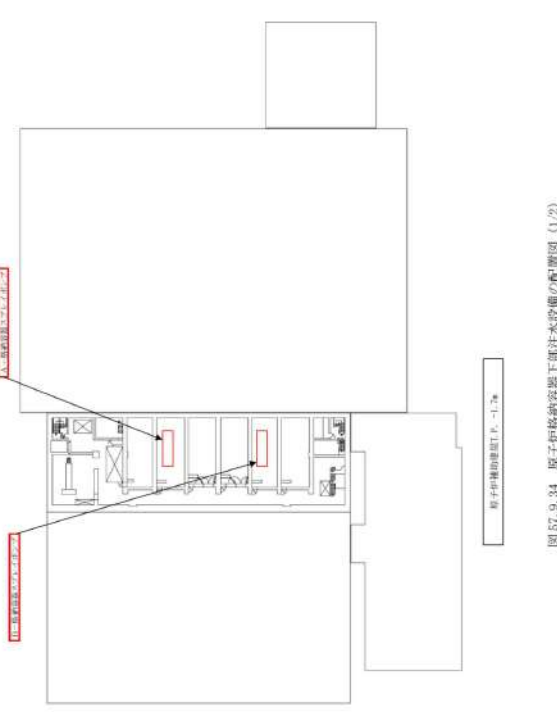
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 303 761 526">凡例 図記号 本図は、本発電所の冷却系を簡略化したものである。実際の冷却系は、本図よりも複雑である。また、本図には、本発電所の冷却系に特有の設備は、記載されていない。</p> <p data-bbox="784 1117 1120 1141">図 57-9-50 代替循環冷却系の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 319" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

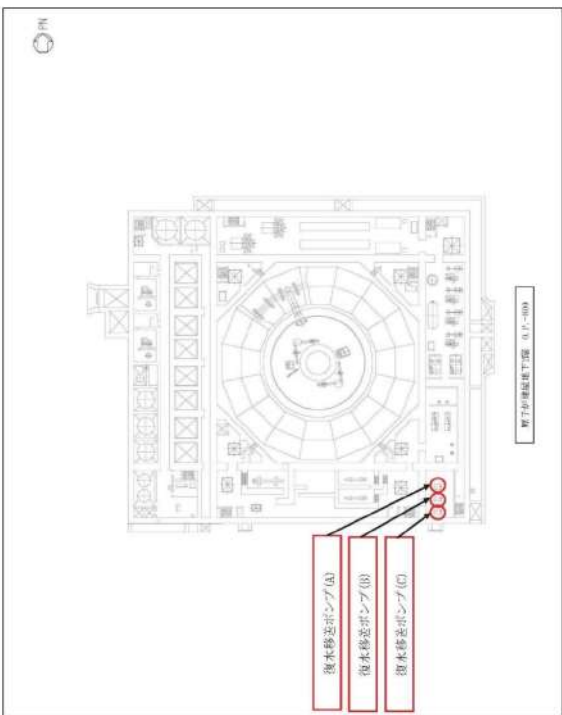
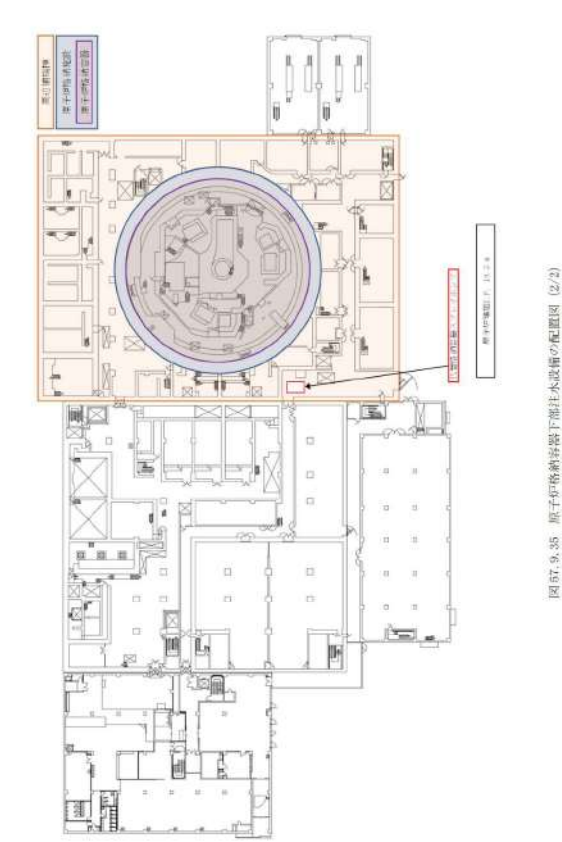
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="689 882 1214 922">図 57-9-61 原子炉格納器下部注水系、原子炉格納器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図 (1/4)</p>	 <p data-bbox="1798 363 1821 715">図 57-9-34 原子炉格納器下部注水系の配置図 (1/2)</p>	<p data-bbox="1843 145 1906 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1843 172 2136 191">記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1843 199 1906 218">【女川】</p> <p data-bbox="1843 226 1928 245">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 256 2157 483" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

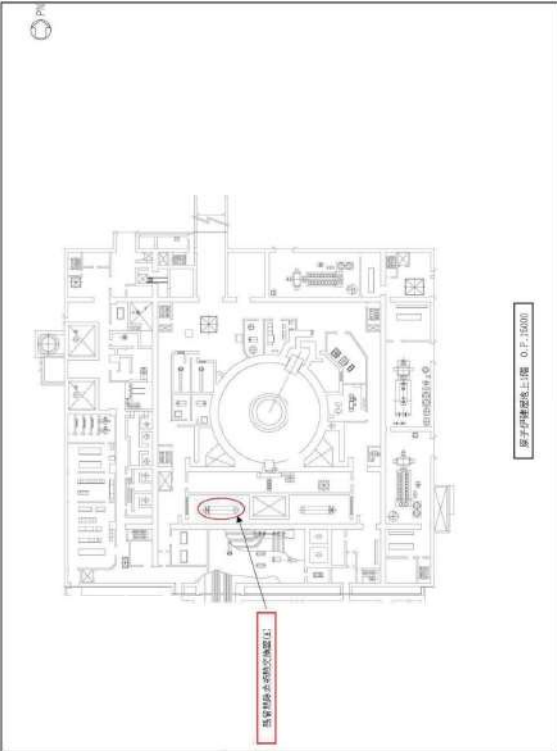
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9-52 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配管図(2/4)</p>	 <p>図57.9.35 原子炉格納容器下部注水系設備の配管図 (2/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

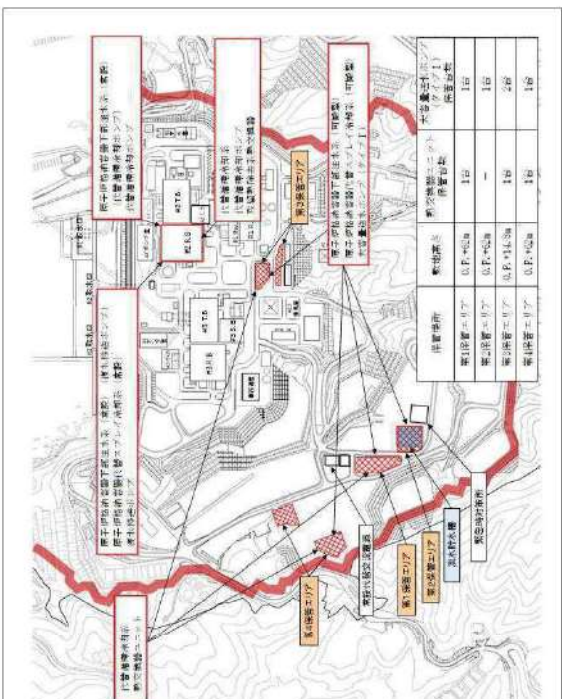
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="689 922 1214 960">図 57-9-53 原子炉格納容器下部注水系統、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図(3/4)</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 202 2157 427" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

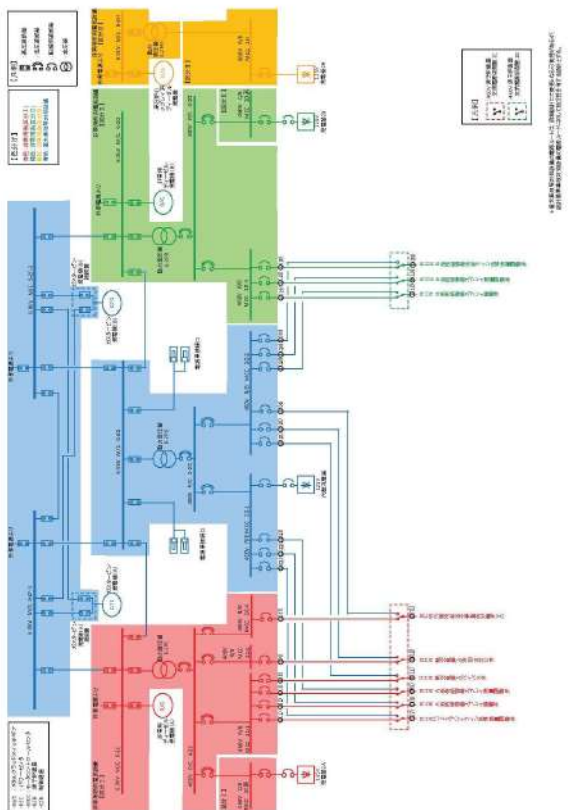
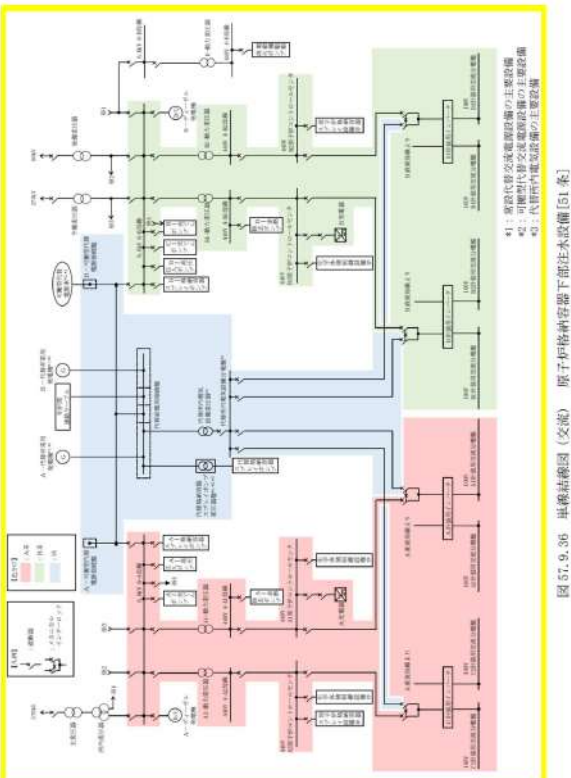
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="694 869 1209 917">図 57-9-54 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替廃熱冷却系の配置図(4/4)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 422" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

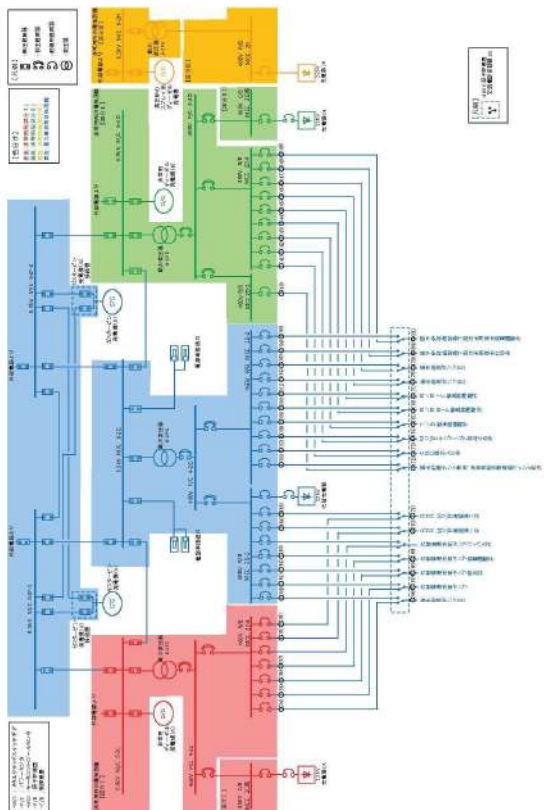
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-55 単線結線図(交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条] (1/2)</p>	 <p>図 57.9.36 単線結線図 (交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条]</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

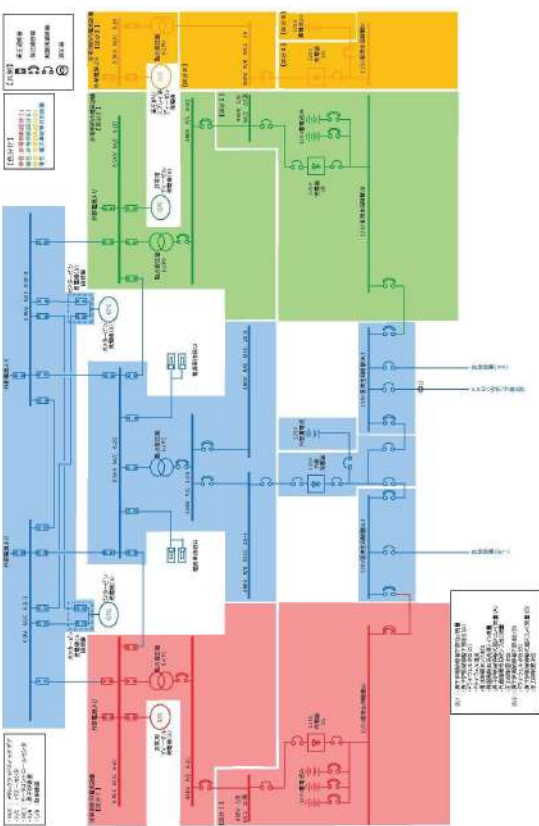
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="784 981 1097 1029">図 57-9-56 単線結線図(交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条] (2/2)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

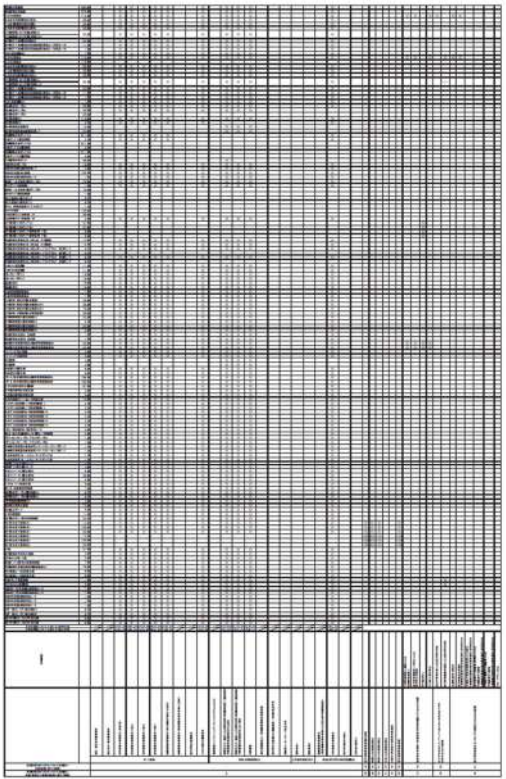
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 1005 1075 1053">図57-9-57 単線結線図(直流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

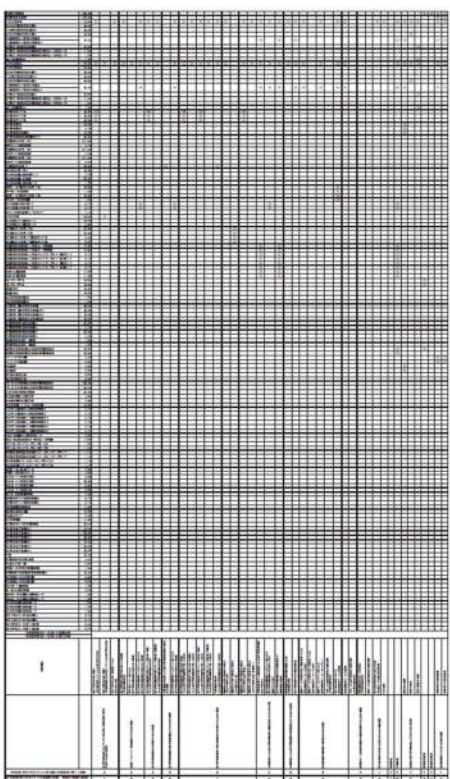
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。

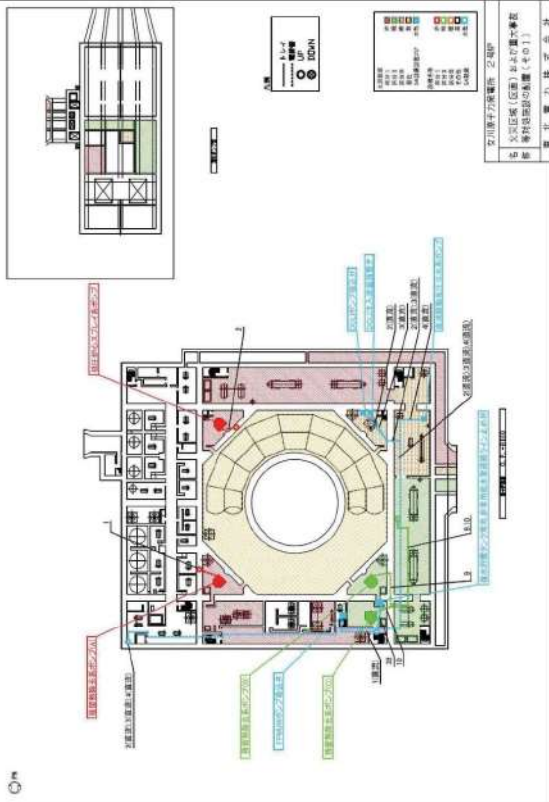
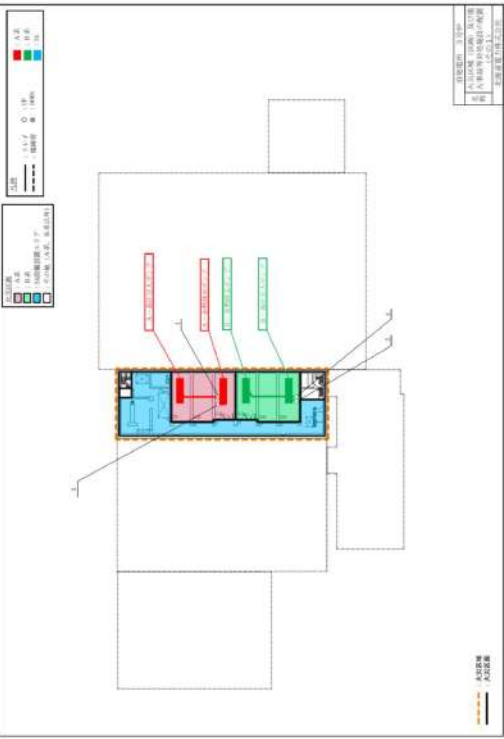
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。

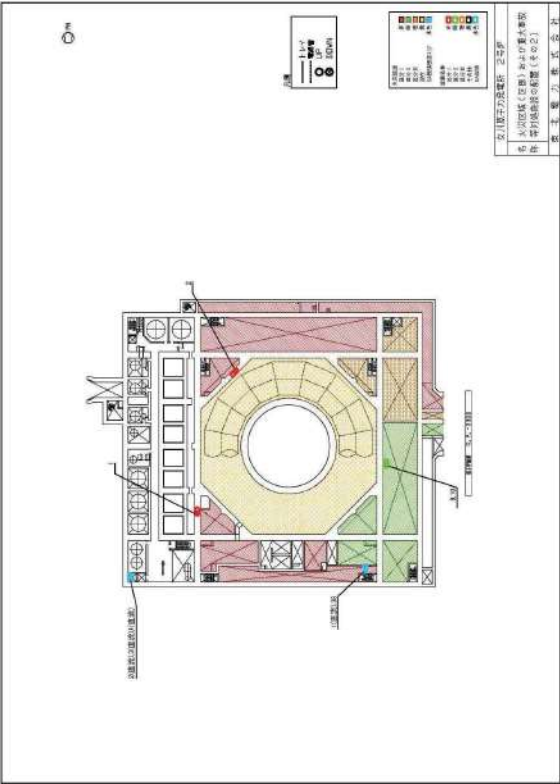
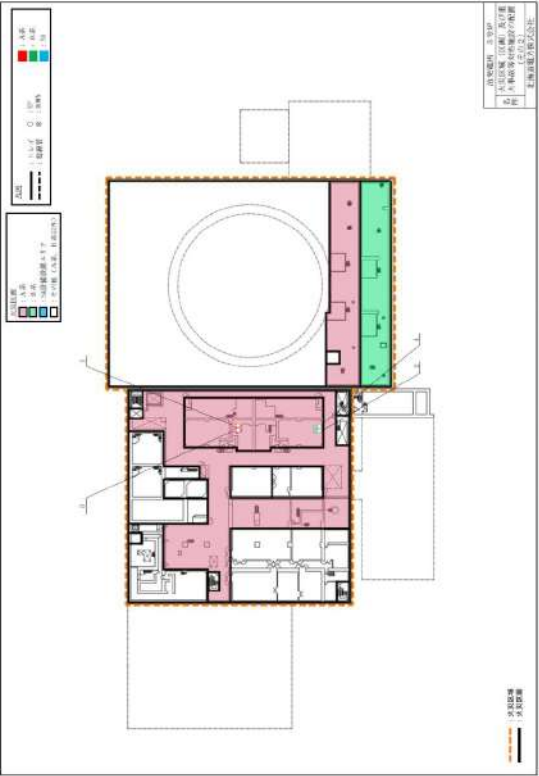
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>	 <p>図47.1 3号炉原子炉補助建屋 T.P.-1.7m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

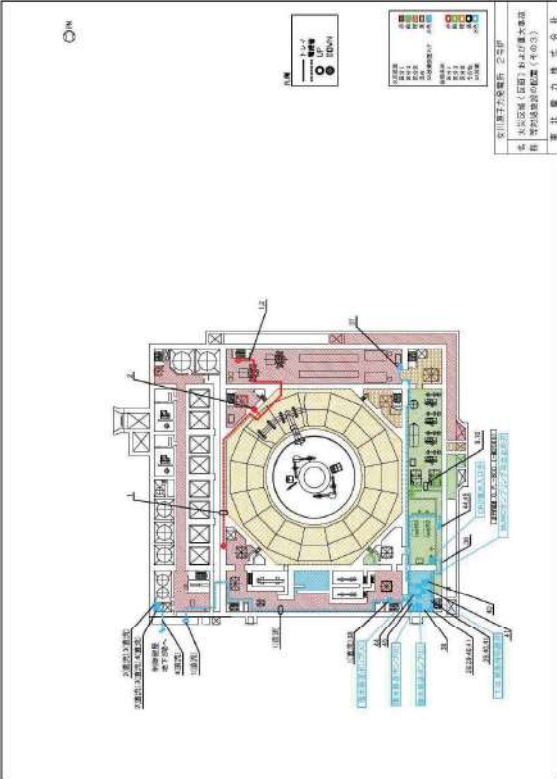
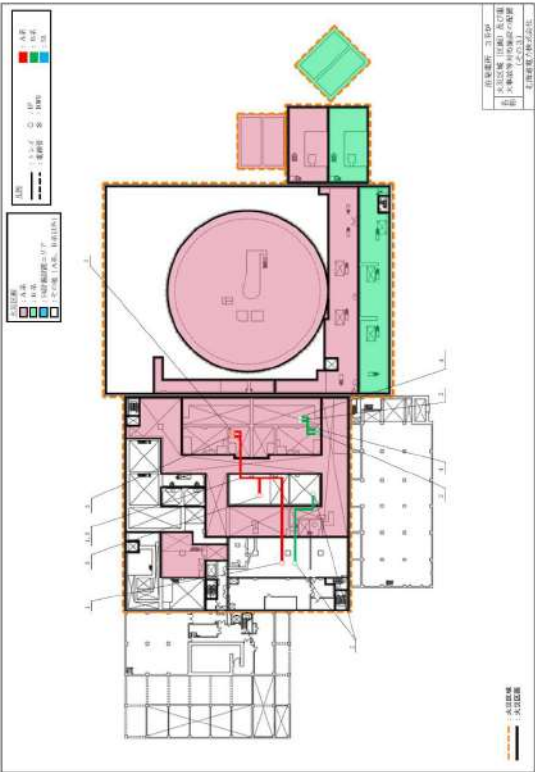
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 47-2 3号炉原子炉建屋 T.P.2.8a 及び原子炉建屋 T.P.2.3a</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

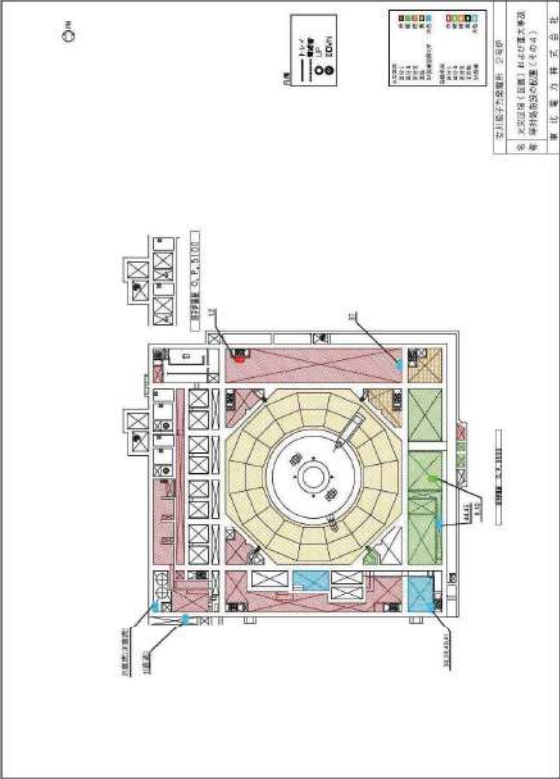
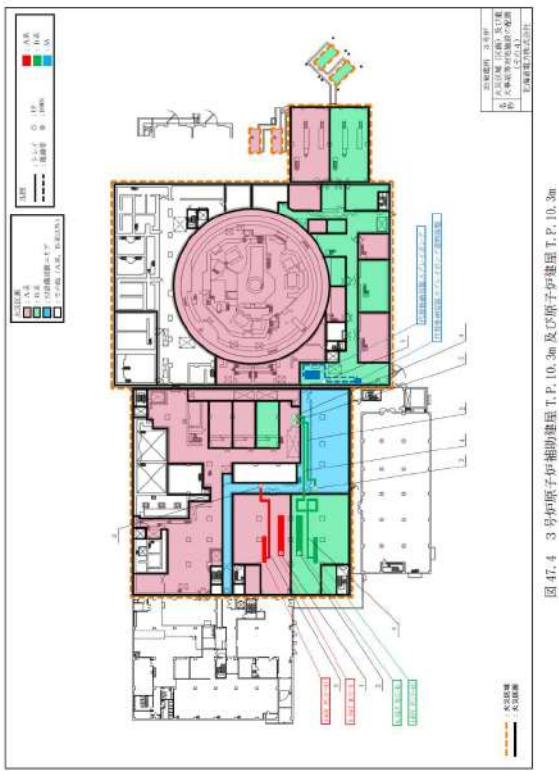
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図 47.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.6h (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.3h (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

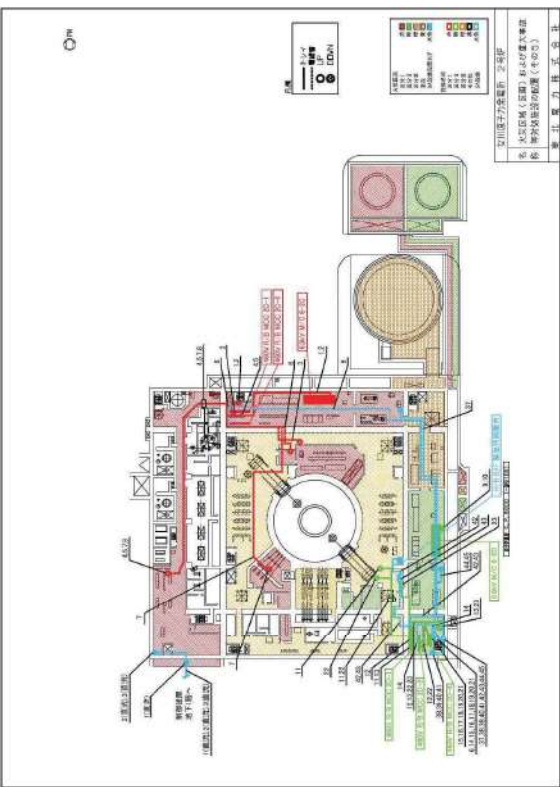
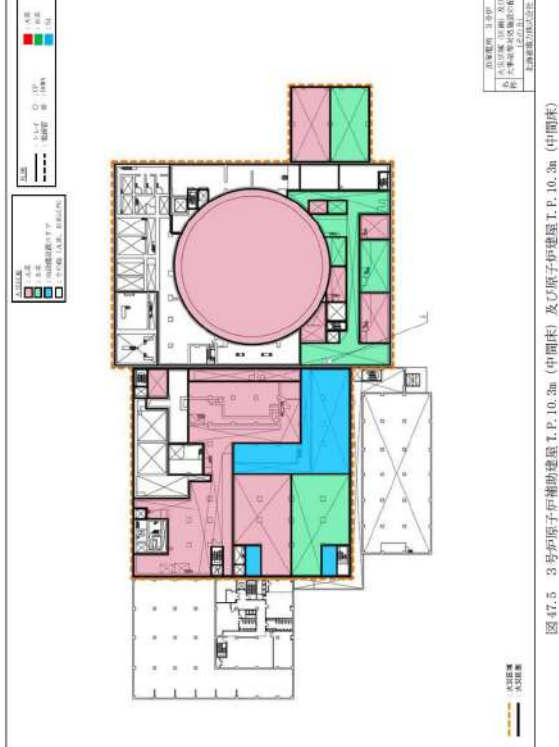
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 47.4 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3m 及び原子炉建屋 T.P.10.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

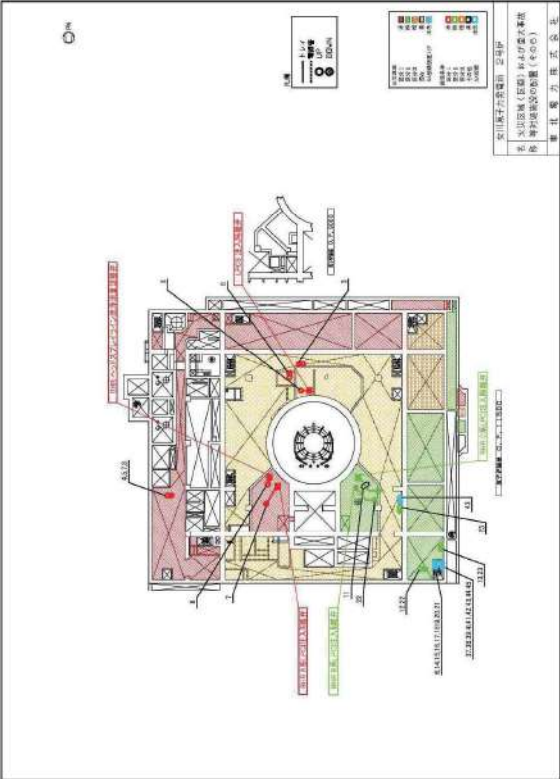
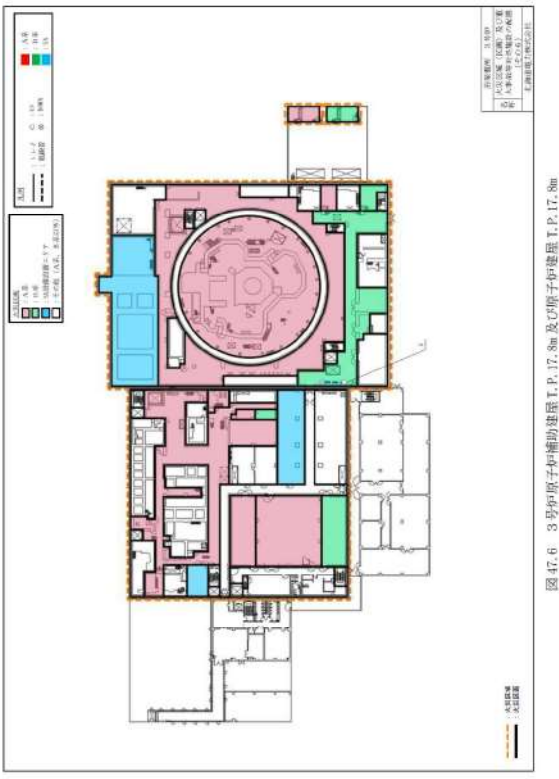
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 47.5 3号炉原子炉建屋 T.P.10.3a (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.10.3a (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

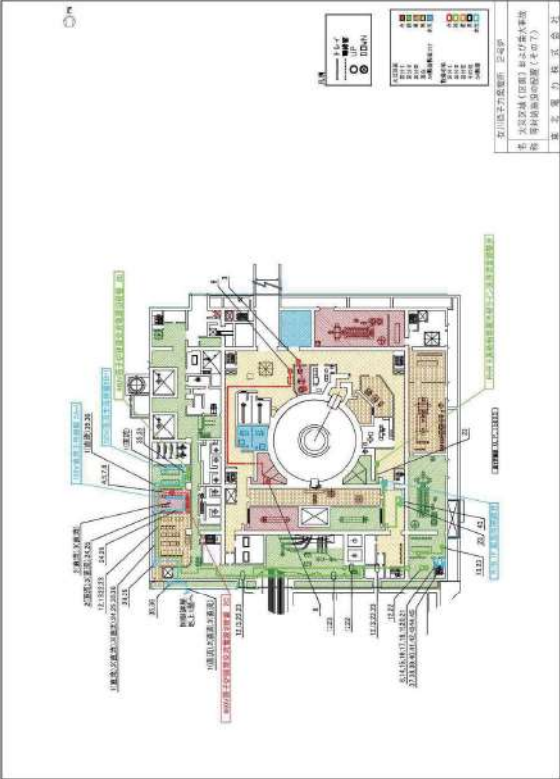

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図47.6 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8m及び原子炉建屋 T.P.17.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

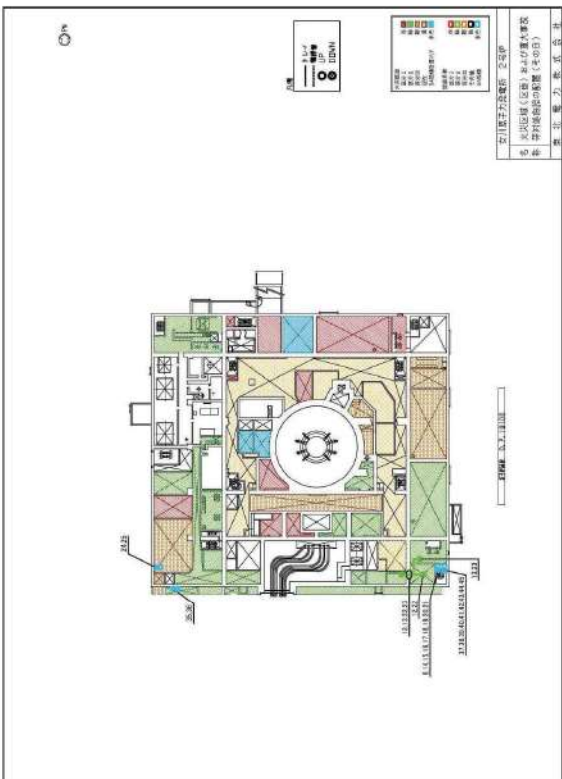
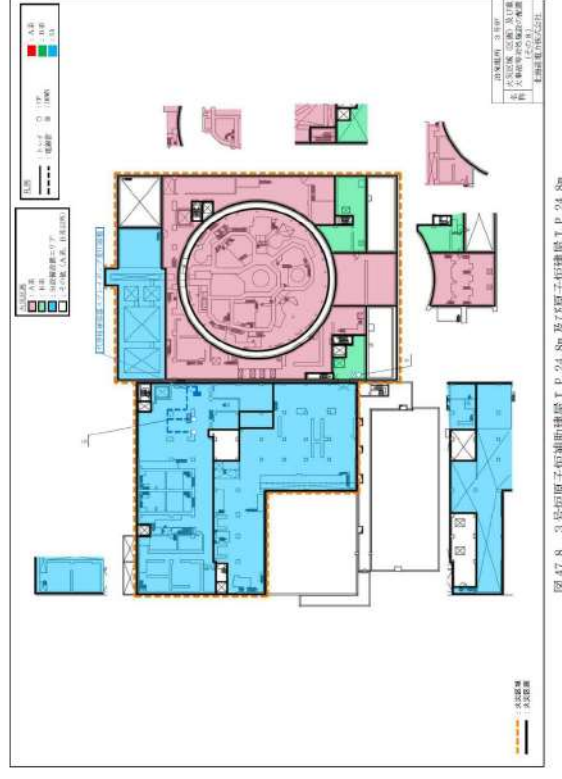
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図47.7 3号炉原子炉補助建屋 1.F.17.8m (中間床) 及び原子炉建屋 1.F.17.8m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

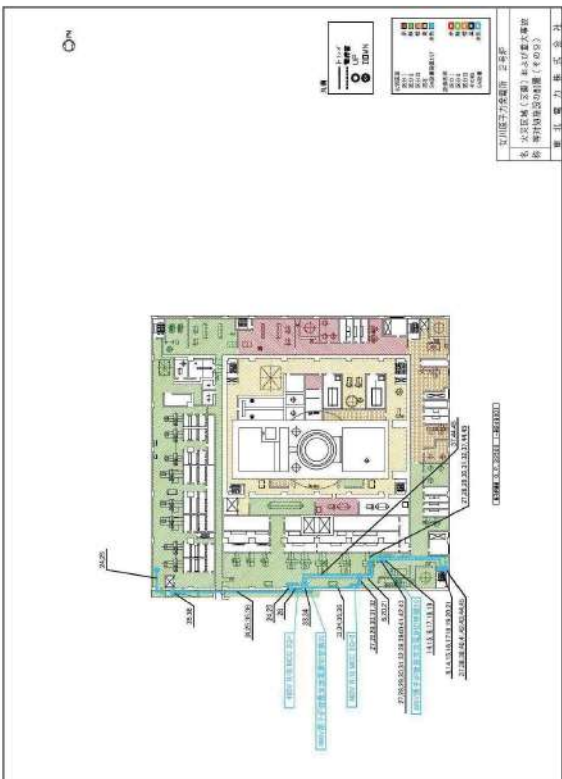
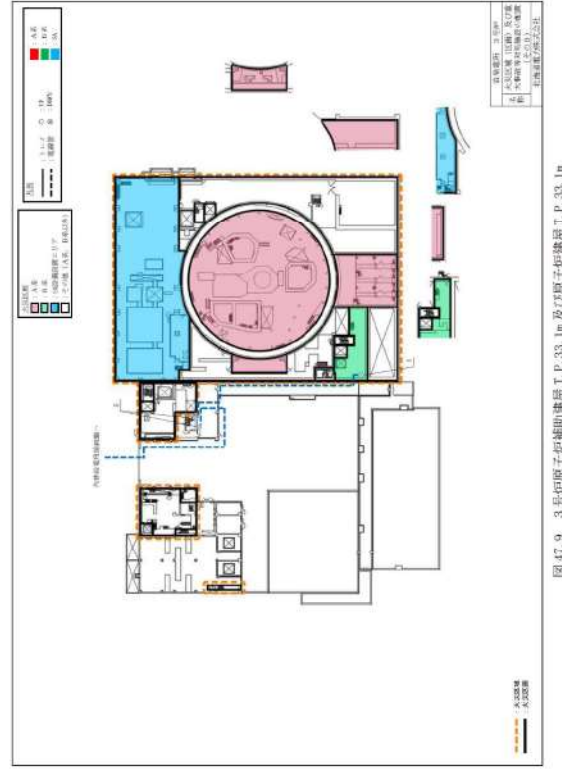
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	 <p>図47.8 3号炉原子炉補助建屋 T.P.24.8a 及び原子炉建屋 T.P.24.8b</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

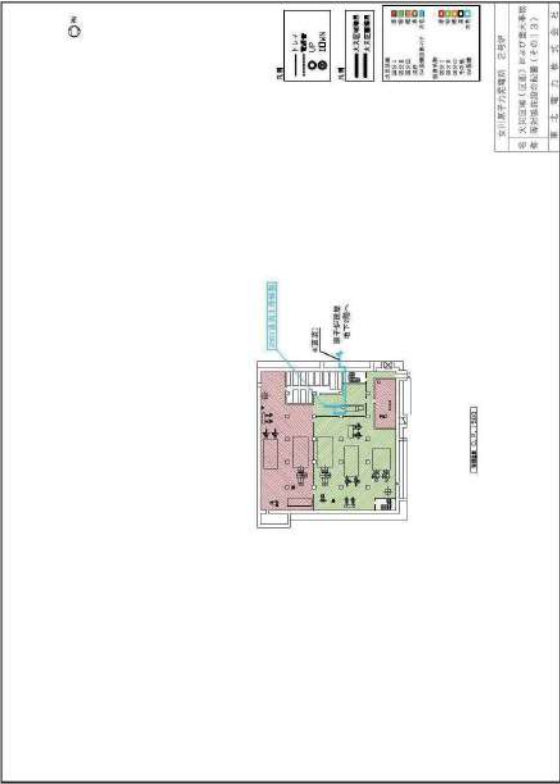
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	 <p>図47-9 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1m及び原子炉建屋 T.P.33.1m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-10 2号炉制御棟 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

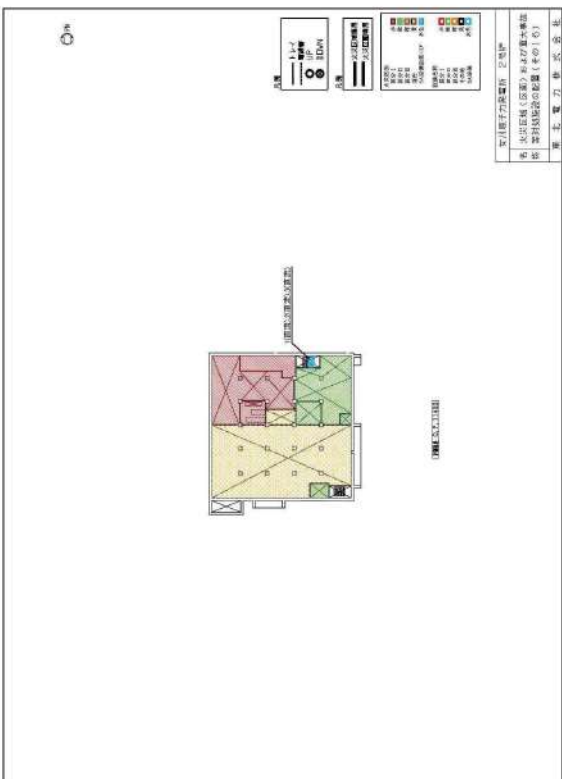
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-11 2号炉制御棟 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

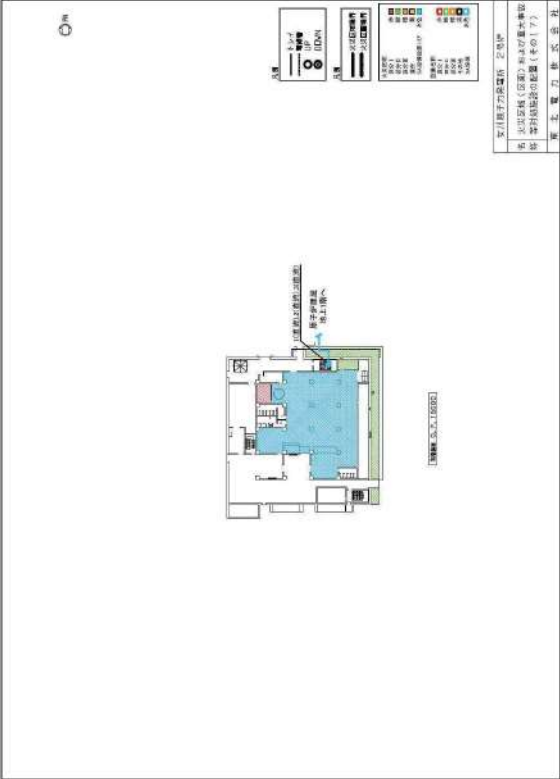
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-12: 2号炉制御建屋 地下中1層</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

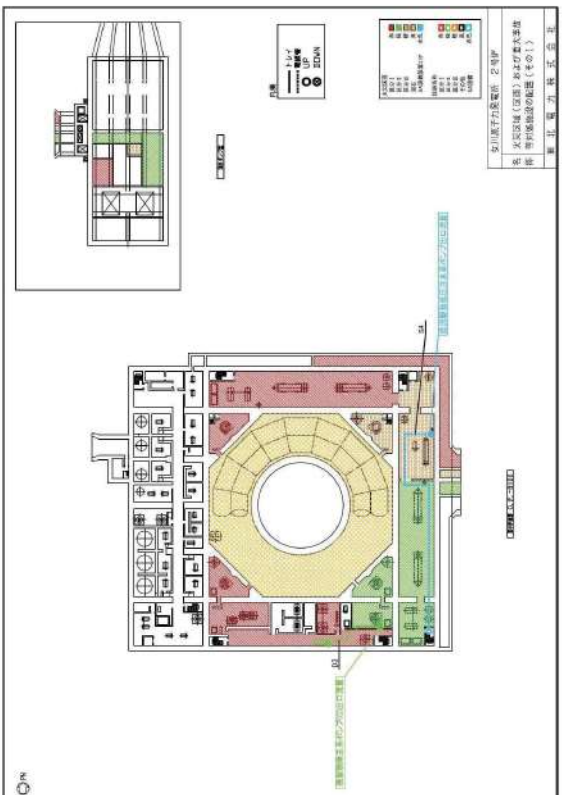
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-13 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

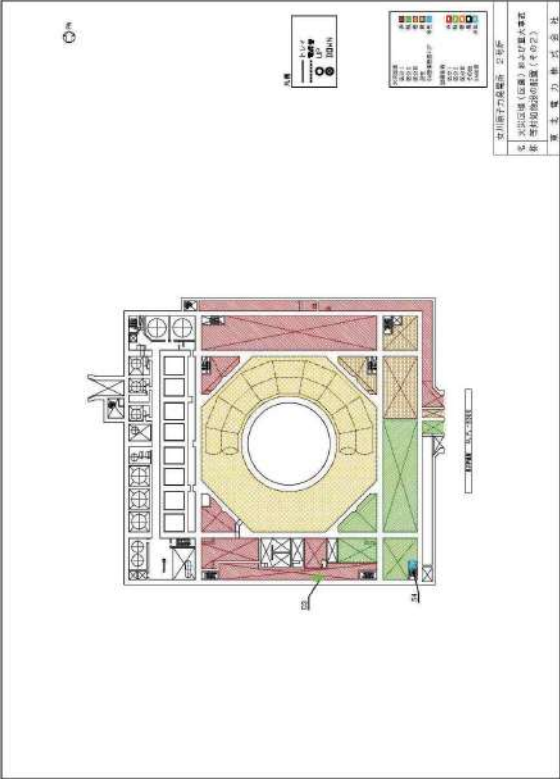
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-14 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

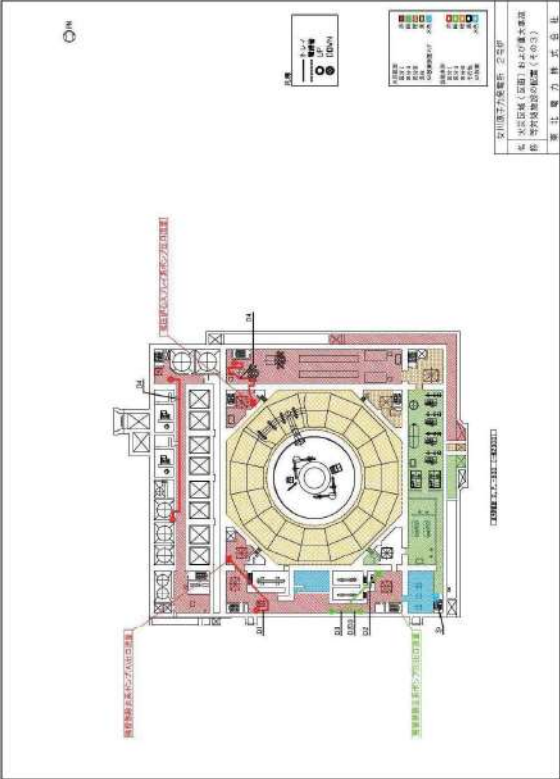
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-16 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

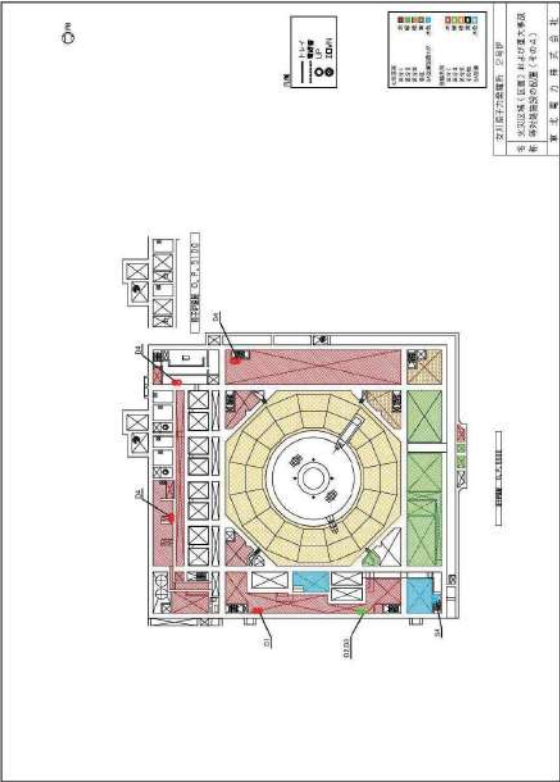
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-16 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-17 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

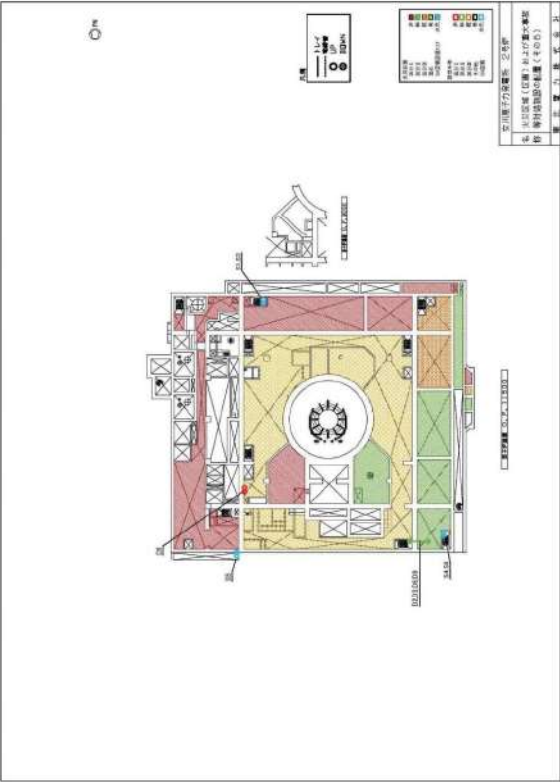
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 957 1075 981">図47-18 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1971 199">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

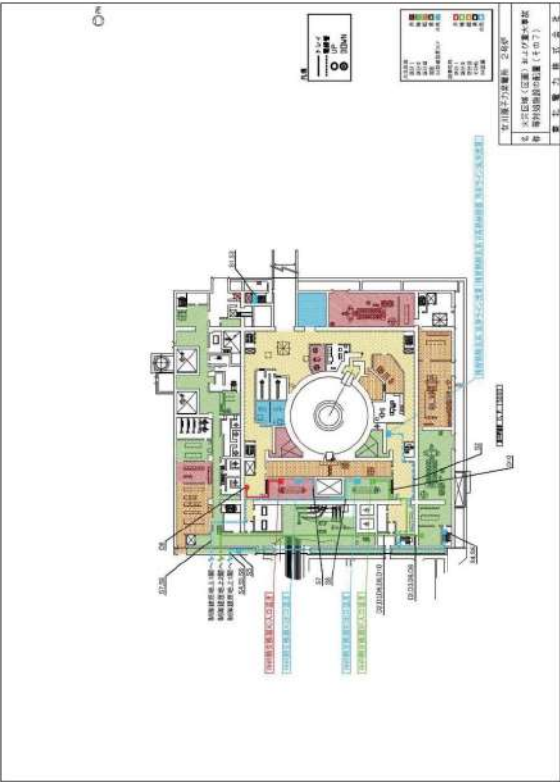
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-19 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

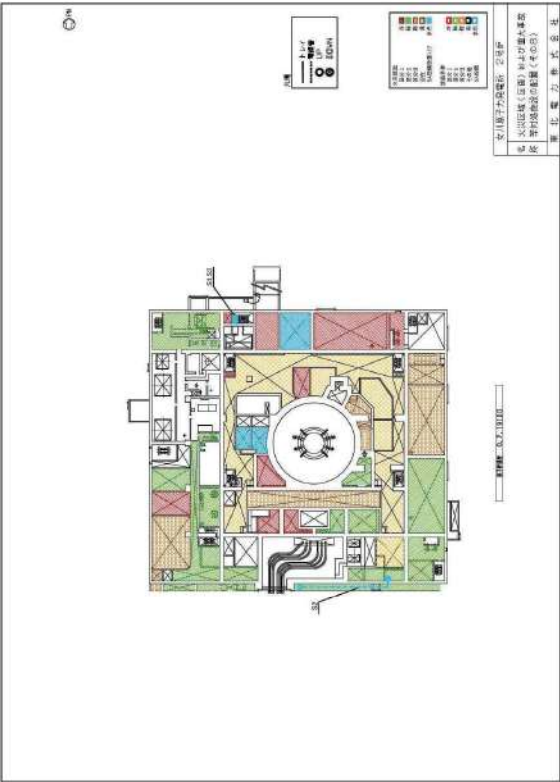
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1086 981">図47-20 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

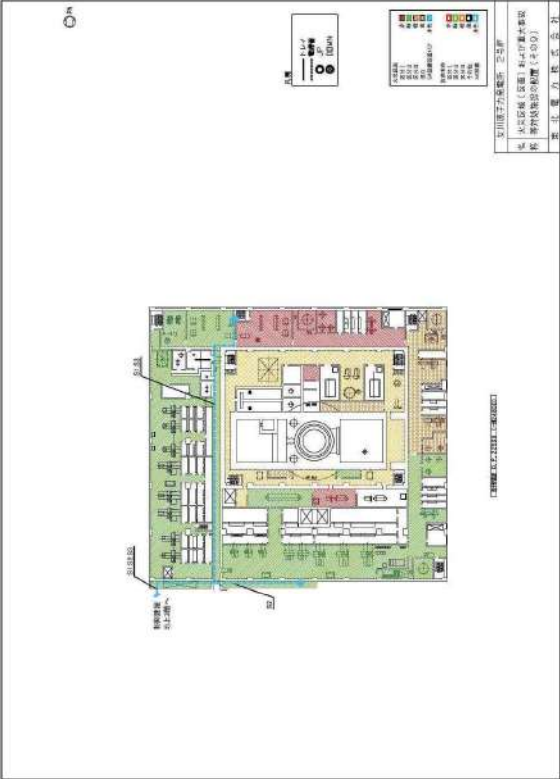
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図 47-21 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-22 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

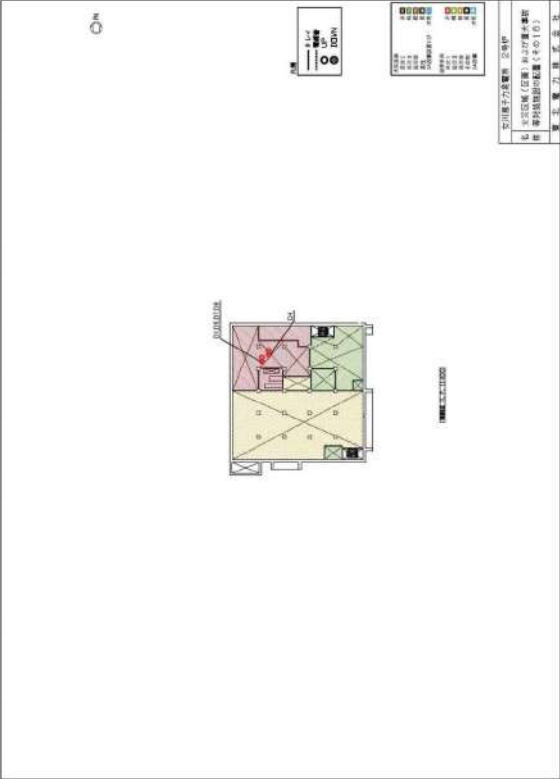
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 963 1077 983">図47-28 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 991 1218 1010">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1086 981">図47-24 2号炉副御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

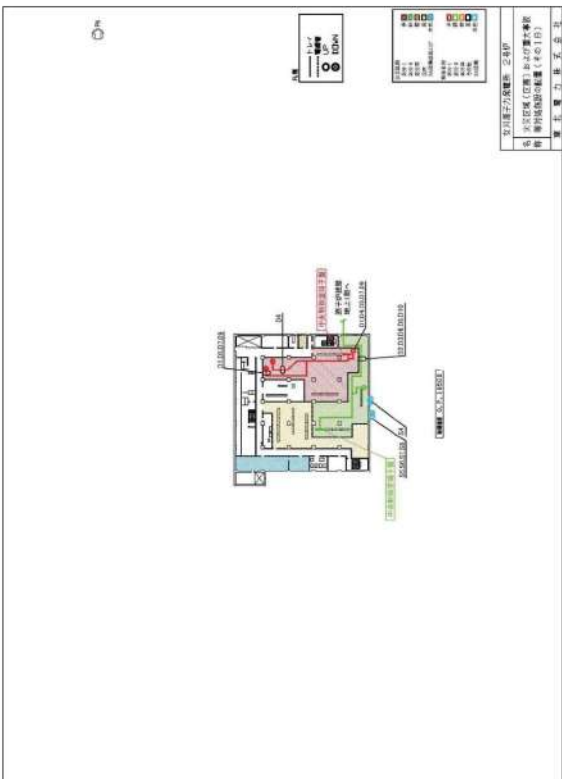
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図47-25 2号炉前棟建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

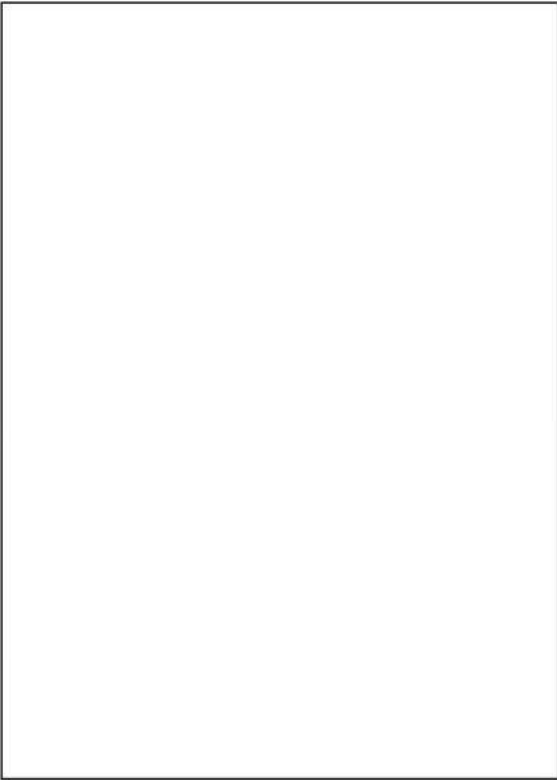
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 957 1086 981">図47-26 2号炉制御棟屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

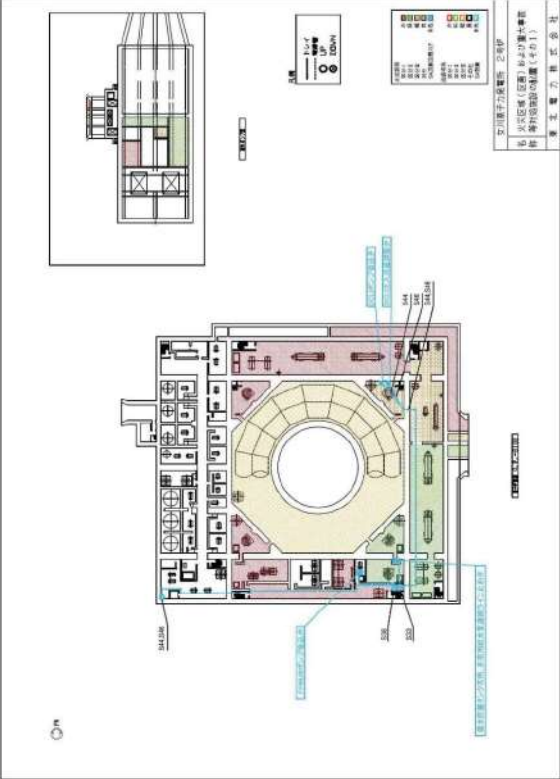
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 962 1077 979">図47-27 2号炉前側建屋 地上3階</p> <p data-bbox="904 991 1218 1008">特開みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

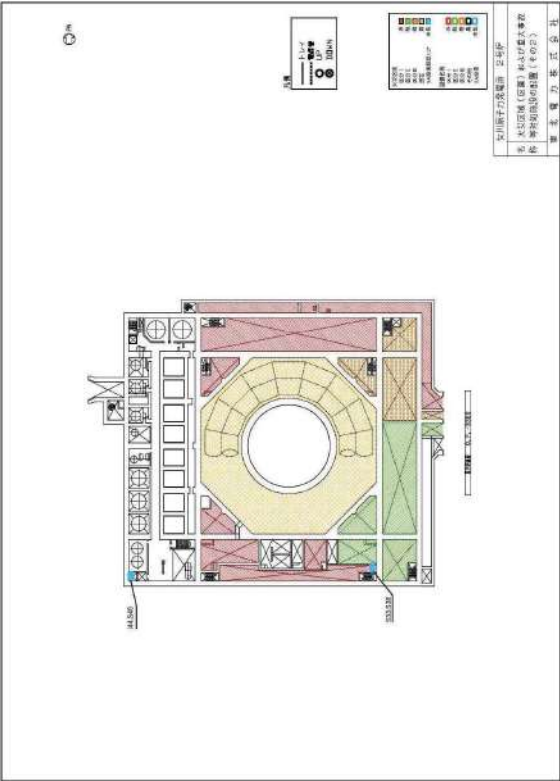
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 981">図47-28 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

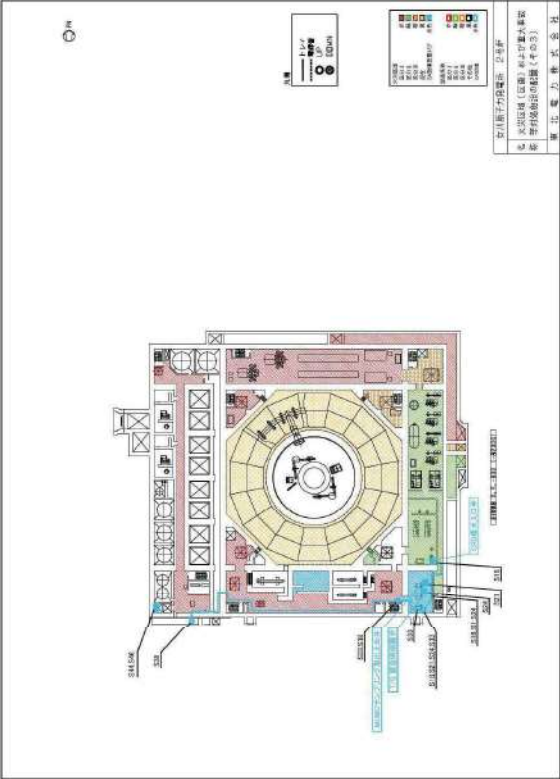
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>女川原子力発電所 2号炉 本図は図集(図集) 基本計画大要図 2号炉建屋の配置(その2) 表</p> <p>図 47-29 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

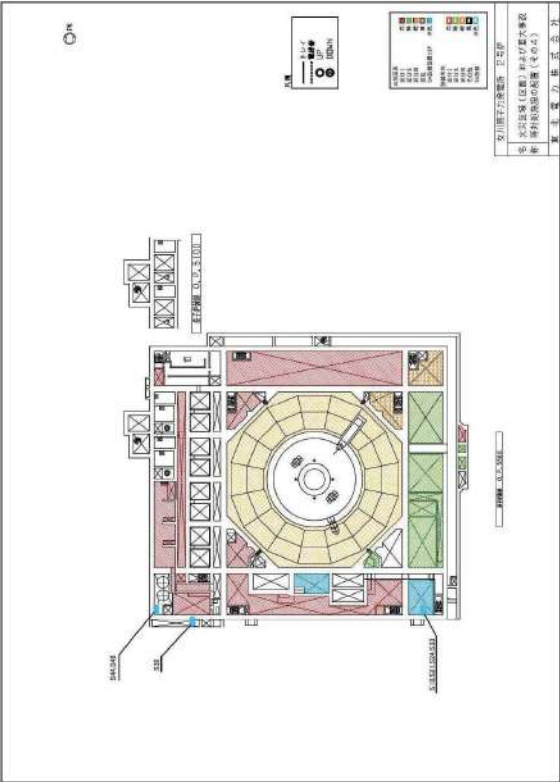
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図47-30 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

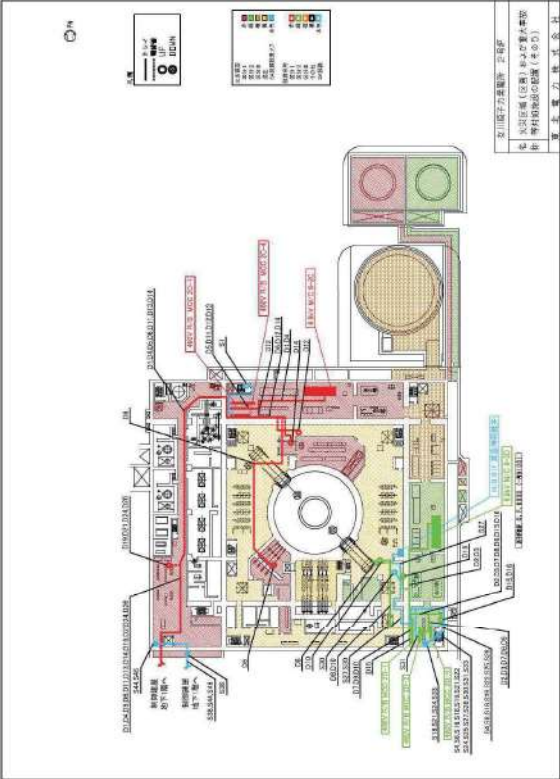
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

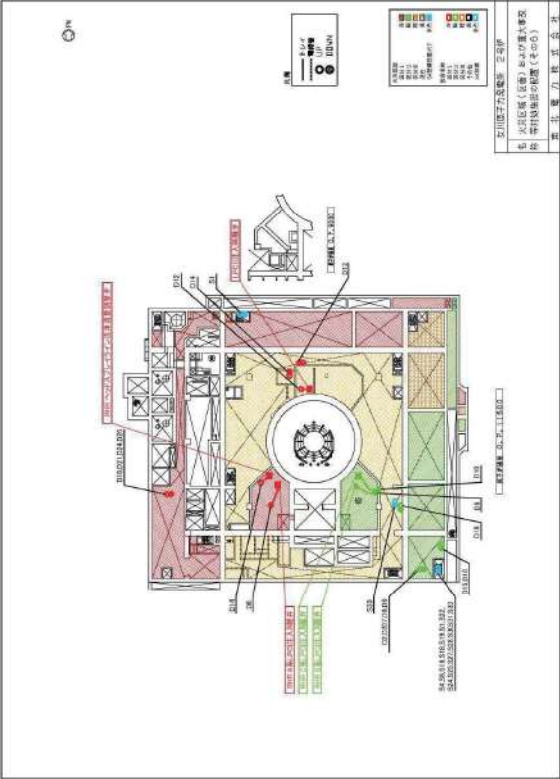
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 963 1084 981">図47-32 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の回路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-34 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

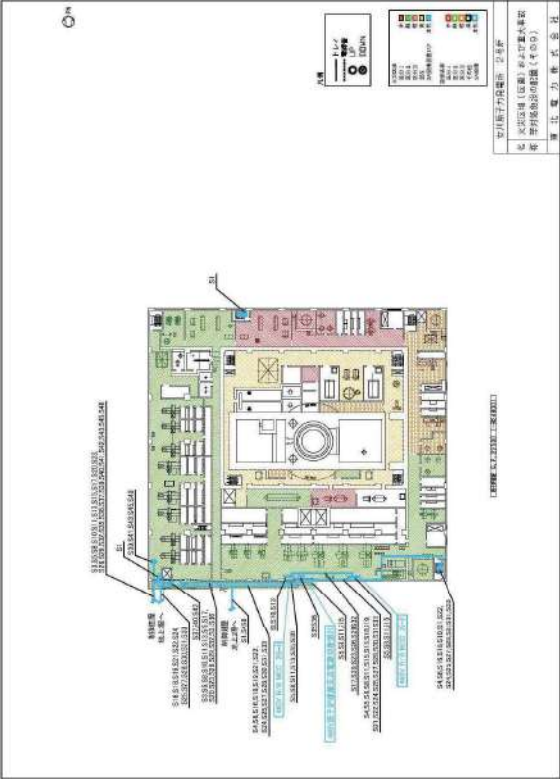
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 965 1093 981">図47-36 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

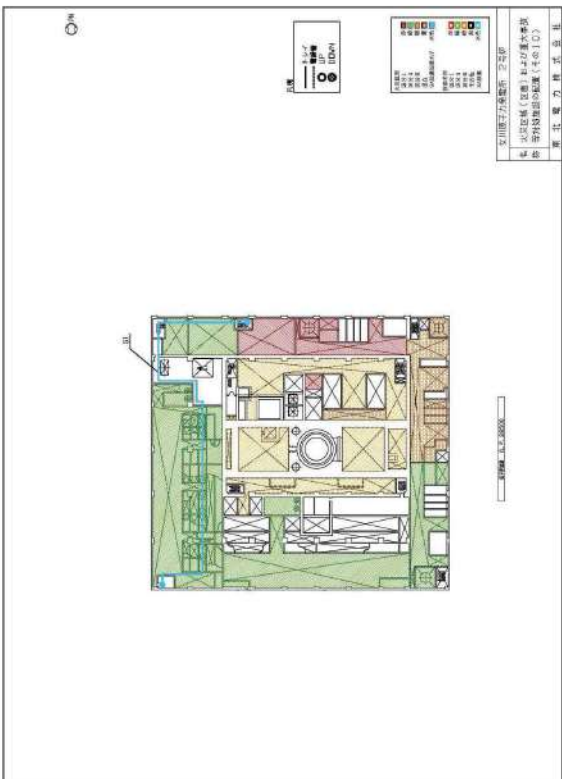
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

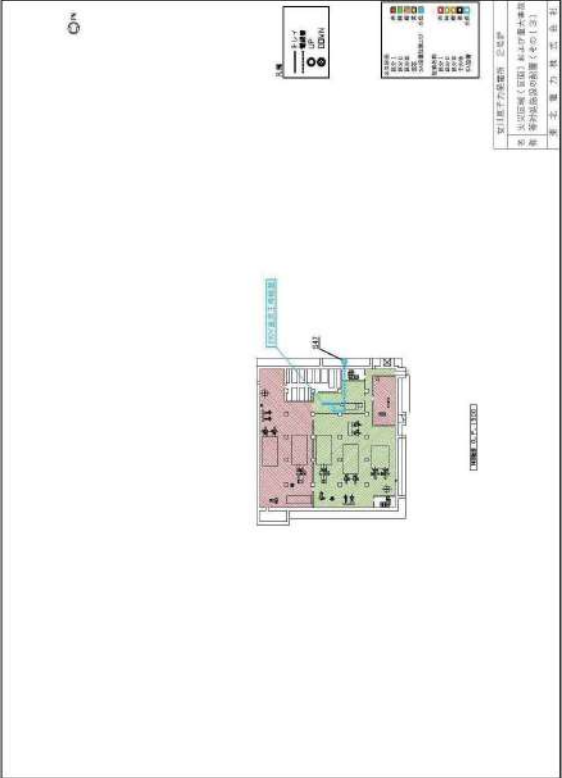
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-37 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

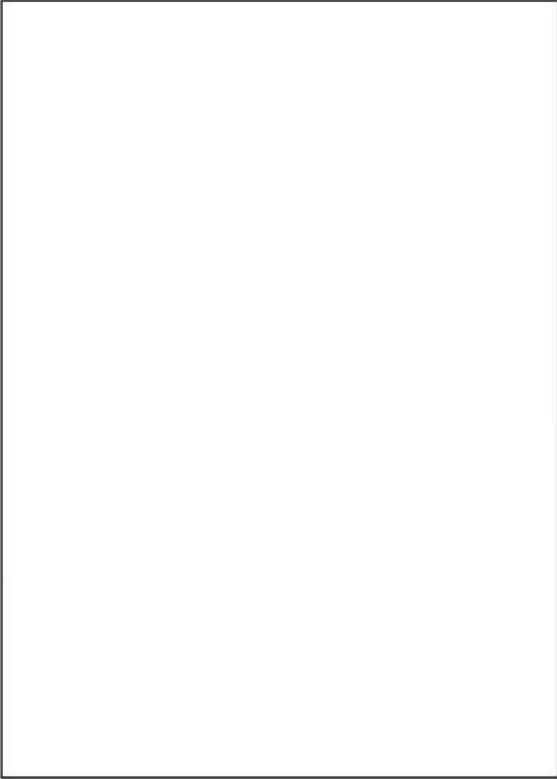
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-38 2号炉制御棟 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

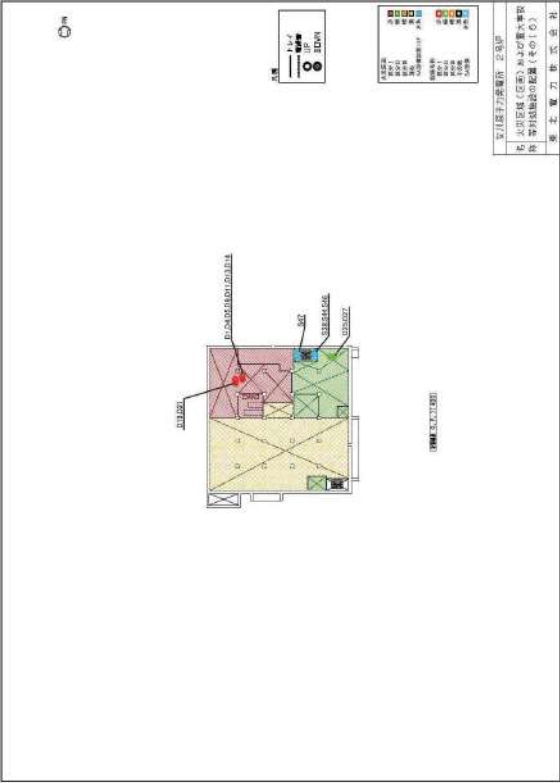
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1077 981">図47-39 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="907 992 1229 1013">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 173 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 202 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

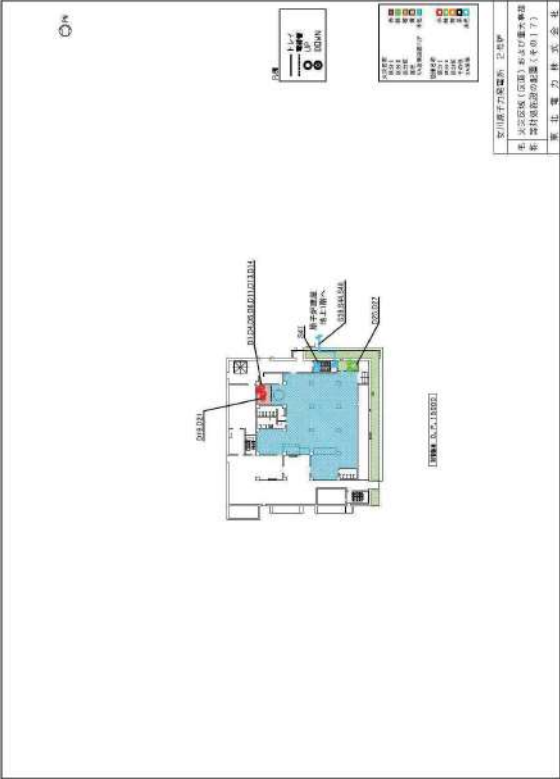
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 963 1084 983">図47-40 2号炉制御棟 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

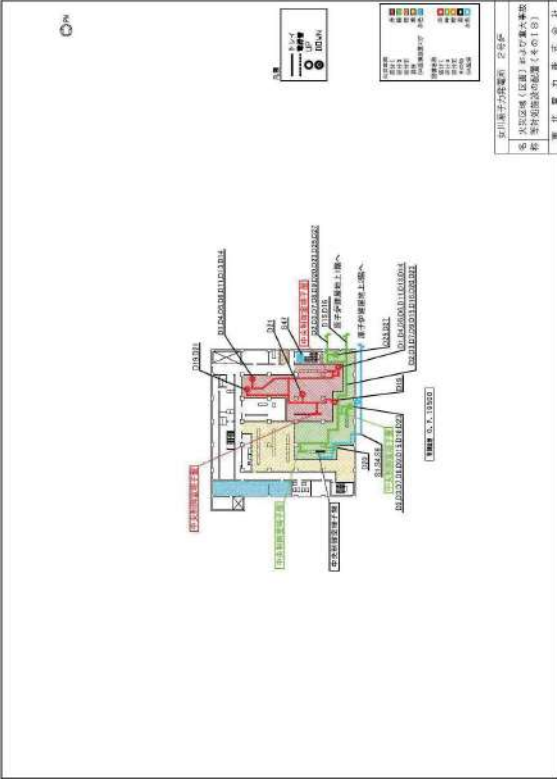
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-41 2号炉制御棟屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

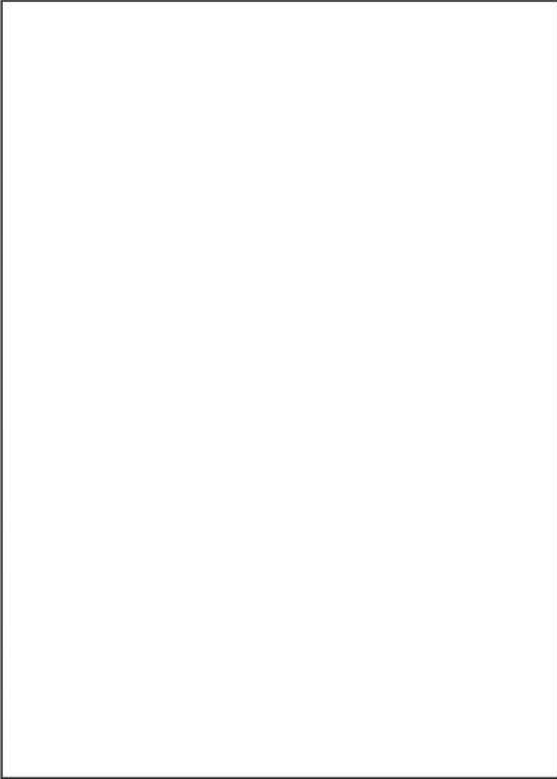
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-42 2号炉所建機屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

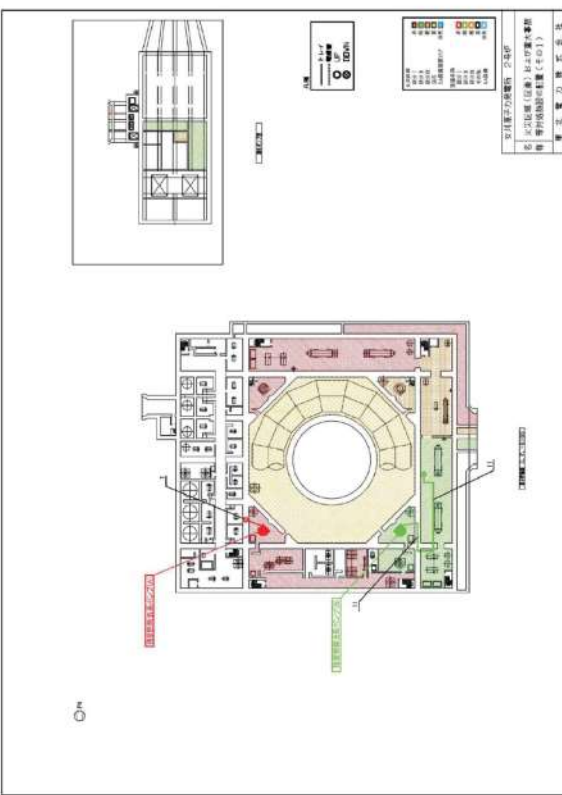
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1086 986">図47-43 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="907 994 1220 1015">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 145 1915 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 173 1982 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 202 2161 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

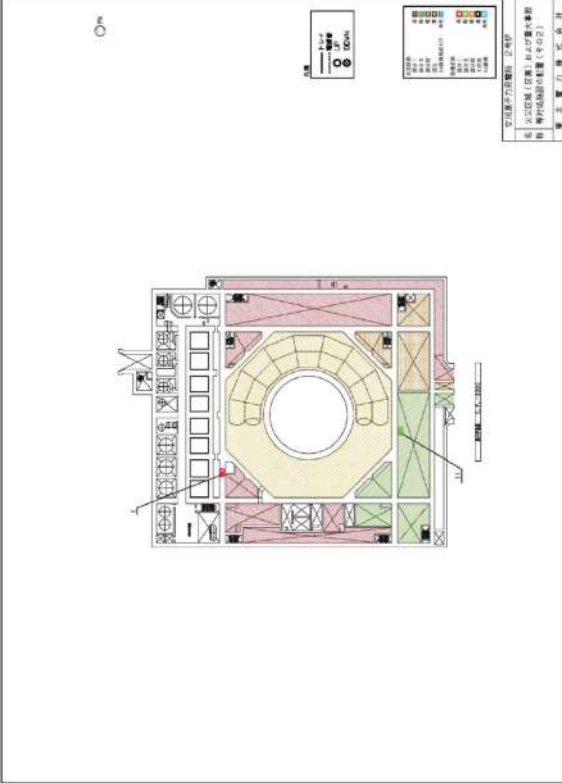
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

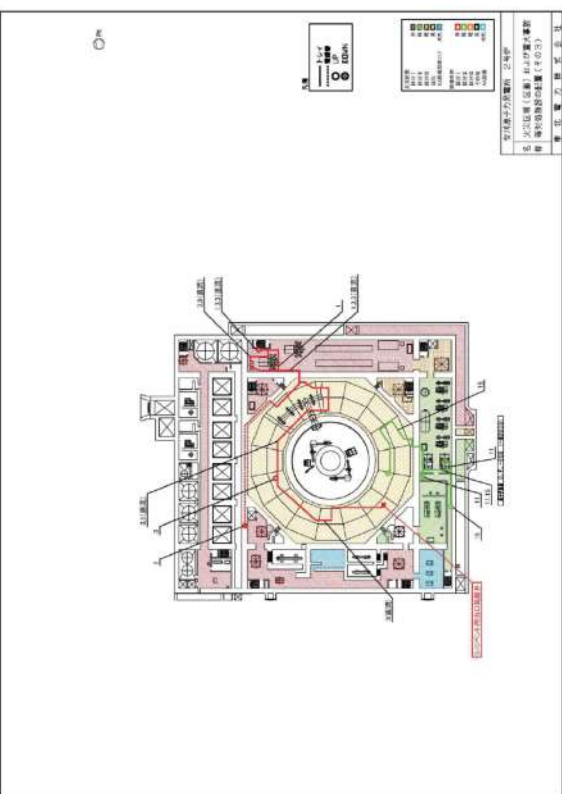
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 965 1077 986">図 48-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

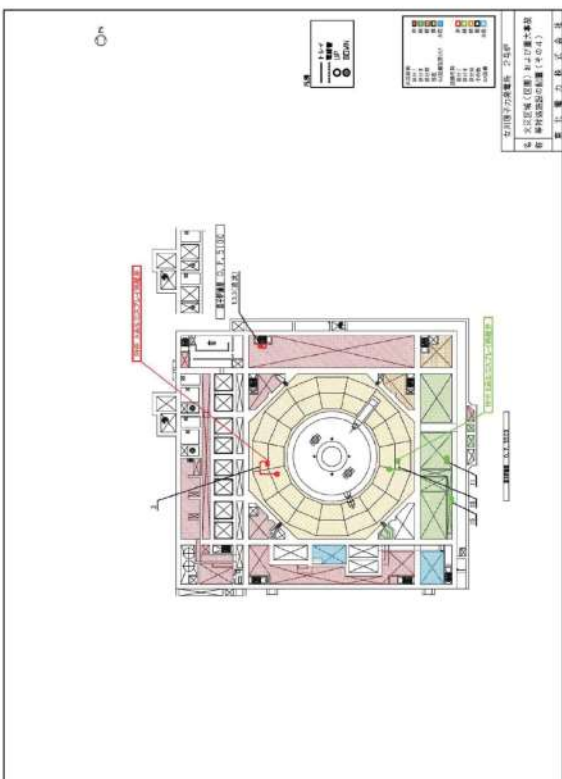
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

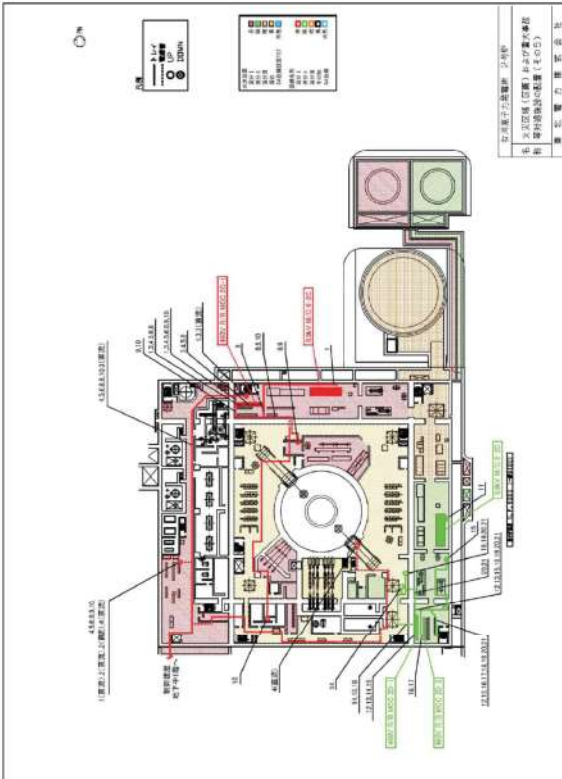
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

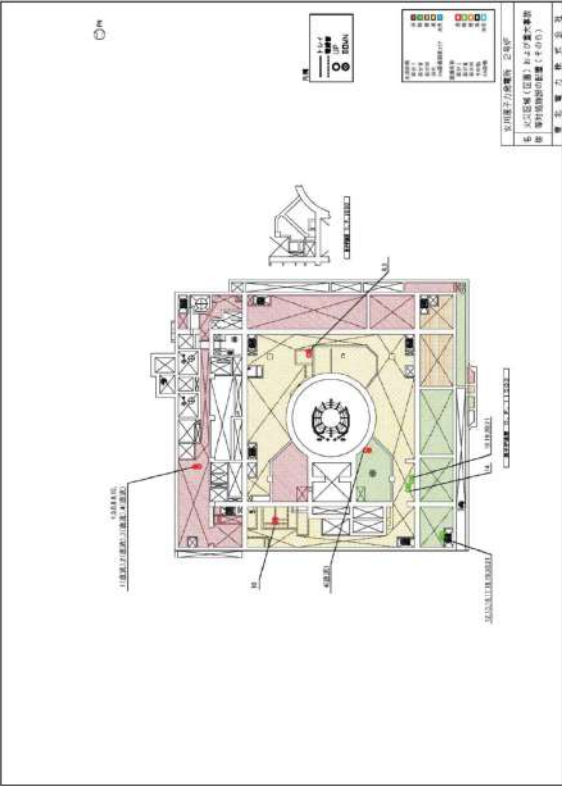
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

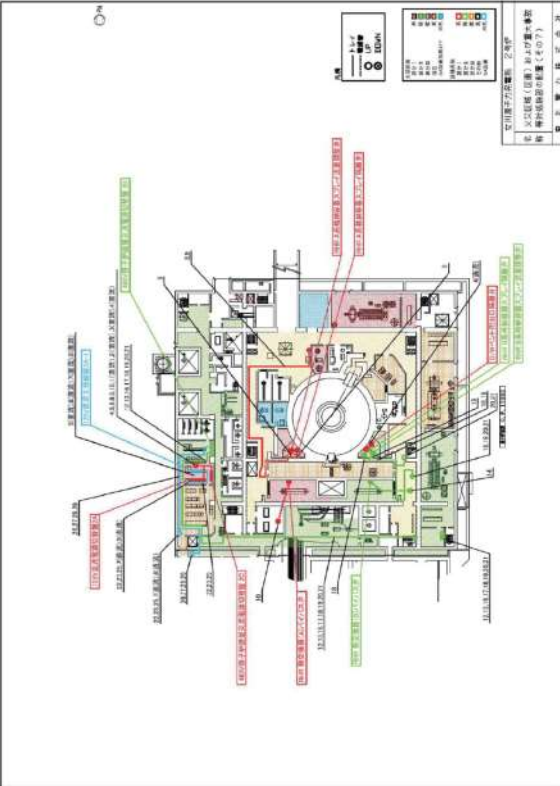
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

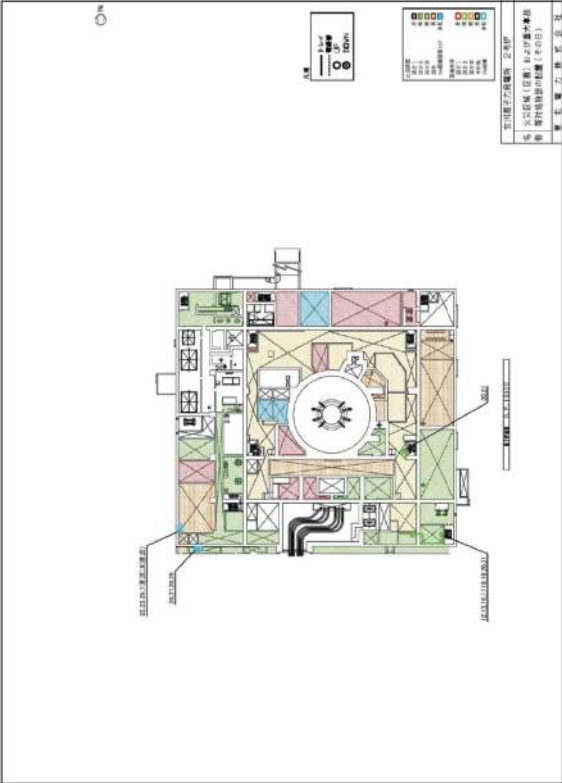
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 970 1086 989">図48-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2116 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

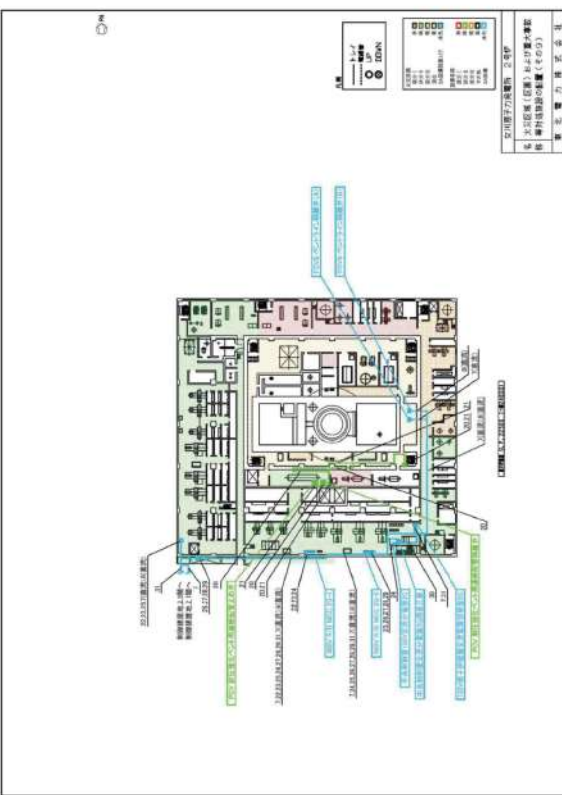
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

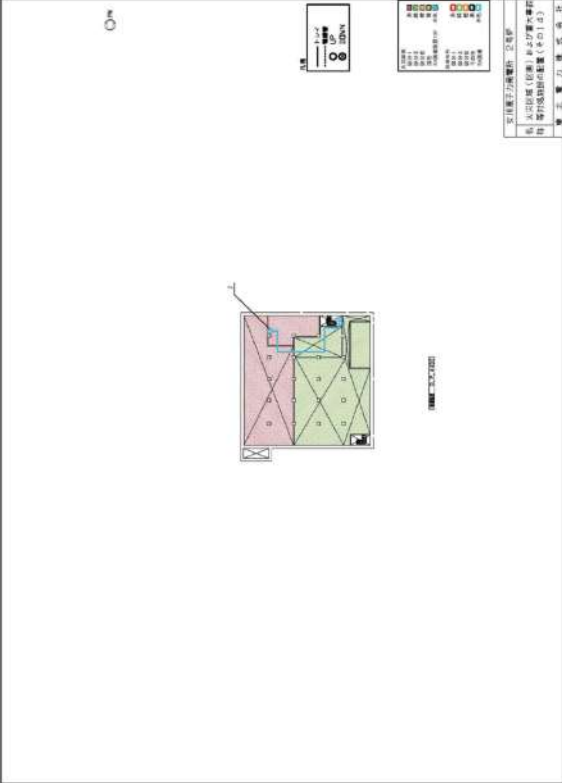
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 970 1088 991">図48-10 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 194">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

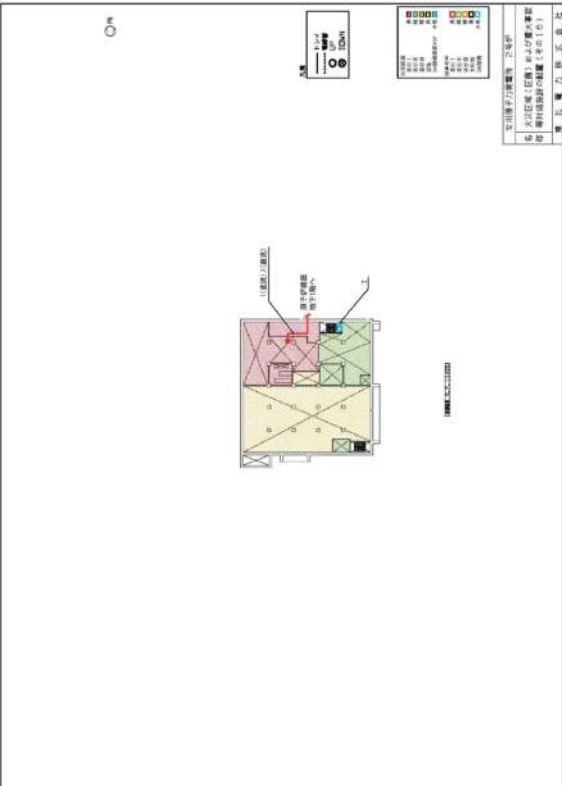
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="842 970 1081 986">図48-11 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2119 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 970 1088 991">図48-12 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 48-13 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

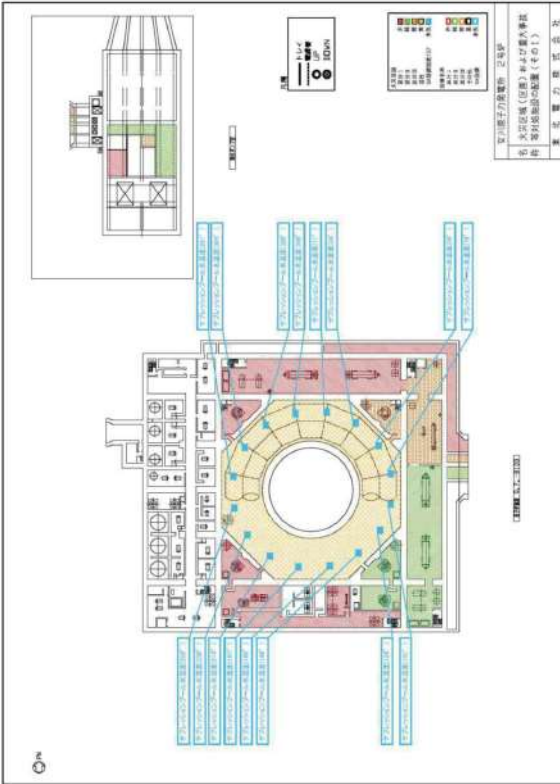
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 954 1079 970">図48-14 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="913 978 1227 997">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2123 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

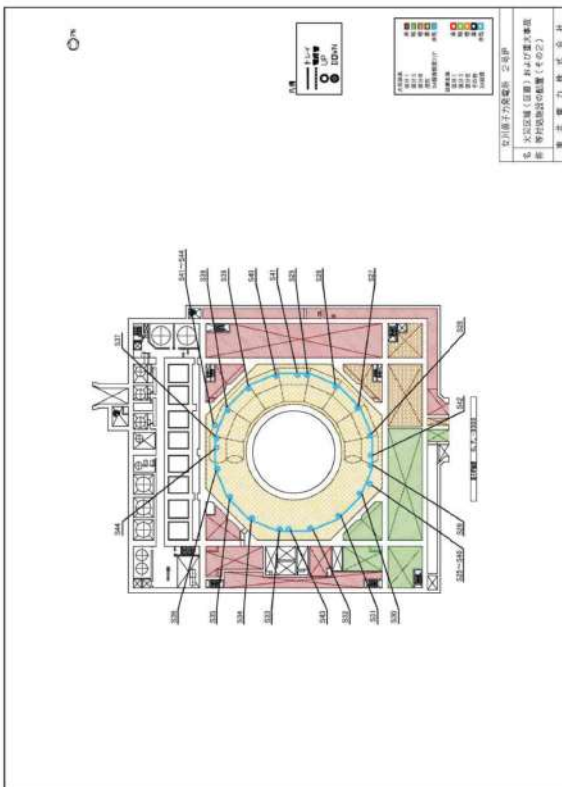
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 963 1088 981">図48-15 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

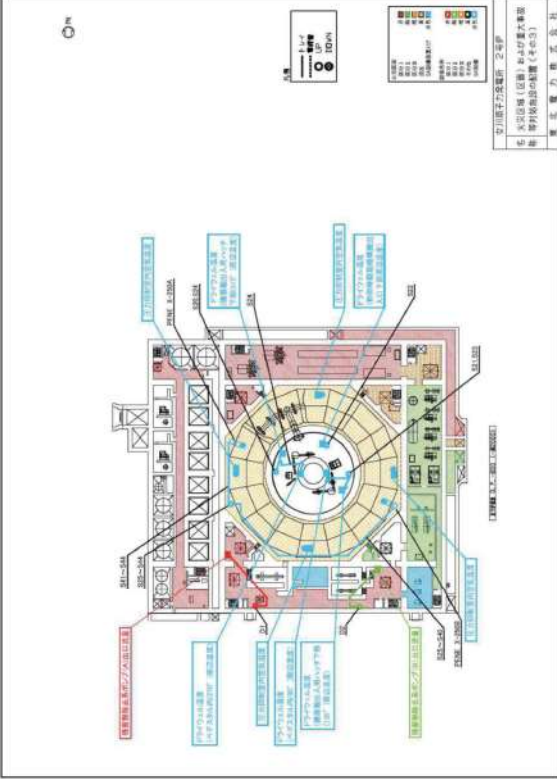
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 965 1097 989">図 48-16 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

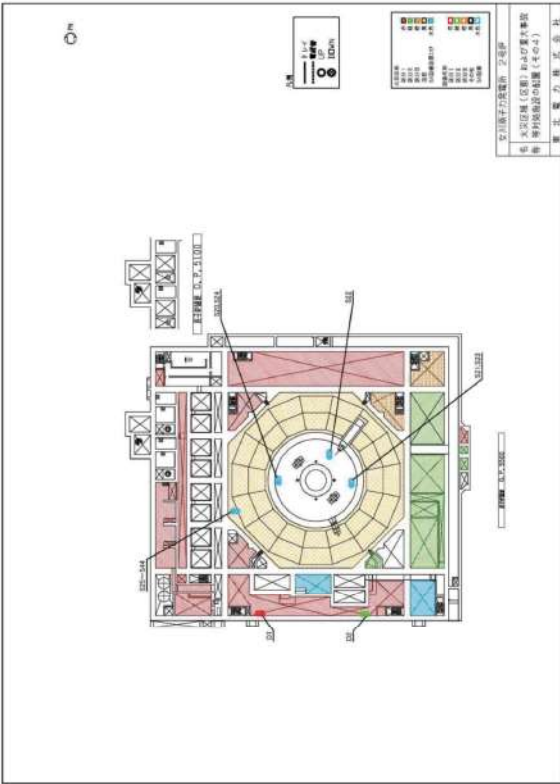
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-17 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

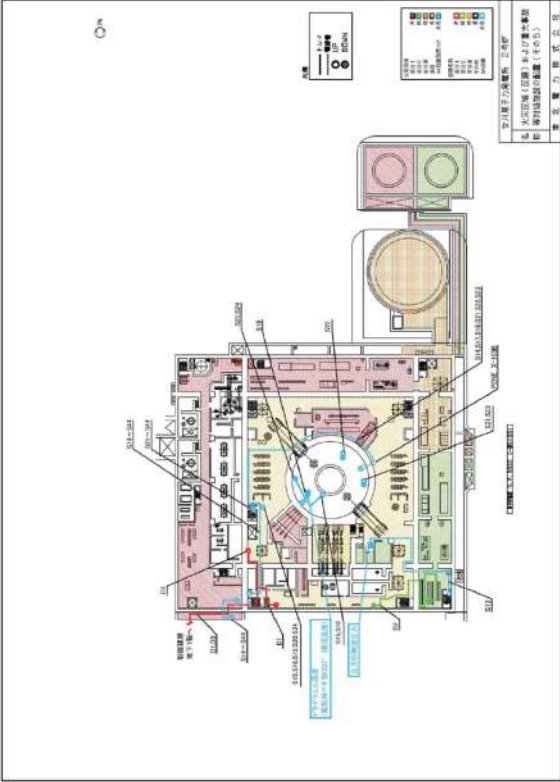
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 983">図48-18 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2123 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

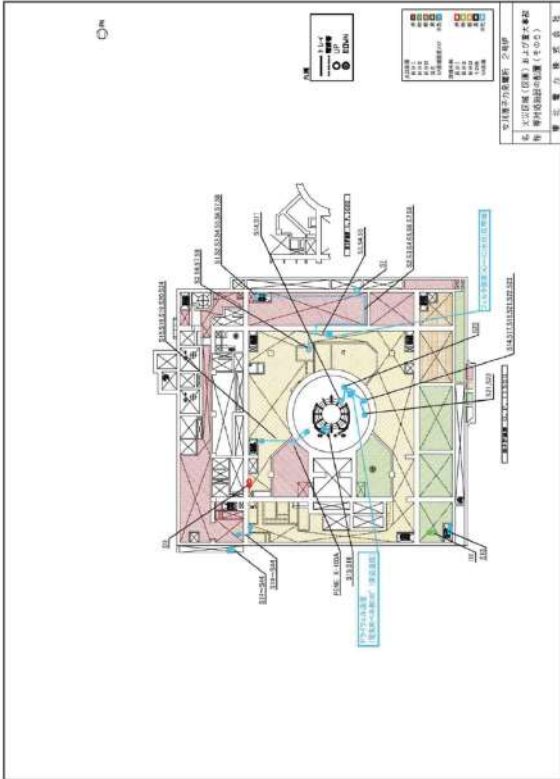
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-19 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

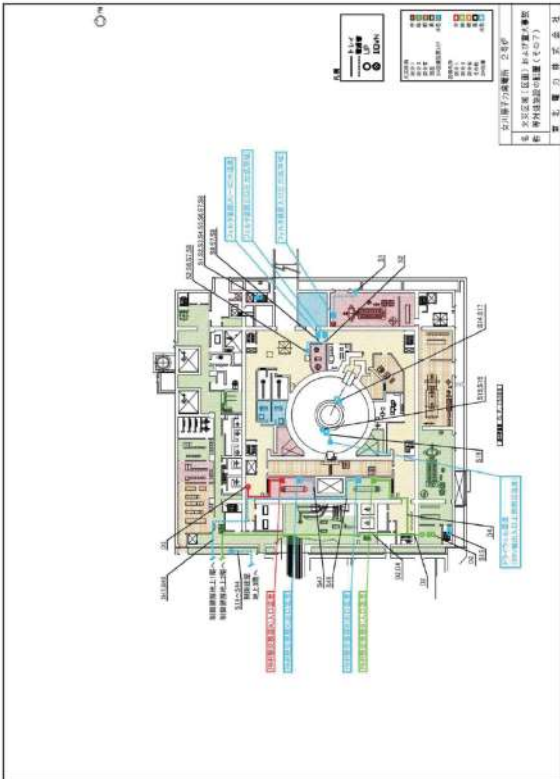
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-20 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

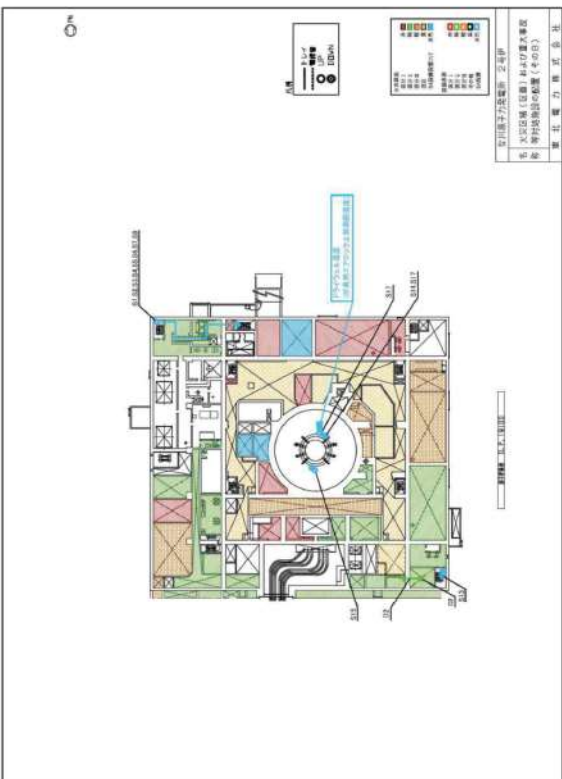
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-21 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-22 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 48-23 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

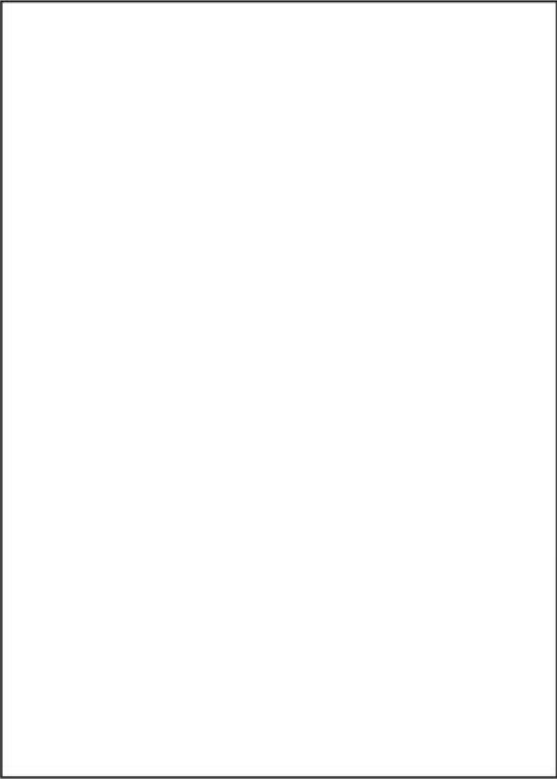
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-24 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

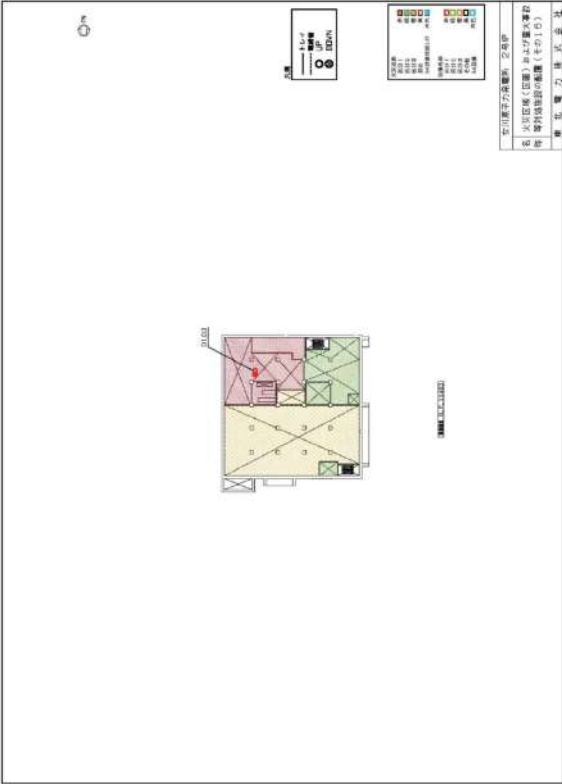
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 979">図48-25 2号炉副棟建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 991 1211 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

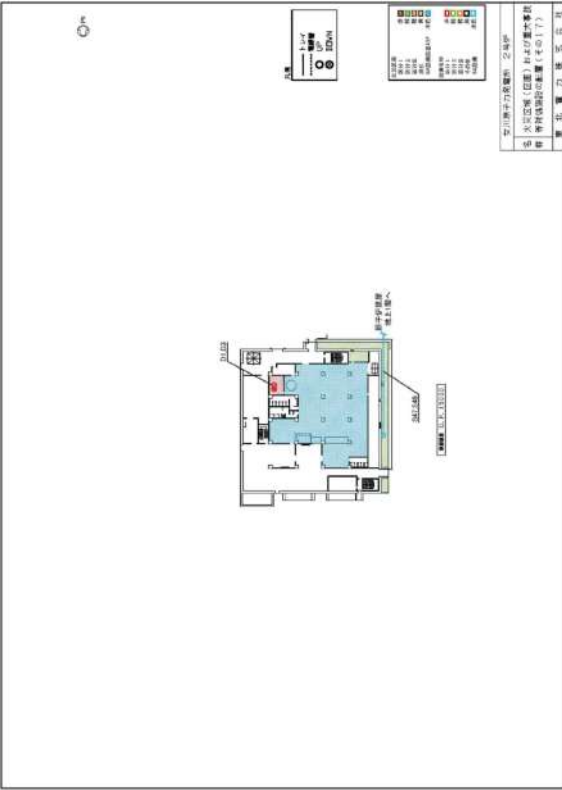
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図48-26 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

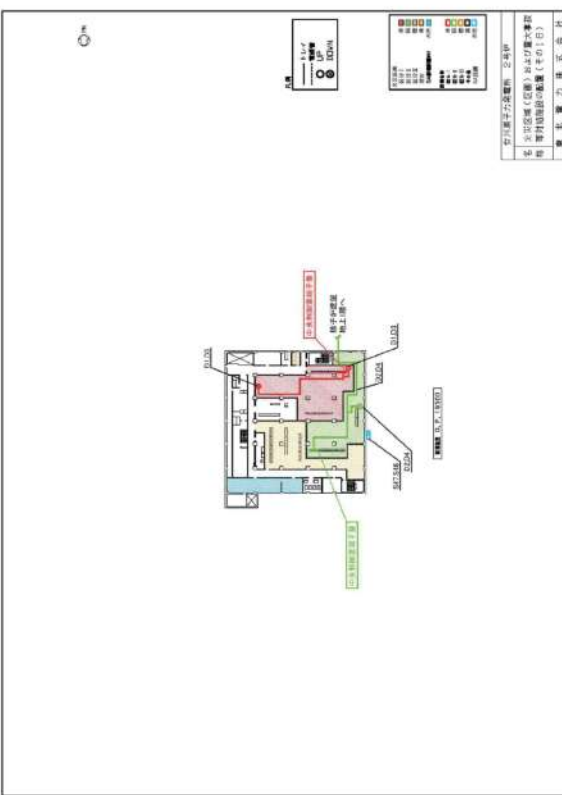
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="842 967 1081 986">図 48-27 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 221" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

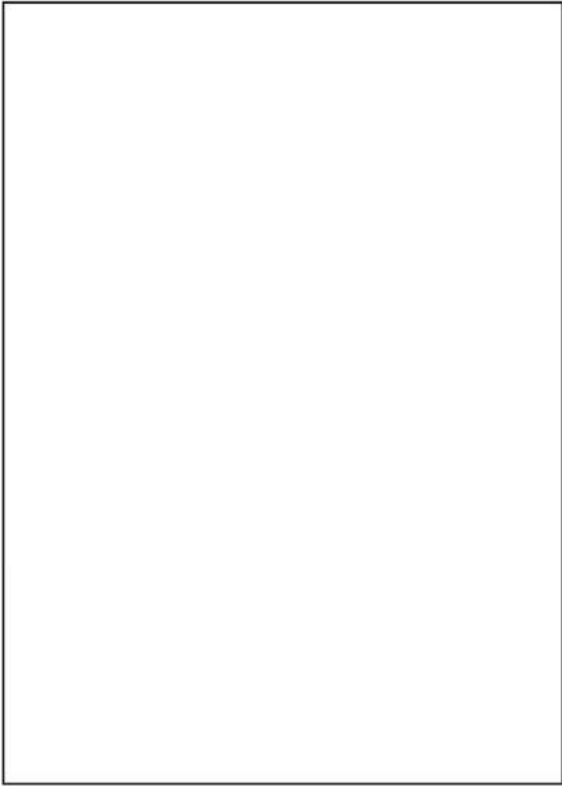
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-28 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

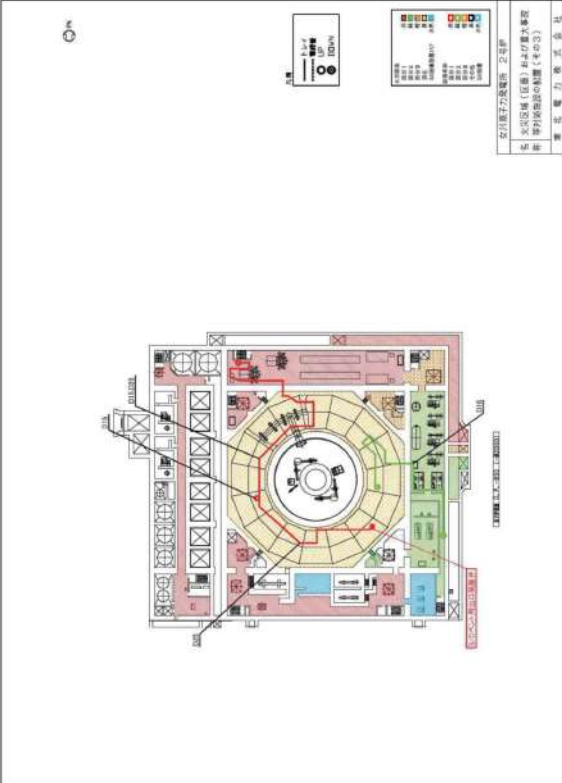
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="846 963 1084 979">図48-29 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="909 991 1218 1007">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 189">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

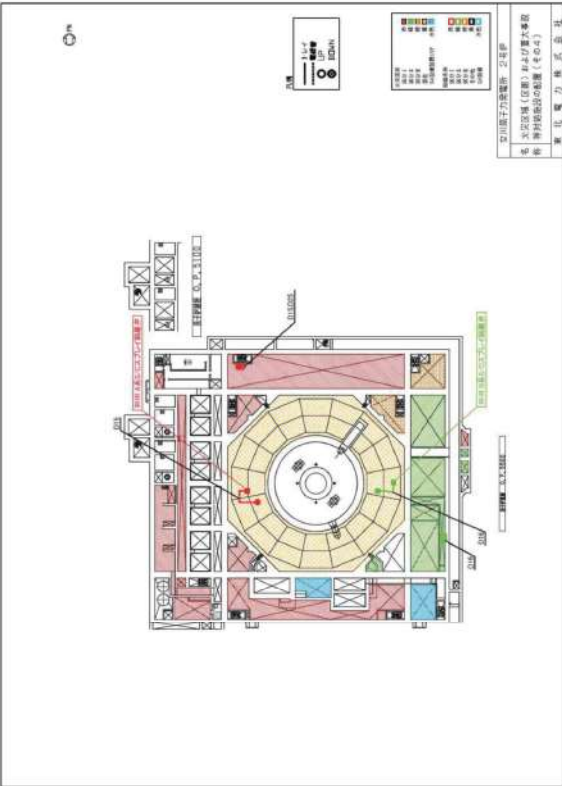
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-30 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

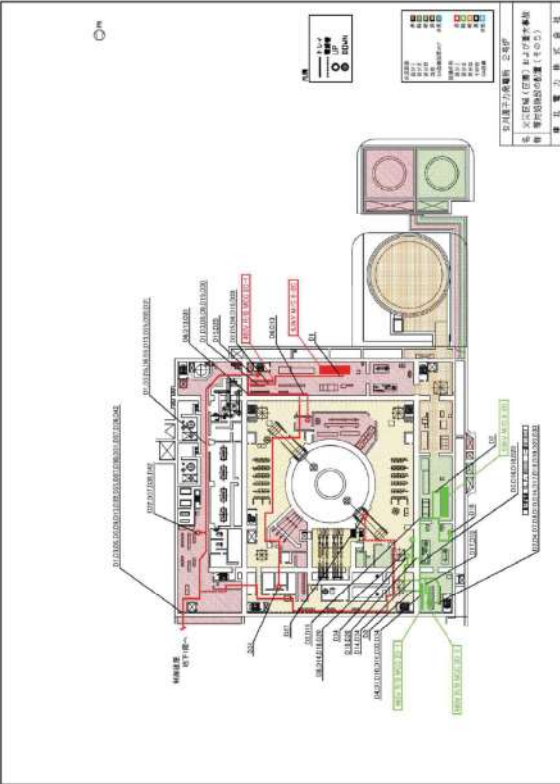
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

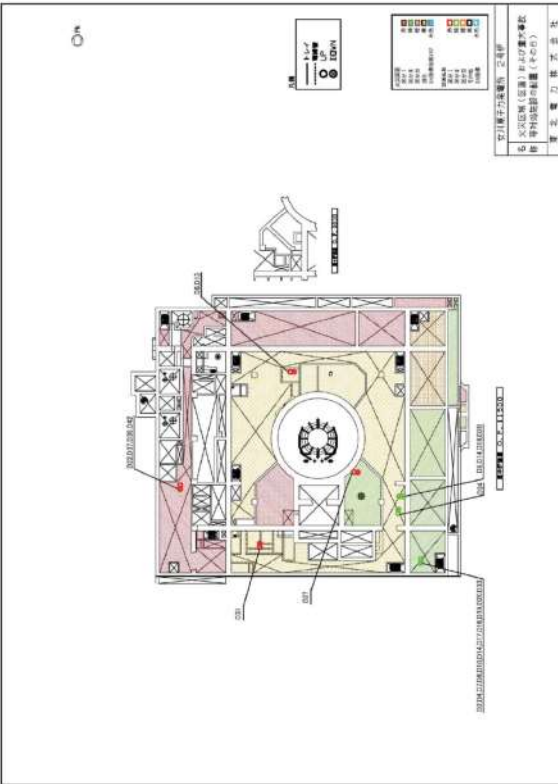
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 967 1084 986">図 48-32 2号炉原子力建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 48-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

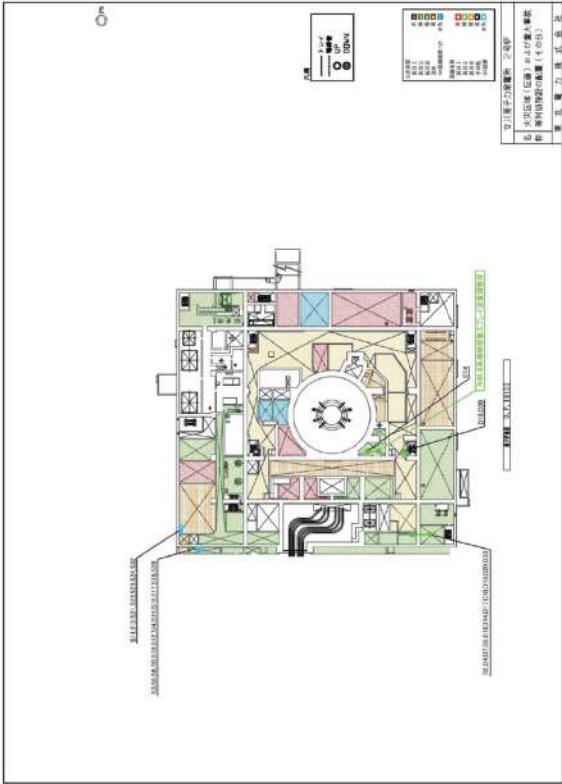
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-34 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

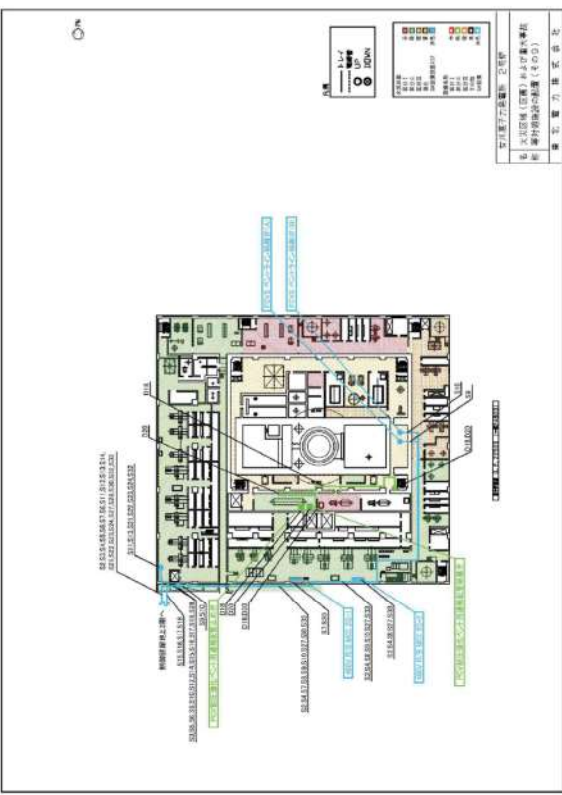
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 48-35 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

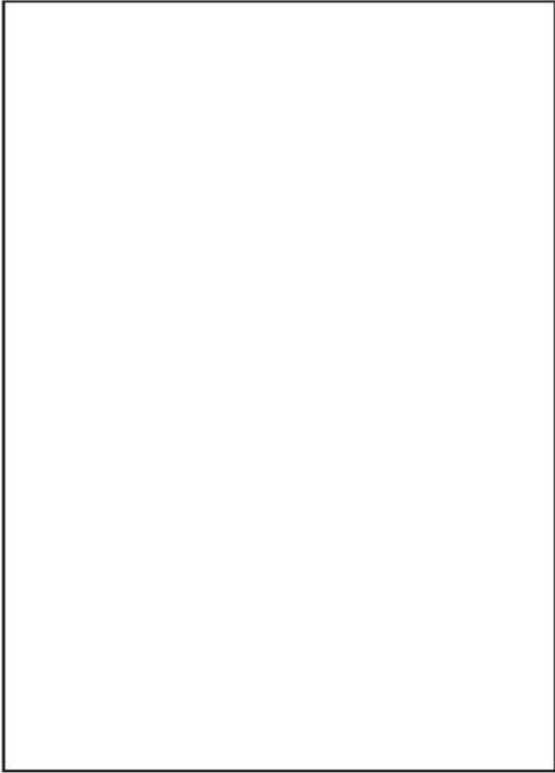
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

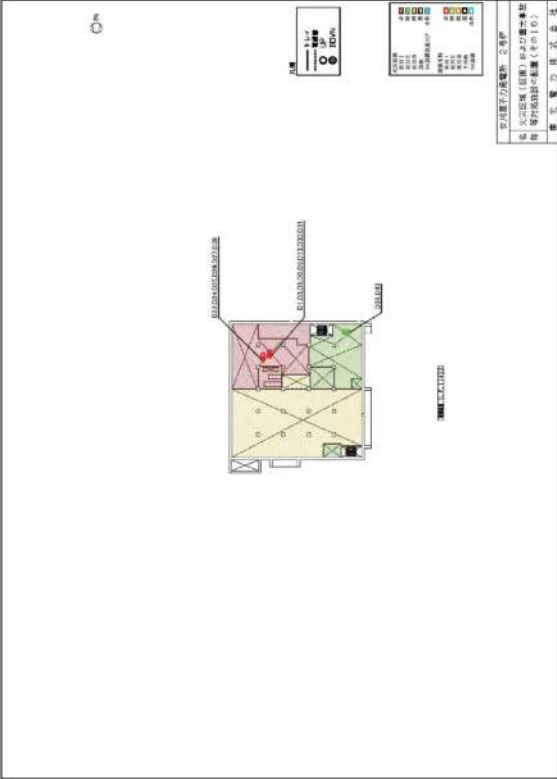
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 954 1075 973">図48-37 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 979 1227 1002">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-38 2号が補脚建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

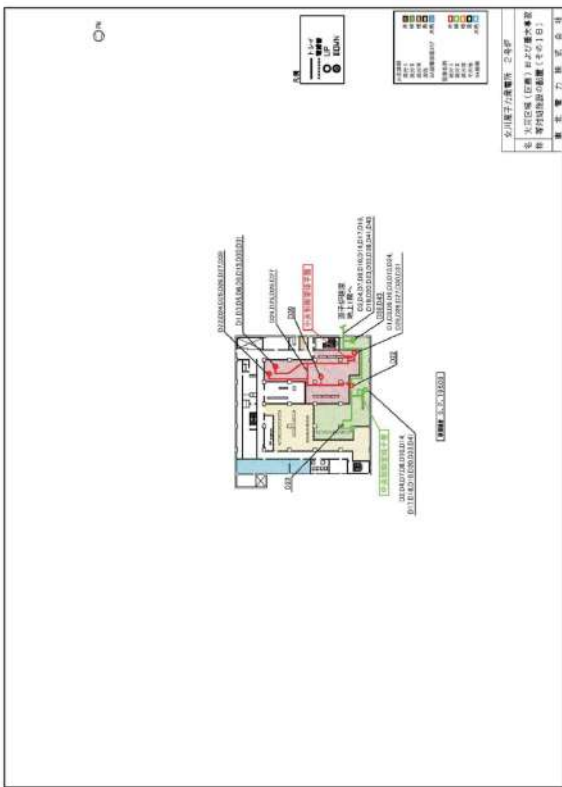
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図48-39 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

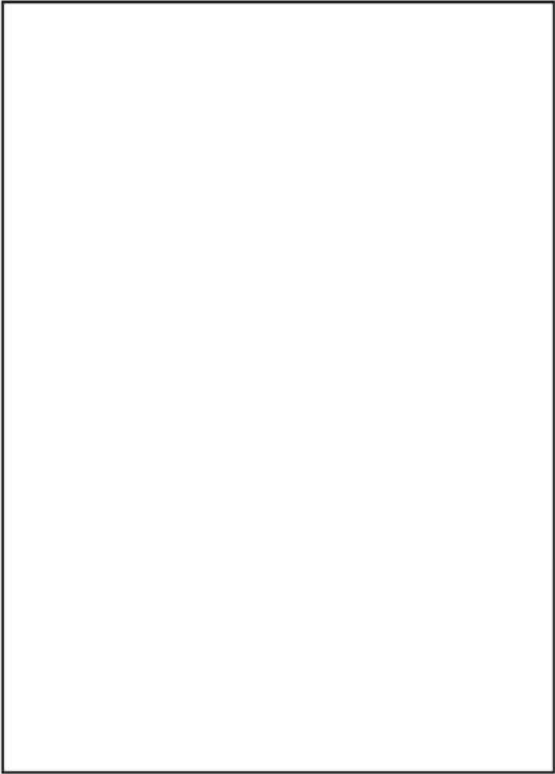
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-40 2号炉副建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 970 1077 991">図48-41 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="909 995 1227 1018">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2123 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

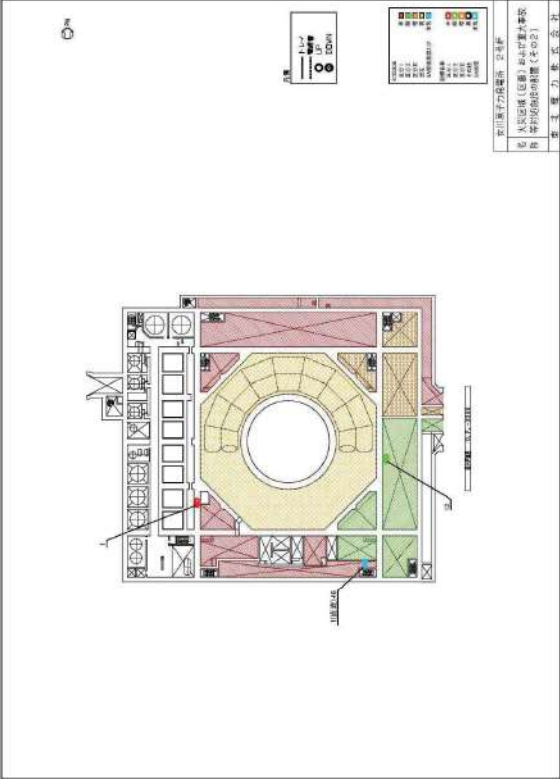

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>	 <p>図49.1 3号炉原子炉補助建屋T.P. - 1. 7m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

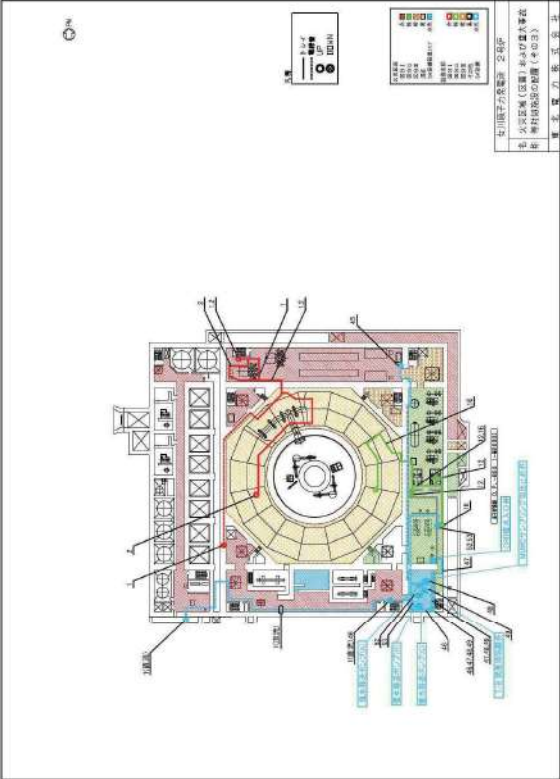

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 49.2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8m 及び原子炉建屋 T.P.2.3m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

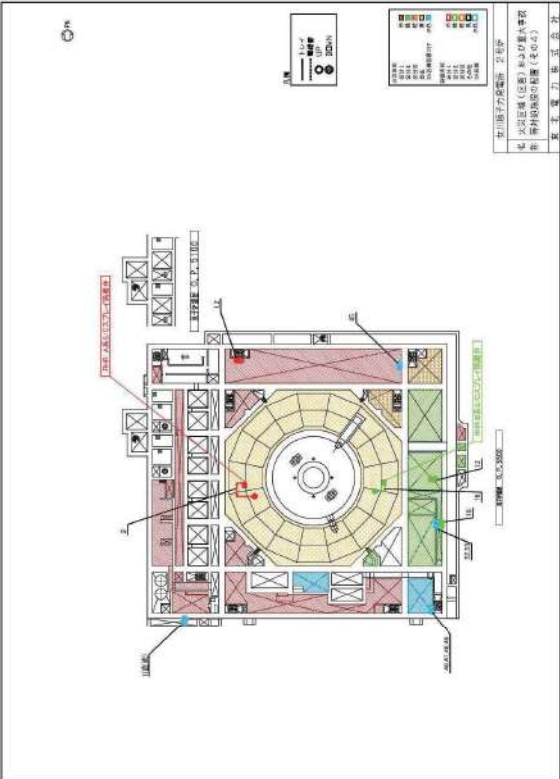
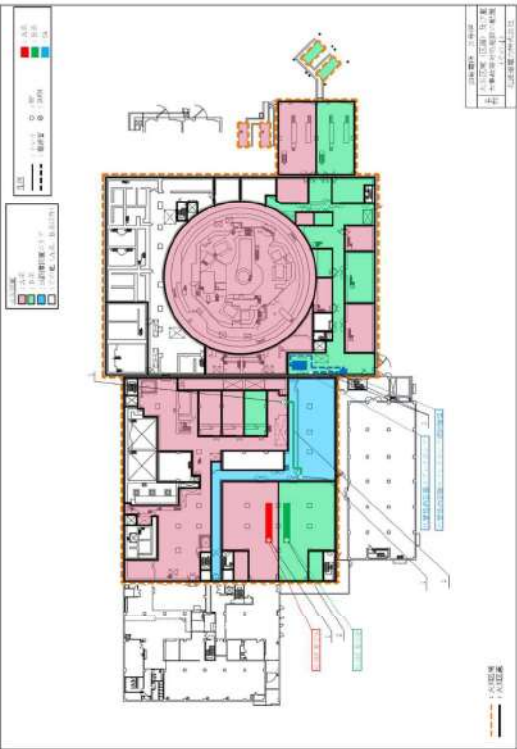
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図49-3 3号炉原子炉建屋 T.P.2.5m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.5m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

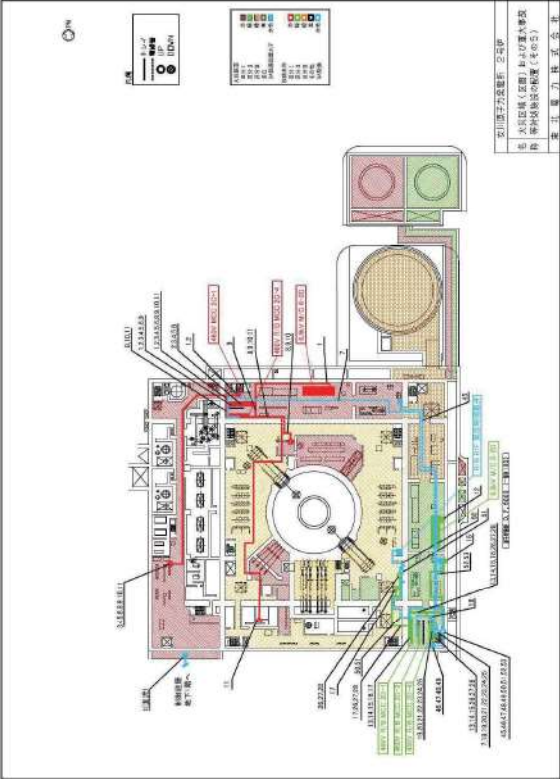
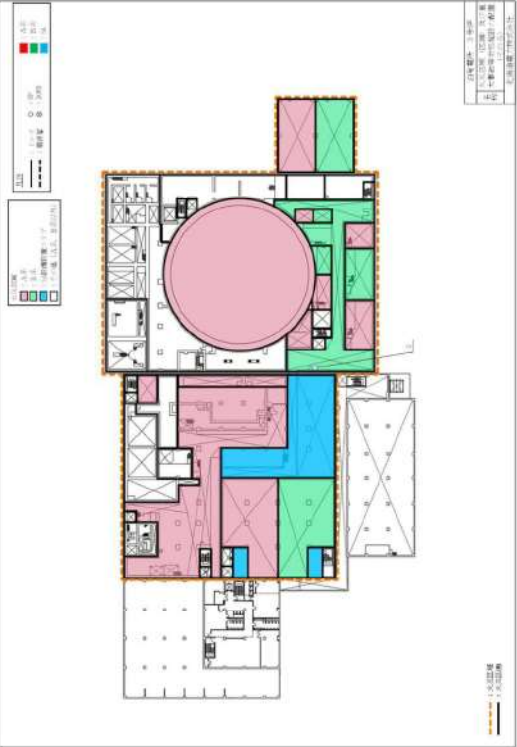
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図49-A 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3m及び原子炉建屋 T.P.10.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

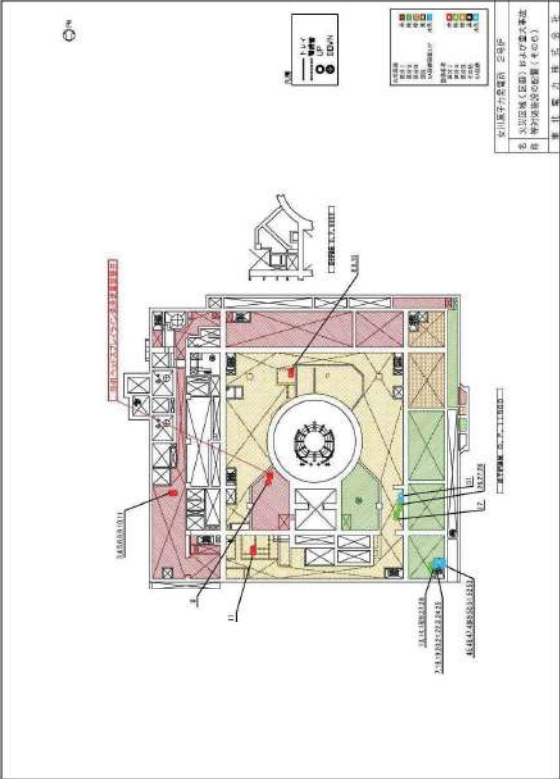
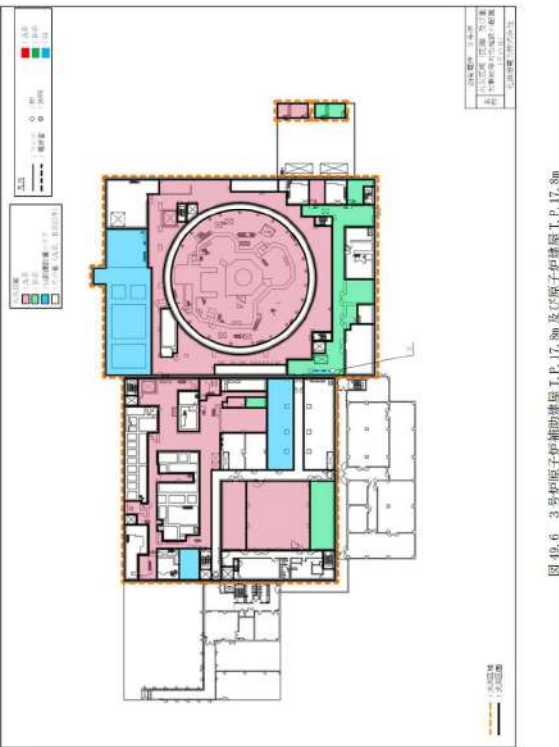
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図46-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図45-5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3m (中間床) 及び原子炉建屋 T.F.10.3m (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

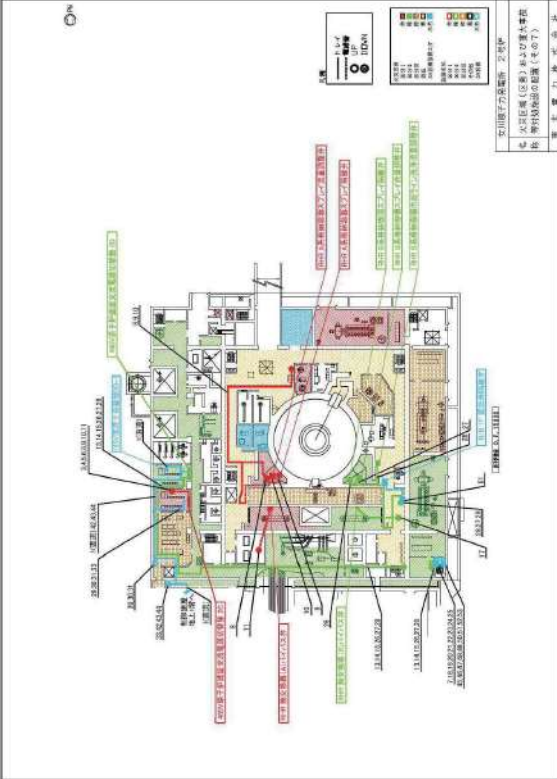
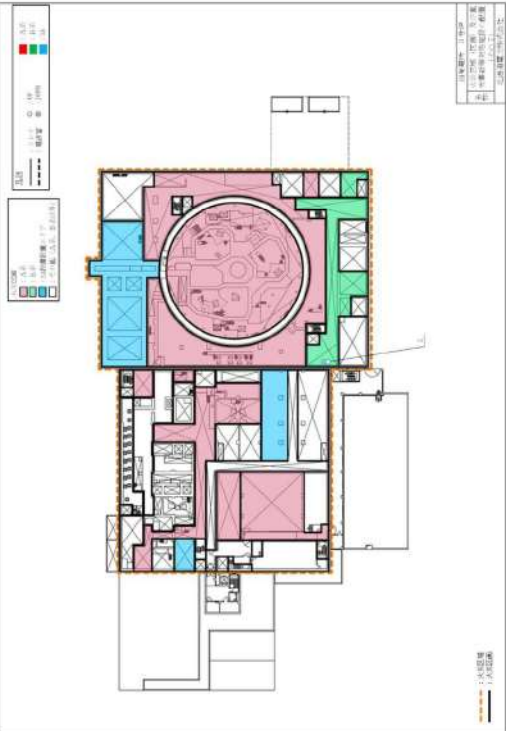
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図49.6 3号炉原子炉補助建屋 E.P.17.8m及び原子炉建屋 E.P.17.8m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

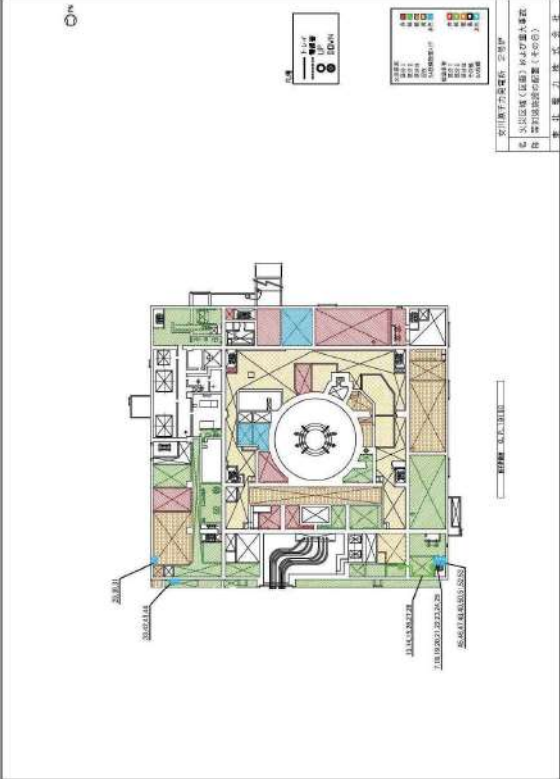
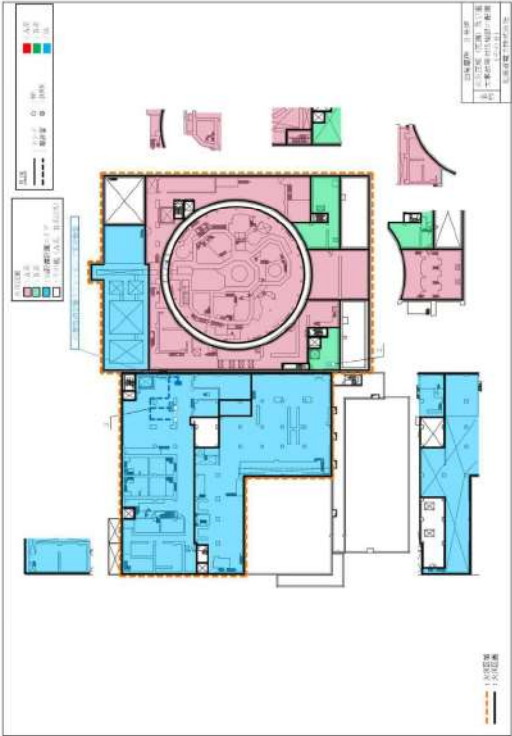
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図49.7 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8h (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.17.8h (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

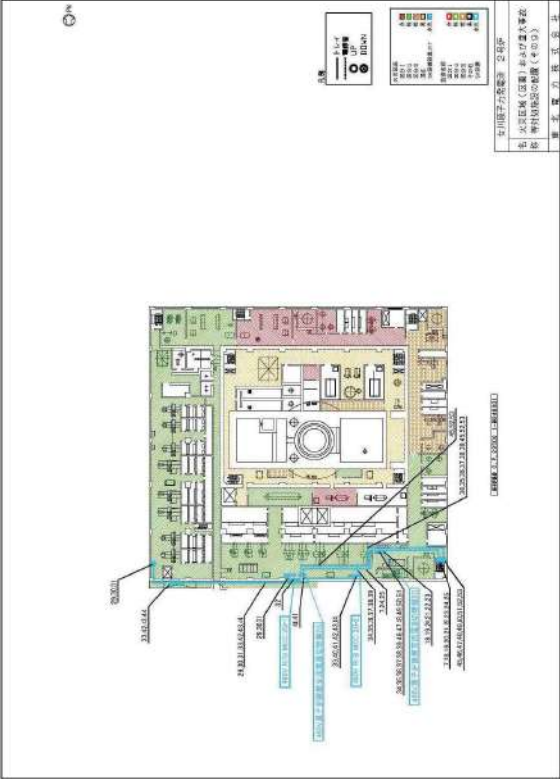
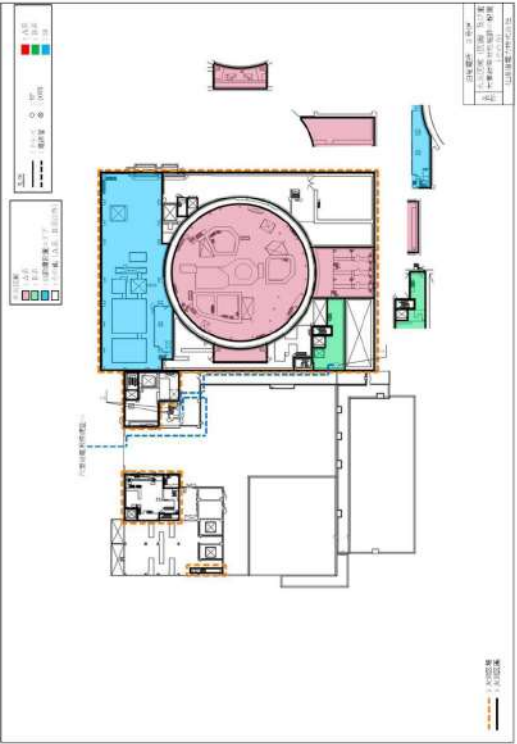
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図40-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	 <p>図40-8 3号炉原子炉補助建屋 T.P.21.8m 及び原子炉建屋 T.P.21.8m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	 <p>図49-9 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1m及び原子炉建屋 T.P.33.1m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

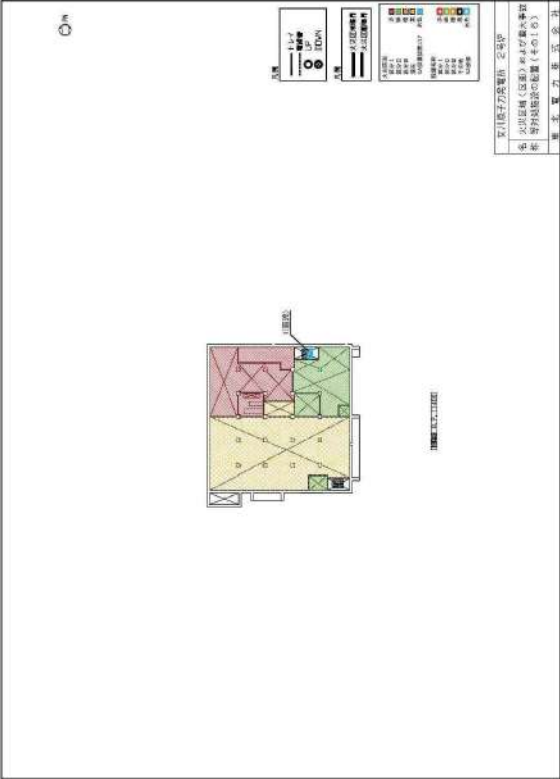
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1086 981">図49-10 2号伊制御建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

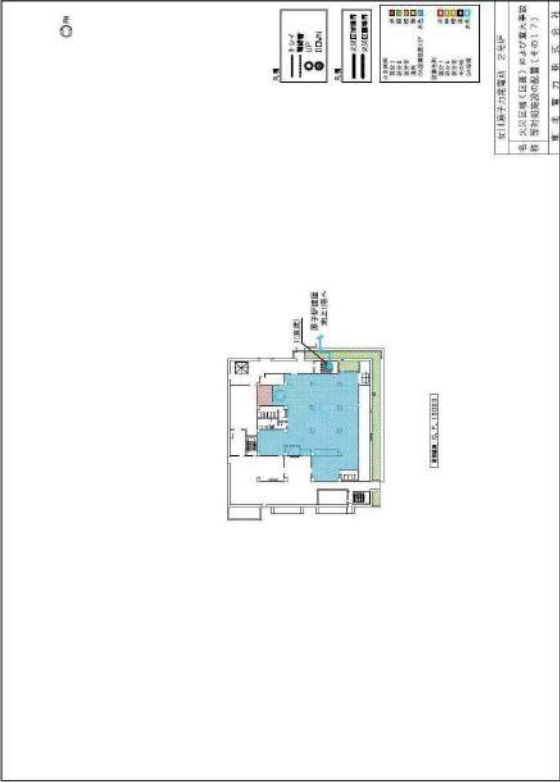
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-11 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

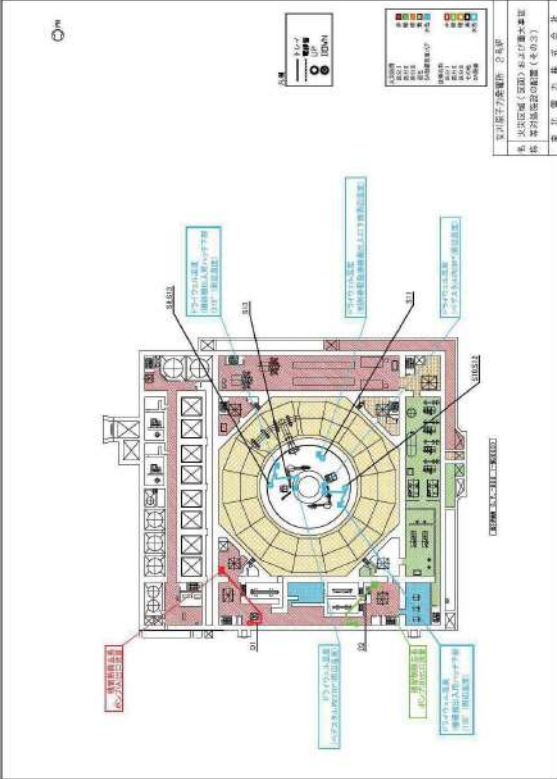
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-12 2号伊制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

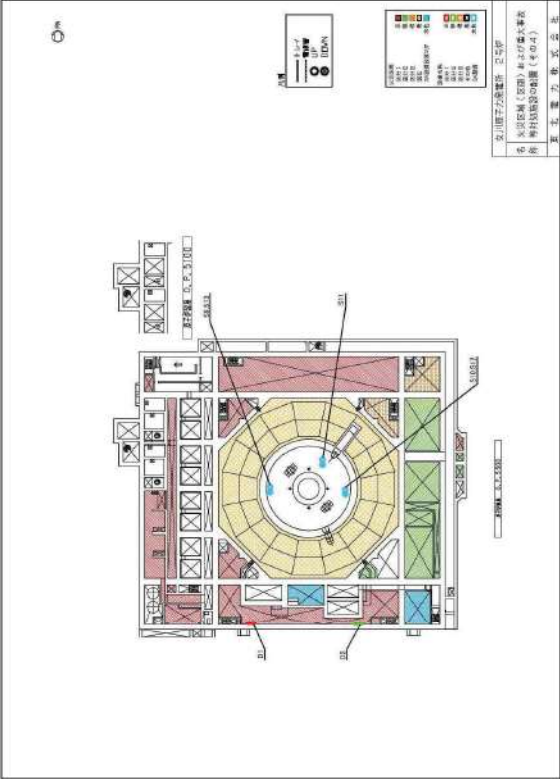
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-13: 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-14 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-15 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

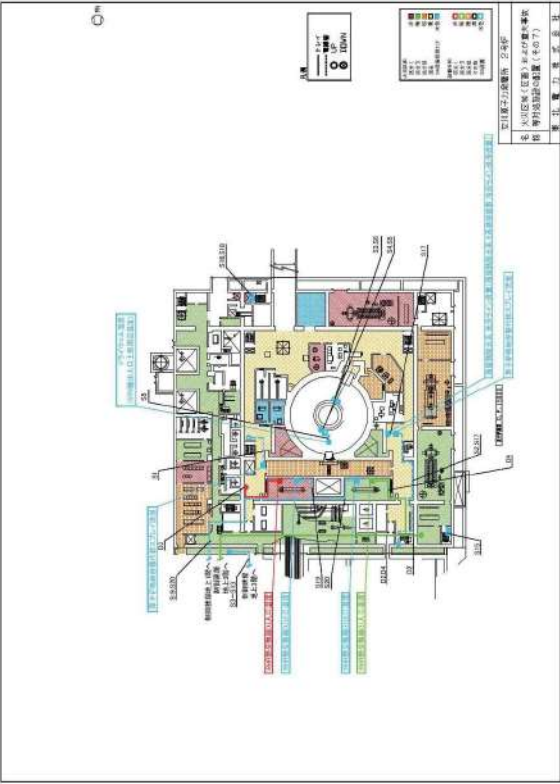
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図40-16 2号炉原子力建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

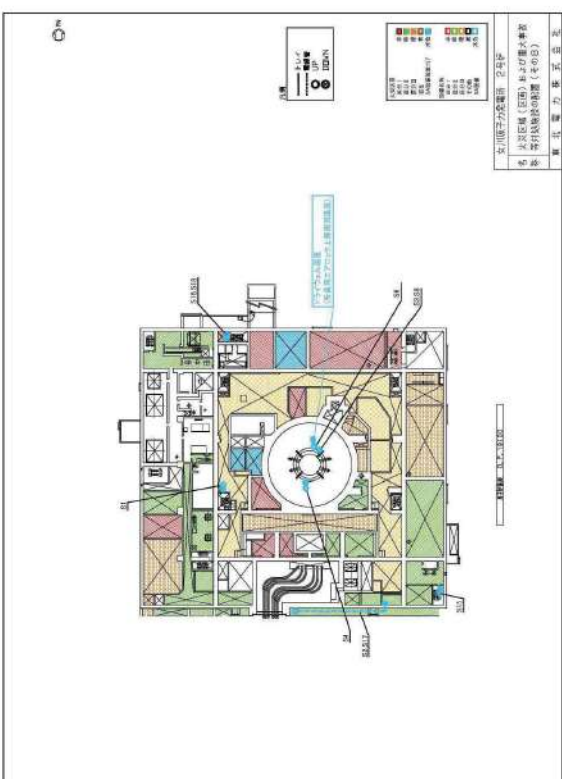
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図49-17 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

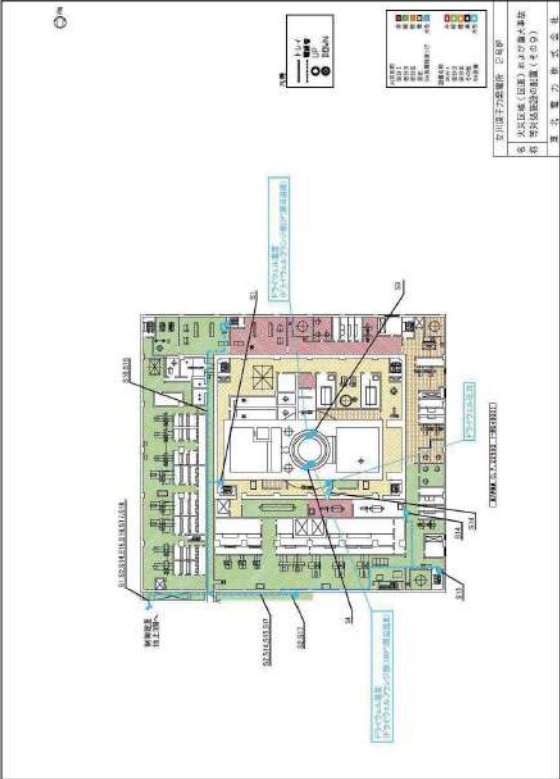
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図40-18 2号炉原子力発電所 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-19 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図 49-20 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

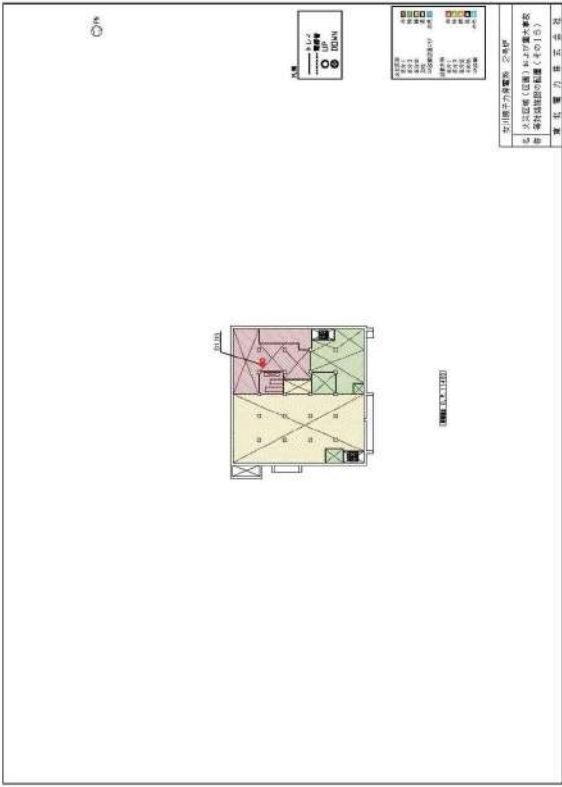
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 979">図49-21 2号伊弉御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="907 991 1218 1008">特図みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 177 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

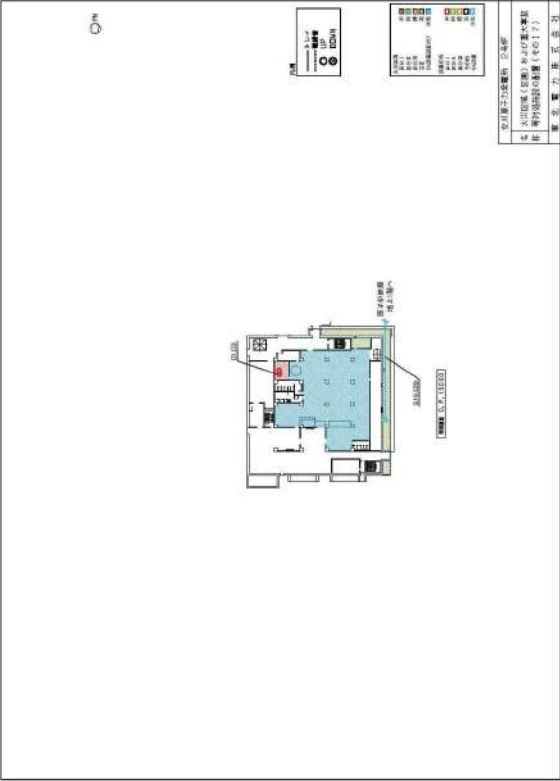
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-22 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

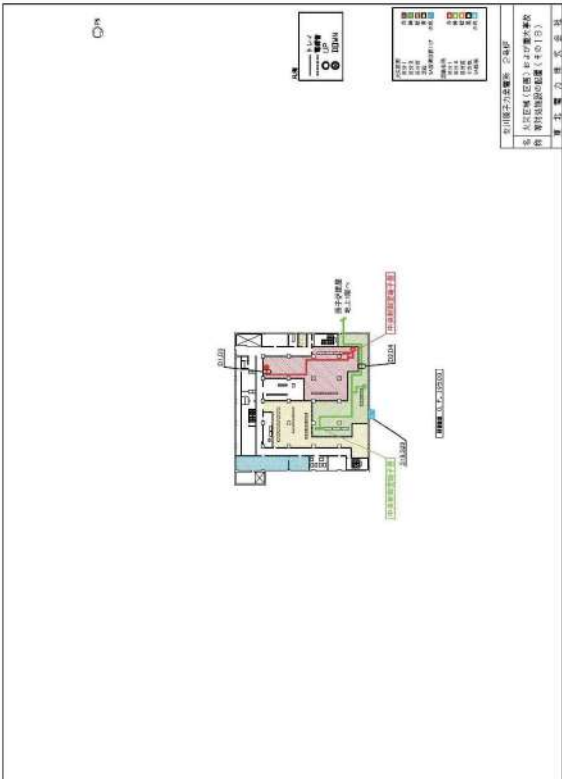
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1086 981">図 49-23 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1848 146 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1982 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2161 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

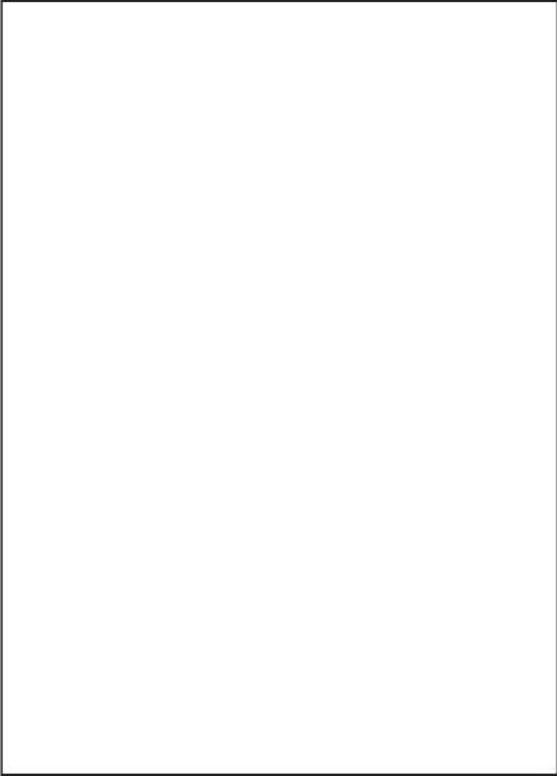
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1086 981">図49-24 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1982 199">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2161 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

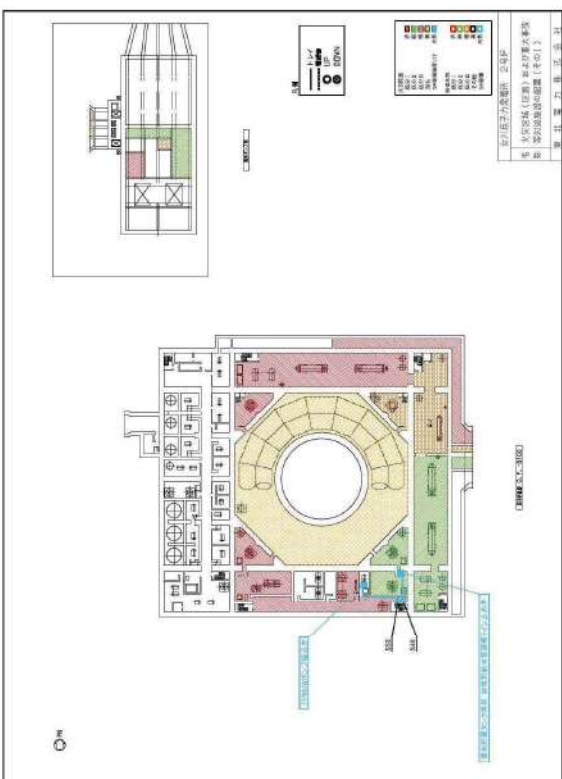
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 960 1077 979">図 49-25 2号伊補耐建屋 地上3階</p> <p data-bbox="907 991 1218 1010">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 177 1962 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2159 312" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

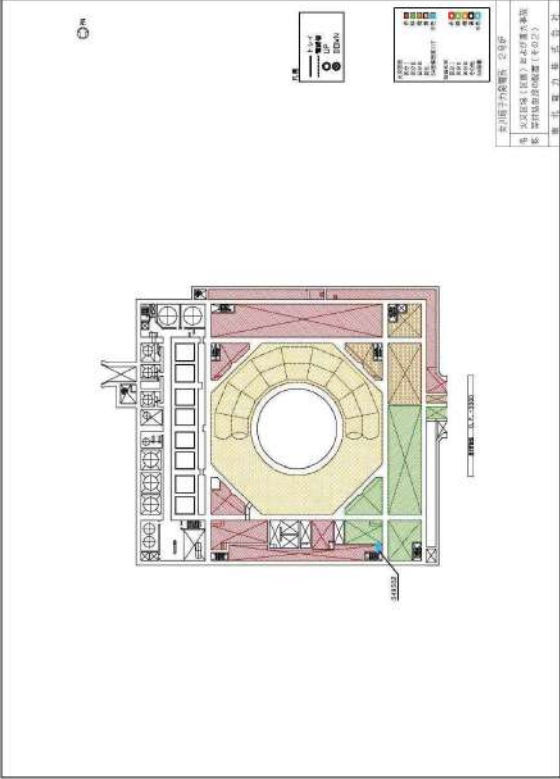
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-26 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

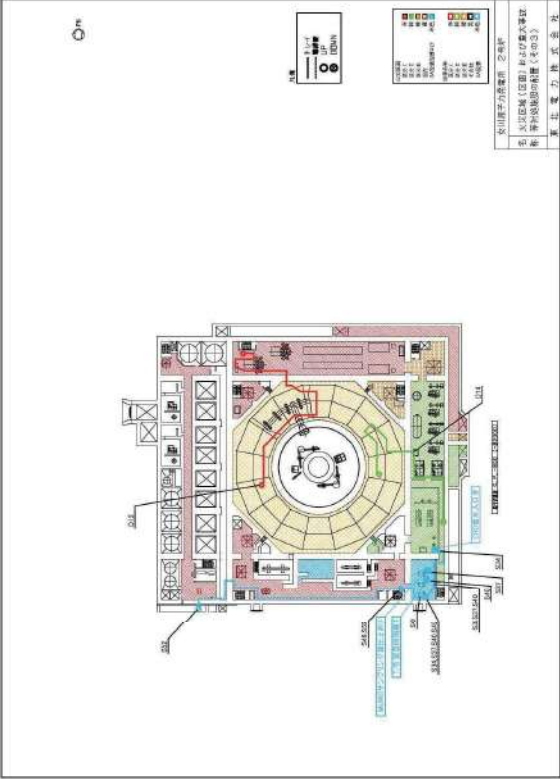
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 49-27 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

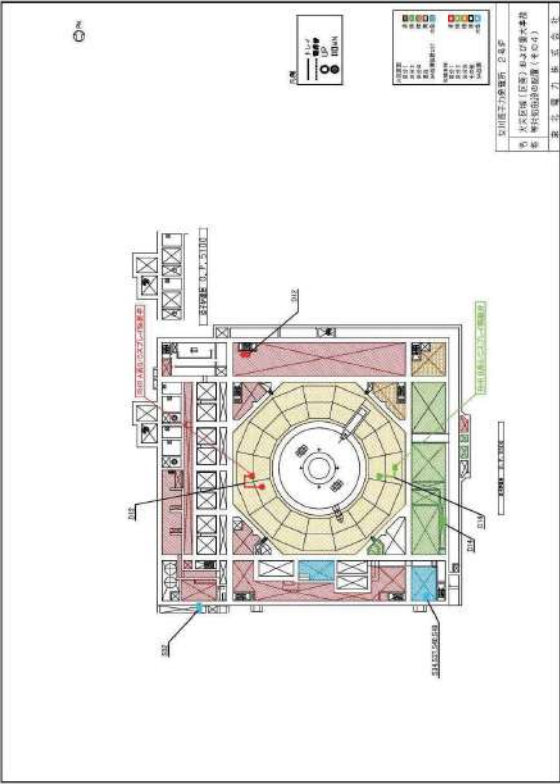
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 962 1086 979">図49-28 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-29 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

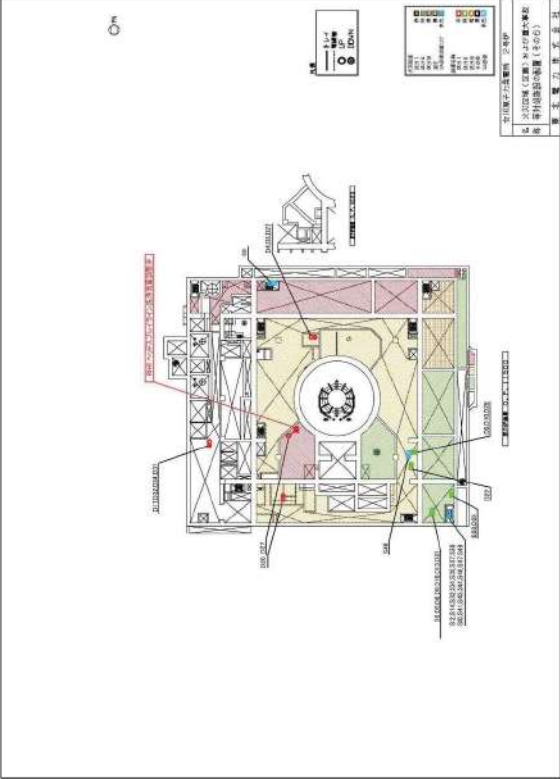
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図49-30 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

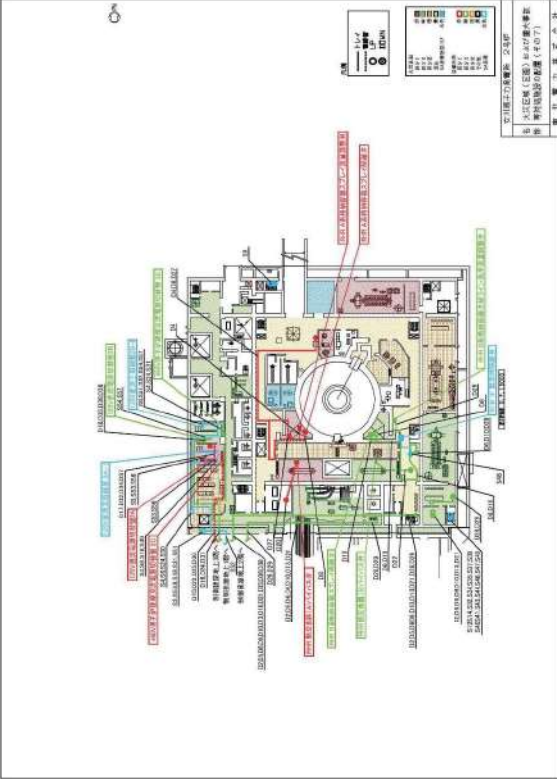
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図 49-31 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	<p data-bbox="1464 113 1615 132">泊発電所3号炉</p>	<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

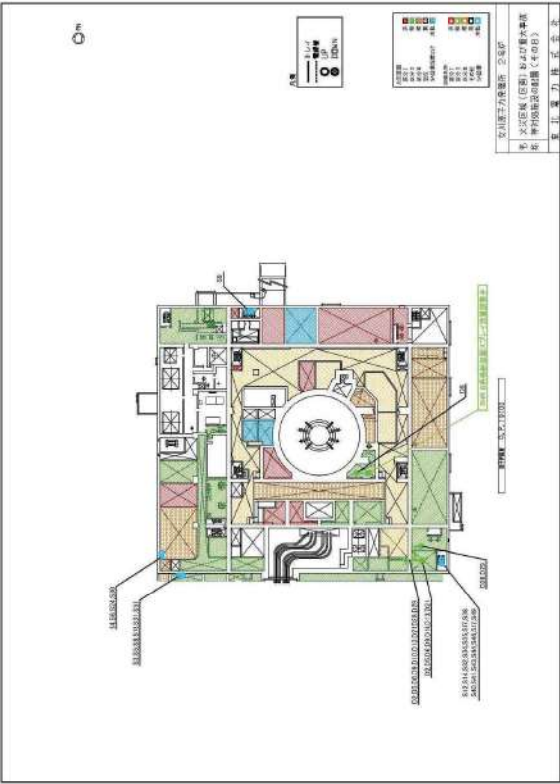
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-32 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-33 2号伊原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図49-34 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-35 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

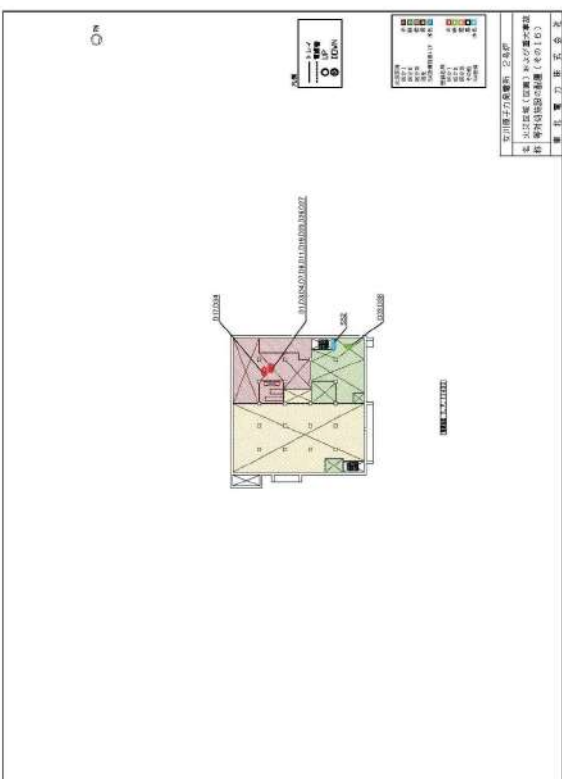
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 959 1077 975">図 49-36 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="909 986 1223 1007">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-37 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図49-38 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

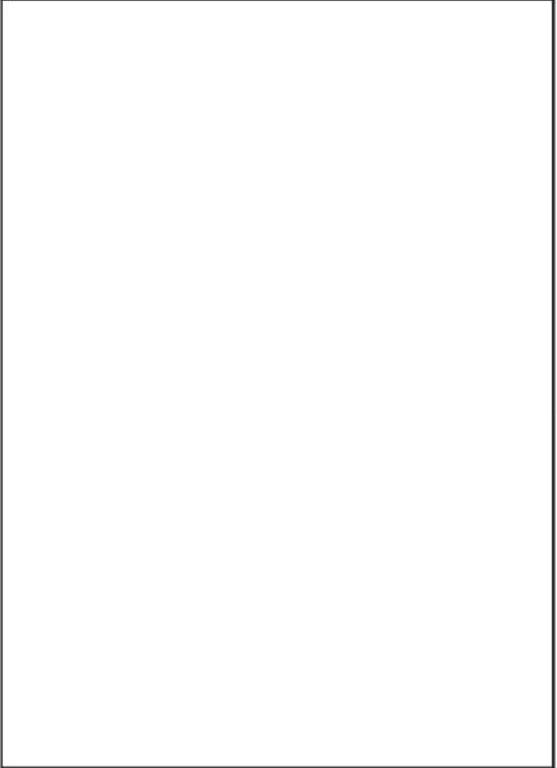
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図49-39 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

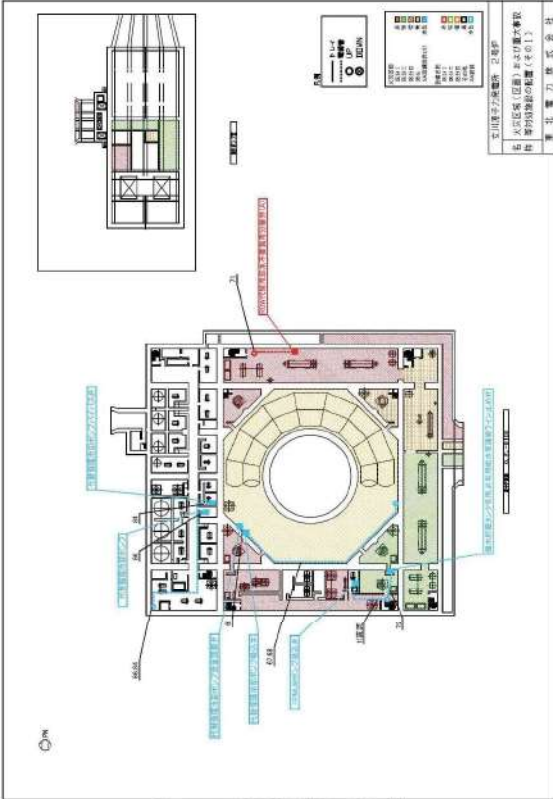
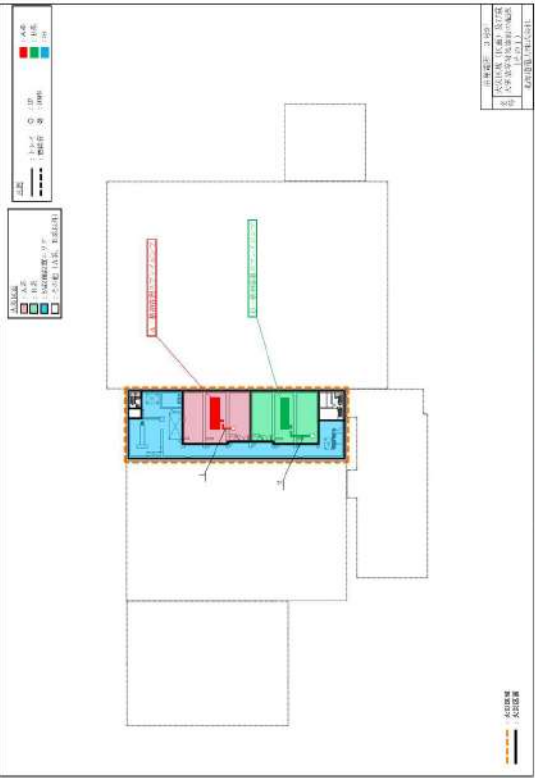
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 954 1077 975">図49-40 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="913 979 1220 1000">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

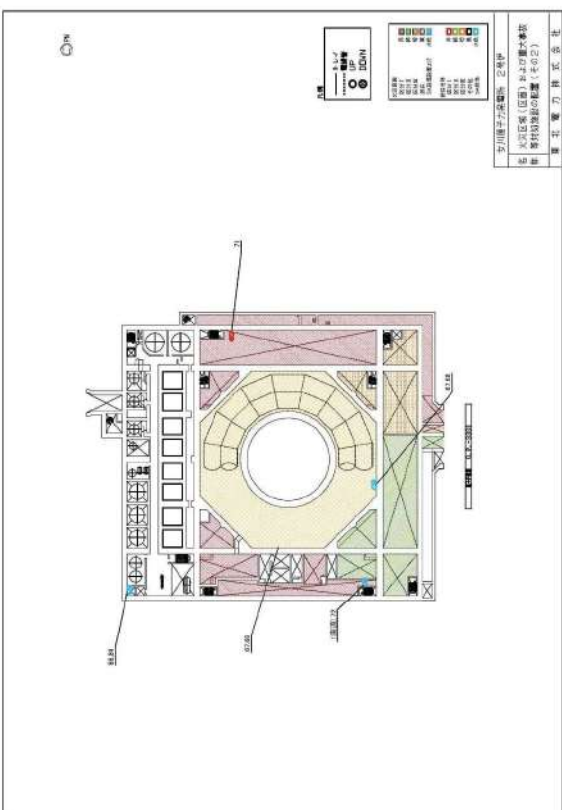
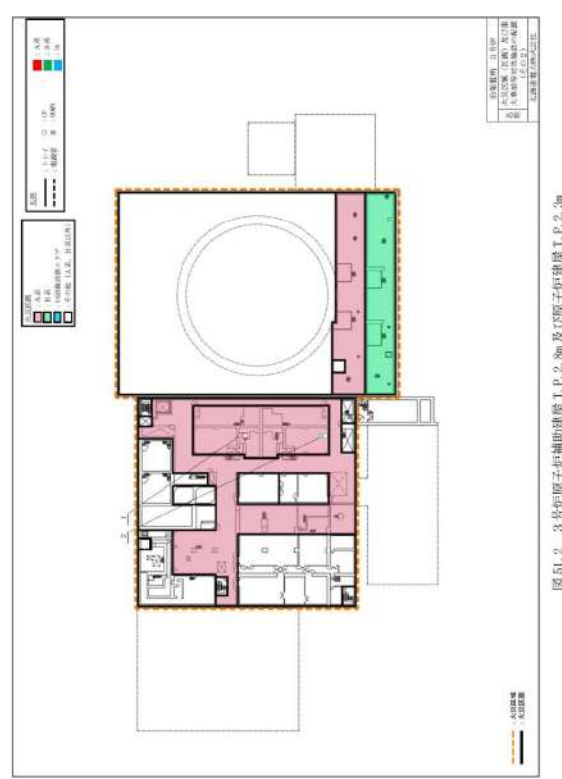
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>	 <p>図 51.1 3号炉原子炉建屋 工. P. -1, 7m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

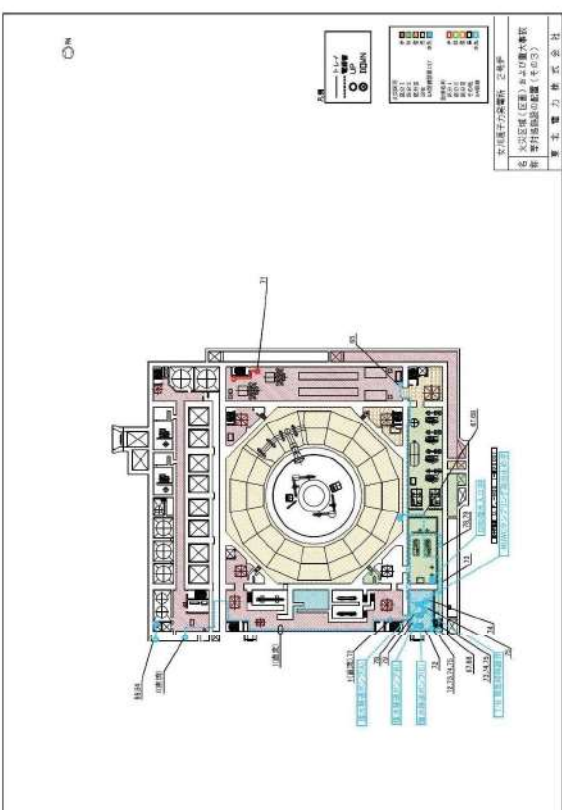
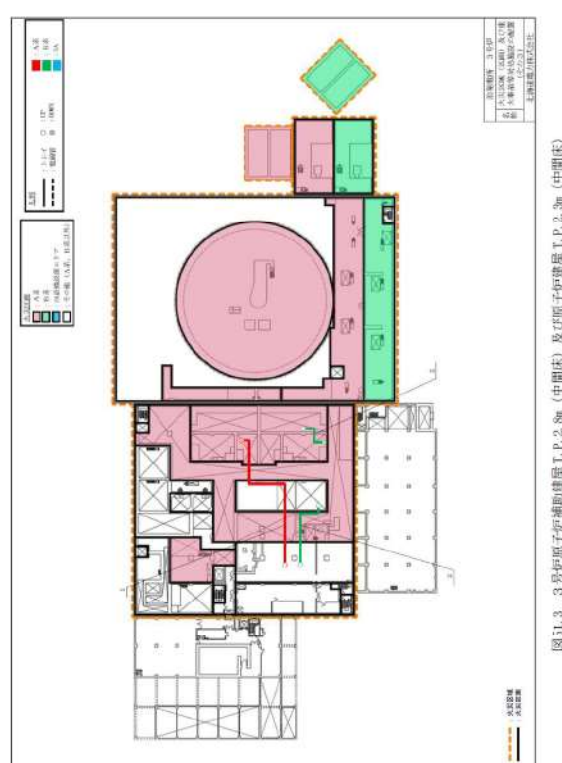
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 51.2 3号炉原子炉補助建屋 I.P.2.8m及び原子炉建屋 I.P.2.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

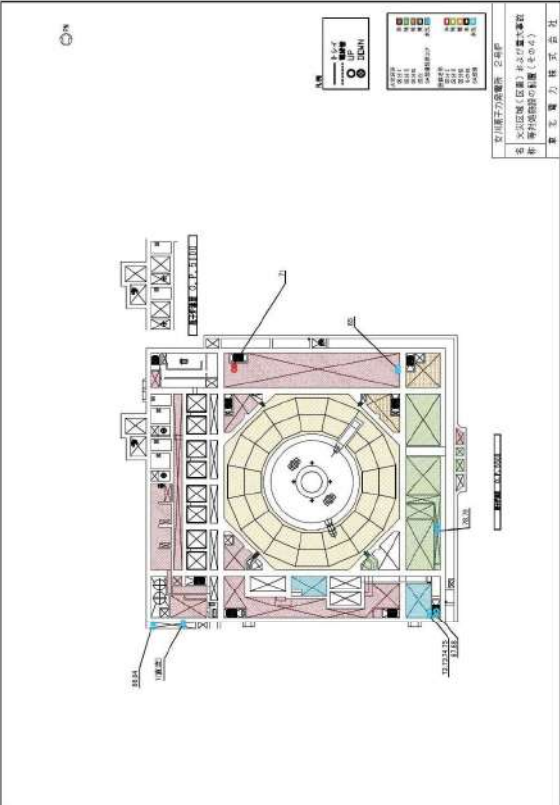
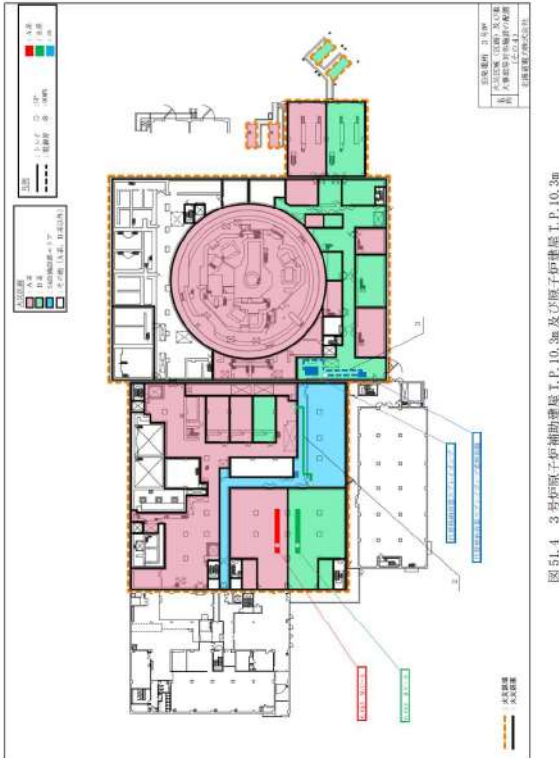
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図51.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8a (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.3a (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

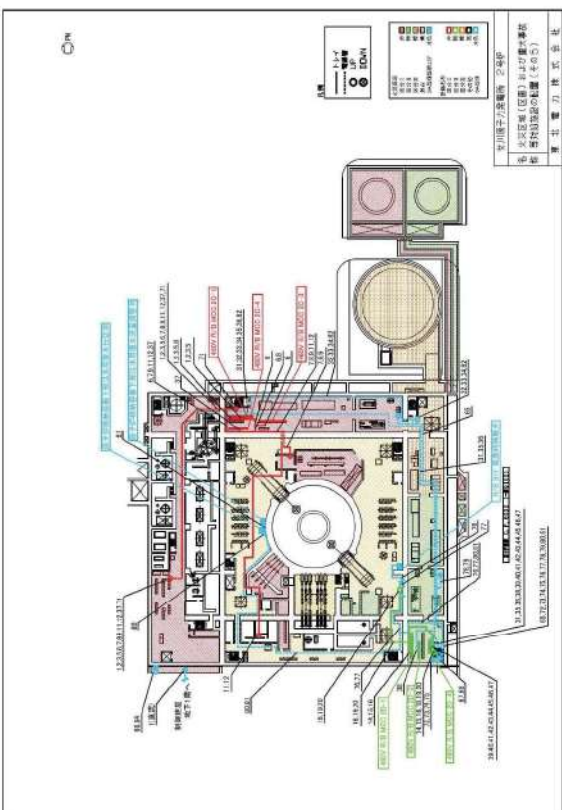
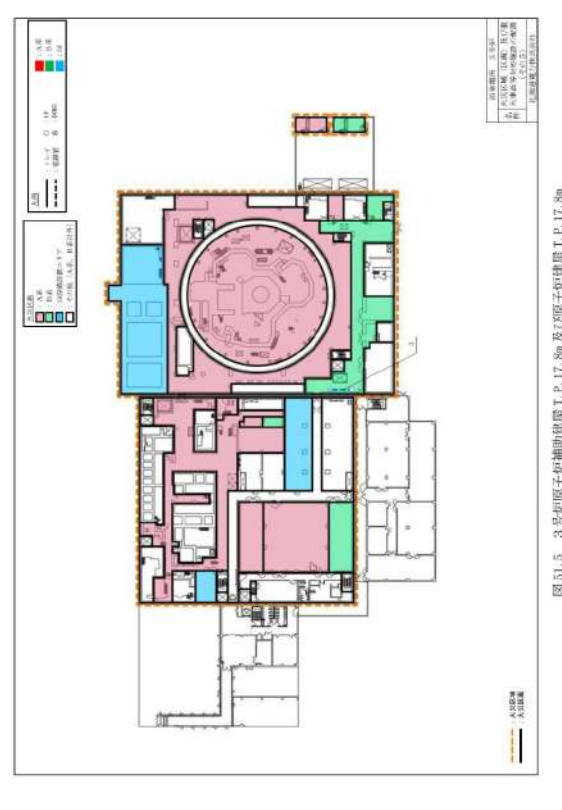
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 986 1086 1005">図 51-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p data-bbox="1803 343 1825 758">図 51.4 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3m 及び原子炉建屋 T.P.10.3m</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 162">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2139 191">記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 201 1904 220">【女川】</p> <p data-bbox="1848 229 1960 248">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 258 2157 367" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

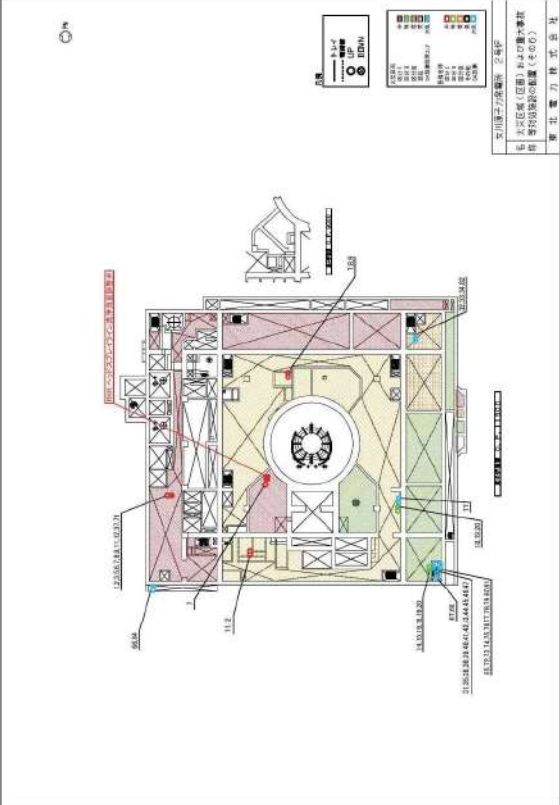
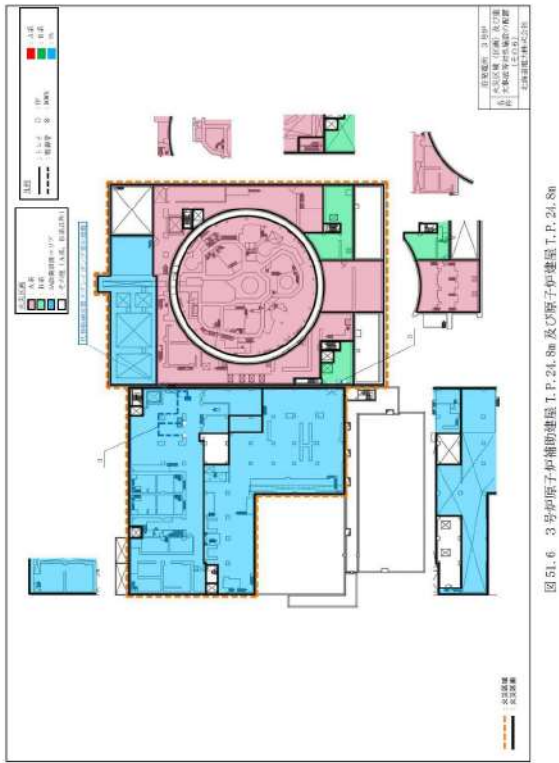
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図51.5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8a 及び原子炉建屋 T.P.17.8b</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

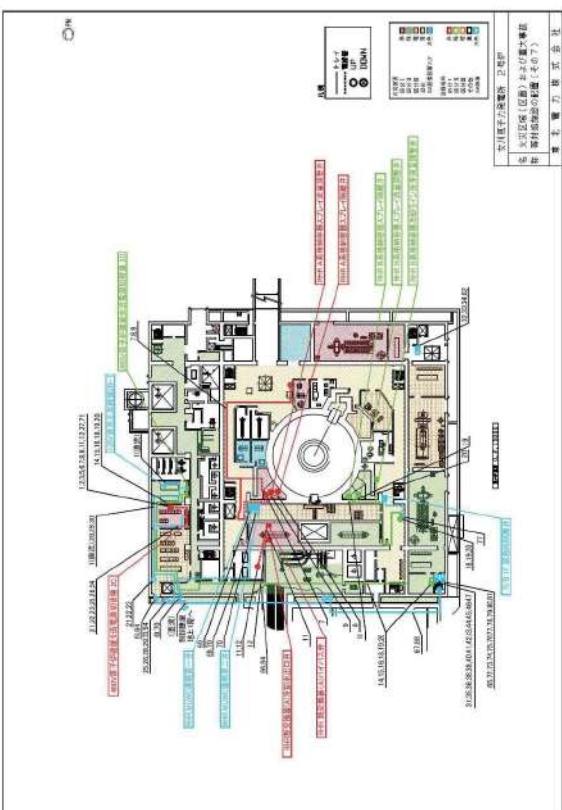
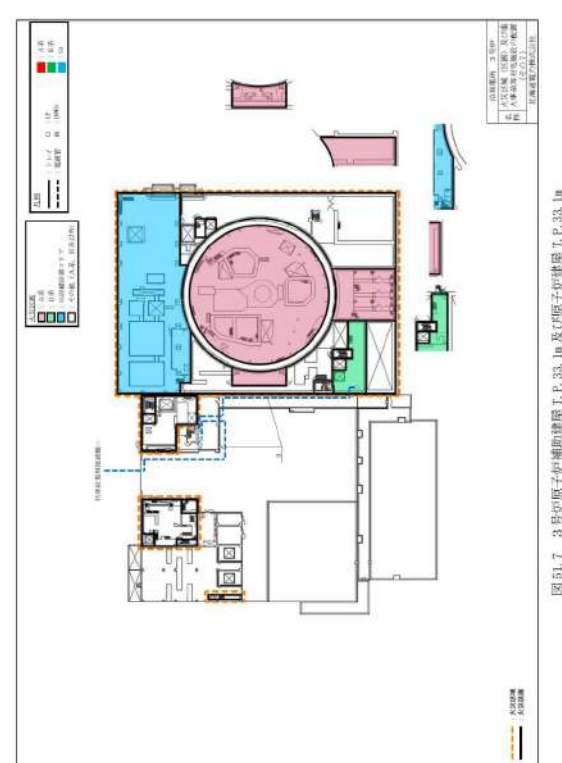
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 51.6 3号炉原子炉補助建屋 1.F.24.8a 及び原子炉建屋 1.F.24.8b</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

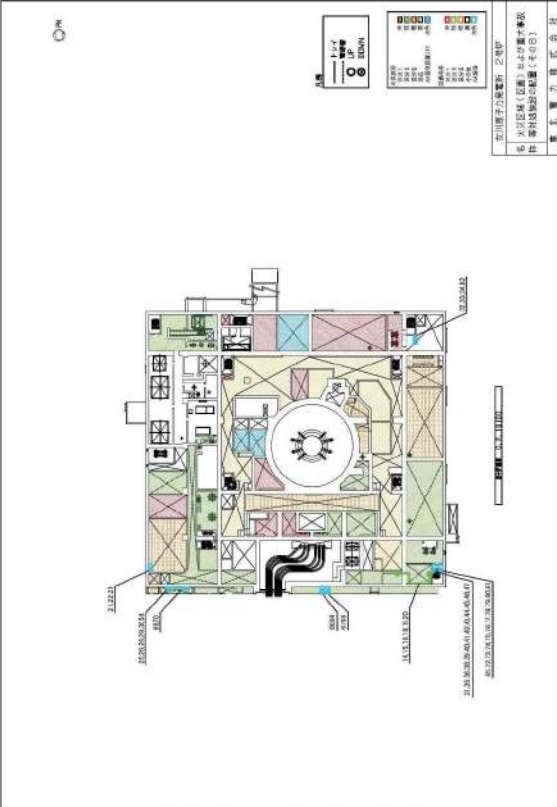
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 51.7 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33. In 及び原子炉建屋 T.P.33. In</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

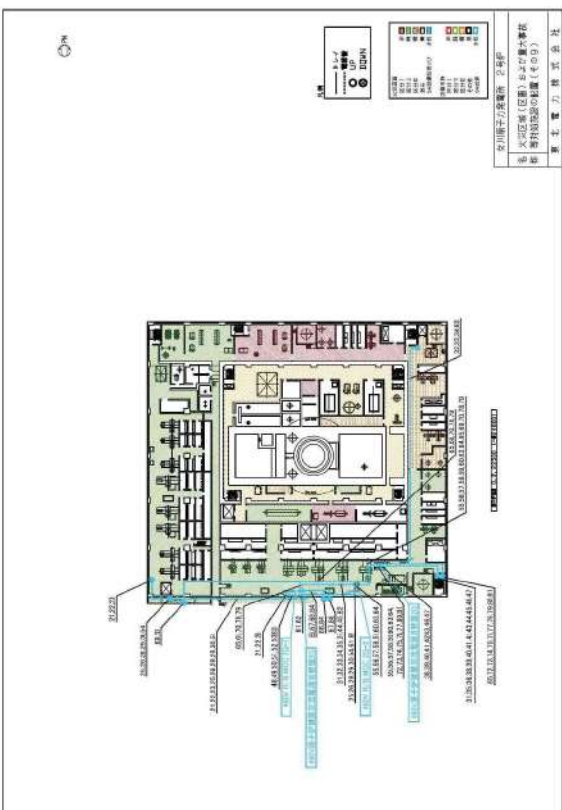
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

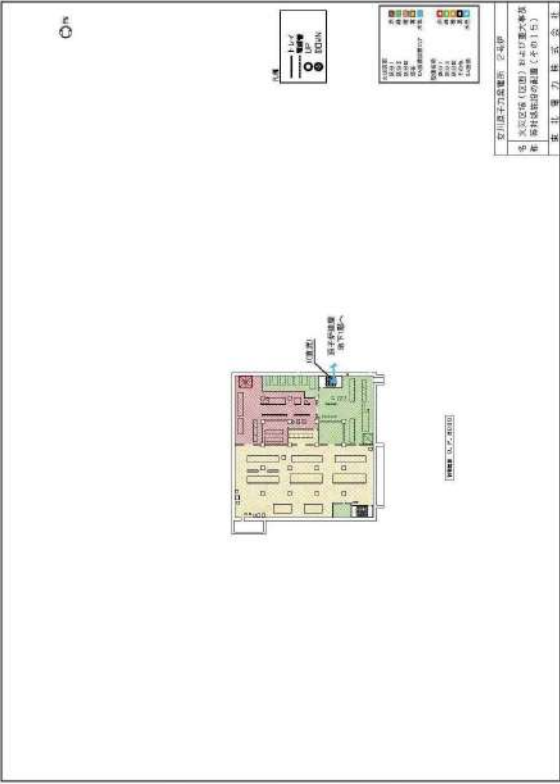
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="806 981 1075 1005">図51-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	<p data-bbox="1456 108 1612 135">泊発電所3号炉</p>	<p data-bbox="1836 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1836 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1836 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

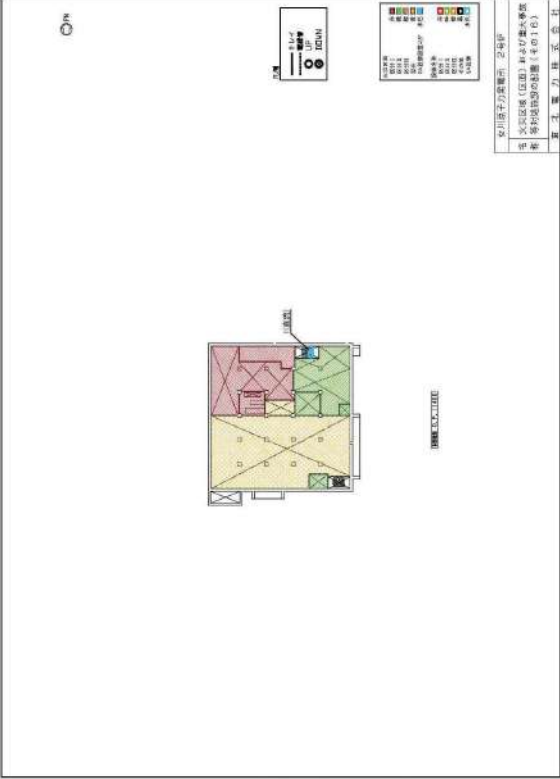
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図51-10 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

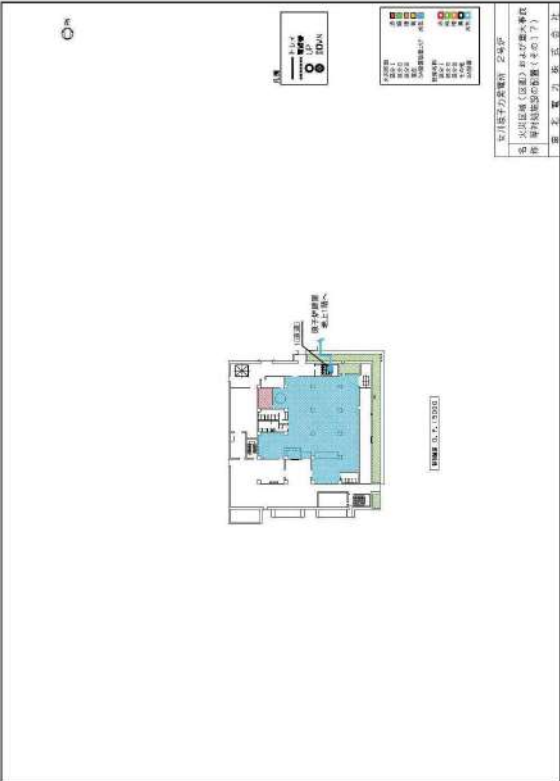
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図61-11 2号炉制御棟 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

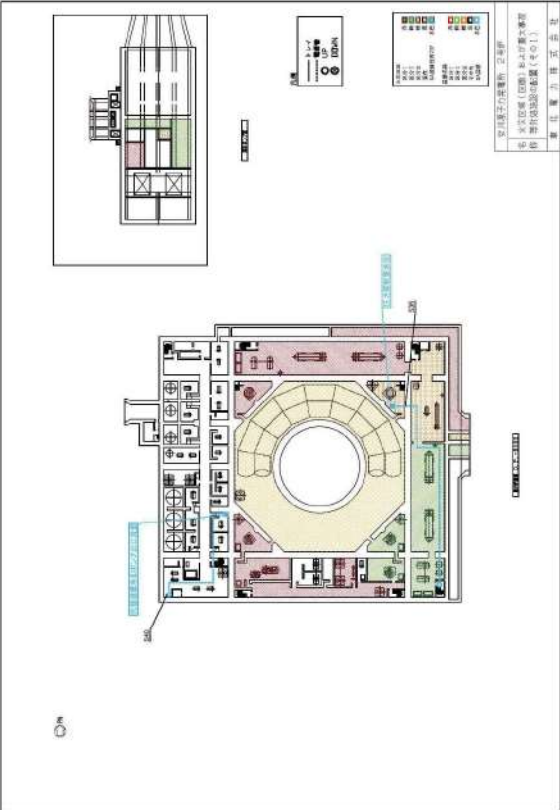
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-12 2号炉新設建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

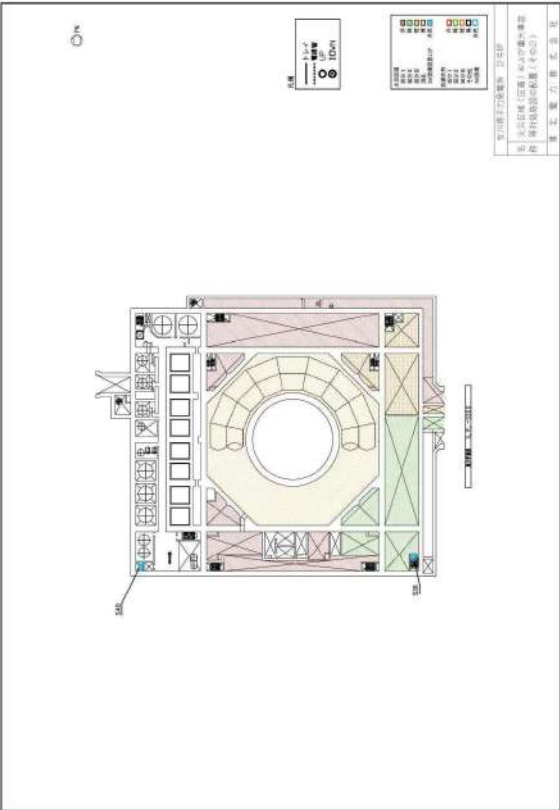
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-13 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

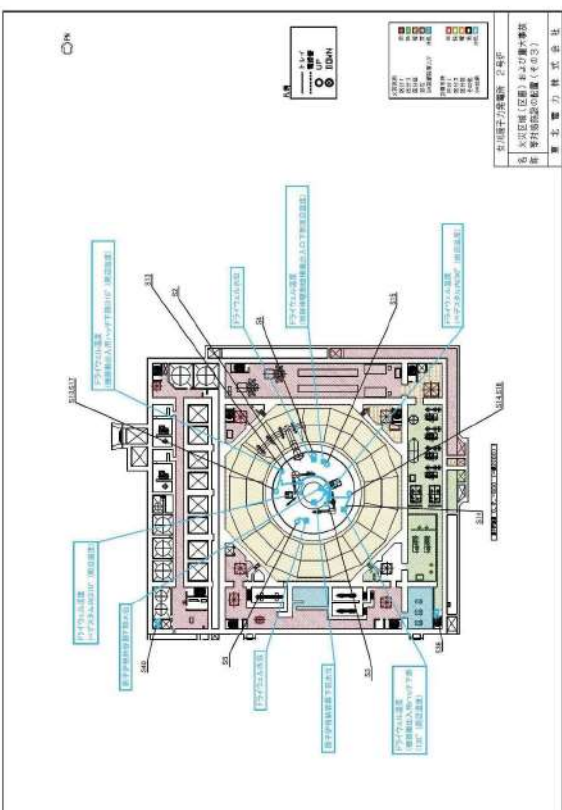
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-14 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

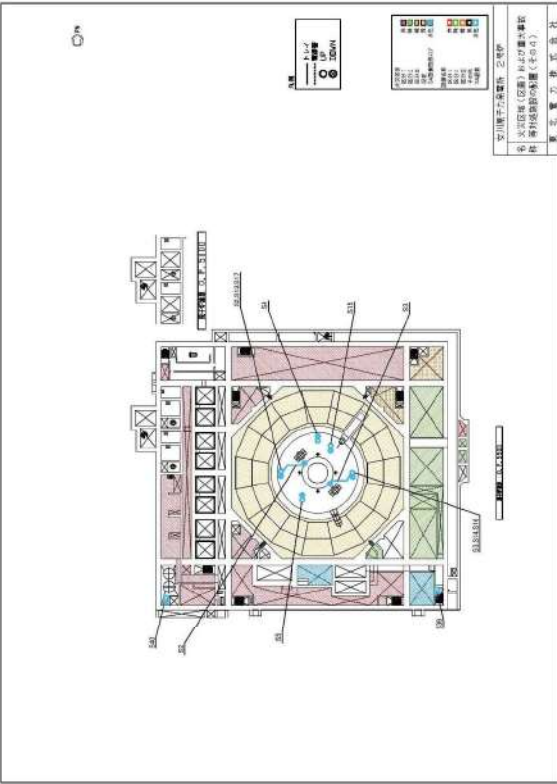
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-15 2号炉原子力建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

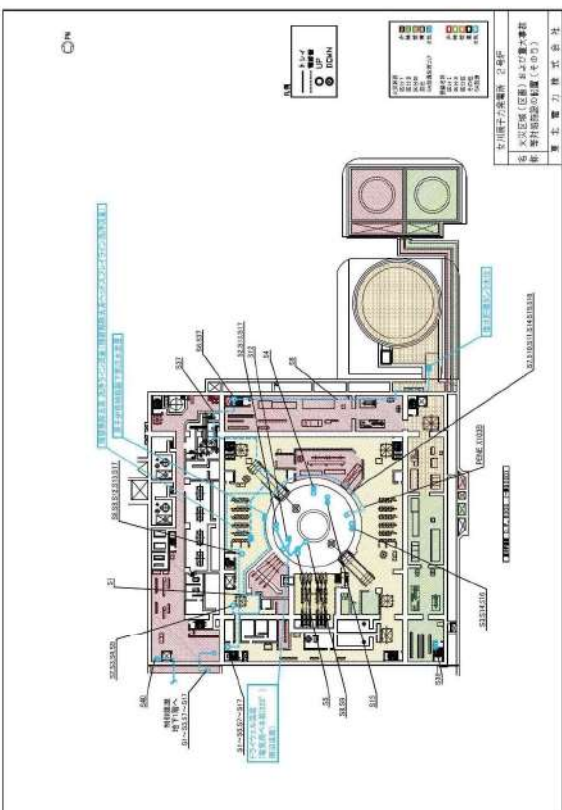
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-16 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

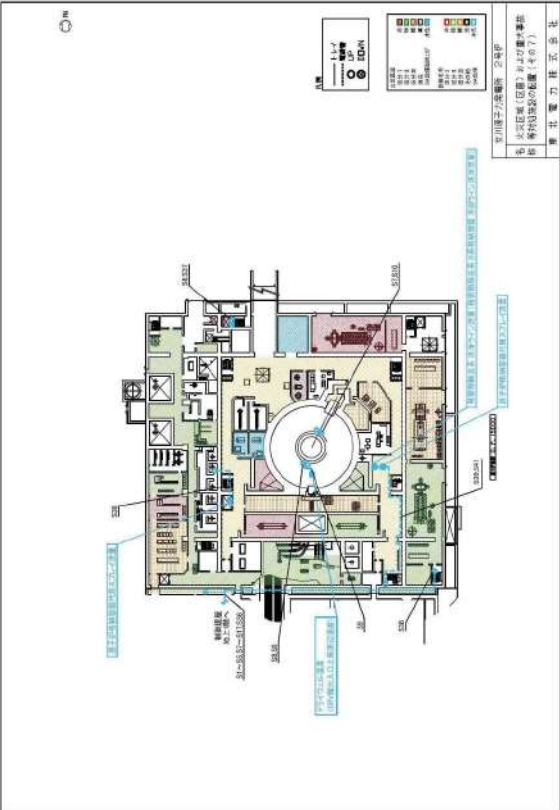
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-17 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

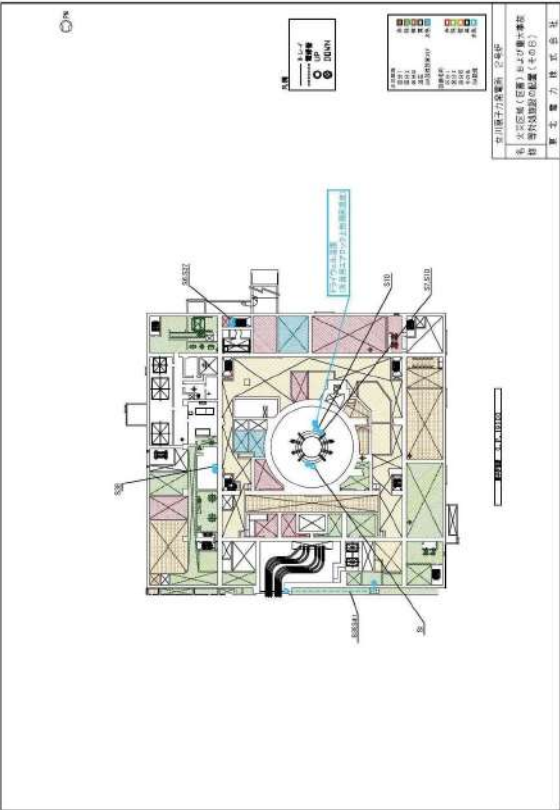
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-19 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

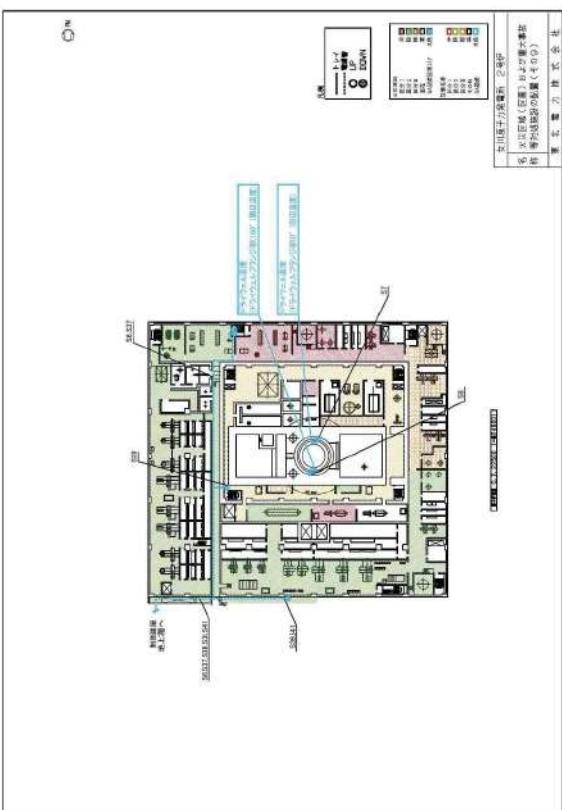
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 986 1086 1005">図 51-20 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1848 145 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

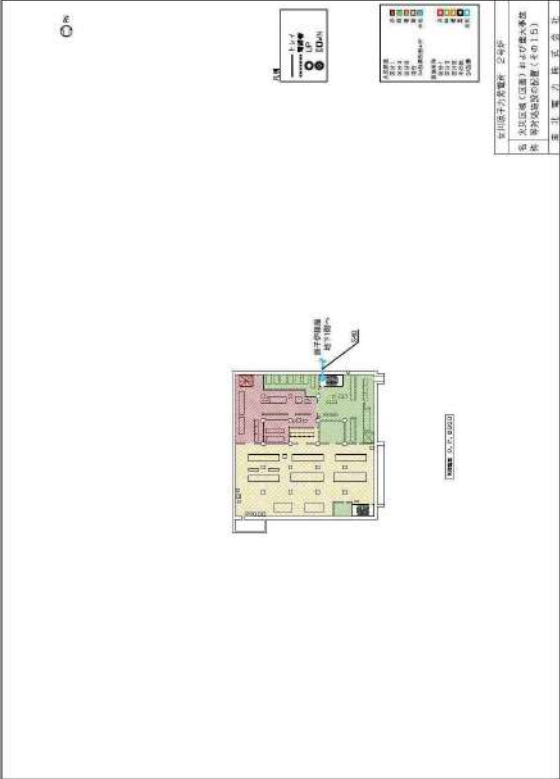
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-21 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

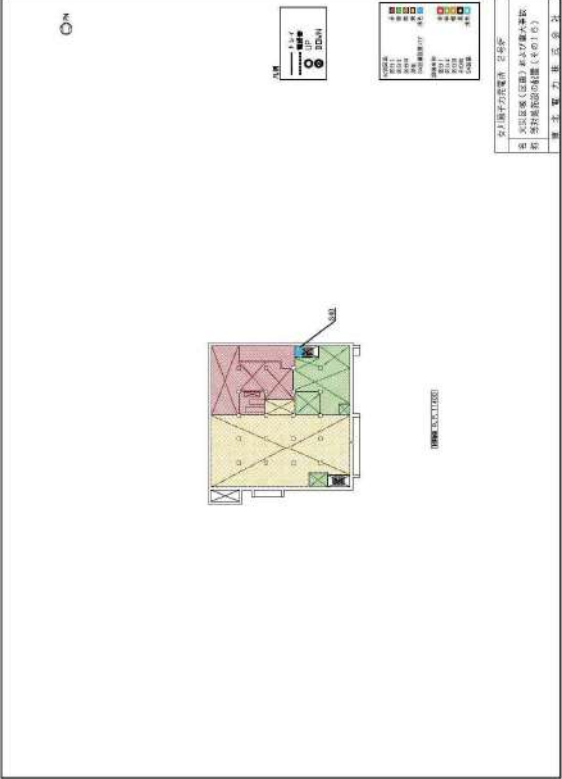
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-22 2号炉制御棟屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

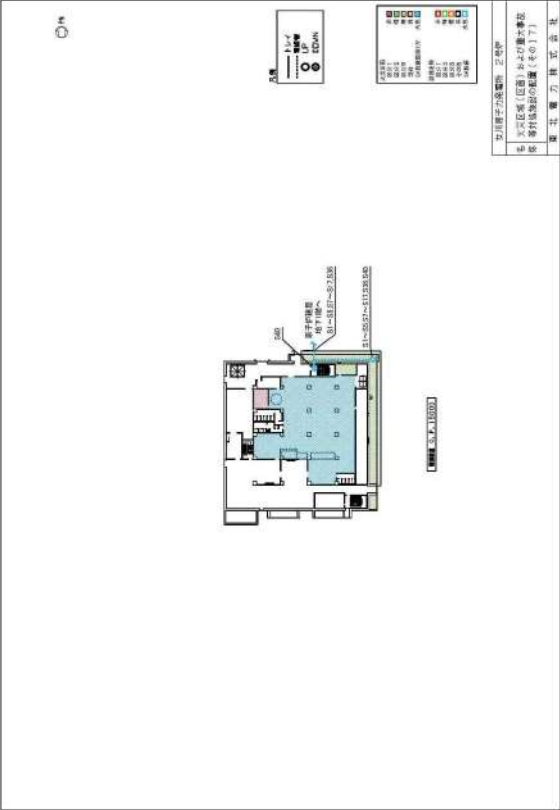
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-23 2号炉副制御棟 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

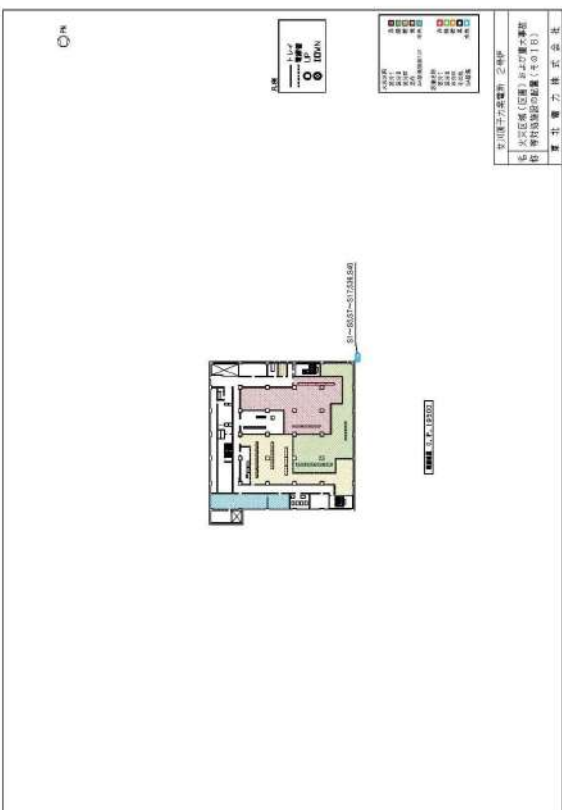
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-24 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 981 1075 1005">図 51-25 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

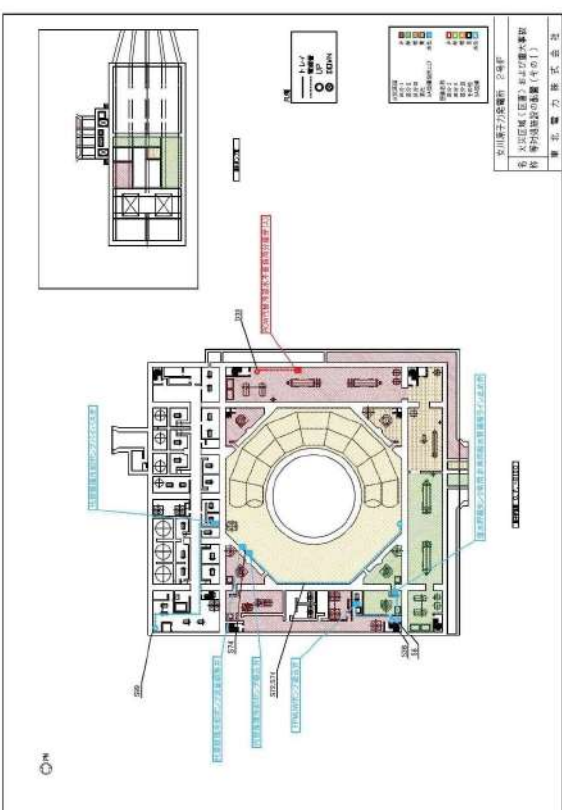
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1008">図51-26 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="898 1010 1223 1032">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 167">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

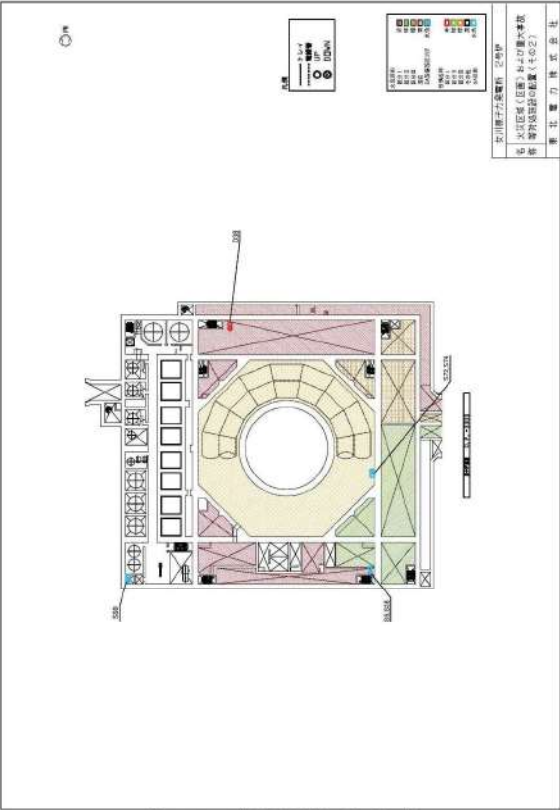
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-27 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

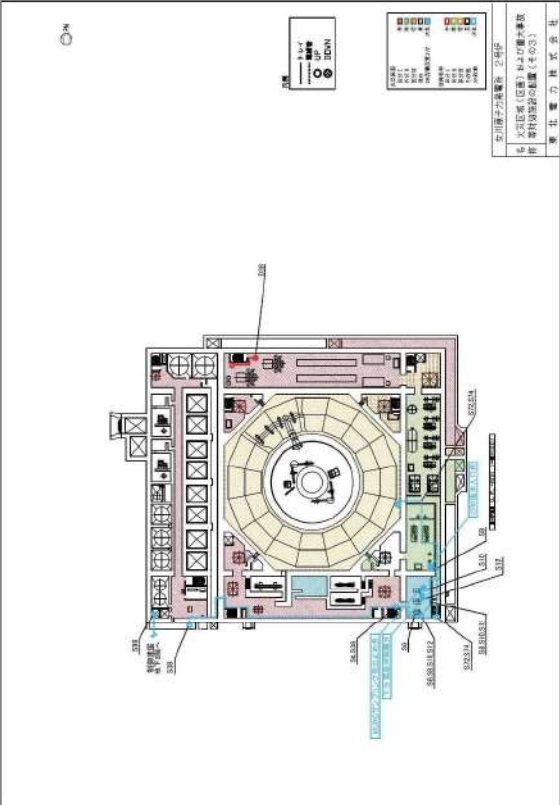
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-28 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

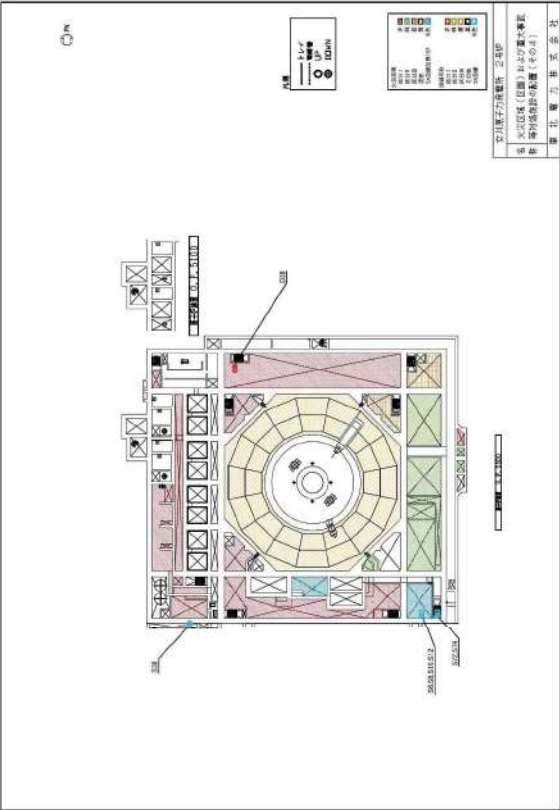
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-29 2号炉原子力建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

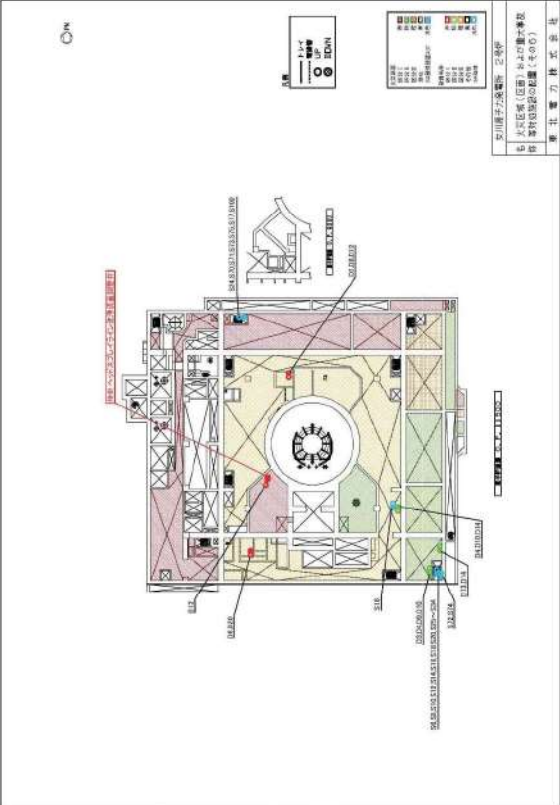
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-30 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

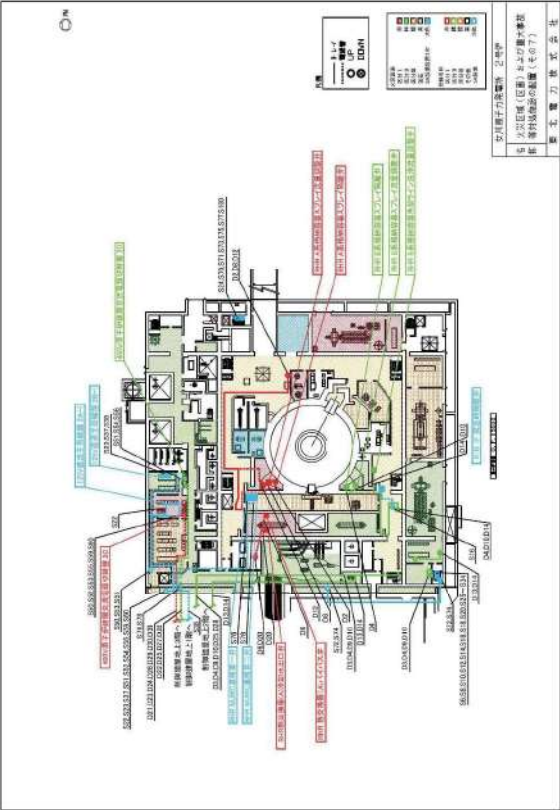
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-32 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

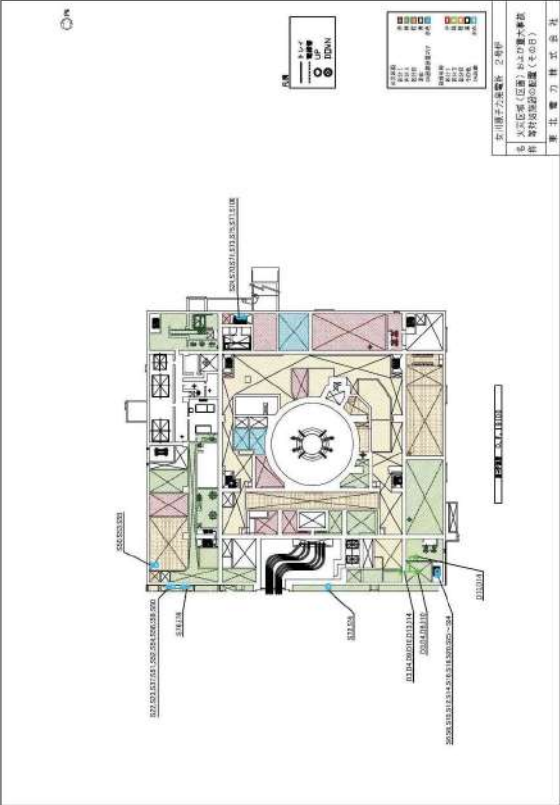
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-33 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 986 1086 1005">図 51-34 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

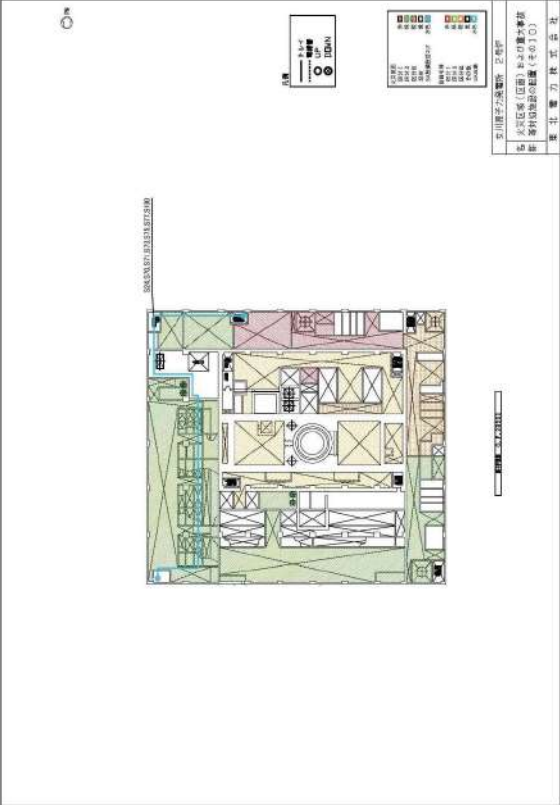
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 51-35 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の回路が分離された設計である点において同等である。</p>

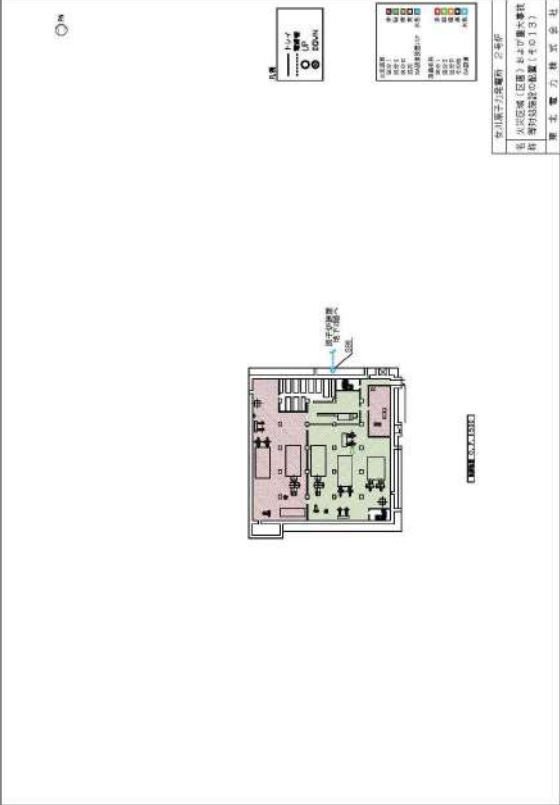
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-36 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

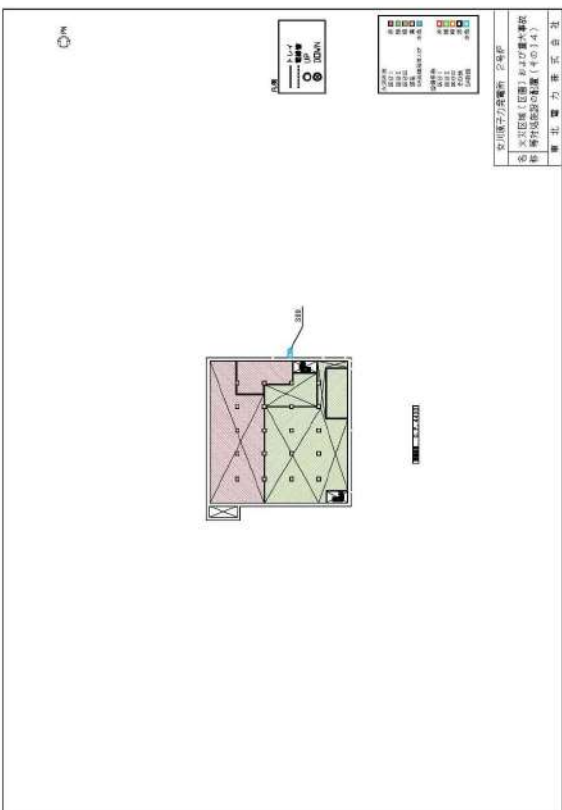
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 986 1077 1007">図 51-37 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-38 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

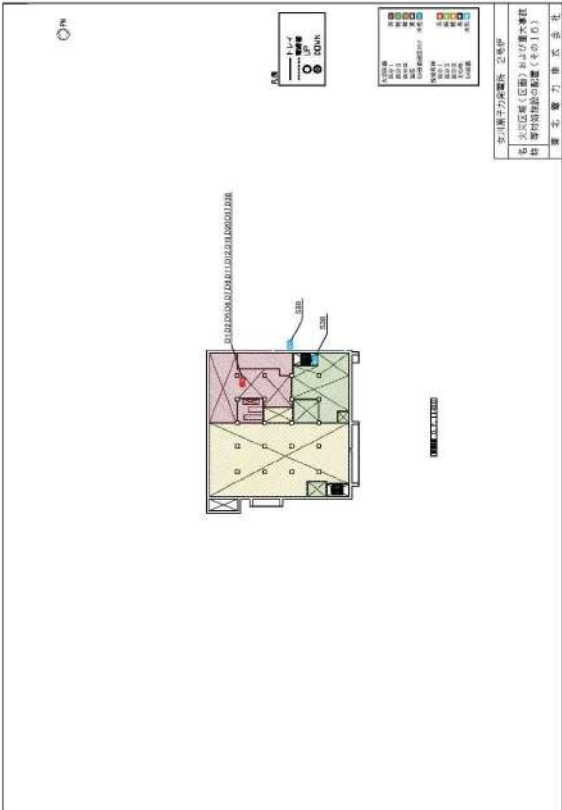
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 991 1075 1007">図51-39 2号伊弉册御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="898 1011 1229 1027">作図みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

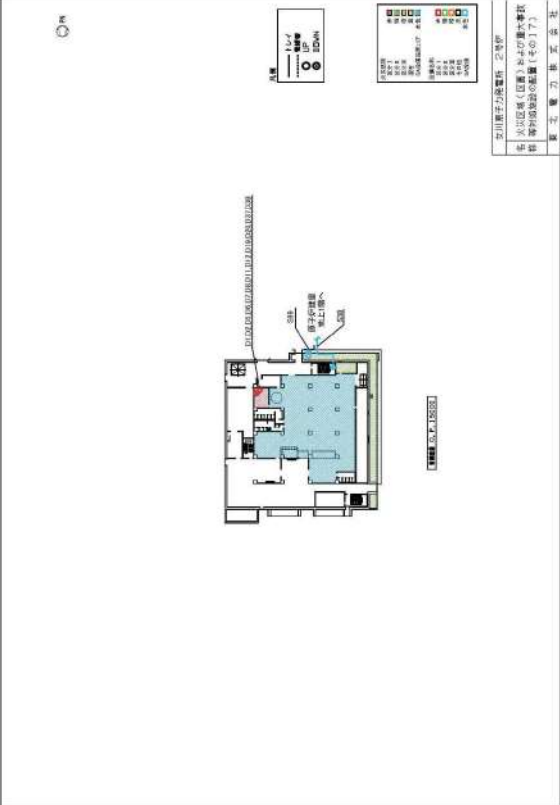
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-40. 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

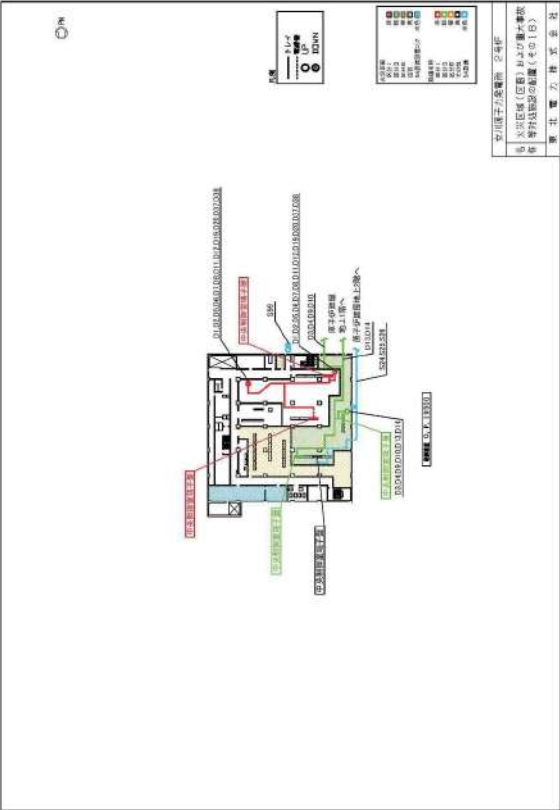
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-41 2号炉制御建屋 地上1階</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

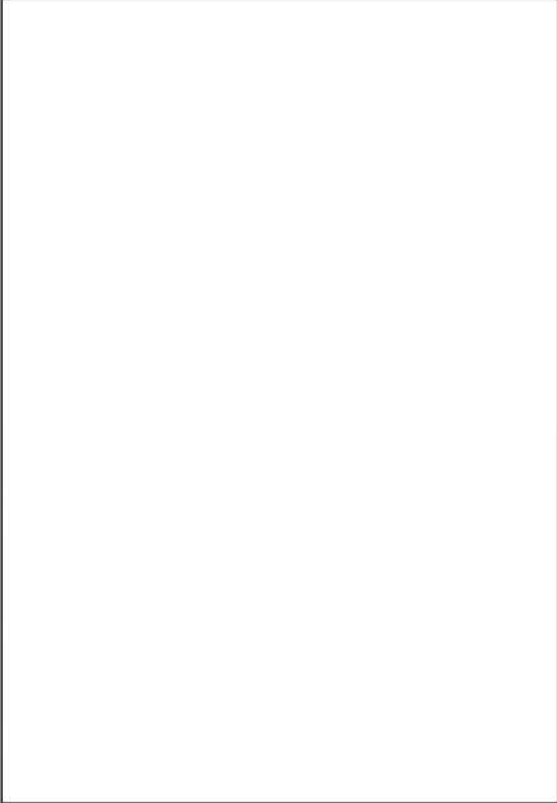
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-42 2号炉制御柱屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

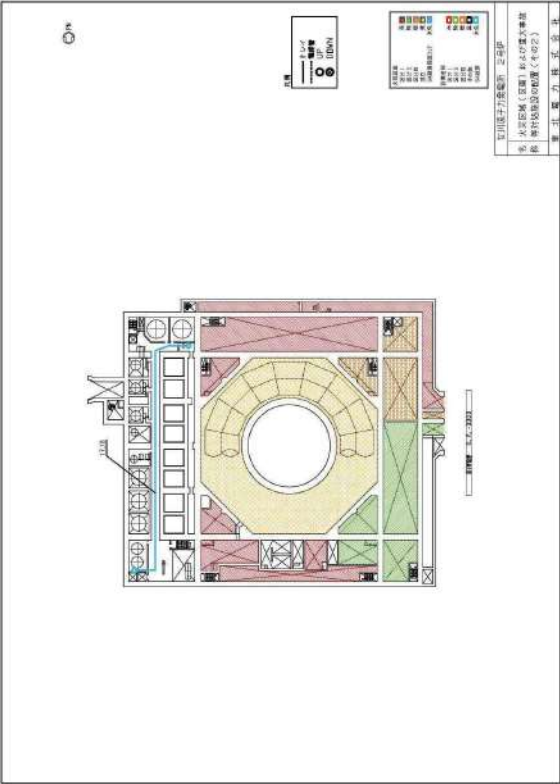
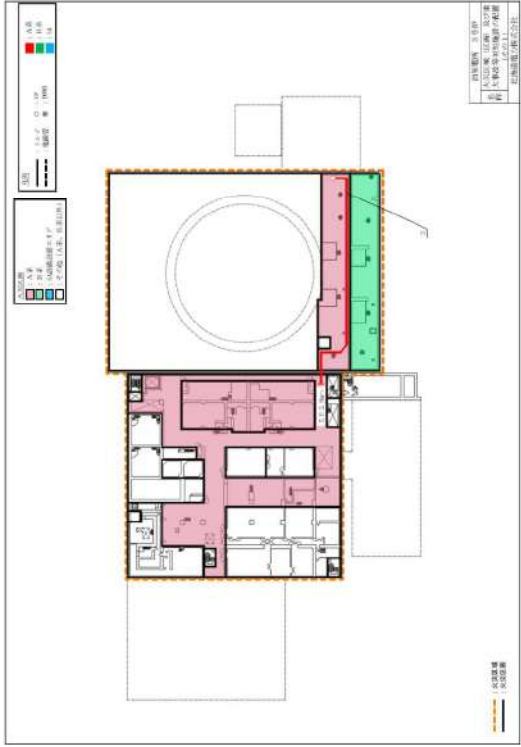
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1005">図51-43 2号炉副射建屋 地上3階</p> <p data-bbox="898 1008 1223 1027">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 146 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 175 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

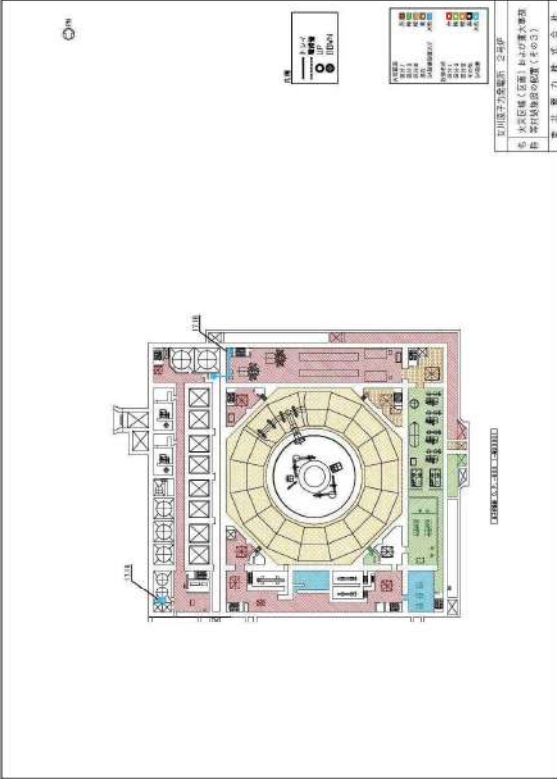
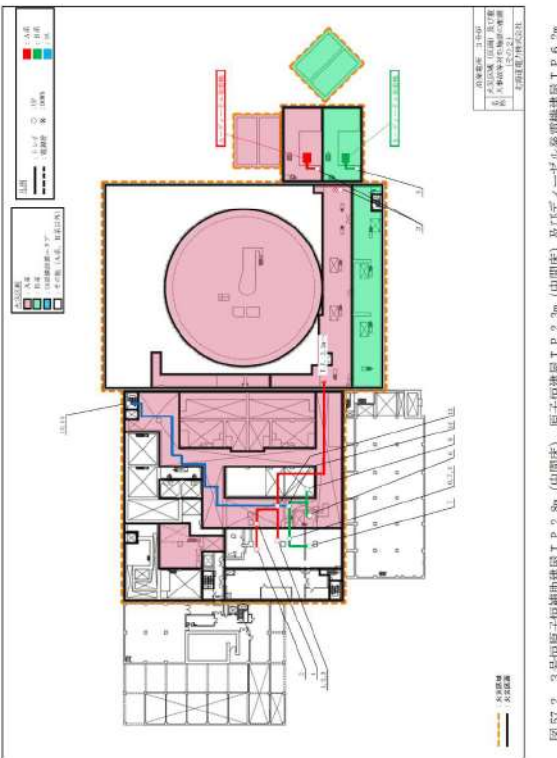
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-1 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図57.1 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8m 及び原子炉建屋 T.P.2.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

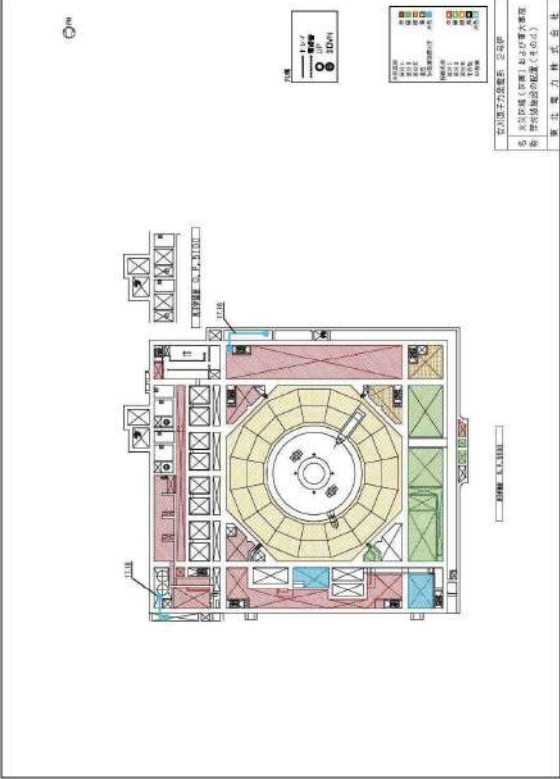
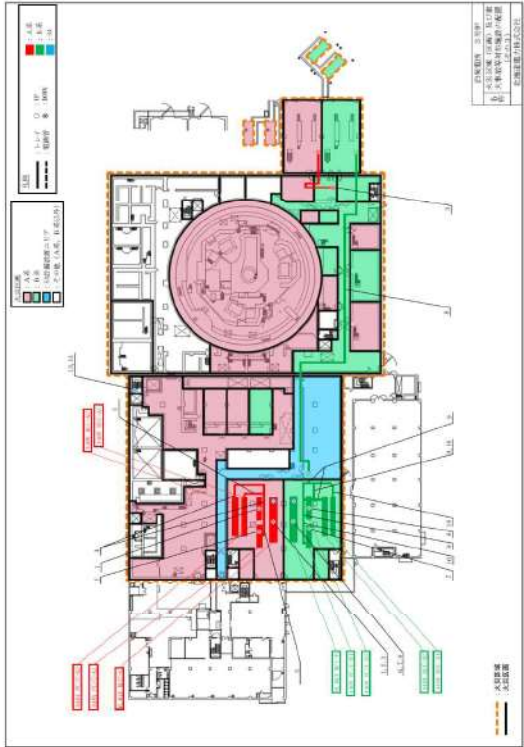
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-2 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図 57.2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8a (中間床)、原子炉建屋 T.P.2.8a (中間床)、原子炉建屋 T.P.2.8a (中間床) 及びデューセル発電機建屋 T.P.6.2a</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

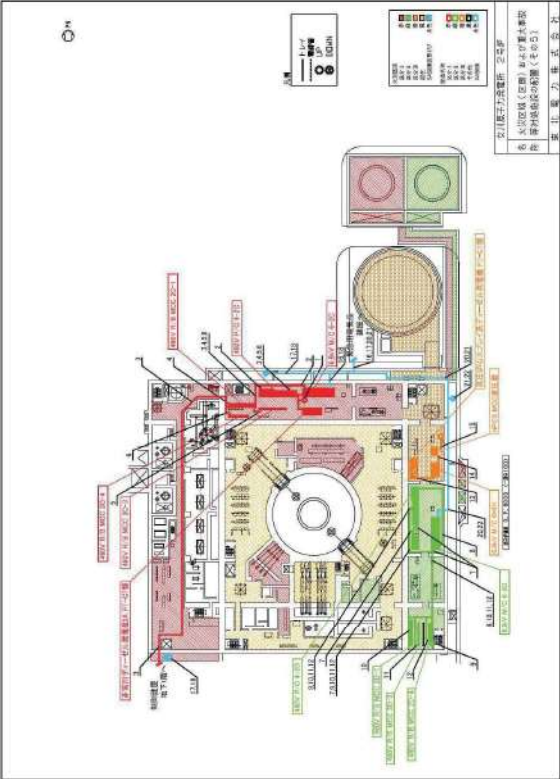
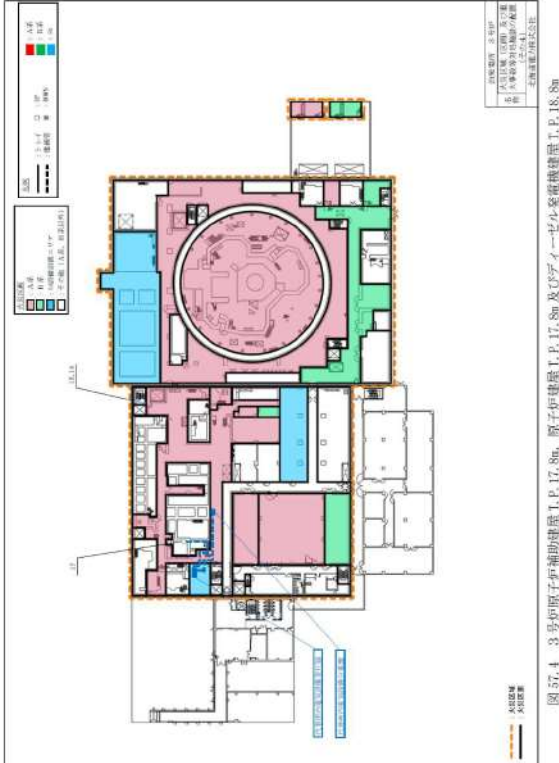
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-3 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 57.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3m、原子炉建屋 T.P.10.3m、原子炉建屋 T.P.10.3m及びディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

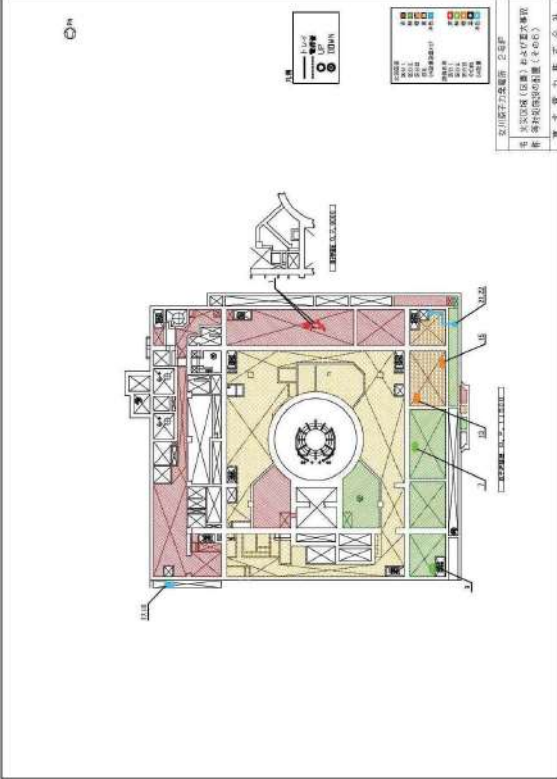
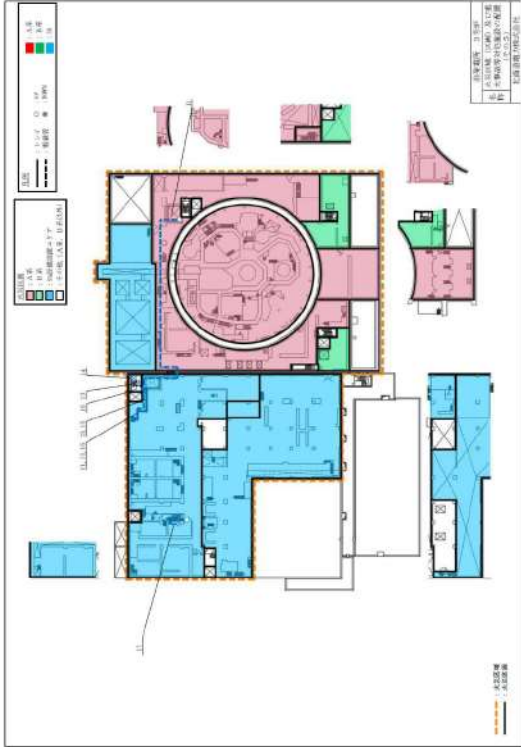
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-4 2号炉原子炉棟屋 地下1階</p>	 <p>図57.4 3号炉原子炉補助棟屋I.P.17.8a、原子炉棟屋I.P.17.8b及びディーゼル発電機棟屋I.P.18.5b</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

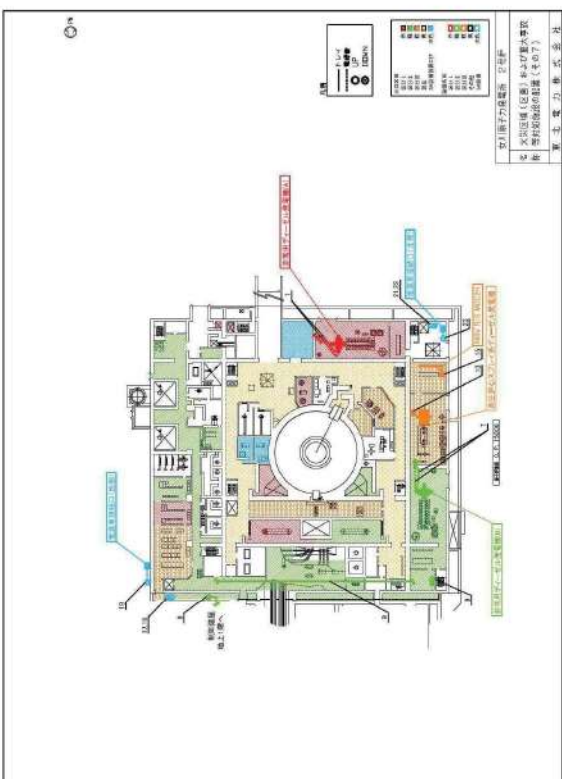
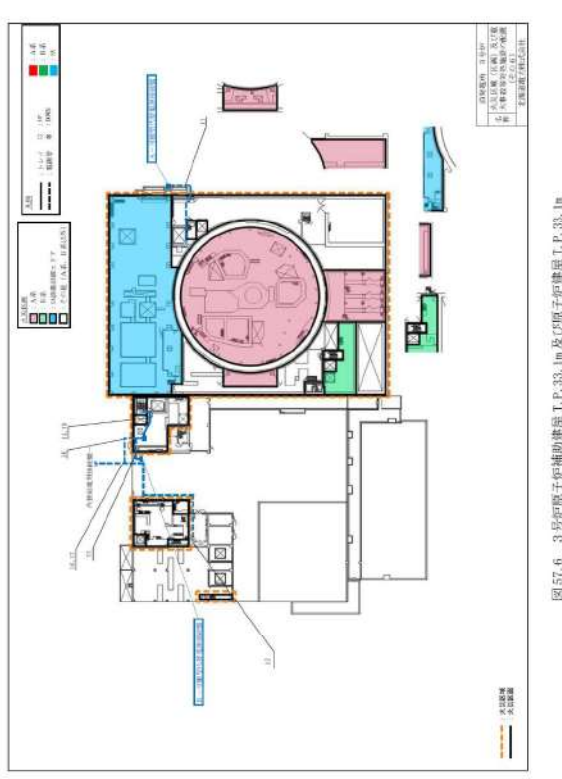
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-5 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57.5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.24.8m 及び原子炉建屋 T.P.24.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

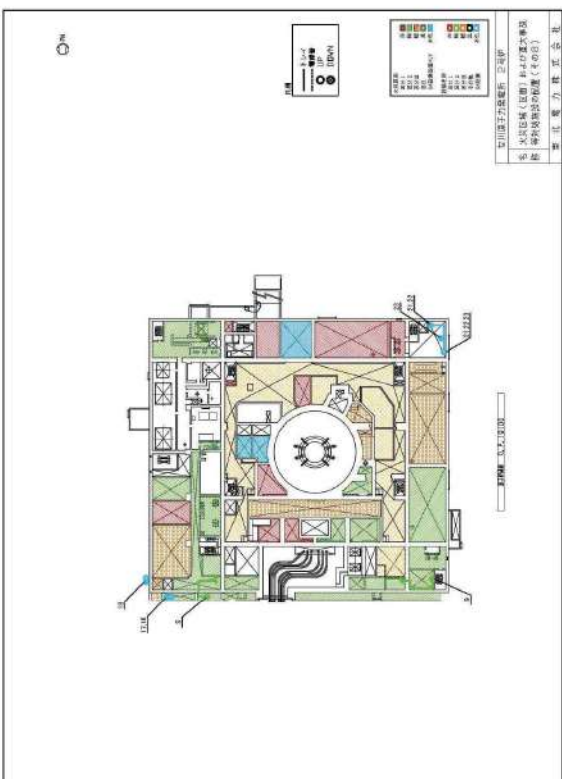
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 57-6 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.6 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1m及び原子炉建屋 T.P.33.1m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-7 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

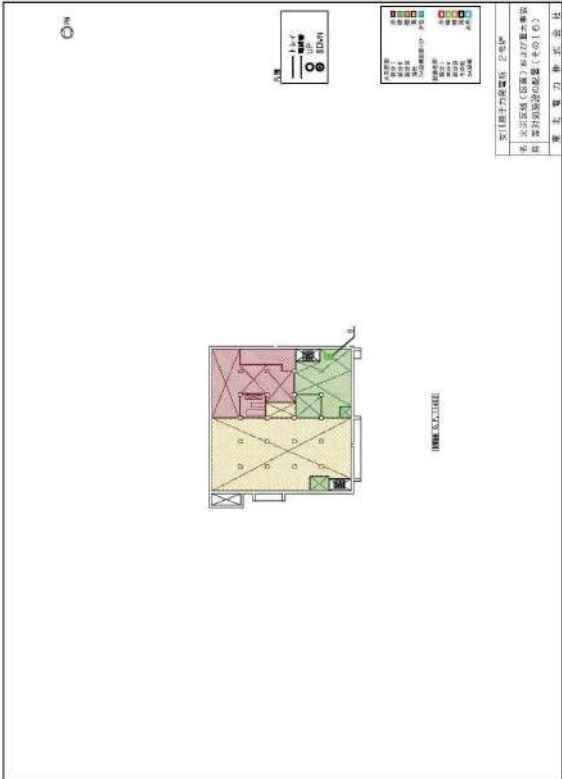
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-10 所内常設蓄電式直流電源設備に対する設計方針について	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 系統概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源は2系統 (A、B) を有し、系統構成は下図のとおりである。</p>  <p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、3系統3組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、分電盤等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計測制御系統施設、無停電電源装置等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの2系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、原子炉隔離時冷却系により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を表57-10-1に、単線結線図を図57-10-1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを3系統3組 (125V蓄電池2A、2B及び2H) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、125V蓄電池2A及び2Bを所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、直流駆動低圧注水系ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ、タービン発電機初期励磁等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、250V 1系統 (約6,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から約15分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計装用インバータ (無停電電源装置) 等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要仕様を表57.10.1に、単線結線図を図57.10.1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを2系統2組 (A蓄電池及びB蓄電池) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、A蓄電池及びB蓄電池を所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、タービン動主給水ポンプ非常用油ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、約130V 2系統2組 (1組当たり約2,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から約55分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計装用インバータ (無停電電源装置) 等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要仕様を表57.10.1に、単線結線図を図57.10.1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを2系統2組 (A蓄電池及びB蓄電池) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、A蓄電池及びB蓄電池を所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、タービン動主給水ポンプ非常用油ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、約130V 2系統2組 (1組当たり約2,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から約55分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 項目名称の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称・記載表現の相違 ・女川：分電盤⇔泊：直流コントロールセンタ</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊の計測制御系統施設は計装用インバータ (無停電電源装置) の負荷である</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (蓄電池) ・女川：125V蓄電池2A⇔泊：A蓄電池 ・女川：125V蓄電池2B⇔泊：B蓄電池</p> <p>【女川】 設備の相違 ・蓄電池 (常用) の仕様及び負荷の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電源車⇔泊：可搬型代替電源車</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>参考：重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <p>表 57-10-1 非常用直流電源設備の主要機器仕様</p> <table border="1" data-bbox="792 343 1171 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用</th> <th rowspan="2">設計基準事故対処設備 125V 蓄電池 2H (区分Ⅲ)</th> <th rowspan="2">(参考) 重大事故等対処設備 125V 代替蓄電池</th> </tr> <tr> <th>125V 蓄電池 2A (区分Ⅰ)</th> <th>125V 蓄電池 2B (区分Ⅱ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 電圧 容量</td> <td>125V 約 8,000Ah</td> <td>125V 約 6,000Ah</td> <td>125V 約 400Ah</td> <td>125V 約 2,000Ah</td> </tr> <tr> <td>充電器 台数</td> <td>1 (125V 蓄電池 2A 用) 1 (125V 蓄電池 2B 用)</td> <td></td> <td>1 (125V 蓄電池 2H 用)</td> <td>1 (125V 代替蓄電池用)</td> </tr> <tr> <td>充電方式</td> <td>浮動 (常時)</td> <td></td> <td>浮動 (常時)</td> <td>浮動 (常時)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		設計基準事故対処設備 125V 蓄電池 2H (区分Ⅲ)	(参考) 重大事故等対処設備 125V 代替蓄電池	125V 蓄電池 2A (区分Ⅰ)	125V 蓄電池 2B (区分Ⅱ)	蓄電池 電圧 容量	125V 約 8,000Ah	125V 約 6,000Ah	125V 約 400Ah	125V 約 2,000Ah	充電器 台数	1 (125V 蓄電池 2A 用) 1 (125V 蓄電池 2B 用)		1 (125V 蓄電池 2H 用)	1 (125V 代替蓄電池用)	充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)	<p>参考：重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <p>表 57.10.1 非常用直流電源設備の主要仕様</p> <table border="1" data-bbox="1420 359 1736 1372"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用</th> <th rowspan="2">(参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池</th> </tr> <tr> <th>A 蓄電池</th> <th>B 蓄電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 電圧 容量</td> <td>約 130V 約 2,400Ah</td> <td>約 130V 約 2,400Ah</td> <td>約 130V 約 2,400Ah × 2組</td> </tr> <tr> <td>充電器 台数 充電方式</td> <td>1 (A 蓄電池用) 1 (B 蓄電池用) 浮動 (常時)</td> <td></td> <td>2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		(参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池	A 蓄電池	B 蓄電池	蓄電池 電圧 容量	約 130V 約 2,400Ah	約 130V 約 2,400Ah	約 130V 約 2,400Ah × 2組	充電器 台数 充電方式	1 (A 蓄電池用) 1 (B 蓄電池用) 浮動 (常時)		2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)	<p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇨泊：使用済燃料ピット</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違 ・負荷電流の相違により、蓄電池の必要容量が相違する。</p>
項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		設計基準事故対処設備 125V 蓄電池 2H (区分Ⅲ)	(参考) 重大事故等対処設備 125V 代替蓄電池																																			
	125V 蓄電池 2A (区分Ⅰ)	125V 蓄電池 2B (区分Ⅱ)																																					
蓄電池 電圧 容量	125V 約 8,000Ah	125V 約 6,000Ah	125V 約 400Ah	125V 約 2,000Ah																																			
充電器 台数	1 (125V 蓄電池 2A 用) 1 (125V 蓄電池 2B 用)		1 (125V 蓄電池 2H 用)	1 (125V 代替蓄電池用)																																			
充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)																																			
項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		(参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池																																				
	A 蓄電池	B 蓄電池																																					
蓄電池 電圧 容量	約 130V 約 2,400Ah	約 130V 約 2,400Ah	約 130V 約 2,400Ah × 2組																																				
充電器 台数 充電方式	1 (A 蓄電池用) 1 (B 蓄電池用) 浮動 (常時)		2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-10-1 非常用直流電源設備 単線結線図</p>	<p>図 57-10.1 直流電源設備 単線結線図</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【女川】 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違 【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. SA時要求に対する設計方針 (容量根拠概要)</p> <p>SA時 (長期全交流動力電源喪失時) は、全交流動力電源喪失開始から8時間以内は中央制御室から、8時間以降は現地で操作にてSA時に給電不要な負荷を切り落とし、給電確保する設計としている。</p>  <p>(参考) 容量根拠詳細例 (大飯3号炉A系統 (例))</p> <p>直流負荷概要</p> <p>負荷パターン (3号炉A系統)</p>	<p>10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について</p> <p>全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、原子炉隔離時冷却系による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備 (制御電源含む) に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要のないものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用する125V蓄電池2Aは原子炉隔離時冷却系による原子炉注水が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、原子炉隔離時冷却系は、蓄電池容量以外にもサブプレッションチェンバの圧力及び水温の上昇や中央制御室、原子炉隔離時冷却系ポンプ設置場所であるRCICタービンポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉へ注水することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <p>a. 設計基準事故対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備</p> <p>(b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備</p> <p>b. 【参考】重大事故等対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備 (交流動力電源復旧後用いる設備は除く。)</p> <p>2. 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>2.3 全交流動力電源喪失</p>	<p>10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について</p> <p>全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備 (制御電源含む) に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要のないものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用するA蓄電池及びB蓄電池並びに重大事故等対処設備である後備蓄電池は、タービン動補助給水ポンプによる発電用原子炉の冷却時に操作する補助給水ポンプ出口流量調節弁が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、タービン動補助給水ポンプは、蓄電池容量以外にも中央制御室、タービン動補助給水ポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉を冷却することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <p>a. 設計基準事故対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備</p> <p>(b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備</p> <p>b. 【参考】重大事故等対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備 (交流動力電源復旧後用いる設備は除く。)</p> <p>7.1 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>7.1.2 全交流動力電源喪失</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 項目名称の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (蓄電池) ・女川：125V蓄電池2A⇔泊：A蓄電池 ・女川：125V蓄電池2B⇔泊：B蓄電池 【女川】 設備の相違 ・泊はB蓄電池及び後備蓄電池からも給電する ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.3.1 全交流動力電源喪失 (長期T B)</p> <p>2.3.2 全交流動力電源喪失 (T B U)</p> <p>2.3.3 全交流動力電源喪失 (T B D)</p> <p>2.3.4 全交流動力電源喪失 (T B P)</p> <p>2.4 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>2.4.1 取水機能が喪失した場合</p> <p>2.6 L O C A時注水機能喪失</p> <p>3. 運転中の原子炉における重大事故</p> <p>3.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)</p> <p>3.1.2 代替循環冷却系を使用する場合</p> <p>3.1.3 代替循環冷却系を使用できない場合</p> <p>3.4 水素燃焼</p> <p>5. 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>5.2 全交流動力電源喪失</p> <p>(b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定</p> <p>a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 外部電源喪失から1分まで</p> <p>外部電源喪失時に各ディーゼル発電機の自動起動に必要な設備として、区分Ⅰ～Ⅲの各蓄電池 (非常用) から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまでの約1分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：非常用ディーゼル発電機初期励磁、高圧炉心スプレイスディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路(表57-10-2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>7.2 重大事故</p> <p>7.2.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)</p> <p>7.2.1.1 格納容器過圧破損</p> <p>7.2.1.2 格納容器過温破損</p> <p>7.4 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>7.4.2 全交流動力電源喪失</p> <p>(b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定</p> <p>a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 外部電源喪失から1分まで</p> <p>外部電源喪失時に各ディーゼル発電機及びタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、A系、B系の各蓄電池 (非常用) から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまで及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの約1分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、補助給水設備 (タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁) (表57.10.2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失を想定する有効性評価シナリオの相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇄泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】設備の相違 ・炉型の違いによる外部電源喪失後1分までに自動起動が完了する設備の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：非常用ディーゼル発電機⇄泊：ディーゼル発電機</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から15分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合(全交流動力電源喪失)を考慮し、蓄電池に接続される全ての負荷に15分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される全ての負荷 (火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失15分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から15分後には、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、ガスタービン発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続される全ての負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される全ての負荷 (火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p>	<p>b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から55分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合(全交流動力電源喪失)を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に55分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト/モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失55分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から55分後には、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、代替非常用発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト/モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)、可搬型モニタ</p>	<p>(b) 外部電源喪失から5分まで 外部電源喪失時にタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、A系、B系の各蓄電池(非常用)からタービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプに電源供給を行う。電源供給時間はタービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの約5分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：補助給水設備(タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ)(表57.10.2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から55分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合(全交流動力電源喪失)を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に55分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト/モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失55分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から55分後には、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、代替非常用発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト/モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)、可搬型モニタ</p>	<p>【女川】設備の相違 ・泊は外部電源喪失から5分後までに自動的に停止する負荷がある</p> <p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 供給時間の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇄泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p>区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要な時間電源を供給するため1時間以内にi, ii項に記載の負荷切離し^{*1}を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備(電源車)から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。区分Ⅲの蓄電池については、負荷の切離しを実施せず、接続される全ての負荷に8時間電源供給を行う。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷(2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 無停電電源装置の負荷^{*2} (原子炉保護系, 平均出力領域モニタ, 起動領域モニタ, 制御棒位置等) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: <u>直流照明^{*3}, 直流照明兼非常用照明^{*3}, 主蒸気逃がし安全弁, 原子炉隔離時冷却系, 原子炉水位(広帯域)(燃料域), 原子炉圧力, 原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力, 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力, 格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W), 格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C), 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量, 取水ピット水位計^{*3}, 無線連絡設備(固定)/ (携帯)^{*3}, 衛星電話設備(固定)/ (携帯)^{*3}, 安全パラメータ表示システム(SPDS)^{*3} (表57-10-2)</u> (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. 区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準</p>	<p>リングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。</p> <p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p>A系及びB系の蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要な時間電源を供給するため、1時間後にi, ii項に記載の負荷切離し^{*1}を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備(可搬型代替電源車)から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷(2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 計装用インバータ(無停電電源装置)の負荷^{*2} (原子炉保護設備等) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: <u>地下水排水設備^{*3}, 津波監視カメラ^{*3}, 取水ピット水位計^{*3}, 水素検知器^{*3}, 循環水ポンプの自動停止インターロック^{*3}, 格納容器サンブ水位上昇率測定装置^{*3}, 補助給水ポンプ出口流量調節弁, 出力領域中性子束, 中間領域中性子束, 中性子源領域中性子束, 加圧器圧力^{*3}, 加圧器水位, 1次冷却材圧力(広域), 1次冷却材温度(広域-高温側), 1次冷却材温度(広域-低温側), 1次冷却材流量^{*3}, 主蒸気ライン圧力, 蒸気発生器水位(狭域), 蒸気発生器水位(広域), 格納容器内温度, 原子炉格納容器圧力, 補助給水流量, 補助給水ピット水位, ほう酸タンク水位, 格納容器再循環サンブ水位(広域), 格納容器再循環サンブ水位(狭域), 原子炉補機冷却水サージタンク水位, 燃料取替用水ピット水位, 格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ), 格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ) (表57.10.2)</u> (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. A系及びB系の蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準規</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:区分Ⅰ, 区分Ⅱ⇔泊:A系, B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:電源車⇔泊:可搬型代替電源車</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:無停電電源装置⇔泊:計装用インバータ(無停電電源装置) ・女川:原子炉保護系⇔泊:原子炉保護設備</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:区分Ⅰ, 区分Ⅱ⇔泊:A系, B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:使用済燃料プール⇔泊:使用済燃料ピット</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>規則第57条電源設備 解釈第1項b) を考慮し、中央制御室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護系による原子炉停止及び平均出力領域モニタ、起動領域モニタ、制御棒位置の状態による原子炉スクラム確認は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。なお、同様に無停電電源装置の負荷である燃料交換フロア放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、ドライウエル圧力、サブプレッションプール水温度及び圧力抑制室水位は、1時間で負荷切離した後、重大事故等対処設備にて監視可能である。</p> <p>*3. 直流照明、直流照明兼非常用照明、取水ピット水位計、無線連絡設備 (固定) / (携帯)、衛星電話設備 (固定) / (携帯) 及び安全パラメータ表示システム (SPDS) はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>規則第57条電源設備 解釈第1項b) を考慮し、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護設備による発電用原子炉停止は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。また、同様に無停電電源装置の負荷である主蒸気逃がし弁は全交流動力電源喪失時に現場操作を行うため、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。加圧器逃がし弁は直流電源が喪失している場合は弁操作用バッテリーを準備しており、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。原子炉トリップ遮断器、共通要因故障対策盤及び主蒸気隔離弁は ATWS 事象発生直後に動作を期待する設備であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。凝縮液量測定装置、格納容器内温度、格納容器再循環サンプル水位 (広域)、格納容器再循環サンプル水位 (狭域)、原子炉補機冷却水サージタンク水位、格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)、格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) は他系統又は他設備により監視可能であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。</p> <p>*3. 地下水排水設備、津波監視カメラ、取水ピット水位計、水素検知器、循環水ポンプの自動停止インターロック、格納容器サンプル水位上昇率測定装置、加圧器圧力、1次冷却材流量はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 設備の相違 ・負荷切り離し場所の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：原子炉保護系⇄泊：原子炉保護設備</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・負荷切離し対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで 各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) から電源供給できない場合 (全交流動力電源喪失) を考慮し、(1) b項で選定した設備 (表57-10-3、表57-10-4) については、区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：代替制御棒挿入機能、高圧代替注水系、原子炉隔離時冷却系、主蒸気逃がし安全弁、低圧代替注水系 (直流駆動低圧注水系ポンプ)、耐圧強化ベント系、原子炉格納容器フィルタベント系、原子炉建屋内水素濃度、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置、使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)、原子炉圧力容器温度、原子炉圧力、原子炉圧力 (S A)、原子炉水位 (広帯域) (燃料域)、原子炉水位 (S A広帯域) (S A燃料域)、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、原子炉格納容器下部注水流量、原子炉格納容器代替スプレイ流量、ドライウエル温度、圧力抑制室内空気温度、サブプレッションプール水温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、圧力抑制室水位、原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位、格納容器内水素濃度 (D/W)、格納容器内水素濃度 (S/C)、格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)、格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)、フィルタ装置出口放射線モニタ、復水貯蔵タンク水位、高圧代替注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉格納容器下部温度、耐圧強化ベント系放射線モニタ、残留熱除去系熱交換器入口温度、残留熱除去系熱交換器出口温度 (表57-10-2)</p>	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで 各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) から電源供給できない場合 (全交流動力電源喪失) を考慮し、(1) b項で選定した設備 (表57.10.3、表57.10.4) については、A系及びB系の蓄電池並びに後備蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：補助給水ポンプ出口流量調節弁、格納容器水素イグナイタ温度監視装置、原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置、使用済燃料ビット水位 (AM用)、使用済燃料ビット水位 (可搬型)、使用済燃料ビット温度 (AM用)、使用済燃料ビット監視カメラ、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子源領域中性子束、補助給水流量、蒸気発生器水位 (狭域)、蒸気発生器水位 (広域)、補助給水ビット水位、1次冷却材温度 (広域-高温側)、1次冷却材温度 (広域-低温側)、1次冷却材圧力 (広域)、加圧器水位、燃料取替用ホビット水位、格納容器再循環サンプ水位 (広域)、格納容器再循環サンプ水位 (狭域)、主蒸気ライン圧力、原子炉格納容器圧力、格納容器内温度、格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)、格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)、原子炉容器水位、格納容器圧力 (AM用)、原子炉補機冷却水サージタンク水位、ほう酸タンク水位、格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位 (表57.10.2)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機 ・女川：区分Ⅰ、区分Ⅱ⇔泊：A系、B系 【女川】設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備</p> <p>タービン系制御等の一部制御系についても、蓄電池 (非常用) から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離しても問題ない。</p> <p>直流設備：<u>タービン系制御</u> (表 57-10-2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備</p> <p>蒸気タービン保安装置等の一部設備についても、蓄電池 (非常用) から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離しても問題ない。</p> <p>直流設備：<u>蒸気タービン保安装置等</u> (表 57.10.2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電対象設備の相違 <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は制御系だけでなく非常用設備への給電も行うため、「設備」と記載

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表 57-10-2 非常用直流電源設備から電源供給する設備						
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8 燃料 #9 燃料 #10 警告時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ 供給可能時間
3条	設計基準対象施設の地震	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
4条	地震による機器の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
9条	津波による機器の防止	有	9-1	集電盤カゴラ	DB	交換電源用母線に使用
6条	外郭からの襲撃による機器の防止	有	5-2	外の林を監視する設備+1 (取水ポンプ水位計)	DB	24時間 24時間
7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	第24条(原子炉制御室等)で抽出した設計により要求を行う
8条	火災による機器の防止	有	8-1 8-2	外装機設備 火災防壁対策設備+2 (4-1と同一) (4-2と同一)	DB DB	交換電源用母線に使用 専用電源から供給
9条	洪水による機器の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
10条	雷撃作の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
11条	安全設備機器等	有	11-1 11-2	直流風扇 直流風扇並行用風扇	DB DB	8時間 8時間 24時間 24時間
12条	安全施設	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の防止	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
14条	全交流動力電源喪失対策設備	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5 燃料 #6 燃料 #7 燃料 #8 燃料 #9 燃料 #10 燃料 #11 燃料 #12 燃料 #13 燃料 #14 燃料 #15 燃料 #16 燃料 #17 燃料 #18 燃料 #19 燃料 #20 燃料 #21 燃料 #22 燃料 #23 燃料 #24 燃料 #25 燃料 #26 燃料 #27 燃料 #28 燃料 #29 燃料 #30 燃料 #31 燃料 #32 燃料 #33 燃料 #34 燃料 #35 燃料 #36 燃料 #37 燃料 #38 燃料 #39 燃料 #40 燃料 #41 燃料 #42 燃料 #43 燃料 #44 燃料 #45 燃料 #46 燃料 #47 燃料 #48 燃料 #49 燃料 #50 燃料 #51 燃料 #52 燃料 #53 燃料 #54 燃料 #55 燃料 #56 燃料 #57 燃料 #58 燃料 #59 燃料 #60 燃料 #61 燃料 #62 燃料 #63 燃料 #64 燃料 #65 燃料 #66 燃料 #67 燃料 #68 燃料 #69 燃料 #70 燃料 #71 燃料 #72 燃料 #73 燃料 #74 燃料 #75 燃料 #76 燃料 #77 燃料 #78 燃料 #79 燃料 #80 燃料 #81 燃料 #82 燃料 #83 燃料 #84 燃料 #85 燃料 #86 燃料 #87 燃料 #88 燃料 #89 燃料 #90 燃料 #91 燃料 #92 燃料 #93 燃料 #94 燃料 #95 燃料 #96 燃料 #97 燃料 #98 燃料 #99 燃料 #100	供給可能時間
3条	設計基準対象施設の地震	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-
4条	地震による機器の防止	有	4-1	地下水排水設備	DB	24時間	24時間
5条	津波による機器の防止	有	5-1 5-2	外の設備を監視する設備+1 (浮遊監視カメラ) 外の設備を監視する設備+1 (取水ポンプ水位計)	DB DB	8時間 8時間	24時間 24時間
6条	外郭からの襲撃による機器の防止	有	5-3	潮位計	DB	専用電源から供給	24時間
7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	第26条(原子炉制御室等)で抽出した設計により要求を行う	-
8条	火災による機器の防止	有	8-1 8-2	外装機設備 火災防壁対策設備+2 (4-1と同一) (4-2と同一)	DB DB	8時間 専用電源から供給	24時間 24時間
9条	洪水による機器の防止	有	9-1	潮位計	DB	専用電源から供給	24時間
10条	雷撃作の防止	有	11-1	無停電電源用交流IT	DB	専用電源から供給	-
11条	安全設備機器等	有	11-2	非常灯及び誘導灯	DB	専用電源から供給	-
12条	安全施設	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-
13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の防止	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由					
条文	内容	追加要求事項の概要	番号	電源供給する設備 (電源が必要な設備が要求されない)	機軸	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	基本時間	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ	
15条	炉心等	無	-		-	-	-	-	-	-	
16条	燃料体系の取扱施設及び貯蔵施設	有	16-1 16-2 16-3 16-4 16-5 16-6 16-7 16-8	使用済燃料プール水位/濃度(ゲイトバルブ式)(34-2と同じ) 燃料貯蔵プール水位 燃料貯蔵プール水温 燃料プールライナドレン漏えい FFOシグ入口流量 燃料交換プロセス放射線モニタ 燃料取扱エリア放射線モニタ 原子炉建屋屋上貯蔵装置放射線モニタ	DB/ SA/ DB DB DB DB DB DB	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	-
17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	
18条	蒸気タービン	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	
19条	非常用炉心冷却設備	無	19-1 19-2 19-3 19-4	原子炉心スプレイ系(49-3と同じ) 原子炉心スプレイ系(47-3と同じ) 降圧冷却装置(47-2,48-4,49-2と同じ) 主蒸気凝結器(49-1と同じ)	DB DB DB DB/SA	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	
20条	一次冷却材の減少分を補償する設備	無	20-1	化学制御設備(配てんポンプ)(41-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	
21条	蒸留機を除去することができる設備	無	21-1	蒸留機設置(46-2,46-2,47-2と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	
条文	内容	追加要求事項の概要	番号	電源供給する設備 (電源が必要ない)	機軸	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	供給可能時間 A系#8 B系#8	
14条	全交流動力電源喪失対策設備	有	-	(電源が必要ない)	-	-	-	-	-	-	
15条	炉心等	無	-	(電源が必要ない)	-	-	-	-	-	-	
16条	燃料体系の取扱施設及び貯蔵施設	有	16-1 16-2 16-3	使用済燃料ピット水位 使用済燃料ピット流量 使用済燃料ピットエアモニタ	DB DB DB	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	
17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	有	17-1 17-2 17-3	原子炉冷却材圧力バウンダリ 原子炉冷却材圧力バウンダリ 原子炉冷却材圧力バウンダリ	DB DB DB	-	-	24時間 1時間 1時間	24時間 1時間 1時間	-	
18条	蒸気タービン	無	-	(電源が必要ない)	-	-	-	-	-	-	
19条	非常用炉心冷却設備	無	19-1 19-2 19-3	原子炉心スプレイ系(48-1,46-1,47-3,48-3と同じ) 化学制御設備(45-2,46-2,47-2と同じ) 蒸気タービン(45-3,46-3と同じ)	DB/SA DB/SA DB/SA	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	
20条	一次冷却材の減少分を補償する設備	無	20-1	化学制御設備(配てんポンプ)(41-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	
21条	蒸留機を除去することができる設備	無	21-1	蒸留機設置(46-2,46-2,47-2と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間	供給可能時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
20条	一次冷却水の減少を抑制する設備	無	20-1	原子炉隔離冷却装置 (47-2と同一)	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間	-	-	-
21条	機器熱を除去することのできる設備	無	20-2	制御棒駆動水圧系	DB 拡張	-	-	-	交流電源復旧日割に使用	-	-	-	-
22条	蒸気ヒートシンクへ熱を輸送することのできる設備	無	21-1	換熱器除去系 (47-2、48-4、48-2と同一)	DB 拡張	-	-	-	交流電源復旧日割に使用	-	-	-	-
			22-1	原子炉隔離冷却水系統 (48-5と同一)	DB 拡張	-	-	-	交流電源復旧日割に使用	-	-	-	-
			22-2	原子炉隔離冷却海水系 (48-6と同一)	DB 拡張	-	-	-	交流電源復旧日割に使用	-	-	-	-
23条	計測制御系統運転	無	23-1	駆動伝達系 (58-27と同一)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	-	-	-
			23-2	蒸気出力監視系 (58-28と同一)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	-	-	-
			23-3	制御棒位置	DB	-	-	-	1時間	1時間	-	-	-
			23-4	原子炉反応度(伝達遅延)監視 (58-4と同一)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-5	原子炉正圧 (58-2と同一)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-6	原子炉隔離冷却装置 (58-4と同一)	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-7	原子炉隔離冷却装置 (58-3と同一)	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-8	原子炉圧力維持装置	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-9	ドライウェル圧力	DB	-	-	-	1時間	1時間	-	-	-
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	供給可能時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
21条	機器熱を除去することのできる設備	無	21-2	補助冷却設備 (駆動補助冷却ポンプ) (44-3、45-3、46-3、47-3、48-1と同一)	DB/SA	○	-	-	5分	5分	-	-	-
			21-3	補助冷却設備 (タービン駆動補助冷却ポンプ) #3 (44-4、45-4、46-4、47-4、48-2と同一)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	-	-	-
			21-4	主蒸気設備 (主蒸気凝縮器) (44-7、45-6、46-7、47-6、48-2と同一)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	-	-	-
			21-5	補助冷却設備 (補助冷却ポンプ) (出口流量調節装置) (44-5、45-7、46-5、47-5、48-3と同一)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	-
22条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することのできる設備	無	22-1	原子炉隔離冷却水設備 (48-5、49-1、50-2と同一)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			22-2	原子炉隔離冷却水設備 (48-5、49-2、50-3と同一)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-1	出力制限中性子系 (58-1と同一)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-2	中間領域中性子系 (58-2と同一)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-3	中性子制御領域中性子系 (58-3と同一)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	-
23条	計測制御系統運転	無	23-4	制御棒位置	DB	○	-	-	8時間	24時間	-	-	-
			23-5	加圧器圧力	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-6	加圧器水位 (58-11と同一)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	-

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違